

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

**地域共生社会の実現に向けた
分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究
報 告 書**



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

令和7（2025）年3月

— 目 次 —

第1章 本事業の目的と実施内容	1
1 . 本事業の目的	1
2 . 本事業の全体像.....	1
3 . 本事業の実施概要.....	2
4 . 実施体制.....	8
5 . 成果等の公表計画.....	9
第2章 文献・資料調査結果	10
1 . 調査結果.....	10
第3章 都道府県アンケート調査	11
1 . 調査結果.....	11
2 . 調査結果概要版.....	23
第4章 地域づくりヒアリング調査結果	24
1 . ヒアリング調査記録	24
2 . 地域づくり事例集.....	96
第5章 自治体担当者向けガイドブック	126
資料編	150

第1章 本事業の目的と実施内容

1. 本事業の目的

本事業は、分野横断的な地域づくりを推進するために、先行して取組む事例を把握するとともに、保健医療、福祉（ひきこもり、刑務所出所者、困難な課題を抱える女性、孤独孤立、保健、難病、医療的ケア児、社会的処方等）及び他省庁の取組との連携した地域づくりの手法について調査研究を行うことを目的として実施した。

2. 本事業の全体像

（1）全体構成

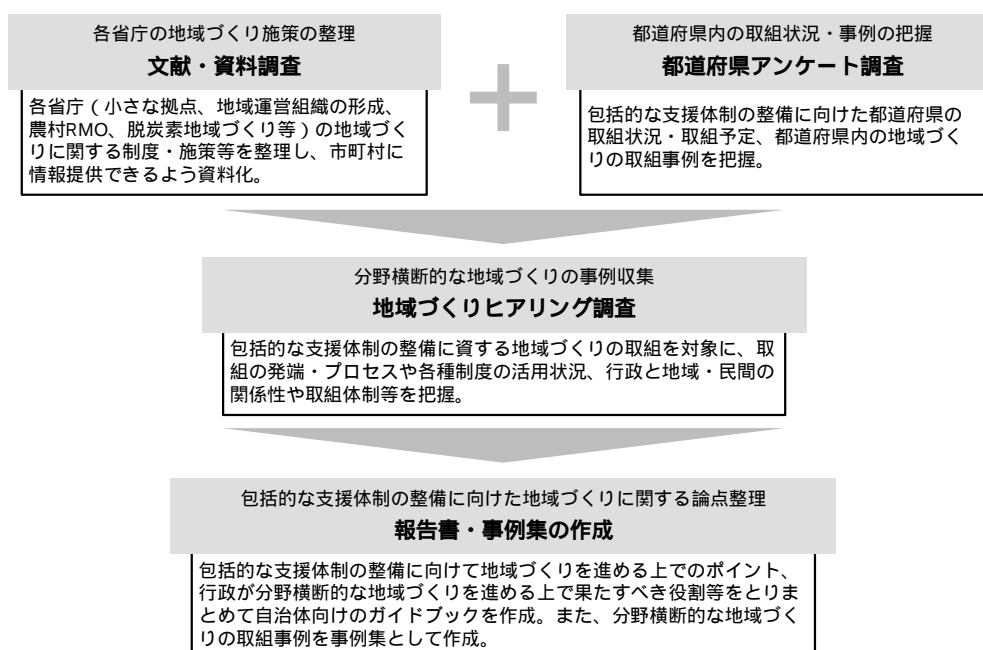
本調査研究事業の全体構成は、以下の通りである。

まず、基礎的な情報整理として、文献・資料調査（第2章）により、厚生労働省以外の省庁の地域づくりに関する制度・施策、取組事例等を把握した。また、都道府県を対象にアンケート調査（第3章）を行い、包括的な支援体制に整備に向けた市町村の取組の把握状況、都道府県としての取組、分野横断的な地域づくりの事例等を把握した。

次に、分野横断的な地域づくりの事例収集として地域づくりヒアリング調査を実施し、事例集を作成した（第4章）。福祉部門・まちづくり部門による取組、民間企業・団体等による取組を対象に、取組のプロセスや各種制度の活用状況、取組体制や関係機関等を把握した。

これらの結果をふまえて、包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりとは何をするものか、現場に求められる実践やそれを可能とする環境整備のあり方について解説するガイドブックを作成した（第5章）。これらを取りまとめる形で本報告書を作成した。

図表 1-1 本事業の全体構成



(2) 実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下の通りである。

図表 1-2 実施スケジュール

	令和 6 年						令和 7 年		
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
【委員会】 ■ 委員会設置、事前協議 ■ 開催			第 1 回			第 2 回		第 3 回	第 4 回
【文献・資料調査】 ■ とりまとめ方法の検討 ■ 調査の実施									
【都道府県アンケート調査】 ■ 調査票の設計 ■ 調査の実施、集計・分析									
【地域づくりヒアリング調査】 ■ ヒアリング実施計画の作成 ■ ヒアリング調査の実施									
【事例集の作成】									
【報告書の作成】									

3 . 本事業の実施概要

(1) 文献・資料調査

目的

各省庁（小さな拠点、地域運営組織の形成、農村 RMO、脱炭素地域づくり等）の地域づくりに関する制度・施策等を整理し、自治体の福祉部門担当者に情報提供できるよう資料化を行った。

調査対象

厚生労働省「重層的支援体制整備事業に係る他分野との連携通知」のうち、以下の通知の中で言及されている施策・事業に関連して設けられている地域づくりの支援制度等の中で、地域福祉関連の活用事例があるもの。また、厚生労働省「第 4 回地域共生社会の在り方検討会議」（2024 年 9 月 30 日開催）で報告された他省庁の取組からも、同様の観点で地域づくりの支援制度等の抽出を行った。

- 重層的支援体制整備事業と地域力創造施策との連携について（令和 3 年 10 月 1 日付）
総務省
- 重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携について（令和 3 年 12 月 1 日付）

内閣府

- 重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携について（令和 4 年 3 月 1 日付）

農林水産省

- 重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策との連携について（令和 4 年 6 月 30 日付） 環境省

調査内容

- ・制度の概要
- ・支援内容等
- ・地域福祉関連の活用事例（コミュニティ形成、参加支援等）
- ・詳しく知りたい場合の URL 等 / 等

調査方法

文献・資料調査（各省庁 HP からの情報収集）

調査実施期間

令和 6 年 8 ～ 10 月

（ 2 ）都道府県アンケート調査

目的

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する都道府県の取組、都道府県内の地域づくりの取組事例等を把握するため、都道府県アンケート調査を実施した。

調査対象

都道府県の包括的な支援体制の整備 / 重層的支援体制整備事業の担当者

調査内容

- ・各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況をどの程度把握しているか（相談支援 / 地域づくり）
- ・包括的な支援体制の整備に向けた都道府県の取組状況（相談支援 / 地域づくり）
- ・包括的な支援体制の整備に向けた都道府県の今後の取組予定（相談支援 / 地域づくり）
- ・「分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくり」という観点から注目している都道府県内の取組事例
- ・包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する意見 / 等

調査方法

WEB アンケート調査

調査実施期間

令和 6 年 8 月 26 日～9 月 13 日

回収結果

調査対象数 47 件、有効回収数 45 件、有効回収率 95.7%

(3) 地域づくりヒアリング調査、地域づくり事例集

目的

包括的な支援体制の整備に資する「分野横断的な地域づくり」の取組事例を把握することを目的として、地域づくりヒアリング調査を実施した。

調査対象

検討委員会（(5) に記載）での議論をふまえ、以下の視点から調査対象の選定を行った。

- 個別支援と地域づくりの両輪が意識されている事例
- 地域づくり取組の多様性を感じられる事例（福祉文脈以外で取り組まれている事例、行政の関わりがない事例、これらが結果的に福祉に貢献していることを伝達する）
- 個別支援と地域づくりの違いを理解し、行政の福祉部門がまちづくり部門・関係者と協働するためのヒントを得られる事例
- 施策としての広がりを感じられる事例（取組単体ではなく地域の中での様々な取組が連動しながら動いている事例）

< 調査対象の選定方法 >

- ・委員会委員からの情報提供や推薦
- ・厚生労働省からの情報提供や推薦
- ・その他、事務局による情報収集

調査内容

- ・地域づくりのプロセス・ストーリー
- ・地域づくりの取組内容
- ・活用している制度等
- ・自治体の関わり
- ・取組による変化
- ・今後の方向性 / 等

調査方法

訪問による聞き取り調査

調査実施期間

令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月

調査実施経過

調査実施経過は、以下の通り。

図表 1-3 地域づくりヒアリングの調査対象

取組主体	取組・拠点の名称	対象地域	ヒアリング対象	ヒアリング実施日
養父市	社会的処方推進課による取組	兵庫県 養父市	・養父市 ・合同会社 Roof	2024 年 11 月 1 日
日向コミュニティ振興会	日向コミュニティ振興会による取組	山形県 酒田市	・日向コミュニティ振興会 ・東北公益文科大学 ・酒田市	2024 年 11 月 19 日
一般財団法人 明石コミュニティ創造協会	協働のまちづくり推進組織を支援する事業	兵庫県 明石市	・一般財団法人 明石コミュニティ創造協会	2024 年 11 月 27 日
三股町社会福祉協議会	三股町コミュニティデザインラボ	宮崎県 三股町	・三股町コミュニティデザインラボ	2024 年 12 月 3 日
豊明市	共生社会課による取組	愛知県 豊明市	・豊明市	2024 年 12 月 6 日
株式会社グラ ンドレベル	喫茶ランドリー	東京都 墨田区	・株式会社グランドレベル	2024 年 12 月 12 日
つなぐば家守 舎株式会社等	シェアアトリエつ なぐば等	埼玉県 草加市	・つなぐば家守舎株式会社 ・一般社団法人なつかしいミライ ・ハングオーバー株式会社 ・株式会社ここにある ・社会福祉法人福祉楽団 ・草加市社会福祉協議会 ・草加市	2025 年 1 月 20 日

(4) 自治体担当者向けガイドブック

目的

自治体担当者を対象に、「包括的な支援体制の整備」のために、なぜ地域づくりが必要なのか、それを進めるための現場での実践として、地域に対しどのような働きかけが必要なのか、またそれを実現するための環境をどう整備すべきか等を解説することを目的として、自治体担当者向けガイドブックを作成した。

読み手

- 自治体の包括的な支援体制の整備 / 重層的支援体制整備事業の地域づくり担当者

構成・内容

ガイドブックの構成は、以下のとおり。

- 1 . < 考え方編 > 包括的な支援体制の整備に、なぜ「地域づくり」が必要なのか
はじめに～福祉行政における「地域づくり」とは何か？
 - (1) 「包括的な支援」になぜ「地域づくり」が必要なのか
 - (2) 「生きていくことを支える」ためになぜ地域が大切なのか
 - (3) 福祉行政からみた2つの「地域づくり」への関わり方
 - 2 . < 現場実践編 > 包括的な支援体制に向けて福祉行政はどう地域に働きかけるか？
 - (1) 個別支援を起点に地域にどう働きかけるか？
 - (2) 地域そのものへの働きかけ～中長期のアプローチ
 - (3) 並走する「個別支援起点」と「地域そのものへの働きかけ」
 - 3 . < 環境整備編 > 地域に働きかけるための組織のあり方
 - (1) 行政の福祉部門に組織として求められること～管理職へのメッセージ
 - (2) 事業も財源も「分野横断できる」ことを知る
- おわりに

(5) 検討委員会の設置・運営

委員構成

検討委員会委員及びオブザーバーは、以下の通りであった。

図表 1-4 検討委員会 委員

氏 名	所 属
秋山 太	久留米市 健康福祉部 地域福祉課 主査
竹端 寛	兵庫県立大学 環境人間学部 教授
永田 祐	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授
根岸 拓哉	まちの保育園 小竹向原 チーフコミュニティコーディネーター
松崎 亮	社会福祉法人三股町社会福祉協議会 コミュニティデザインラボ 所長
松本 小牧	豊明市 市民生活部 共生社会課 課長

座長

(五十音順、敬称略)

図表 1-5 検討委員会 オブザーバー

氏 名	所 属
南 孝徳	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 / 地域共生社会推進室 室長
高坂 文仁	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室 室長補佐
犬丸 智則	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室 支援推進官
石松 香絵	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室 支援調整係 係長

(敬称略)

開催経過

開催日時、開催方式・場所、議題は、下記の通りであった。

図表 1-6 開催日時、開催方式・場所、議題

	開催日時	開催方式・場所	議題
第1回	令和6年 9月30日 15:00～17:30	対面開催 TKP 東京駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 10B	・文献・資料調査結果の報告 ・都道府県アンケート調査結果の報告 ・包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する論点 ・地域づくりヒアリング調査実施計画
第2回	令和6年 12月10日 17:30～20:00	対面開催 TKP 東京駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 10B	・ヒアリング調査結果中間報告 ・ガイドブック構成案 ・事例集の構成案
第3回	令和7年 2月5日 18:00～20:00	ZOOM によるオンライン開催	・ガイドブック構成案 ・事例集の構成案
第4回	令和7年 3月28日 9:30～12:00	ZOOM によるオンライン開催	・ガイドブック案 ・事例集案

4. 実施体制

本事業の実施体制は、以下の通りであった。

図表 1-7 事業実施体制

氏名	所属・役職
岩名 礼介	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 主席研究員
齋木 由利	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 地域政策部 主任研究員
栗山 智帆	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究開発第1部（大阪）副主任研究員
松井 望	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
西尾 秀美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 副主任研究員
窪田 裕幸	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究員
伊藤 瑞萌	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 研究開発第2部（名古屋）研究員
藤山 美律	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 地域政策部 研究員
信國 舞	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究アシスタント
三浦 美恵子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 社会政策部 研究アシスタント

5．成果等の公表計画

報告書、ガイドブック・事例集については、事業実施主体である三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングの公式 HP にて公開し、厚生労働省を通じて全国の自治体に対し、広く周知を行う。

第2章 文献・資料調査結果

1．調査結果

調査結果については、資料編に記載した。

第3章 都道府県アンケート調査

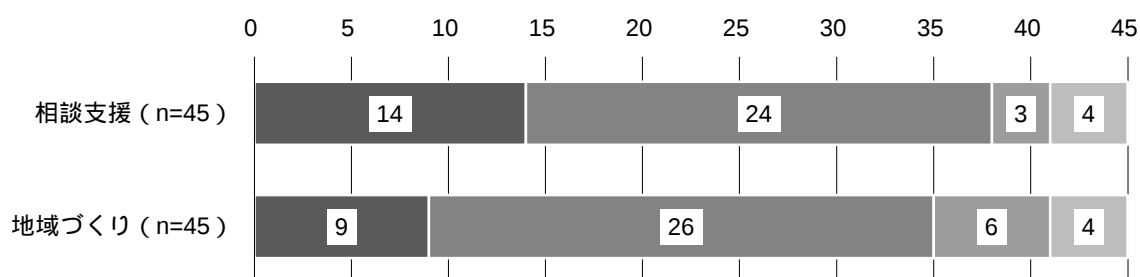
重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施している全国の市区町村を対象に実施した「包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する都道府県アンケート調査」の結果は、以下の通りであった。

1. 調査結果

(1) 包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況の把握状況(問2)

相談支援も地域づくりも、「重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」という都道府県が最も多く、それぞれ45件中24件、26件となっている。次いで、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している(相談支援14件、地域づくり9件)」となっている。

図表 3-1 市町村の取組の把握状況



- 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない
- その他

図表 3-2 その他(自由記述)

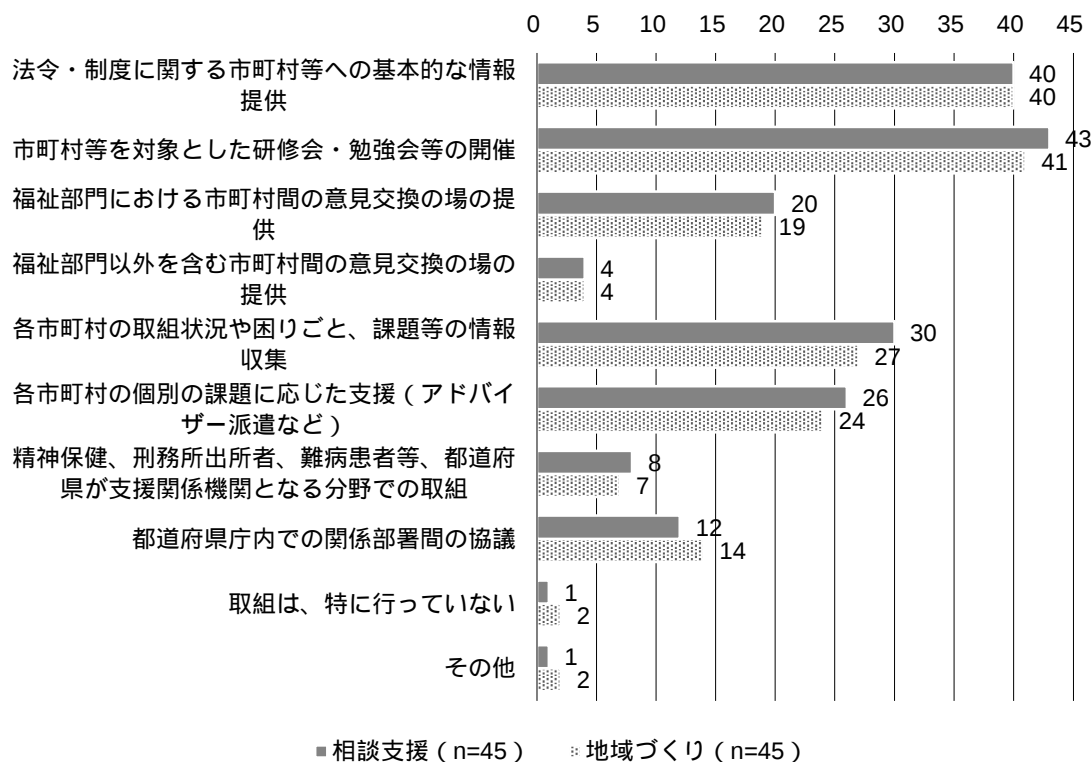
(相談支援・地域づくり共通)

- ・重層事業・移行準備事業を実施している区市名は把握しているが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しいと考えている。
- ・重層事業は取組状況を把握しているが、移行事業は把握できてない。
- ・重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、すべての実施市町村の取組状況は把握していない。

(2) 包括的な支援体制の整備のためにしている取組 (問 3 ・ 問 4)

相談支援も地域づくりも、「市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催」という都道府県が最も多く、それぞれ 45 件中 43 件、41 件となっている。次いで、「法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供 (相談支援 40 件、地域づくり 40 件) 」となっている。

図表 3-3 都道府県の取組



図表 3-4 その他 (自由記述)

【相談支援】

・県庁内における関係部署間での情報共有等

【地域づくり】

・県庁内における関係部署間での情報共有等 / 等

図表 3-5 取組の内容

【法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供】 4 件

・福祉分野以外で活用できそうな補助金や支援制度の情報提供を行っている。

・住民主体の地域福祉活動の推進のための事例提供

・国のキャラバン事業を活用して先行事例の紹介。

・国等からの情報提供を随時市町村へ共有している。

【市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催】 19 件

- ・市町村研修会の開催
- ・今年度、研修を実施予定
- ・セミナー開催、事例検討会を実施
- ・包括的な支援体制の整備に関する研修会の開催
- ・市町村担当者及び関係機関を対象とした情報交換会の開催
- ・研修会において地域づくりに関する実践報告を設定している。
- ・その年のテーマによるが、毎年研修を行っている。
- ・県社会福祉協議会と協働し、研修会を開催している。
- ・市町村を個別に訪問して意見交換を行ったり、研修会を開催して先行自治体による事例発表等の場を設けている。
- ・各自治体の困りごとを把握し、その声をもとに研修会を企画している。
- ・地域づくりに限らないが、重層的支援体制整備事業の後方支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しており、研修会や意見交換会を開催している。
- ・地域づくりについてのみでなく、相談支援・参加支援・地域づくり全般の研修会を実施
- ・国の予算、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」も活用しながら、区市町村職員、区市町村社会福祉協議会職員を対象としたシンポジウムを開催するなど、機運の醸成に努めている。
- ・外部講師を招へいし、座学＋グループワークを内容とする研修を行っており、相談事業や地域づくり事業についてデザインする視点を持って、事業の実施状況を見直すよう伝えている。
- ・市町と市町社会福祉協議会(地域づくりの担い手として)が合同参加する、包括的支援体制の構築に向けた研修を実施している。
- ・包括的な相談支援体制に関わる人を対象として、地域づくりなどをテーマとした研修会を開催している。
- ・地域づくりの取組を具体的にイメージしてもらえる場として、市町村職員等を対象とした意見交換会及び学習会を実施。
- ・県においては、市町村ごとの個別の勉強会等(アドバイザー派遣を含む)を通して、「包括的な支援体制の整備」や「地域づくり」についての説明とともに、当該市町村の取組事例を通して、「地域共生社会の実現」の周知理解を得よう取り組んでいる。
- ・市町職員・相談支援機関の職員向けに地域共生社会の普及・啓発に関するセミナーを実施している。令和6年度の研修では重層事業に取り組む市町や他県の先進事例の講義等を予定している。

【福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供】 7 件

- ・意見交換の場の提供
- ・市町村担当者間での状況共有
- ・市町村向け研修にて市町村同士でのグループワークを行っている。
- ・各市町の情報交換の場の提供
- ・地域づくりだけに特化したものではないが、先進自治体の取組共有や市町村・社協間での情報交換
- ・市町村関係課同士でのワークなどを行う研修会を実施

・「重層的支援体制整備事業に向けた都道府県後方支援事業」の一環として、重層事業関係者(市町行政、市町社協等)を集めた情報交換会または研修会を開催し、市町担当者間のネットワークづくりや、重層事業のメリット・デメリット共有等を行っている。

【各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集】 1 件

・各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集

【各市町村の個別の課題に応じた支援(アドバイザー派遣など)】 11 件

・市町からの要望に応じて、アドバイザーを派遣し近隣市町を含めた意見交換会などを行うことで、市町の支援を行っている。

・地域活動に関するアドバイザー派遣の事業をしている。

・地域の実践者等派遣による支援

・アドバイザーを派遣し他市町の好事例の共有等を行うことで各市町の個別課題に応じた支援を行っている。

・個別課題に応じた支援

・社会資源の状況等が地域によって異なることから、各市町の個別の課題に応じた助言等の支援を行う事業を実施。内容は次のとおり。・県、県社協、市町社協などのコアメンバーによる打合せ、・市町の関係機関のセルフチェックによる課題の抽出及び共有(目標の設定)、・目標達成に向けた取組の検討及び実行(大学講師などの有識者による助言を含む。)

・アドバイザー派遣による個別支援

・各市町村の課題に応じた助言等を行うアドバイザーを派遣している。

・市町村へのアドバイザー派遣

・重層的支援体制の整備に向けて取り組む市町へアドバイザーを派遣し、地域づくりを含む重層事業の取組に関する困りごとや課題に対する支援を行っている。 / 等

【福祉部門以外との連携】 2 件

・他業種や福祉以外の機関との連携について

・農村 RMO の協議会に参画するなど、庁内連携も進めている。

【その他】 3 件

・地域づくりとして注力している取組はない。

・今年度から、社会福祉協議会と連携し、「重層的支援体制整備促進事業」を実施して、重層事業について実施や実施を検討している区市町村、区市町村社会福祉協議会を支援するため、電話相談、訪問による情報提供、助言等のほか、「体制構築に係る手法の分析と展開」、「事例発表(報告)会」、「先行自治体情報交換会」、「報告集の作成」の4つの柱からなる事業を展開して、自治体の後方支援に取り組んでいる。 / 等

(3) 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりとして注目している都道府県内の取組事例、事業実施前後の変化(問5)

図表 3-6 重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施別にみた、
都道府県内の地域づくりの取組事例

取組内容	重層事業を実施	移行準備事業を実施	いずれも実施なし	合計
居場所づくり	4件	0件	0件	4件
交流拠点づくり	0件	1件	0件	1件
座談会	4件	0件	0件	4件
市民団体との協働	5件	2件	0件	7件
相談窓口の設置	0件	0件	1件	1件
合計	13件	3件	1件	17件

図表 3-7 都道府県内の地域づくりの取組事例(事業実施前後に変化があったもの)

取組内容	取組内容の詳細	事業実施前後の変化
交流拠点づくり (1件)	地域の交流拠点	市内他地域への展開(2か所目が開所予定)
座談会(2件)	地域づくりトークセッション(住民座談会)... 地区ごとに開催。該当地区に関係のある方であれば誰でも参加することができ、「こんなことに困っている」「地域にこんなことがあるといい」「地域でこんなことがしたい」など、地域について話し合う。	移行準備では2名体制だったところ、重層開始に伴い3名体制となった。
	地域づくりミーティング...重層的支援体制整備事業第3号「地域づくり事業」担い手たちが集い、互いの活動内容、課題、やりたいことを共有。コラボレーション企画を立案・実施	重層事業は市民の生の声が聞ける場として様々な部署に活用されており、庁内の関係職員は事業実施の効果を感じている模様。 重層事業実施検討の過程が、専門職含めた職員が本気で地域福祉を考える機会となり、人口減や限界集落といった現状を踏まえ、住民の暮らしを守るためになにが必要なのか、職員が考えるきっかけとなっていた。
市民団体との協働(5件)	高校生や大学生が地域福祉課題の解決に取り組む市民活動団体と協働し、地域活動の活性化を図っていたりと新しい枠組	地域づくりの拠点先に必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員(エリアマネージャー、コーディネー

	みでの地域づくりに取り組んでいる。	ト推進員等)を配置、また、まちの課題解決に向けた他分野との情報共有・連携を強化する等、重層事業実施を大きなきっかけとして、取組内容と体制の充実が図られた。
	漁福連携	参加支援メニューの充実
	住民に身近な小学校区を活動圏域とする団体へ支援を行い、住民が主体となって地域課題の把握やその解決に取り組む事業を推進する。	地域の見守りネットワークの中で把握した複雑・複合的な課題を抱える住民やその世帯について、地域の中での解決が難しい場合は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業へとつなぐことで、役割分担しながら支援を行えるようになった。
	地元のNPO法人と連携し、人と人、商店・企業と地域、人とモノをつないでいく「地域循環型コラボ」の登録制プラットフォームを構築し、それぞれがコラボレーションできる環境を整えている。	移行準備事業の受託を契機に、新たな拠点を設立し、それまで実施していた様々な居場所づくり等の取組を統合
	地域おこし協力隊やeスポーツとの連携による取組	事業実施関係者の多様化、関係団体等での連携強化

図表 3-8 都道府県内の地域づくりの取組事例

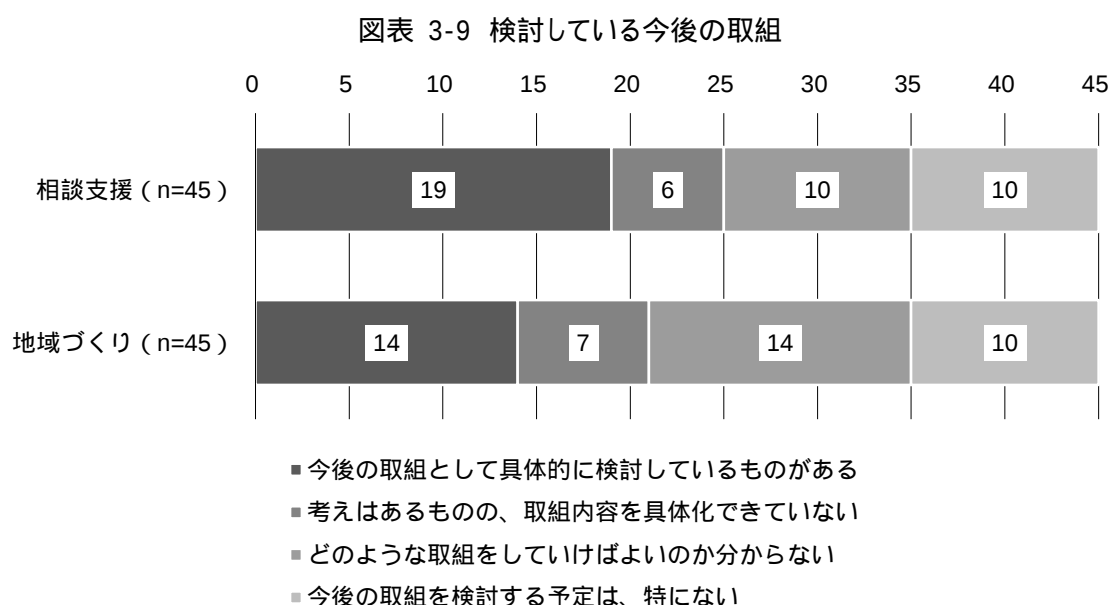
(事業実施前後に変化がなかったもの、不明なもの、事業実施前後の変化が未回答だったもの)

分類	取組内容
居場所づくり (4件)	校内居場所カフェ 不登校児や子育て家庭の受け皿として、地域センターの平日昼間(第1・3水 9:30～13:00)を全館貸し切りにして、多世代、多分野の方が自由で居心地の良い地域の場所を提供。/等
座談会(2件)	お互い人や顔を知り合っていること、声をかければ集まってくれるフットワークのよさ(=担い手)を活かして、“かさなる会議”等を通じた事業を展開重層事業を実施している /等
市民団体との 協働(2件)	地域食堂ネットワークを活用した孤独・孤立対策プラットフォームの立ち上げ 市内の旧小学校区の18校区すべてに地域振興協議会を設置。世代や属性を超えた取組に対して補助を実施している。
相談窓口の設置(1件)	年金支給日に金融機関での相談窓口の設置(年金支給日は、多くの高齢者がお金を引き出すために金融機関を訪れていることから、それに合わせて金融機関に相談窓口を設置し、生活面・健康面の相談受付や各種情報の周知、特殊詐欺被害の防止につなげるため、モデル的に8月より実施。参加機関(包括支援センター、保健センター職員))。今後は他の関係機関とも連携して、相談窓口の拡大や周知の情報充実などを図っていくこととしている。

(4) 包括的な支援体制の整備に向けて、都道府県の今後の取組として検討していること (問 6)

相談支援は、「今後の取組として具体的に検討しているものがある」という都道府県が最も多く、45 件中 19 件となっている。次いで、「どのような取組をしていけばよいのか分からない (10 件)」、「今後の取組を検討する予定は、特にない (10 件)」となっている。

地域づくりは、「今後の取組として具体的に検討しているものがある」、「どのような取組をしていけばよいのか分からない」という都道府県が最も多く、それぞれ 14 件となっている。次いで、「今後の取組を検討する予定は、特にない (10 件)」となっている。



図表 3-10 地域づくりについて、検討している今後の取組内容や考え

【法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供】 6件

- ・事業アセスメントと地域アセスメントの重要性を市町村へ伝え、それぞれ実施する意向がある市町村に対しては支援を行う。
- ・県で把握している地域資源の現状把握・整理を行い、市町村での包括的な支援体制への活用に向けて情報提供・支援を行う。
- ・地域づくりを含めた包括的支援体制に係る研修の実施、住民主体の地域福祉活動に係る事例提供等
- ・地域づくりに特化したものではないが、総合相談支援体制構築のプロセス等をまとめた報告書を作成し、市町村等へ周知する予定。
- ・地域づくりの好事例を実践している市町村と連携して、実践事例の紹介や課題の共有等を行う。
- ・「包括的な支援体制の整備」に係る都道府県キャラバンにおいて、県外及び県内の先行自治体から報告をいただき、県内市町村へフィードバックする予定

【市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催】 8 件

- ・重層事業実施のとっかかりを作る研修(全県)の実施
- ・引き続き、自治体の状況を把握し、お悩みに応じた研修会を開催する。
- ・研修等の内容について、新たな内容を導入できないか検討中
- ・研修を継続的に実施する予定である
- ・福祉分野以外の地域づくりに携わる関係者も対象とした研修会の開催。
- ・セミナー等を通して、重層事業先行市事例の共有や実施にあたっての評価活動の共有等を行う予定。
- ・地域づくりを含めた包括的支援体制整備に関する市町村職員等の理解促進(研修会実施等)
- ・県社会福祉協議会と協力してのセミナー開催

【福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供】 1 件

- ・県内地域間での情報共有等による連携強化

【各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集】 3 件

- ・県内市町村の取組事例の収集
- ・チェックリストによる各市町の実態把握。
- ・県内市町村のニーズを把握し、県として可能な支援を考えていきたい。

【各市町村の個別の課題に応じた支援(アドバイザー派遣など)】 4 件

- ・引き続き市町村間での情報共有や専門家の派遣を通じ、市町村への支援を行う。
- ・引き続きセミナーの開催やアドバイザー派遣、研修を通して地域と連携して課題解決できるような人材の育成を行う。
- ・現在実施している取組を継続しつつ、市町村の規模や現状、ニーズに応じた支援を随時展開する。
- ・市町村担当者への直接的な伴走支援(定期訪問による事業の検討や関係機関等との協議への支援)の実施を検討

【福祉部門以外との連携】 1 件

- ・現在、各市町の個別の課題に応じた助言等の支援を行う事業を実施しており、今後は、福祉分野だけでなく、様々な関係者が参画しながら取組を協議する体制の整備に向けた後押しができるような事業展開としていきたいと考えている。

(5) 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進に必要な取組、課題 (問 7)

図表 3-11 地域づくりの推進に必要な取組、課題

【市町村の理解促進】 2 件

- ・市町村に具体的な例を提示し、各市町村でも実現可能な取り組みである認識を持たせること。
- ・地域づくり推進の前段階として、包括的支援体制整備に係る社会福祉法上の規定や概念(重層的支援体制整備事業の位置づけも含む)および必要性を市町村が理解すること

【多機関連携】 9 件

- ・県や市町それぞれの行政内でも福祉の部署だけでなく、まちづくりの部署を含めて検討するなど様々な部署を巻き込んで地域づくりを進めていく必要があると思う。
- ・庁内においてもなかなか縦割り意識が抜けないことに加え、地域資源とのつながり作りを苦手とする行政職員は多いと思う。
- ・重層事業や地域共生社会の担当だけではなく、関係分野の職員が自分の仕事の一部としてとらえ、一体となって包括的な支援体制を整備に向けて取り組める組織づくりが肝なのではないかと感じている。
- ・包括的な支援体制の所管が厚労省であるため、いかに他部局(特に企画部門(まちづくり))に主体性をもってもらうかが課題。
- ・関係する部局・各課の具体的な連携方法(特に福祉部門以外)
- ・既存の制度や仕組み、補助金等との棲み分けや分担の整理
- ・新たな機能強化のみならず、既存の資源での連携強化に関する取組
- ・各自治体の各所属間内での連携や理解が課題になると考えられる(実際、そういった意見をよく耳にする)。
- ・市町村における課題として、他分野を担当する部局との連携の難しさや、小規模自治体においてはマンパワー不足などがあると考ええる。

【包括的な支援体制の分かりにくさ】 4 件

- ・包括的な支援体制の整備(第 106 条の 3)については、その手法として位置づけられている重層的支援体制整備事業(第 106 条の 4)と比べ、残念ながら、わかりにくい概念となっている。つまり、何を、どのようにすれば、包括的な支援体制の整備が行われているか、当該自治体が自ら評価することや、外部からその取組を評価することが難しいものとなっている。
- ・重層事業のスキームがまさに重層的であり、制度に対する理解が得られにくい課題がある。(担当者が異動等で変わるたびに「重層＝単なるワンストップ化」というイメージを持つ職員が絶えないという声を市町村から聞く。)そのため、都道府県においては市町村等向けの研修、市町村においては庁内関係課や市町村社協との連携を図るための会議や勉強会を定期的に行うことが必要だと考える。
- ・異なる分野の所属や機関、団体への制度理解が進んでいないことにより連携体制を整備するのに時間がかかることが課題と考える。今後は、住民も含めた周知・啓発により制度や目的の理解を図り、参加協力を得やすくする取り組みが必要と考える。

・「地域づくり」という概念が抽象的ため、課題や必要な取組が具体化し難いことが課題。どうなれば「地域づくり」ができていないか、できているかというかの設定が曖昧なため、新しい取組みの要否や具体的にどのようなことを取り組むべきかについて判断しがたいと思われる。

【持続可能な体制づくり】 2 件

・分野を超えた連携や、地域資源との連携が進んでいる自治体においても、属人的になっている場合が多いと感じている。

・継続的に取組を進めるため、異動があっても引き続き中心となって取組を進めることができる人材の育成と、組織として包括的な支援を行う連携体制の整備が課題と考える。

【細やかな支援】 2 件

・市町村ごとに取組の進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、全体研修により取組を推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつあると感じており、アドバイザー派遣等の取組を行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。

・県内市町村のニーズを把握し、県として可能な支援を考えていきたい。

【地域住民との協働】 4 件

・地域住民に対し、福祉活動への参加をどのように促していくかが課題となっている。

・地域づくりは庁内連携だけではできず、社協をはじめ住民や民間支援団体等の地域の力が不可欠であるが、地域と行政が同じ方向を向いて取組を行うことは、庁内連携よりも難しく時間もかかり、どう地域の理解を得るかが課題であるとする。行政が目指すところを示すだけでなく、生活支援コーディネーターや自治会、こども食堂等の既存の制度や支援を活用して住民のニーズや地域課題を把握し、適切な支援につなげることで、1件1件成果を着実に積み上げることが必要である。

・携わる分野や属性等を問わず人と人をつなぎあわせていく場の形成、住民の参加促進、住民と市町村との関係構築

・福祉相談のデジタル化等により現在県内8市と検討会を実施。今後もデジタル化の枠にとらわれず情報共有等を進めていきたい。

【地域資源、取組事例の把握】 8 件

・市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価(事業アセスメント)するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価(地域アセスメント)し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する(新規、継続、組み換え、廃止の検討)ことが重要だと考えている。県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行うべきだと考えている。

・自治体の規模に応じた先進事例の共有

・市町において、まずは、社協を含む社会福祉法人、NPO 法人、任意団体など、地域の多様な主体による取組(社会資源)を把握することが必要だと思われる。その後、必要に応じ、どのような連携、協働が有り得るかなどを関係者間で検討することが望ましい。なお、県においては、そうした市町の取組に関して、横展開を図ることや助言を行うことなど、後方支援の視点で継続的に働きかけることが求められると考えている。

・各市町がそれぞれの課題と強みをまず把握し、主体的に事業をデザインできるような段取りや進め方の共有に向けた推進活動が重要であると考えている。

・他県自治体の取組事例の情報収集

・まずは、市町の強み、弱みを把握することが必要と考える。その上で、地域の社会資源をどれだけ取り込んでいけるかが重要になると考える。

・地域においてどのような資源があるか把握していない、把握して結びつける人材の不足

・まずは、各地域での現在の取組状況を自治体職員とともに確認していくことが重要であることを痛感しているものの、現時点で一部市町村の一部しか確認できていない。県においてもマンパワー不足が課題であり、市町村と密に情報共有を図るための人員配置体制等の見直しや委託事業の予算確保などが課題となっている。

【重層事業実施のための体制確保(マンパワー不足等)】 5件

・事業の必要性や有用性は理解しながらも、現状の業務に忙殺されており、新たな取組に踏み出せないところが多いのではないかと。

・地域の相談者が様々な支援ニーズを抱えている場合、アウトリーチ等を通じた支援を要するため、各相談支援事業から多機関協働事業につなぎやすい体制を構築することが必要

・地域福祉支援コーディネーターの担い手不足、相談支援員のスキルアップ、新たな事案に関わることに對する負担感の軽減

・包括的な支援体制の構築に向けては、地域づくりを推進していくための人員体制を充実させることが課題と考える。

・都道府県や市町村に必要な取組は、県域のスケールメリットを活かし、福祉分野にとどまらない(住宅、まちづくり、農業部局等)取組の模索、県庁内の福祉部局を超えた分野横断化、市町村への長期的な支援を見据えた県の体制の構築・維持。課題は、人口減少による担い手不足。それに伴う地域資源の少なさ。県として、市町村の主体性を引き出せるような働きかけ方

【財政支援】 2件

・重層事業の実施に向けた人員確保(専門職の派遣などによる増員)や財政支援(意向によるインセンティブの付与)が、とりわけ小規模自治体には必要

・包括的な支援体制の整備(第106条の3)を推進するためには、従来の少子、高齢、障害、生活困窮の枠組みにとらわれない予算制度が必要だと考える。社会福祉法の改正に向けた「地域共生社会の在り方検討会議」が国で組織されており、重層事業について、「財源の在り方を含む持続可能な制度設計」が「議論の視点」として挙げられている。自治体からは、目玉であるはずの交付金事務が複雑であるとともに、煩雑であることを懸念した声が聞かれる。包括的な支援体制の整備(第106条の3)に向けて、概念だけではなく、予算が執行しやすいこと、体制整備に向けた予算措置が行われること、が必要と考える。(また、包括的な支援体制の整備と重層事業とで、財源面で、重なり合う部分があるのか、合わないのか、自治体ができるように説明する必要があると思う。)

【その他】 3件

・特になし

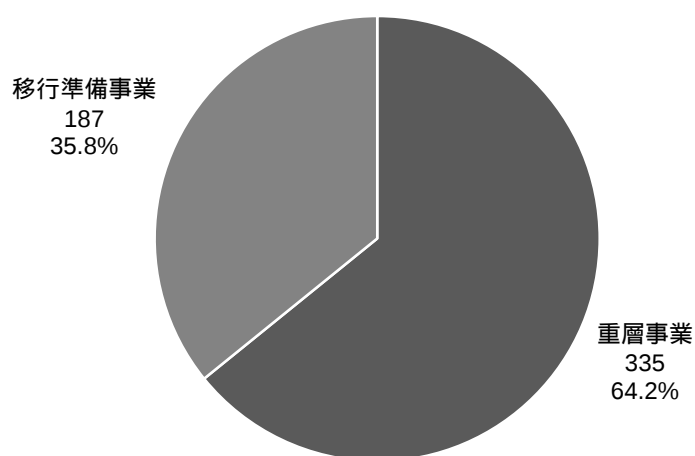
・既存分野の「地域づくり」に留まっている。

・本県では包括的な支援体制の整備について、体制整備市町村数がKPIとなっているが、何をもって包括的な支援体制が整備できたとするのか、県としての指標の設定が課題となっている。

(6) 参考：回答した都道府県における重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施予定自治体

調査に回答した都道府県のうち、令和 6 年度重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施予定自治体は、重層的支援体制整備事業が 335 自治体、移行準備事業が 187 自治体となっている。

図表 3-12 重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施予定自治体数



2．調査結果概要版

概要版については、資料編に記載した。

第4章 地域づくりヒアリング調査結果

1. ヒアリング調査記録

(1) 養父市

養父市、合同会社 Roof

養父市役所へのヒアリングには、合同会社 Roof にも同席いただいた。以下、特に記載がない場合は、養父市からの聞き取り内容。

課の体制

i) 福祉分野の所管課の体制

- ・ 健康福祉部の中に、社会福祉課（障害・生活困窮など）、介護保険課、健康医療課、社会的処方推進課等がある。
- ・ 社会的処方推進課は、昨年度までは社会的処方推進室であった。今年度、室から課になる際、介護保険制度の地域支援事業（地域包括支援センターを含む）の所管を、介護保険課から社会的処方推進課に変更。現在、介護保険課は、介護保険事務（要介護認定、介護保険料、保険給付）や介護保険計画等を所管している。
- ・ 子ども分野については、こども・夢・えがお部の子育て応援課と教育委員会の子ども学び課等が連携し、昨年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う「養父市こどもセンター」を設置して動いている。

ii) 社会的処方推進課の職員体制、成り立ち

- ・ 社会的処方推進課は9名体制：課長、統括保健師兼包括センター長、看護師（コミュニティナース）、包括職員（保健師3名、社会福祉士1名、主任ケアマネ1名、会計年度任用職員の看護師1名）
- ・ 令和4年度に、厚生労働省保険局の「かかりつけ医との協働による予防健康づくり事業」（以下、「社会的処方モデル事業」と表記）の採択を受け、保険医療課（課長：余根田氏）と健康課（吉田氏が所属、保険医療課と兼務）にて実施。令和5年度に、この二つの課は健康医療課に統合された。
- ・ 令和5年度に重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」と表記）への移行準備事業、令和6年度に重層事業を実施。重層事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課が連携して取り組む体制としつつ、交付金事務は社会福祉課が担当している。社会的処方の推進＝重層事業と位置づけている。
- ・ 令和5年度に社会的処方推進室を開室したものの、高齢・障害・子ども・生活困窮で横ぐしを刺すのは行政の縦割りや包括のマンパワー不足があり難しかった。そこで、前市長が旗を振り、今年度から室を課にするとともに、地域支援事業を社会的処方推進課の所管とすることで地域包括支援センター（以下、「包括」と表記）と一体化して意識改革を行おうとしている。

- ・ 現時点では、包括職員は包括の本来業務を担当し、社会的処方取組は、その他の職員が中心となって進めているが、属人的な体制にならないよう、いずれは包括職員も含めて課の職員全員で実働していければと考えている。包括で対応しているケースの中にも、世帯全体でみる必要のあるケースや困難ケースがあり、伴走支援も含め重層の必要性を包括職員が理解し連携しようと意識するようになっている。
- ・ 昨年度まで包括は 4 人体制だったが、今年度から 3 名増員（吉田センター長を含む）し 7 名体制となっている。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する取組内容

i) 個別支援に関する取組

- ・ かかりつけ医とリンクワーカーの連携による疾病の重症化予防と社会生活面への支援の取組は、令和 4 年度の社会的処方モデル事業から始まって現在も続いている。公立病院や診療所を含む市内の全 14 医療機関が対象となっており、9 医療機関で実績がある。
- ・ 現在医師から紹介があるのは、生活上の課題がある、キーパーソンがいないといった、いわゆる困難ケースが多い。もう少し早い段階での紹介であれば、手立てとして色々な手段を考えられるのかもしれない。
- ・ つないでほしいケースの例は医療機関に示しており、医師会の会議で実際に紹介のあった事例を紹介したこともある。
- ・ つながった件数は、令和 4 年度 9 件、令和 5 年 10 件、令和 6 年度は 10 月までで 7 件あり、やや増加傾向。直近 3 年間であがってくるケースの変化は特になく、アルコールに関するケースは継続して紹介がある。昨年度からは、病院からの入院患者の紹介が出てきた。
- ・ 紹介されるケースの多くは、経済的困窮の問題を抱えていることが多いため、社会福祉課とともに対応している。また、すぐに社会的につなぐりをコーディネートするのは難しいケースが多く、まずは目の前の生活課題に対応し、ある程度状況が落ち着いてから社会的つながりを考えることが多い。
- ・ 医師だけでなく、クリニックなら看護師や医療事務、病院なら MSW が気づいて医師に伝えてつなげているケースもある。
- ・ かかりつけ医を持っている人は性別を問わず多く、心身機能が低下している人の多くもかかりつけ医を持っている。また、医療機関は高齢者に限らず全ての年齢の人が利用するため、医療機関で支援が必要なケースを把握するアプローチは有効と考えている。医師が担当している患者の娘をつないだことで、複合的な課題を抱えていることが分かったこともあり、医師が世帯全体を見ることで支援につながるケースもある。
- ・ 医師からのつなぎを受け止める社会的処方推進課の体制は、令和 4 年度のモデル事業では吉田氏だったが、現在は吉田氏のほか、コミュニティナース、包括の保健師の 3 名体制となっている。受け止めた後は包括職員の全員で対応している。
- ・ 令和 4 年度のモデル事業からの取組としては医療機関からのつなぎを受け止めているが、実際の現場では、様々なルートから相談が持ち込まれる。例えば、住民からの相談、高齢者相談センター（日常生活圏域毎に設置されている包括ランチ 4 か所）、庁内の各課窓口など。重層事業を実施したことで、こうした相談を包括（を所管する社会的処方推進課）で一元的

に受け止められるようになった。

ii) リンクワーカー（ヘルスコネクター、コミュニティコネクター）

ア) リンクワーカーの概要

- ・ リンクワーカーには 2 種類ある。一つが相談援助等の専門職を対象とした「ヘルスコネクター」、もう一つが地域住民を対象とした「コミュニティコネクター」である。
- ・ 「ヘルスコネクター」を対象としたリンクワーカー養成研修では、社会的処方、リンクワーカーの役割、地域コミュニティ・社会資源の活用について伝えている。「コミュニティコネクター」を対象としたリンクワーカー研修では、リンクワーカーの役割を伝えるとともに、コミュニティコーピングを通じて、よりよい地域にするために自分ができることについて考えるグループワークを行っている。
- ・ リンクワーカーは社会的なつながりで元気になっていこうという取組で、見守りや、ちょっとしたお世かけが大事だという話をしている。地域自治組織（以下、「自治協」と表記）でその話をすると、普段自分がしていることがリンクワーカーの役割であることに気づき、リンクワーカーの缶バッジを帽子につけて帰る人もいる。日々の生活の中で自然にやっていることが人を元気にさせているのだと伝えていきたい。何か新しいことに取り組んでもらうというよりは、今すでに誰かのためにやっていること、やろうとしていることの価値を伝えて、それを続けてもらえるよう動機づけしている。

イ) リンクワーカーのねらい（佐伯氏）

- ・ 制度・サービスだけで個別支援を考えてしまいがちな専門職の考えを変えたいと思っている。11 月から開催する令和 6 年度リンクワーカー研修は、こども部署の人にも声をかけている。
- ・ リンクワーカーが個人で抱え込まないように、リンクワーカー同士のつながりを作ることも重要。研修は学ぶ機会ではあるが、市内のリンクワーカー同士が顔見知りになる機会にしたい。
- ・ 個別支援をする時に、自分の持っているつながり・ノウハウだけではうまく支えられないことが多い。そういうときにリンクワーカーが誰かに相談できることが重要で、今後そのマインドが広がり、結果的に専門職が自身の専門以外の人に相談できるようになると良いと思っている。
- ・ 「こういう専門性を持った人でないとリンクワーカーになれない」とするのではなく、リンクワーカーという文化を地域の中に醸成していきたい。養父市では、研修受講者にリンクワーカーの缶バッジを配っていて、誰でもリンクワーカーになれるようにしているのがよい。リンクワーカーは難しいことをするものではないとすることで、文化として地域に広げていけるのではないかな。

ウ) ヘルスコネクター養成研修

- ・ 令和 4 年度リンクワーカー養成研修（ヘルスコネクター）は、ねらいを「社会的処方による課題解決の基本的な考え方と技術を学び、地域包括ケアや地域共生社会の実現に向けて、現場での実践に活かす」としている。

- ・ 当時は、社会的処方やリンクワーカーという言葉自体が初めて知るものだったと思う。目標は「制度に縛られない考え方の浸透」、「社会的処方に対する共通理解」、「専門職同士の顔の見える関係づくり」の3点とした。養父市では専門職同士の横のつながりが希薄と感じていたため、その問題意識も反映した。研修の結果、『『リンクワーカー』という言葉が多くの専門職をつなげた』と言える。この研修は毎年度開催している。
- ・ 個別支援の中で、対象者を制度にあてはめようとするに元々疑問があった。社会的処方モデル事業の話をもらった時に、自分（吉田氏）が日頃大事に思っていることを伝えられる機会になると考えた。介護事業者や医療機関等を訪問して社会的処方の考え方を伝え、内容は理解してもらえたものの、専門職同士の横のつながりが弱いという課題が見えてきた。専門職が相談できず抱え込む状況を作らないためにも、リンクワーカーは重要と考えた。リンクワーカー研修は、制度にあてはめようとする専門職の思考回路を変えるきっかけだけでなく、専門職同士の横のつながりづくりにもなっている。
- ・ 介護保険制度が始まる前は、保健師業務として地域によく出歩いて住民と話をしていた。社会的処方を通じてやろうとしているのは当時の保健師活動を取り戻すことと言えるかもしれない。
- ・ 専門職の中には、制度・事業中心ではなく、本人・世帯中心の考え方を大事にしている人は元々いる。しかし、そういう専門職が対応した対象者だけが包括的な支援を受けられるという属人的な体制であってはならず、組織として機能を発揮していける仕組みをつくるべきと考えた。リンクワーカーの研修はそのための取組でもある。つながりで元気になるための人づくり・仕組みづくりである。

エ) コミュニティコネクター養成研修

- ・ 地域住民の中には、隣人を気に掛けるなど、すでに取り組んでいる人もいて、そこへの価値づけをすることが動機づけになる。既にできていると気づいて前向きになることもある。
- ・ 他方で、地域の実情を改めて知ることも重要である。周りに気になる人がいても、何も行動せずにいることもある。コミュニティコーピングの手法を用い、社会的処方を知ること、周りの状況を再認識してもらい、気になる人がいたときにどうしたらよいのかを知ってもらいたい。昔に比べて近所づきあいが減ってきている中で、近所の子の事情が分からないということも多く、困りごとを抱えた人を地域でどう対応すればよいのか、住民も分からなくなっている。
- ・ 実際に、コミュニティコネクターの研修後、実際に気になる人がいると相談に来た住民もいた。
- ・ コミュニティコーピングは、チームで協力し、孤立・孤独の人を繋がりで解決していくゲーム。社協の第2層生活支援コーディネーターにもファシリテーターの資格を取ってもらい、住民から希望があれば対応できるようにしている。
- ・ コミュニティコーピングを実施するにはファシリテーターが必要で、有料の外部研修を経て認定を受ける必要がある。現在、市内でファシリテーター資格を持っているのは13人である。受講料がかかるため、一度に多くのファシリテーターを養成することは難しい。

参考：[認定ファシリテーター養成講座コミュニティコーピング公式ページ](#)

オ) ヘルスコネクターとコミュニティコネクターの違い (佐伯氏)

- ・ 「ヘルスコネクター」は業務の中でリンクワーカーとしての役割を果たすことになるが、「コミュニティコネクター」は、地域や周囲の人を気かけながら生活していたら、いつのまにかリンクワーカーの役割を果たしていた、という状態を期待している。
- ・ 「コミュニティコネクター」は現状では民生委員や自治協が対象となっているが、まずは社会的処方の方の考え方を知ってもらおうとしている。人材育成というよりも市民啓発・市民教育に近い取組で、個別支援の入口の機能として、地域で気になる人がいたら知らせてくれるのが「コミュニティコネクター」と考えている。養父市で多くの市民が共有する価値観になっていけばと考えている。
- ・ 社会的処方について知り、何か活動をしよと思う住民が出てきた場合、そうした相談は、従来は保健師が受けていたが、健康に関する活動の提案が多かった。多角的な視点で、純粋に楽しいことから活動をコーディネートしていけるまちづくり分野の人材が関わるとよいが、現状ではまだその機能はない。
- ・ 自治協や民生委員で、社会的処方が大事と言ってくれる人が増えており、何かしたいと考えている人も出てきていると思う。社会的処方としてこれをやるという動かし方より、何かをやってみたら、それは結果的に社会的処方だったと言われるのだと思う。住民がしたことに対して、市などが後から社会的処方という意味づけをするイメージで、猫の手くらの活動はまさにその例である。
- ・ 社会的処方だと市が意味づけることが、地域としては取り組む口実になる。市もそうっているからやろうよと言しやすいのではないかな。

iii) コミュニティナース

- ・ 令和5年度から3年間の任期付き職員1人(小西氏)、令和6年4月から地域おこし協力隊1人(土居氏)の計2人のコミュニティナースが社会的処方を推進する体制に加わった。小西氏は社会的処方推進課に所属している。
- ・ 自治体の正規職員だけで社会的処方を推進しようとしても、元々の業務があるためマンパワーの面で難しいと思った。旧来の保健師活動のように、ある程度自由度を持って活動できる人材としてコミュニティナースが必要と考えた。
- ・ コミュニティナースには、個別支援を意識しながら地域づくりを進めていってもらうが、個別支援をあまり前面に出さずに、地域の人を力を引き出したり、人と人をつなぐなど、地域づくりに注力してもらいたいと考えている。
- ・ 小西氏は、令和4年度社会的処方モデル事業からの医療機関からの紹介を受け止める職員でもあるので、その中で個別ケースに対応することもある。土居氏は、ライドシェア「やぶくる」のドライバーをしながら地域をまわり、地域づくりの活動をしている。

iv) 生活支援コーディネーター

- ・ 第1層生活支援コーディネーターは地域包括支援センターの保健師、第2層生活支援コーディネーターは社協に委託しており、日常生活圏域毎に1人ずつ、合計4人配置されている。

生活支援コーディネーターもリンクワーカー（ヘルスコネクター）に位置付けている。

- ・ 今年度は、「介護予防・つながりサポーター」として、第3層生活支援コーディネーターのような（ニーズとシーズのマッチングを担う）人材を養成しようとしている。社会的処方推進に向けた取組の中では、コミュニティコネクターのような位置づけになると思う。
- ・ 今後は、各圏域からあがってきたケースに第2層生活支援コーディネーターが対応し、必要に応じて支援会議や重層的支援会議につなげていく体制ができればと考えている。分野ごとに設置されている会議体も、重層事業の実施を機に見直していけるとよい。

v) KANAU カレッジ

- ・ 一般市民を対象に今年度から始まった取組で、新たな市民活動を立ち上げることをねらいとしている。コミュニティコネクターが市民教育（啓発）の取組であるのに対し、カレッジは担い手確保のための取組。
- ・ 現在 30-70 代の 9 名（1 期生）が参加している。プランの実行先が養父市であれば居住地は養父市でなくてもよいとしている。参加者には理学療法士、ケアマネ等のほか、専門資格を持たない人もいる
- ・ 企画・運営を合同会社 Roof に委託している（委託費は市の財源）
- ・ KANAU カレッジは、「無理しない地域づくりの学校」というスキームを活用したもので、このスキームを全国各地で展開している有限会社エコカレッジの小野代表取締役と兵庫県立大学の竹端教授が講師となっている（KANAU カレッジは養父市での名称）
- ・ 元々もやもやや課題を感じている人、何とかしたいが一歩踏み出せない人を対象に開催。起業塾のように必ず実現させることを前提とするのではなく、まずはプランをつくってみようという趣旨である。
- ・ 受講者は Web とチラシで募集。チラシは、市内の事業者への配布、社会的処方推進課による配布のほか、合同会社 Roof による SNS での発信、地域で繋がった人への声掛けもした。

vi) 地域づくりの取組のねらい（佐伯氏）

- ・ リンクワーカーの取組は、あくまで個別支援から始まる地域づくりの取組と言える。個別支援をより機能させるために、気づきと支援を増やすという目的を持ったうえで、リンクワーカーの育成に取り組んでいる。
- ・ 一方で地域づくりは、住民主体で住民が関心あることを基軸に生まれるものなので、そこを掘り起こす仕掛けが必要。そのような場を作るために、KANAU カレッジのような仕掛けを作った。

庁内連携

- ・ 社会的処方推進課では、福祉、子ども、教育、まちづくり・文化、地域コミュニティ所管課の課長が、兼務参事となっている。これらの参事による定期的な連絡会を開催しているが、重層事業を実施していく中で現場担当者の連携の場もつくっていききたい。
- ・ 滋賀県での保護司の事件後、人権協働課（地域コミュニティ所管課）が開催した重層に関する意見交換の場で、保護司も支援者として悩みを話す先がないという課題が共有された。支

援者支援の重要性に気づき、保護司と社会的処方推進課の保健師が話す機会を設けたところ、保護司が関わっているケースの世帯には各行政セクションの関わりがあることが分かったり、社会的処方を切り口に支援の在り方を議論することができた。

- ・ 現在、子ども部門で相談支援記録を作成している。来年度以降、高齢・障害・生活困窮もその仕組みに乗り、担当者同士で相談支援記録を共有できる仕組みができれば、それが重層事業の基盤になるのではないか。

活用している制度等

i) 重層的支援体制整備事業

- ・ 重層事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課が連携して取り組む体制としつつ、交付金事務は社会福祉課が担当している。
- ・ 重層事業を開始する前から、多部門にわたるケースを調整する関係性や会議体はあったが、重層的支援会議・支援会議として、重層事業の仕組みに乗せる事務的な建付け（要綱の作成等）がまだできていない。同様の機能がすでにあるからよいということではなく、事務的に建付けて仕組み化・ルール化しなければ持続可能な体制にはなっていないと考えている。
- ・ 重層事業の新規財源で活用しているものとしては、参加支援事業を一般社団法人猫の手くらぶへの委託に活用している。

ii) 地域づくり関連の制度等

- ・ コミュニティナースの一人である土居氏については、地域おこし協力隊の制度を活用している。

iii) 制度等を活用する上での課題

- ・ 重層的支援会議・支援会議を重層事業の仕組みとして建付けるための事務（要綱の作成等）に割くための人的余裕がない。
- ・ 制度・サービスだけでは十分に支援ができないケースが増えている中で、伴走支援の必要性が高まっているが、そのマンパワーが不足している。既存の職員が対応しており現場が疲弊しているのを感じている。一人で通院ができない人や多重債務の人に対する支援など、行政としてどこまで関わってよいものが迷うことも多い。
- ・ 重層事業の新規財源はあるものの、人口減少地域では募集しても、そもそも応募がない状況である。既存の職員を育成していくしかないが、その余裕がないのが実情である。

今後の課題、方向性

i) テーマ型の市民活動の立ち上げ

- ・ 自治協が18の旧小学校区単位にあり、その取組にも濃淡があるので、強化していきたい。他方で、地縁組織には参加しにくいと感じる住民もいるため、テーマ型の市民活動の立ち上げ支援にも取り組んでいく。多様なつながりの場を形成していくことで、皆どこかしらとつながっているという状態ができていくとよい。
- ・ さらに、市と意識を共有したコミュニティナースのような個人が関わることで、市民を元氣

にするような活動が盛り上がれば理想である。

ii) 住民がつながる場等の形成（佐伯氏、伊木氏）

- ・ 養父市では、地域づくりという言葉は耳なじみがない。誰が地域づくりをしているか、よくわからない状況ではないか。
- ・ 豊岡市では、豊岡劇場ができたことで移住者や協力隊などの出入りが自由なコミュニティの場ができた。現場責任者であった伊木氏がつなぐことで様々な活動がうまれはじめた。養父市は地域の中で、そのような住民同士がつながる場がない。どこで誰が活動しているかが見えにくい。合併の影響で市域が広く難しさがあるとはいえ、旧町村単位でも取組が見られない。世代を問わずつながっているという印象がない。高齢者の体操教室のような固定化された場は多くあるが、出入り自由な場がない。
- ・ 繋ぎ先は消費してしまうため、繋ぎ先を再生産し続ける必要があるが、その仕組みがない。最初に養父市に入った時、今ある繋ぎ先を消費して終わってしまうのではという危機感があり、繋ぎ先を再生産する仕組みをどう作るのが課題と考えた。18の自治協に着目し、自治協が機能すると新しい場づくりに貢献できるのではないかと考えた。自治協は人権協働課の所管なので、現在は人権協働課と共に自治協の機能を強化しようとしている。
- ・ 人権協働課では、地域への交付金を見直そうとしている。こういう活動をしたらいくら加算するという事業加算方式を取り入れられないかと考えている。その加算のメニューとして社会的処方に関する活動を入れるというアイデアも出ている。
- ・ 佐伯氏のような外部の人材が社会的処方推進課・人権協働課それぞれとつながることで、庁内連携がしやすくなるのではないかと感じている。
- ・ 養父市の住民で、自分で場所を持っていたり、まちづくりの面白い取組が出来そうな人20名にヒアリングをしたところ、「市内にはつながる場がない」という共通認識がみられた。市内にないから、豊岡市まで行っているという人もいた。そういう場が養父市にあれば参加したいという話があった。ヒアリングした20名は、Uターンの事業者、農家など一般の住民だが、少しアンテナをはっていて、自分で活動をしている人たちと言える。

iii) 地域づくりにおける自治体の役割（佐伯氏）

- ・ 養父市のような人口減少地域では、いかに地域を維持していくかが喫緊の課題となっており、役場がいかに地域に出ていき地域の実態を把握するかが重要となっている。ある金融機関では、窓口業務を正午で終了し、午後は支店長を含めて地域を回り、何に困っているか聞き取り、商品開発につなげている。行政は従来、窓口等に相談にきたものに対応してきたが、今後はアウトリーチ型の動きが重要になってくる。
- ・ 行政職員が地域に出ていく上で必要になる（良い意味での）緩いマネジメントのノウハウを持つ職員が行政内部にいないことは課題と言える。合同会社Roofでは来年度、ある市町村を対象に、行政職員が地域に出ながらどう地域づくりをするかスーパーバイズする取組を予定している。中間支援を外部のコーディネーターに依頼すると、長期契約が難しいことに加え、行政職員が中間支援に携わらないまましていると現場感覚が身につかない。そのため、市町村の支所や社協の職員に地域づくりのノウハウや知識を身につけてもらおうと議論してい

る。

猫の手くらぶ

養父市役所職員の同席の下、猫の手くらぶへのヒアリングを行った。以下、特に記載がない場合は、猫の手くらぶからの聞き取り内容。

法人の取組

i) 事業概要

- ・ 元々、認知症カフェを運営していたメンバーで、一般社団法人猫の手くらぶを立ち上げた。
- ・ 猫の手くらぶのリーフレットには、集いの場として以下の活動が紹介されている。
 - 「猫の手カフェ」: お茶を飲みながら話したり、絵を見ながらくつろいだりする(毎月第2土曜日 10時～12時@猫の手くらぶ 大屋町宮垣、お茶代 200円)
 - 「オレンジカフェおおや」: 話すだけでなく、体操も取り入れて腰痛、膝痛予防を行う(毎月第4土曜日 10時～12時@大屋ふれあいの家(お茶代 200円))
 - 「ウィズカフェ」:(毎月第3土曜日 10時～12時@養父公民館 2階調理室、お茶代 200円)
 - 「木工教室」: 季節に合わせた木工作品を作る(毎月第1月曜日 10時～14時@猫の手くらぶ 大屋町宮垣、参加費 1000円、昼食代込み)
 - 「うたごえクラブ」: 歌を歌って筋肉を鍛えたり、脳の活性化につなげる(毎月第4月曜日 10時～14時@猫の手くらぶ 大屋町宮垣、参加費 1000円、昼食代込み)
 - 「地域カフェ」:(毎週金曜日 10時～14時@猫の手くらぶ 大屋町宮垣、お茶代 200円)
- ・ その他、編み物教室、ウクレレ教室、スマホ教室なども、利用者のやりたいことに合わせて実施している。例えばウクレレ教室には、6～7人が参加している。地域おこし協力隊の土居氏やひきこもりの女性(Aさん)がスマホ教室の講師を務めている。また、木工教室やうたごえクラブの講師は要支援・要介護者である。講師には、講師料を支払っている。
- ・ 上記のほか、登録制の生活支援の活動も行っている。重層事業の参加支援事業として、養父市より委託を受けている。
 - Aさんについて: 20代で引きこもっていた頃から養父市の吉田氏が関わっており、吉田氏が猫の手くらぶにつなげた。できることから始めるということで、猫の手くらぶの生活支援の登録支援員として活動している。洗濯物をコインランドリーに運び、畳まれた洗濯物を持ち帰るお手伝いを最近始めた。そのコインランドリーでは、午前中に洗濯物を持ち込むと洗濯支援員が無料で洗濯・乾燥を行い、畳むところまで対応してくれる。Aさんは洗濯物を畳むことができないため、そのコインランドリーに洗濯物を持っていき、帰りに買い物をして帰ってきてもらっている。
- ・ また、リーフレットには電話番号が掲載されており、生活に関する様々な相談が藤原会長に寄せられる。

ii) 制度の隙間を埋める柔軟な支援・活動

- ・ 介護保険サービスの利用者から、訪問介護では対応できない支援の依頼があることもある。支給限度額をオーバーしたが、どうしても預かってほしいという依頼が家族からあったこともある。トイレと食事が自分でできる人は、1回1,000円で猫の手くらぶの事務所で預かっている。
- ・ 利用者も、猫の手くらぶに来ることでできることが増えている。例えば、認知症の利用者が猫の手くらぶでトランプで遊んでいることを家族が知って驚いたこともある。
- ・ 猫の手くらぶに来ることで状態が落ち着いてきたり、会話が続くようになったりした事例もある。例えば認知症の要介護4のケースでは、デイやショートでは、大声を出すため薬を飲まないと預かってもらえない状態だった。家族としてはできるだけ薬を使いたくないと、各地の認知症カフェを回っていて、猫の手くらぶにたどり着いた。猫の手くらぶでは薬を飲まなくても落ち着いた状態になるということで定期的に来るようになり、今が一番安定している。猫の手くらぶでは周りの人が温かく、合わせてくれるので居心地が良いようである。ショートを使うと車から降りられなくなったり、箸も使えなくなったりするが、猫の手くらぶに来ると逆に活性化する。その方にはお箸を持たせる適切なタイミングがあるが、施設は決められた時間で食べなければいけないため、急かされるのだと思う。その方の介護者(息子)は猫の手くらぶに母を預けている間、事務所の外の手入れや蒔割りをしてくれることもある。
- ・ 教室はやりたい人がいればやり、やらない教室があってもよいという柔軟性を大切にしている。例えば木工教室の場合、先生が高齢で、12月の門松づくりが目標なため、11月は木工教室をお休みにし、12月に向けて体力を温存している。また、要介護状態となって講師を続けるのが難しくなっても、参加者として猫の手くらぶに遊びに来る人もいる。

iii) 法人の運営体制

- ・ 一般社団法人としては雇用関係にある職員はおらず、役員(藤原会長、副会長兼会計、事務職員)がボランティアで運営している。
- ・ 養父市から参加支援事業の委託を受けるまでは、認知症カフェの補助金(1か所10万円)、生活支援の年間登録料2,000円、生活支援の利用者から頂く支援員の交通費300円、各種教室の参加費が法人としての主な収入であった。そのほか、編み物教室で小物を作って販売している。

生活支援

i) 生活支援の事業概要

- ・ お手伝いができる人に支援員として登録してもらい(主に60歳以上が登録)、空いている時間に得意なことで利用者のお手伝いをしてもらっている。利用者のニーズと支援員のマッチングは藤原会長が担っている。
- ・ 元々やりたかったのは、介護保険でカバーできないグレーな部分の支援である。仕事はできないが社会とのつながりを持ちながら生活したいという人が、猫の手くらぶで手伝いをして収入を得ることが介護予防になり元気になってほしいと思った。80歳まで元気でいれば、市の介護保険料は大幅に下がるのではないかと。支援者にも80歳まで働いてほしいと言って

いる。生きた健康づくりである。ちょっとした収入、仲間、健康を得て元気になろう、元気でいようというのが活動の目標である。

- ・ 支援を受けたい人は、年間 2,000 円で登録する。利用者には 1 時間 600 円を支払ってもらい、全額支援員に渡している。そのほか、支援者の交通費として 1 回あたり 300 円をいただいている。
- ・ 支援員は 30 人弱登録があり、実働メンバーは毎月 25 人程度である。支援員の中には要支援・要介護者もいる。
- ・ 利用者には、初回契約の際に生活支援について説明をする。有償ボランティアによる活動のため、業者のような専門的なサービスは提供できないが、困っていることを伝えてくれればできることを対応すると説明している。

ii) 生活支援の内容・頻度

- ・ 支援の中で最も多いのが洗濯である。入院中に洗濯してくれる人がいない患者を支援する活動では、昼に病院に訪問し、病院の洗濯機で洗濯し、畳んで部屋まで持っていく。
- ・ 例えば八鹿病院の入院患者の洗濯は、支援員 4 人で 1 ヶ月に 80 件ほど対応している。月曜～金曜日の 1 週間で、1 人が 3 人分対応する。老健施設も病院に付属しているため、併せて対応している。
- ・ 在宅高齢者等の洗濯も対応している。洗濯物を回収してコインランドリーに持っていき、畳んで戻すという流れである。布団など大きいものの洗濯を頼まれることが多い。

iii) 生活支援に対する市からの支援（養父市）

- ・ 今年度から猫の手くらぶに参加支援事業を委託している。生活支援の事業は元々行われていたが、法人の収入はわずかで、活動する人の善意に頼ってしまっていた。
- ・ 以前、介護予防・日常生活支援総合事業で補助ができないか検討したこともあったが、活動の柔軟性や自由度が失われるのではないかと躊躇していた。今年度からは、猫の手くらぶならではの活動を尊重しつつ、財政面での支援をできればと参加支援事業を委託することとした。
- ・ 参加支援事業の実績報告としては、4 半期ごとにケースの具体的な内容のほか、経済状態など該当する項目にチェックを付け提出してもらっている。

相談支援

- ・ 相談支援は、昼夜問わず藤原会長に連絡が入り、中には複雑・複合ケースの相談もある。要支援・要介護者など既に行政が関わっているケースもあるが、そうでない場合でも、必要に応じて行政に繋いでいる。
- ・ 家族とケアマネジャー（以下、「ケアマネ」とする）の間で調整がうまくいっていないケースに対し、藤原会長が間に入って話したこともある（藤原会長は元々主任ケアマネ）。
- ・ 家族が要望をケアマネに伝えられないことは多くあるが、一方で、大抵の人は「ケアマネに要望を伝えても応えてくれない」と言う。ケアマネが所属している法人のサービスしかケアプランに組み込まないということもあり、家族に助言することもある。依頼があれば藤原会

長がケアマネと話をすることもある。最近はケアマネから利用者に関する相談が来ることもある。

- ・ 生活支援の支援員の中には、精神疾患のある人もいて、支援員からの相談に対応することもある。精神疾患を抱えていても、状態が安定している時に活動してもらっている。

(2) 日向コミュニティ振興会

日向コミュニティ振興会

日向コミュニティ振興会及び東北公益文科大学・小関氏への聞き取りを行った。

日向コミュニティ振興会の概要

i) 日向コミュニティ振興会の成り立ち

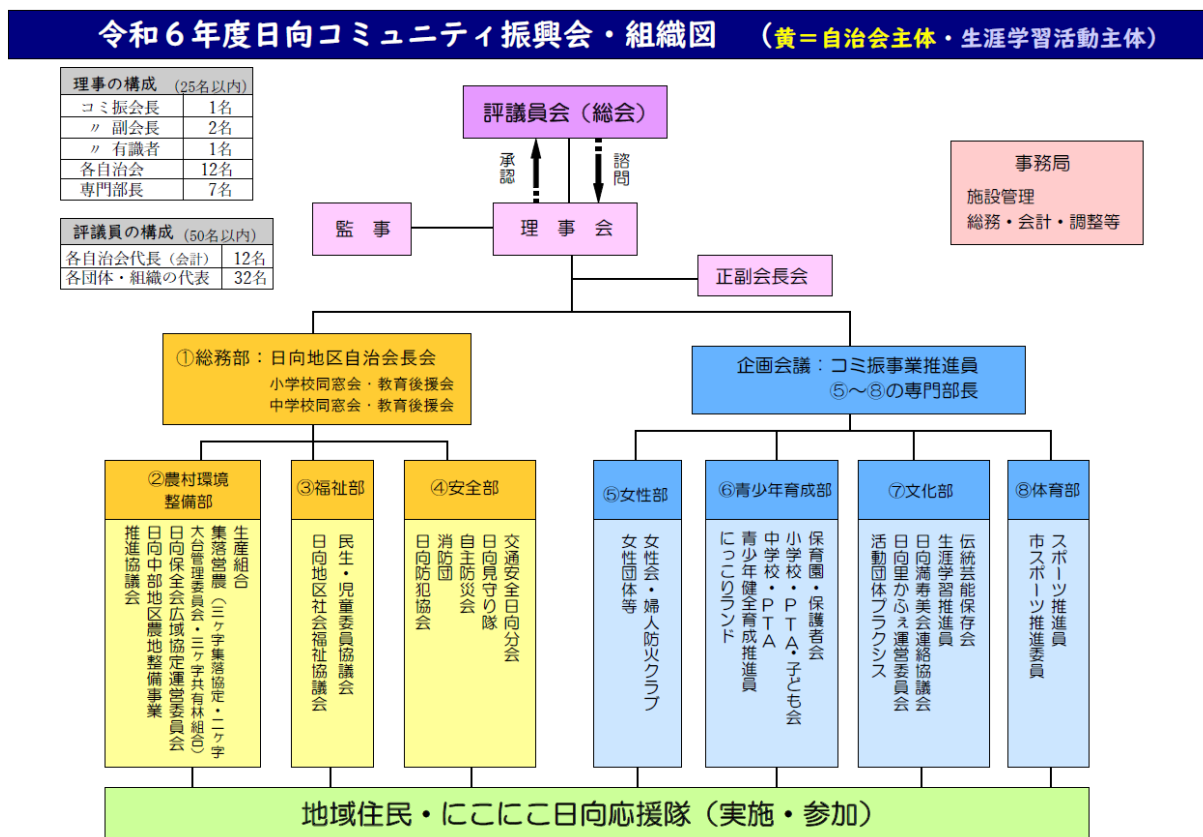
- ・ 酒田市は、平成 17 (2005) 年に、酒田市、八幡町、松山町、平田町の 1 市 3 町の合併により今の形となる。日向コミュニティ振興会は、旧八幡町に位置する。旧酒田市では、コミュニティ振興会の組織化を進めていたこともあり、平成 21 (2009) 年 4 月から、市の施策により、生涯学習の拠点である公民館が廃止され、地域づくりの活動拠点となるコミュニティセンターとして活動することになった。
- ・ 日向コミュニティ振興会が発足した同時期の平成 21 年 3 月に、日向地区にある小学校が廃校となったため、小学校跡地を日向地区のコミュニティセンターとして再利用することとなった。
- ・ 現在の事務局長は、市町村合併が行われた以前 (平成 16 (2004) 年 ~) に、旧町の公民館主事として入職した。平成 21 年度からコミュニティ振興会を発足するため、どのような組織にすると良いのか等、様々視察等を行いながら、自治会長等と共に検討を進めた。
- ・ 公民館がコミュニティセンターに移行する施策について、市内の公民館職員や自治会長等を対象に、市役所から予め説明会があった。「地域の課題は住民で解決していくことができる」といった説明とともに、給油場所の遠い地域の住民が自分たちでガソリンスタンドを作ったという取組事例の紹介があった。
- ・ 日向コミュニティ振興会の体制については、準備委員会にて意思決定を行った。生涯学習から地域づくりへ活動が転換される中で、組織も一新することは地域住民にはハードルが高かったため、旧町の自治会長会と、公民館活動を行ってきた組織の 2 つを両輪とする組織として活動していくこととした。なお、市内の各コミュニティ振興会の体制は地区毎に検討が行われるため、地区によって様々となっている。

ii) 体制

- ・ 大きくは、自治会主体の「総務部」と、生涯学習事業主体の「企画会議」の 2 つから構成される。
 - 総務部には、農村環境整備部、福祉部、安全部がある。うち福祉部は、民生・児童委員協議会と、日向地区社会福祉協議会 (以下、「地区社協」とする) からなる。
 - 企画会議は、女性部、青少年育成部、文化部、体育部がある。また、コミ振事業推進員を配置している。
- ・ 事務局がコーディネート役となり、コミュニティ振興会を構成する各主体が活躍できるよう調整を行っている。
- ・ 草の根事業を行う地区社協の活動についても、縦割りの対応にならないようにコミュニティ振興会が連携・分担しながら実施している。地区社協の事務局長は、実際に取組を進める上

での相談役となっている。

- ・ コミ振事業推進員は 4 名が地域づくりのコアメンバーとして、活動の企画やコーディネートを行っている。



取組の経緯

i) 東北公益文科大学との出会い

- ・ 平成 21 年度以降、コミュニティセンターを拠点として地域づくりに取り組んできた。当時は、小学校が廃校になったことで地域が廃れていくのではないかと危機感があった。地区では学区が 2 つに分かれていたこともあり、住民が一同に顔を合わせる機会がますます必要と考え、運動会や文化祭など行事やイベント等を地域で話し合いながら開催することにした。例えば、日向地区では、どの家でも餅つきをする文化があり、廃校になる前の小学校でも、学習発表会後に餅つきをして餅を食べる機会があった。廃校後もその機会を残せるよう、廃校前の学校のイベントに参加し、どのような準備を行っているのか等確認し、廃校後はコミュニティ振興会として開催している。
- ・ しかし、地域づくりと言いながら行事やイベントを開催しているだけでよいのか、市役所からの説明会で聞いた「地域の課題を住民で解決していく」ことができていないと悩むようになった。そもそもコミュニティ振興会としてのビジョンがなく、どこに向かって活動を進めて良いかわからなかった。また、自治会役員の任期もある中で、住民同士で気持ちを一つにし、危機感を持って地域のことに取り組んでいくことに難しさを感じていた。
- ・ そんな中、平成 23 年度に、市の社会教育文化課から市民大学の出前講座の案内があった。事務局長は地域づくりについて考えるきっかけにしたいと考え、出前講座の 1 つとして、東

北公益文科大学・小関氏による「地域で暮らす幸福感」というテーマを依頼した（平成 24 年 2 月開催）。

- ・ 当該講座では、“地域”は多義的な言葉であることや、幸福感も人によって異なることから、違いを前提として関係者が共通の土俵につき、『正解』ではなく協働作業を通じて得る『成解』を目指すことの重要性が示された。また、アランの幸福論から、幸福には意志と行動が必要であり、できることから取り組むことが大切だという話もあった。
- ・ また、同年度（平成 23 年度）には、酒田市が実施する「地域あんしん生活研究事業」のモデル地区に日向地区が選定され、単身高齢者を対象とした生活実態調査が実施された。偶然、当該調査においても、東北公益文科大学・小関氏が関わっていた。

ii) ワークショップの試み

- ・ 上記の出前講座では、東北公益文科大学の協力のもと、日向コミュニティ振興会で初めてのワークショップを実施した。
- ・ その際のワークショップのテーマは前述したように「地域で暮らす幸福感」、副題が「互いのことを知ろう」であり、住民各自が普段感じている地域の強みと課題を確認・共有した。
- ・ 参加者については、日向コミュニティ振興会が募り、自治会長をはじめ福祉部に関わるメンバーを中心に、幅広い主体に呼びかけた。
- ・ 当時、住民ワークショップはどの地区でもほとんど行われたことがなく、地域住民も不慣れであろうと考え、東北公益文科大学の学生が各グループでの進行やメモ取り、発表などのサポートを行った。
- ・ この時のワークショップ形式での話し合いの方法が参加者からも大変好評であったことから、後述する平成 24 年度に開催したワークショップにもさらに多くの人に参加してほしいと声をかけ、グループごとのテーブルが 8 台できるほどの参加者が集まった。
- ・ これらワークショップに際してのグループ分けについては、地域住民に加え、その時々で参加する地域外の主体（大学生、行政・社協・地域包括支援センター等の職員）も混ぜて構成している。ワークショップの前提として、それぞれの肩書から離れること、聞くことを大切にする、1 人が話しすぎないようにすること等のグラウンドルールを確認したうえで実施している。
- ・ ワークショップは、地域で起きていることや、それぞれの住民が日々感じていることが互いに見える化されるような機会となった。

地域支え合い研修会（地域ワークショップ）

i) テーマの設定

- ・ 平成 23 年度から始まったワークショップは、現在も毎年 1 回以上開催しており、そこで整理された地域課題や取組の方向性に基づいて活動が展開されている。
- ・ 平成 24 年度には、前述した「地域あんしん生活研究事業」での高齢者等生活実態調査の結果を踏まえて、「地域支え合い研修会（地域ワークショップ）」を実施した。市内で高齢化が顕著に進む日向地区ともう 1 つの地区がモデル地区として選定され、調査結果からは、高齢化に伴う課題に直面することになり、子どもや教育に関する活動が中心だったコミュニティ

振興会にとって高齢者に関する課題に目を向けるきっかけになった。

- ・ この研修会では、ワークショップの前にさわやか福祉財団による講演や、先進地視察研修を実施した。
- ・ （小関氏より）研修会におけるワークショップ開催にあたっては、酒田市福祉課職員と東北公益文科大学教員との間で企画を行った。地域住民が自分たちでできることを考えられるような設計を心掛けた。当該研修会の冒頭で、市福祉課から自分たちでできることを考えていくといった方針を説明したところ、少し空気が張り詰めた印象があった。当時は、「行政は何もしてくれないのか」といった気持ちが住民側にあったのかもしれない。ただ、ワークショップが始まり、市職員も含めてグランドルールにのっとって話し合うことで少しずつフラットな関係性となり、地域でできることを出し合うことで、「こういうことからいいんだな」という空気感に変わっていったように思う。
- ・ 平成 23～24 年度に始まったワークショップ方式での話し合いは、毎年のように、その時々で生じている課題を踏まえたテーマを設定し取り組んでいる。テーマは、日向コミュニティ振興会事務局が検討する。例えば最近では、地域包括支援センター（以下、包括）が主催する地域ケア会議で出てくる地域課題がワークショップのテーマになっているほか令和 6 年 7 月に発生した記録的な大雨災害を受けて災害に関する検討も増えている。地域ケア会議の種類の一つである小地域ケア会議は、小学校区の単位で開催されている民生委員を主体とした関係者との会議だが、ここに地区社協の事務局や日向コミュニティ振興会事務局等が参加することもある。

ii) 参加者

- ・ ワークショップには、コミュニティ振興会の福祉部やコミ振事業推進委員会を中心として、各回のテーマに応じて声をかける住民や行政・社協・包括等の職員、大学生を加えて、毎回 30～40 名程度が参加する。自治会役員が 2 年任期のため、2 年ごとにワークショップの色が出るが、参加者が入れ替わることによる新しい発見もある。
- ・ 周知については、個別に参加を呼びかける方法と、毎月発行している広報による周知の両方を行っている。
- ・ 夜の開催が多いため、その時間で参加できない場合は、事前に意見を聴収する工夫もしている。
- ・ （小関氏より）現在も学生は参加しているが、毎回入るわけではない。初めての住民同士で集まる時には、なるべく多くの学生に参加してもらうことで和ませている。学生の継続的な関わりのためにもできれば毎回参加させたいと考えているが、場が馴染めば学生はいなくても問題ないと考えている。
- ・ ファシリテーションとコーディネーションを学べる「地域共創コーディネーター養成コース」（公開講座）を東北公益文科大学が開催しており、大学生のほか、行政職員、地域関係者、企業に勤める社会人なども受講している。日向地区では、現時点で、現事務局長と過去に配属されていた地域おこし協力隊等を含め、地域には 7 名の方が当該講座を受講済み。
- ・ 当該講座は、ファシリテーション研修とコーディネーション研修（ボランティアコーディネーション力 3 級検定）の 2 つから構成される。ファシリテーションとコーディネーションに

実際に携わることがなくても、その意味を理解している人が地域にいる意味は大きい。

iii) 移動するコミュニティ

- ・ 移動するコミュニティとは、コミ振事業として令和 4 年度より開始し東北公益文科大学の大学生が日向地区内の各自治会館を訪問し、地域住民と交流しながら普段の暮らしや困りごと等の話を聞く取組である。現在 3 年目を迎えている。
- ・ それまでコミュニティセンターを拠点とした取組を展開してきたが、様々な理由からセンターまで足を運べない高齢者などが一定数いた。日向地区では公共交通機関が徐々に撤退し、現在の移動手段はデマンドタクシーのみである。当時はコロナ禍で人が集まるのが難しかったこともあり、大学生から「移動するコミュニティ」が提案された。
- ・ 地域住民にとって、大学生の方が利害関係がなく話しやすいと考え、日向コミュニティ振興会事務局関係者は、あえて同行しない方針を取っている。
- ・ 参加対象については、開催エリアの住民だが、開始当初はコロナ禍であったことから密を避けながら集まれる範囲で高齢者中心に声掛けを行った。年齢制限は設けていないが、日中の開催のため現在のところは高齢者が中心となっている。
- ・ 各区の訪問後はコミュニティセンターに戻り、大学生が聞き取った内容をまとめ事務局に報告している。また、その内容をさらに地域ケア会議などで共有している。
- ・ 大学生は、ゼミ活動の一環として、移動するコミュニティに参加している。地域住民の話を聞いた後は、そのまま地域住民と雑談をしたり、昼食をとったりしている。

ワークショップから生まれた活動

i) 活動例

- ・ ワークショップをきっかけに、除雪ボランティアを始め、「一人暮らし高齢者の見守り活動、ちょっとした居場所づくり、防災マップ作り、地域の農産物を販売するマルシェの開催など、いろいろな地域づくりの活動」が生まれている¹。
- ・ 今年度は移動の問題を取り上げ、買い物支援の一環として、社会福祉法人と連携し、送迎バスの空き時間を利用して買い物バスを試行している。試行する中で、市役所や郵便局等、買い物以外のニーズも見えてきており、どのように運用していくか検討しているところ。
- ・ また、訪問による生活支援サービス（「にっこりポイント（地域通貨）」/介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス B）や、コミュニティセンターを基盤とした、高齢者の通いの場（介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス B）等も実施している。

ii) 活動資金

- ・ コミュニティ振興会の活動については、酒田市の「ひとづくり・まちづくり総合交付金」や会費を財源としている。また、コミュニティ振興会として地域づくりに関するビジョンを策定し実行することで、5 年間補助を受けることができる酒田市の手あげ事業も活用している

¹ 松永隆「つながりの支え合いから花開く日向～多様な人とのご縁がつくる「地域で暮らす幸福感」～」令和 2 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞応募レポート。

(日向地区においては、令和 6 年度で補助期間が終了)。

- ・ 現在は、農業者を含む地域関係者で構成する「日向ふるさとづくり協議会」が農林水産省事業の農村型地域運営組織(以下、「農村 RMO」)形成推進事業に採択されたため、コミュニティ振興会もその組織の一員として活動を続けている。

iii) 自治体等からの支援

ア) 情報提供

- ・ 活用できる事業や財源の情報については、地域づくりを続ける中で市職員から自然に入るようになった。
- ・ 例えば、前述したように平成 25 年 1~2 月から除雪ボランティアの取組を始めた。ボランティアが本当に集まるのか見込みが立たなかったが、声をかけてみると 50 人ほど集まり、モデル地区・3 世帯に対する除雪を実施した。雪深く大変な地域であることを知ったボランティア参加者から、最低 2 回は訪問・除雪しようという話になった。その際、活動の継続に向けては資金があったほうが良いという認識が関係者で共有された。
- ・ そんな折に、当時国土交通省出向中の酒田市職員から、「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査事業」の募集があるという情報提供があり応募したところ採択された。ボランティアが 100 人ほど集まるようになり、その道具の確保にとっても当該事業は有難かった。

イ) 相談先となる自治体部署や関連機関

- ・ 市(本庁)のまちづくり推進課がコミュニティ振興会の主な相談先になるが、そのほか本庁の福祉課、支所も相談先となっている。また、本庁の課長職は、地域担当が割り当てられている。
- ・ 直近で豪雨災害があったときには、支所の福祉係職員が頻繁に通ってくれ、みなし仮設住宅に住んでいる人に繋いでくれることもあった。機動性が高いという点で支所が重要な役割を果たしていると感じている。
- ・ 市職員の中には、異動しても引き続きコミュニティ振興会の活動に関わってくれる人もいる。市の体制として相談先となっている部署はあるものの、そうした職員との「人」としてのつながりに助けられている部分も大きい。
- ・ 農村 RMO 関連では、県が国との窓口になるが、支所も伴走してくれている。
- ・ 福祉的なニーズのある世帯があった場合は、まず包括に連絡する。連絡を受けた包括は、訪問等対応してくれ、その後も情報共有をしてくれる。最近では、認知症のケースが増えてきており、包括と連携することが多い。

取組の特徴

i) 社会教育・生涯学習を基盤とした地域づくり

- ・ 様々な活動を仕掛けられている背景として、事務局長が地域の多くの人を知っていることは大きい。ワークショップの参加者や実際に活動する住民を集めるにあたり、テーマや内容に応じて関心を持つ人や参加しそうな人に声をかけることができる。それが多様な活動の展開

につながっている。

- ・ 事務局長は、公民館活動の時から、「人を覚えること」を重視してきたし、コミュニティ振興会発足後に取り組んできた行事やイベント等を通じて関わり顔見知りになった人が多くいた。当時は、地域づくりとして、行事やイベント等を行っているだけでよいのか悩んでいたが、それによってできた多くの住民との関係性が、現在の地域づくりの活動の基盤になっている
- ・ (小関氏より)日向コミュニティ振興会は、社会教育が基盤になっているのが特徴であり強みでもある。ワークショップも含め、情報共有だけでなく、互いに学びあうことを大切にしている。また、ワークショップや事業等を行った後には、必ず参加者で振り返りを行っている(例:感想を書く、1人一言発表等)。小さなことであるが、取組をやりっぱなしで終わらせず、振り返って皆で共有してくことで、皆が参加・参画しているという雰囲気が醸成されていく。
- ・ 事務局長は公民館活動の時代から、会議のあり方に対し疑問を抱いていた。なぜ自分が呼ばれたのかがよくわからない会議もあり、代表者の一言で決まったり、意見やアイデアを一つも発することなく終わるような形式的な会議もあった。振り返りや共有を大事にしている中で、「私の意見を聴いてもらえてうれしかった」という方がいた。その方はコミ振事業推進員を務めていたこともあり、今では日向里かふえの店員も担っている。

ii) 旧小学校を拠点としたコミュニティセンター

- ・ 小学校をベースとして、和室や会議室、集会室(体育館)調理室がある。また、入ってすぐのフロアには、「日向里(にっこり)かふえ²」のスペースがある。
- ・ 地域住民が心配な世帯等を見つけた時には、コミュニティ振興会の事務室に連絡が入る(例:新聞がたまっている家、隣の家の枝が伸びてきた等)。地域住民も「何か困りごとがあればまずはコミュニティセンターに相談する」という意識になっていると思う。特に用事がなくても、コーヒーを飲みふらっと事務室に立ち寄り、長話をして帰っていく人もいるような場となっている。
- ・ コミュニティセンターを訪れる人以外にも、日向里かふえを訪れたり、廊下等の掲示物や活動報告などを見学していく人もいる。日向里かふえができてからは、小学校の卒業生が家族連れで訪問することもあり、より立ち寄りやすい雰囲気が醸成されている。

iii) 地域づくりの目的を意識して柔軟な活動を展開

- ・ (小関氏より)地域づくりは計画をつくりすぎないことが重要。変更の連続で、それに柔軟に合わせていかなければ続かない。また、継続することだけが目的になると、形骸化してしまう。その点、そもそも行政的な手法にはなじまないのも、行政としては理解しづらい部分かもしれない。

² 日向コミュニティセンターに偶然立ち寄った企業との協働により生まれたカフェスペース。2019年7月オープン。(出所)松永隆「つながりの支え合いから花開く日向～多様な人とのご縁がつくる「地域で暮らす幸福感」～」令和2年度あしたのまち・くらしづくり活動賞応募レポート;伊藤秀和(2019)「酒田市日向地区の廃校利活用による地域活性化―日向里カフェ―」<https://localnippon.muji.com/4942/>(2024年12月4日最終閲覧)

- ・ (小関氏より) 何のために地域づくりを行うかという目的さえ明確にして、常にそこに立ち戻れるようにしておけば、手法はいくつもあるので、この部分は可変的で柔軟であってよい。地域づくりは動的でダイナミックであり、つねに关系的。关系的という点で福祉は本来馴染むはずだが、制度化された福祉は馴染みにくいのだと思う。
- ・ 地域づくりの活動は生まれては消えていくものだと考えており、実際、自然消滅したり、終了した活動もあるし、その時は取り組まなくても数年後に復活することもある。一方で、持続可能な活動にするための工夫も行っている。例えば、ひとり暮らし高齢者に対して、クリスマスケーキや年賀状を届ける取組があるが、もともとは小学生が半日がかりでケーキのデコレーションやはがきへのメッセージ記入等を行っていたところ、特定の学年にメッセージ記入を依頼する等、取組は残しつつ、効率化できる部分を工夫している。

iv) 地域づくりビジョンの作成

- ・ 前述のワークショップを通じて、令和 3 年度に「地域づくりビジョン」が作成された。令和 4 年度からは、この地域づくりビジョンの考えに基づきながら、活動を展開している。
- ・ 当該ビジョンは、明治大学の小田切徳美氏が提唱している「主体（人）づくり」「場づくり」「持続条件づくり」の地域づくりの 3 つの柱を参考にしている。これまでは主体（人）づくりと場づくりに取り組んできたが、今後は、「持続条件づくり」として、地域資源を保全しつつ利活用する小さな経済、稼げる地域を目指していきたいと考えている。

v) 多様な主体との関わり

- ・ 地域の特徴として、地元大学や企業等の様々な主体が関わりながら取り組んでいることから、新たに取り組み始めた農村 RMO でも地元大学や企業等も「関係する主体」として関わってもらえるような体制にしている。
- ・ 地域づくりをする中で、様々な人に助けてもらっていると感じる。例えば、雑貨や食料品等をブランド展開する企業で働いていた人が日向地区に移住したり、協力隊が合同会社を立ち上げたり、日頃協力してくれている大学生が、映像や雑誌を作成してくれたこともあった。それぞれができることで地域づくりに協力してくれている。

vi) 福祉的（地域）課題を福祉の課題として捉えない

- ・ (小関氏より) 移動するコミュニティを通じて、ある男性が家族の介護をしており、献立を考えるのが大変という話を受け、学生から簡単にできるレシピを共有するという場面があった。もしこの方が家に閉じこもっていたら、こうした悩みを話すことも、簡単なレシピという情報をキャッチすることもなかっただろう。場を作り出てきてもらうことで、話をして「こういうことでいいのか」と少しほっとしてもらい、問題解決まではいかなくとも気持ちが軽くなる。悩みや困りごとを話さなくても参加して単純に楽しかったということでも十分意味がある。そういう場をこの地域では多く作れているように思う。
- ・ 人が集まる場では情報も集まる。公民館で活動していた時は、教育委員会が主催して毎月集まり情報共有していたが、その場がなくなった途端、情報が入りづらくなった。家にいる人にとっても同じことだと思う。

- ・ (小関氏より) 個別ケースからグループやコミュニティというよりも、コミュニティ全体で楽しく豊かになっていけば、その中で個別ケースが自然と包含されていく。その方がレッテルをはることなく、皆平等に集える。福祉の話は地域ではしづらいと思うので、あえて福祉を前面に出さないようにしている。福祉ではないテーマから取り組み、自然に福祉にたどり着くような形になると良いと思う。
- ・ この地域では、色々な分野の課題がある中で福祉的課題を特別視しておらず、とりわけ福祉的課題を取り上げているわけではない。暮らしの課題の中にたまたま福祉的なテーマがあったから、それをどうするか考えるというのが、この地域のスタイルだと思う。
- ・ 地域住民が閉じこもらないような仕掛けが重要で、だからこそコミュニティセンターにきてもらう仕掛け(様々な活動)とこちらから訪問する活動(移動するコミュニティ)を展開している。しかし、それは、閉じこもり予防のための取組とは決して言わず、おしゃべりの場等として設計している。目的を福祉的なものにしないことでハードルが下がって住民は参加しやすくなる。

今後の課題、方向性

i) 今後の課題

- ・ 日向地区の地域課題として、移動の不便さがあり、免許返納後も安心して生活できる仕組みづくりが課題である。除雪に関しては地域外からの除雪ボランティアの仕組みや地域内のチームによる有償ボランティアの除雪の仕組みができたが、今後は、交通の不便さをどのように解消するかが課題である。例えば買い物支援に関しては、必要なものを届けることで解決するというのではなく、自分で選んで買い物する楽しみも作ることができるように外に出る仕組み(社会との繋がりづくり)との両輪で考えたい。

ii) 行政職員に期待すること

- ・ 地域づくりを行う上で行政のサポートは必須であり無くてはならないこと。地域づくりに関わる行政職員には、そこに住む人の暮らしの目線に立って地域を見てほしい。
- ・ (小関氏より) ある企業の方は、週の半分以上を地域のこと、残りの半分で仕事をする時代が来ていると言っていた。行政職員も同じだと思う。行政機関にしかできないことがあるので、その強みを存分に活かしてほしいと思う。決められたこと・言われたことをやっているうちは自分事ではないので、この地域のために自分に何ができるかを考えることができると良いと思う。

酒田市

平成 23 年前後での日向コミュニティ振興会の活動等を知る市役所職員より聞き取りを行った。

コミュニティ振興会の概要等

i) コミュニティ振興会の概要

- ・ 現在、酒田市には旧小学校区単位で、計 36 のコミュニティ振興会と、5 つ(旧酒田市街地、

旧酒田市農村地域、旧八幡町地域、旧松山町地域、旧平田町地域)のコミュニティ振興会連合会がある。

- ・ 平成 17 (2005) 年度に市町村合併し、現在の酒田市となった。旧酒田市では、合併前より住民自治組織であるコミュニティ振興会の組織化が進められてきたことから、合併後の旧町地域 (総合支所地域) でも、平成 21 (2009) 年度に、公民館からコミュニティ振興会に移行することとなった。
- ・ コミュニティ振興会の活動費として、酒田市からの支援「ひとづくり・まちづくり総合交付金」がある。平成 28 年度に、丸山前酒田市長がコミュニティ振興会への補助金や委託料等を一括化して、用途を特定しない総合交付金とした。
- ・ 各地域のコミュニティ振興会は主体的に活動しており、地域ビジョン (詳細は後述) の作成に取り組んでいるコミュニティ振興会は、特にその印象が強い。

ii) コミュニティ振興会への支援策

ア) 地域ビジョン作成・実行への支援

- ・ まちづくり推進課が所管する事業の 1 つに、コミュニティ振興会に対する手あげ式の支援メニューがある。具体的には、2 年間のワークショップ開催を支援し、地域ビジョンを作成した後、地域課題の解決や地域資源の活用に向けた取組の実行に対する補助として、3 年間、ひとづくり・まちづくり総合交付金を上乘せする仕組み。
- ・ 人口減少が進む中山間地域に位置するコミュニティ振興会では問題意識が高く、先行して手があがった。遅れて令和 5 年度からは市街地のコミュニティ振興会からも手があがるようになった。
- ・ 市としては、ワークショップは、異なる背景の多世代で多様なメンバーが集い、ビジョンづくりのための種 (素材) をたくさん集める場とし、ビジョンの原案作成プロセスに大人数のワークショップは不向きなため、ビジョン原案作成のための委員会を別途立ち上げるよう促している。
- ・ 当該ワークショップの運営は酒田市まちづくり推進課が支援 (調整) する。ワークショップのプログラムデザインや当日のファシリテーションは、プロのファシリテーター 2 名と松永氏が分担して担う (プロのファシリテーターは山形県の地域コミュニティ支援アドバイザーで、松永氏が以前から信頼を寄せる方) 。
- ・ ワークショップの参加者は、地域のコミュニティ振興会が集めるため、地域によって異なる。東北公益文科大学 (以下「大学」とする) と連携している地域では、小関ゼミの学生が参加することもあるし、地域の中高生が参加する地域もある (多世代で多様なメンバーが集うことで学び合う、気付き合うことでできるので、地域には参加者集めの努力をお願いしている) 。

イ) まちづくり推進課の役割

- ・ まちづくり推進課には、担当地区を持つ 3 名の職員がいる。コミュニティ振興会からの相談があれば、この 3 名の職員が窓口となって、必要に応じて他課・担当に繋ぐことになる。

コミュニティ振興会への支援例

i) 日向コミュニティ振興会の経緯

- ・ 平成 21 年度以降、日向コミュニティ振興会が活動が続ける中で、「地域づくりとは何か」という疑問を持つようになった時期に、酒田市では、厚生労働省による安心生活創造事業（10 分の 10 補助）において地域福祉推進市町村の 1 つとなり、事業を展開することとなった。
- ・ 当該事業を活用して、市街地と中山間地域、それぞれ 1 か所ずつ高齢化率の高い地域をモデル地区として選定し、高齢者の生活実態調査を実施したが、この際、日向地区が中山間地域のモデル地区として選定されたことがきっかけとなり、市（福祉課）が日向地区に関わるようになった。
- ・ 松永氏が福祉課異動前の企画調整課時代に大学連携を担当していたことから、当該調査に協力してもらった大学の小関氏や武田氏とは、調査実施前から繋がっていた。特に小関氏においては、日向地区と市の双方から声がかかり、自然と三者連携してワークショップの取組が始まった。

ii) ワークショップの開催

- ・ 当時、福祉課の地域福祉係長だった松永氏は、役所からの下請けのような地域づくりは上手くないか考えており、オフサイト活動への参加や、ワークショップ形式の対話を通じて取り組む事例（安心生活創造事業）の収集等を踏まえ、大学の協力を得て、モデル地区の 2 か所でワークショップを行うこととした。
- ・ ワークショップ・場の設計は市福祉課と大学が連携して行った。プログラムづくりは主に大学の小関氏や武田氏が担い、市としては、どのようなプログラムで、どのように問いかけると住民が話しやすいか、次のアクションに繋げるためにはどのようにできると良いか、といったことを両氏と協議しながら進めた。
- ・ 福祉課とは別に、地域コミュニティを担当するまちづくり推進課は当時からあったものの、その際の連携は特になかった。なお、社会福祉協議会（以下、「社協」とする）と地域包括支援センター（以下、「包括」とする）との連携はあった。
- ・ （市の福祉課が関わることもあり、）当時のワークショップは、福祉の視点で課題を洗い出し、地域資源と組み合わせでどんなことができるかという視点で取り組んだ。
- ・ 当時、松永氏（地域福祉係長）としては、住民が何らかの具体的な活動を行うといった成果ありきでは考えていなかった。参加者である住民が十分話し合って納得すればそれが答えであり、実績に繋がらない、地域がやらないという選択をするのであれば、それはそれで良いと考えていた。
- ・ ワークショップの結果、日向地区では除雪ボランティアという象徴的な取組、もう 1 つの市街地のモデル地区（琢成地区）では、「よろずや琢成³」という生活支援の仕組みが生まれた。

³ 日常生活のちょっとした困りごとを地域住民が手伝う仕組み。手助けが必要な人はあらかじめチケットを購入し、ゴミ出しや PC 操作等、手伝いの内容に応じてボランティアにチケットを渡すというもの

地域づくり・地域活動への自治体職員の関わり方

i) プロセスを共有することの重要性

- ・ 全庁的に、各種行政計画の策定時等、市民が参加する場を大切にしている。行政側で議論し決まったことを（決まってから）市民に伝えるのではなく、議論・検討するプロセスにおいて市民と協働することが重要と考えている。もちろん、ワークショップ等に参加するのは一部の市民であるが、こうした取組を発信することで、市役所が勝手に進めているのではなく、市民とともに取り組んでいることを伝えていくことも意識している。
- ・ 人口減少下で、将来的には社会や行政の機能を縮小せざるを得ない中で、今まで通りの方法で地域を維持していくことは難しい。地域を維持していくためには、住民の信頼を得て協働していく必要がある。住民の信頼を得るためには、検討の過程等をブラックボックスにしてはいけなくと考え、対話型の場づくりを大事にしている。そのためには、そうしたプロセスを共有し納得感を得られるような、ファシリテーションができる人材が必要である。
- ・ ワークショップを行うタイミングも重要。対話の場とするためには、役所が決めたものを地域に持っていくのではなく、白紙の状態で意見を聴く必要がある。もちろんすべての意見を反映することはできないが、そのことを最初に伝え、その後反映できなかった理由をフィードバックすればよい。
- ・ また、同質性が高い行政内部だけで議論していると、出てくるアイディアに限界があるが、市民や別の関係者等と話すことで、ブレイクスルーできるアイディアが生まれる可能性が高まる。これも対話型で進めることのメリットである。

ii) ワークショップで意識していること

- ・ 市職員がファシリテーターを務める場合は、行政職員としての立ち位置とファシリテーターとしての立ち位置を使い分ける必要がある。行政職員として言わなければならないこともあるので行政職員の立場をゼロにすることはできないが、ワークショップ全体として、第三者としての立ち位置を意識している。ワークショップが要望の場になってしまわないよう、ワークショップの趣旨を冒頭で説明している。
- ・ 行政職員として伝えなければならないこと具体としては、ワークショップが要望の場になってしまわないようワークショップの趣旨を冒頭で説明したり、ワークショップでの意見が全て実現し、施策に反映されるわけではないことを伝えたりしている。様々な条件があり施策への反映が難しい場合は、その旨をフィードバックしている。時に行政の批判ばかりを口にする市民もいなくはないが、そういうときは、別の市民が諫めてくれることもあるので、その場の空気の作り方（対話ルールの浸透）が重要。
- ・ なお、松永氏がワークショップの際に伝えているルールには、「話すこと以上に「聴く」ことを大切に」「否定せずに耳を澄ます」「自分だけが正しいと思わずに、断定しない」「らくがきでメモを残そう」などがある。

iii) 地域課題の共有の仕方

- ・ 地域づくりに関しては、地域の主体性を引き出すために、プロセスの共有が最も重要と考えている。地域が行政の下請けや委託のようになってはいけなく。

- ・ 地域課題の話し合いを行うときに、福祉の視点から入ると話しやすいと思う。地域の○○さんが大変そうという事例を共有できると、参加者は課題テーマとして入りやすい。
- ・ 参加者として、地域の課題をよく知る民生委員は必須だと思う。民生委員から普段の取組や、課題感等を話してもらう。その他、課題の共有方法として、その時のプログラムの作り方によっては、データから伝えることもある。

酒田市役所内の地域づくりに資する取組

i) ファシリテーションを学ぶ機会の確保

- ・ ファシリテーション人材を養成するための取組として、市職員の自主研修費の対象の1つに、「地域共創コーディネーター養成プログラム（公開講座）」を含めている。市職員が毎年度3名程度受講できるよう予算を確保している。
- ・ 現在、市職員の当該講座の修了者（地域共創コーディネーター）が累積で20名程となっている。令和5年度からは市民参加推進委員会作業部会⁴（以下「作業部会」とする）を立ち上げ、ワークショップを予定している担当課に対して、ファシリテーションを学んだ人材がチームでサポートする仕組みを作った。
- ・ 具体的には、ワークショップ実施予定の担当課と作業部会のメンバー（地域共創コーディネーター）が「デザイン会議（作戦会議）」を開いてどんなプログラムにすべきか意見交換を行い、その協議内容を基に、ワークショップ当日のメインファシリテーターを担うメンバーがプログラムを作成する。ワークショップ当日は、メインファシリテーターのほかに、作業部会メンバーがテーブルファシリテーターとして参加し、ワークショップの運営を支える。担当課は、ワークショップが実施されるまでのプロセスを共有することで、市民参加機会の創出および市民協働を推進することの重要性を学ぶ。
- ・ 最初のうちは、行政職員はシナリオ通りに進まないワークショップを怖がるが、何度か参加するにつれ怖さがなくなっていく。それは、行政組織内で決定する前段階の白紙に近い状況でワークショップに取り組むことで市民意見の反映がしやすいことや、反映できないことにはできないと丁寧にフィードバックすることこそが重要ということが理解できるからだと思う。

ii) 世話役課長の任命

- ・ まちづくり推進課とは別に、市の課長職がそれぞれ1か所の地区を担当する「世話役課長」の制度がある。任務としては、地域の困りごとを聞き、役所内で調整することとなっている。通常業務を抱えながらの対応であり、また活動内容が細かく規定されているわけではないため、活動内容はそれぞれの世話役課長に委ねられている。

⁴ 市民参加推進委員会は、副市長を委員長とし、市民参加の機会が必要な事案を確認している。作業部会は、その下部組織に位置付けられ、ワークショップの実施に関し疑問や不安を抱える市役所の現場を支援するために創設された。

課題等

i) 望ましい支援体制

- ・ 現在、まちづくり推進課の地域コミュニティ支援の地区担当者は3名となっているが、地域に対しより手厚く支援できるように増員が望まれる。現状の体制では、通常業務は回せるが、頻繁に地域に顔を出して地域づくりを後押しするような余力はないと思う。一方で、市の限られた人的資源では現状の人員体制が精一杯という現実もある。
- ・ 地域づくりに資する事業や財源は分野横断的のため担当課が分かれるが、そのすべてをまちづくり推進課で把握することは難しいだろう。しかしながら、まちづくり推進課にはコミュニティ振興会と各担当課との窓口機能を積極的に担ってほしいと思う。

ii) その他

- ・ 自分の市で取り入れたいことがあると、全国の先進事例等のキーパーソンに来てもらう等、自分ではない第三者から事例を共有してもらい、考えや意義・必要性を市役所内に浸透させていく手法を活用してきた。コミュニティ振興会への動機付けも同様で、立ち上げ期においては、コミュニティ振興会が集まる場で、日向コミュニティ振興会に取組紹介をしてもらったこともある。

(3) 明石コミュニティ創造協会

明石コミュニティ創造協会について

i) 団体概要

- ・ 当会の元となる組織は、1982 年の財団法人明石コミュニティ創造協会であり、2022 年で創設 40 年を迎えた。
- ・ 2012 年に、文化事業を行う「公益財団法人明石文化芸術創生財団」と分離して、現在の一般財団法人明石コミュニティ創造協会の形となった。

ii) 事業・財源

- ・ 財源として最も大きいのは、複合型交流拠点ウィズあかしの指定管理の収入である。
- ・ 協働のまちづくり推進事業として、まちづくり協議会の支援およびテーマ型の市民活動支援を行う業務を明石市から委託されている。
- ・ その他、外郭団体として組織の運営補助金を受けている。

iii) 行政との関係

- ・ 協働のまちづくり推進事業では、明石市の市民協働推進室と連携して各小学校区(28 区)のまちづくり協議会を支援している。市は全校区を支援する一方、当会は特定の校区を対象として地域の状況に応じた個別的な支援を行っている。市とは、月 1 回各校区の状況を共有し、今後の進め方について協議している。
- ・ 行政と中間支援組織(当会)それぞれの強みをいかして支援している。会計の体制をしっかりと整備すべきなど行政だからこそ伝えられることもある。一方で、中間支援組織だからこそ、地域の代弁者となったり、地域と行政の間に入った方がうまくいくこともある。
- ・ 当会には、明石市からの出向者も毎年 5 名程おり、市の若手職員がファシリテーションや地域との関わり方、ワークショップのプログラムの作り方等を学んでいる。出向期間は概ね 3 年程度で、帰任後は、市の重点施策の所管課やコミュニティ担当課などに配属されることが多い。

明石市のまちづくりの概要

i) 明石市のまちづくりの歴史・特徴

- ・ 明石市では、1971 年に当時の市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を市政運営の柱として掲げ、1972 年からコミュニティセンターの設置を開始し、コミュニティセンターを拠点とするまちづくりが始まった。
- ・ 明石市には、児童館や公民館などの社会教育施設はないが、コミュニティセンターがまちづくりの拠点となっており、全中学校区、全小学校区にコミュニティセンターが設置されている。
- ・ コミュニティセンターは、学校の敷地内にあり、学校の敷地にプレハブを整備している校区もあれば、空き教室を活用している校区、昼間は音楽室として使われている場所を夕方以降にコミュニティセンターとして活用している校区もある。

- ・ 2005 年には、全中学校区・全小学校区へのコミュニティセンターの設置が完了。しかし、コミュニティセンターは地域に開かれるべきだが、セキュリティの関係もあり、地域の限られた人が出入りしており、機能が形骸化していた。そこで、2006 年に「協働のまちづくり」提言を策定。コミュニティセンターの充実化と、小学校区毎に「校区まちづくり組織」を結成していくことが提言された。
- ・ 2010 年には、明石市自治基本条例が施行。この条例では、まちづくりの基本単位は小学校区とする、「協働のまちづくり推進組織」を設立し、協働のまちづくりを推進する、小学校区コミュニティセンターを協働のまちづくりの拠点とする、ということが示され、理念にとどまらない、かなり踏み込んだ内容となった。
- ・ それを中間支援する組織として、2012 年より現在の明石コミュニティ創造協会の活動が開始された。

ii) まちづくり協議会について

ア) 「校区まちづくり組織」と「協働のまちづくり推進組織」

- ・ 各小学校区に設置されている「校区まちづくり組織」を「協働のまちづくり組織」にステップアップしてもらうための支援を 2012 年以降、当会が行っている。
- ・ 「校区まちづくり組織」では、各種団体の代表を充て職で組織している校区が多かったが、各団体の仕事だけで手一杯であり、「校区まちづくり組織」を設立しても、イベント開催等にとどまり、支えあいや見守りといった地域課題を解決するための新しい活動をする余裕がない状態だった。
- ・ 充て職によるまちづくり協議会から脱却し、個人の興味関心から関われるまちづくり協議会にするために、「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップ支援を行っている。「協働のまちづくり推進組織」は、民主性、開放性、透明性、計画性をもった組織と規定されている。
- ・ まちづくり計画書を策定することで「協働のまちづくり推進組織」になることができ、地域交付金を受けられるようになる。

現在、全 28 小学校区の中で、大半のまちづくり協議会が「協働のまちづくり推進組織」となっている。本稿では、「校区まちづくり組織」と「協働のまちづくり推進組織」の総称として「まちづくり協議会」と表記している。

イ) 事務局機能について

- ・ 多様な住民にまちづくり協議会に参加してもらうためには、個人の興味関心をまちづくり協議会の活動につなぐコーディネート機能を果たす事務局が必要と考えた。そこで、明石市では 2014 年から地域事務局支援事業として、事務局職員の費用補助を開始した。
- ・ 地域事務局支援事業は、「校区まちづくり組織」でも、「協働のまちづくり推進組織」でも受けることができる。

ウ) コミュニティセンターの運営

- ・ コミュニティセンターは、明石市の直営であるが、「協働のまちづくり推進組織」に移行した

校区については、コミュニティセンターの管理運営の委託を受けることができる。現在は、「協働のまちづくり推進組織」でコミュニティセンターの管理運営をしている校区もあれば、明石市の直営の校区もある。

エ) 財源

- ・ 「協働のまちづくり推進組織」になることで受け取れる地域交付金は、基礎額 154 万円 + 事務局支援事業補助金 234 万円 + コミュニティセンター管理委託費となっており最大で合計 823 万円が支給される。事務局支援事業補助金は、まちづくり協議会に事務局を設置している場合、コミュニティセンター管理委託費はまちづくり協議会でコミュニティセンターの管理運営を行っている場合に支給される。
- ・ 基礎額、事務局支援事業補助金は一律の金額であるが、コミュニティセンター管理委託費は、コミュニティセンターの開館時間により金額が決まる。地域交付金は一括交付金として支給されるため、費用の用途には裁量が認められている。
- ・ 自治体によっては、自治会の費用をいったんまちづくり協議会に入れて、自治会に割り振るということをしているところもあるが、明石市ではそのようなことはしていない。自治会へは回覧等の委託費用しか入っていない。

オ) 連合自治会との関係

- ・ 明石市では、連合自治会が小学校区単位となっているが、ほとんどの小学校区では、連合自治会はまちづくり協議会に一体化されている。財産区の関係で解消できない、連合自治会という看板の方が会費を集めやすい等の理由で、形式的に連合自治会を残している小学校区もあるが、そのような地域でも、地域の代表組織はまちづくり協議会であると認識されている。
- ・ 明石市連合自治協議会も発展的解消し、明石市連合まちづくり協議会に移行している。
- ・ 地域では、自治会長になった途端、連合自治会の会議、地区社協の会議、コミセン運営委員会等いろいろな会議に出なくてはなくなり負担が大きい。会議を減らして負担を軽減する、自治会長が単位自治会に注力できるように、という目的を地域に説明し各校区の連合自治会の発展的解消が進んでいった。これについては、市ともかなり議論した。
- ・ 他市では連合自治会にまで踏み込めていないところが多いと思うが、明石市では、2010 年の明石市自治基本条例で、小学校区単位の「協働のまちづくり推進組織」がまちづくりを推進すると定めていたことも後ろ盾になり、「協働のまちづくり推進組織」を中心としたときに、同じく小学校区を単位とする連合自治会との関係をどう整理するかという議論ができた。
- ・ ただし、連合自治会という組織はなくなっても、自治会長が集まって情報共有する機能は重要だと考えており、「協働のまちづくり推進組織」の中に自治会連絡会等の名称で（「協働のまちづくり推進組織」によって名称が異なる）自治会長が話し合う機能を残している。
- ・ 各地域で、どのような担い手がどのような機能を行っているかをよく見る必要がある。大事なのは、組織ではなく機能。資料作成や会議出席の負担が大きければ、スリム化して活動に注力できる環境を作っていく必要がある。

カ) 補完性の原則

- ・ まちづくり協議会は、地域の多様な人が関わる装置としては重要だが、まちづくり協議会の活動がすべてとは考えていない。隣保・班・組、自治会・町内会、まちづくり協議会は、補完し合う関係性であり、それぞれによって取り組むべき課題は異なっている。例えば、高齢者の居場所づくり・サロンは自治会単位、災害時の要援護者支援は隣保・班で取り組む方が馴染みがよい。テーマや内容によっては、まちづくり協議会よりも市民活動の方が力を発揮することもある。
- ・ それぞれの単位で多様な活動があるのが支えあいの機能としては重要であり、その時にまちづくり協議会がコーディネートを担当するプラットフォームになればと考えている。

「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップ支援

i) 「協働のまちづくり推進組織」への移行プロセス

- ・ 前述の通り、「校区のまちづくり組織」では、世帯の代表者を中心とした合議組織による義務での活動に限界が来ていた。このような状態から脱却するため、「このゆびとまれ」で多様な人が関わる「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップ支援を当会が行っている。
- ・ 当会の関わり方の基本的な流れは、まちづくり協議会の組織強化に向けた話し合い、まちづくり計画策定支援、地域事務局の支援、活動のサポートとなっている。地域事務局の設置後（以降）は事務局が中心となって進めていくため、当会としては事務局からの要請にこたえる形で、先進事例の情報提供や助言等の支援に入る。まちづくり協議会の組織が強化されるにつれて、当会の支援の度合いは徐々に減っていく。
- ・ 上記が基本的な流れではあるが、実際の支援は、地域の状況にあわせて柔軟に行っている。事務局機能の強化から取り組むところもあれば、まちづくり計画策定から取り組むところもある。進捗状況についても、事務局の設置状況やまちづくり計画の策定状況、コミュニティセンターの管理運営など、校区によって異なる。

ii) 支援において大事にしている考え方

- ・ 当会の役割として、まちづくり計画の策定や組織強化に向けた支援を通じて、個人が参加できる組織、多様な人が意見を言える風土をつくっていくことが重要と考えている。そのため、対話や話し合いを重視している。なんでも発言できる雰囲気づくり 自分の意見を言う 当事者意識・主体性が生まれるというサイクルを意識している。
- ・ ワークショップは非日常の場であり、変わらなければならないのは日常の会議（役員会、理事会など）である。日常の会議が対話できる場になるように、当会が支援する時は、会議をすべて仕切るのではなく、会長の挨拶や前回の振り返りは地域にしてもらい、意見交換会のみ進行役を担うようにしている。
- ・ 地域には、語りたい、つながりたいと思っている住民が実は多くいるので、対話のトレーニングとして、多様な人が集まってワイワイするのが楽しいと思ってもらえる機会をつくっているという感覚で関わっている。

iii) 「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップによる変化

- ・ 多様な人が参加できる組織にすることで、女性、若者、子ども、障がい者、外国人も関われるようになり、また、地域外の住民が「協働のまちづくり推進組織」の活動に参加している校区もある。例えば、技能実習生と料理イベントを開催したことで技能実習生が清掃活動に参加してくれるようになったという事例もある。「協働のまちづくり推進組織」が小学校区という少し広域で設置されているからこそ、このように多様な人が関わりやすいのではないかと。
- ・ 2012年に「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップ支援を始めた時には、市内にある450もの単位自治会に直接支援できなくても、単位自治会長が関わっているまちづくり協議会が変われば自治会も変わっていくのではないかと、という仮説を持っていたが、実際にそうになっている。
- ・ 例えば、まちづくり協議会に女性や外国人が関わるようになったことで、自治会が同様の活動を行うようになった校区もある。また、ある校区では、まちづくり協議会が防災の活動に力を入れたことがきっかけとなり、単位自治会でも災害時の要援護者支援の話し合いが行われ、結果的に隣保の組み方を見直すことになった。小学校区 単位自治会 隣保への活動が発展していった事例である。

多様な人にまちづくりに参加してもらうための工夫

i) 地域に関心をもつ住民の存在

- ・ 住民には、中心層（役員）、関心層（元自治会長、元PTA役員、地域に興味のある人等）、無関心層（自治会未加入者、興味がない人等）の3種類がいる。「校区まちづくり組織」は中心層だけの組織だったが、「協働のまちづくり推進組織」に移行するためには、関心層をいかに取り組んでいくかが重要となる。
- ・ 自治会やPTAを経験したことで、まちづくりや子ども支援の重要性に気づく人もいる。そのような人たちが、退任と共に地域活動から離れてしまうのはもったいない。また、地域には関心を持つ人や協力したいと考えている人も一定数存在する。
- ・ 例えば、ある校区で、住民アンケートを行い、「これからのまちづくりに協力してくれる人は、名前と連絡先を書いてください」と聞いたところ、「活動できる」と答えた人が約350人（回収数2,770件）おり、30歳代、40歳代で約100人いた。まち協会長は、若い人は非協力的で無関心と思い込んでいたが、そうではないことが分かった。このアンケートをきっかけに、若い人は関心がないわけではなく、きっかけがなかったただだと反省し、新しい人たちに参加してもらう方法を考え始めた。
- ・ ある校区では、自治会による川の清掃活動を続けていくのが難しくなった。まちづくり協議会の規約を改定し個人参加ができるようにした頃、副会長の近所に環境団体の関係者が住んでいることが分かり声かけをしたところ、自治会と環境団体の合同事業として、川の清掃活動と生きもの観察会をセットにして開催することになった。すると、市外も含めて40-50人の参加が得られ、川がきれいになった。その環境団体の関係者は、その後「協働のまちづくり推進組織」の部会長、役員になっていった。自分の関心のある環境をきっかけに、地域に関わるようになったケースだが、こういった関わり方をしたい人は地域に多くいるのではないかと。

- ・ 特にこの地域に住み続けるつもり住民は、地域や住民に対する関心が強い。例えば、ある校区の住民アンケートでは、地域で活動できると回答した 30～40 代は、戸建てを購入しており、この先ずっと住み続けることを考えると、地域の知り合いを作りたい、地域のことを知りたいと考えていることが分かった。そこで、ママ友、パパ友のように、「まち友」という仕組みを作り、毎月の交流会には毎回新規の参加があると聞いている。

ii) あて職以外の住民が関われる名目をつくる

- ・ 「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップに向けては、まずは、旧組織（校区まちづくり組織）の役員会で、充て職による活動に限界があること、関心のある人に関わってもらって担い手を増やしていく必要があるという課題を共有し、「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップについて合意をえる。そのうえで、それに向けたまちづくり計画の検討を行うためのプロジェクトチームを発足するため、プロジェクトチームのメンバーを公募する。
- ・ 旧組織ではなく新しくプロジェクトチームを発足して検討するというのがポイントで、プロジェクトチーム発足という名目ができることで、今まで地域の活動に関わりのなかった人も参加しやすくなる。そのような形で集まった人は、皆モチベーションが高く、議論が前に進みやすい。二次元コードを活用してメンバーを募集するようにしたところ 20 名以上集まるようになった地域もある
- ・ プロジェクトチームに応募する人たちは、それぞれ地域の中でネットワークを持っている。そのため、プロジェクトチームから、アンケート報告会、広報紙の作成、ワークショップ開催等と進む中で、各メンバーが知り合いを連れてきてくれる。その多くは地域に何らかの関心がある人たちなので、そこから活動が生まれていく。それを持続できるように、個人参加ができる「協働のまちづくり推進組織」にするための組織図や規約を整えていく、という流れになる。
- ・ 各校区の「協働のまちづくり推進組織」では、各種団体を背負わなくても関われる「まちづくり応援隊」、「まちづくりサポーター」などを作っている。例えば、ある校区では、サークル活動も「協働のまちづくり推進組織」の活動の 1 つに位置付けており、共通の趣味を持つ人でサークルをつくり、役員会の承認を得れば「まちづくりサポーター」として活動できるよう、「協働のまちづくり推進組織」の規約に定めている。

iii) 事務局によるコーディネート機能

ア) 正規職員でもボランティアでもないコーディネーターとしての有給職員の位置づけ

- ・ みな興味関心のあることは、自分だけで楽しむのではなく、だれかと語りたい、つながりたいと思っている。そこに出会いやつながるきっかけがあれば「一緒にやる？」と活動や場に発展していく。地域に活動や場が生まれれば、「最近あの人顔を見ていないけど大丈夫か」と支え合いにもなる。多様な人が関われる組織にするためには、住民の興味や関心に、出会いやつながりをコーディネートし、楽しい、学びになる、役に立てている等、参加する人が自分に還元できることをつないでいく事務局のコーディネート機能が重要となる。
- ・ 事務局のコーディネート機能を確保する上で、地域事務局支援事業が重要な役割を果たして

いる。地域事務局支援事業は、234万円の補助金で、2人以上雇用することが条件となっている。制度の創設当時は、これでは安すぎると言われたが、狙いは、正規雇用と無償ボランティアの中間的な存在とすることにある。

- ・ NPO などの事務局長は、スペシャリストであり、パフォーマンスは高いが、その人が退職したら、その機能を持続できない。それよりも、昔 PTA 役員をやっていた人、退職後に地域に関わりたい人など、多少のお金をもらえるなら地域のために頑張りたいという人を想定している。3～4 時間×週 3～4 日程度で、週 20 時間未満で従事されている地域がほとんどである。
- ・ 事務局が正規雇用の職員だと、住民は事務局に任せきりになってしまい、住民の主体性を引き出すことはできなくなってしまう。また、事務局が全部してしまうと、活動量に限界がでてしまう。趣味サークルが一つ増えるだけでも誰かにとっての居場所になるかもしれないと考えれば意味がある。重要なのは、そうした小さな活動を地域に増やしていくこと。そのためには、事務局はあくまでもコーディネートに徹して、担い手を増やしていく必要がある。
- ・ 住民発意の活動だからこそ生まれては消えていくことが前提となる。しかし、活動の中身は変わっていくとしても、まちづくり協議会という組織自体は持続可能でなければならないと考えている。

イ) コーディネーター同士の学びあいの促進

- ・ 各まちづくり協議会が、校区内でコーディネーターを募集し、面接の際には、地域の会長や部会長などの役員も参加している。事前にどんな人に事務局を担ってもらいたい地域の中で人物像を話し合っている。まちづくり協議会のことをある程度理解した上で応募してくる人が多い。
- ・ 事務局のコーディネート力を向上するための研修会を当会と市が一緒に開催している。そのほか、市が地域事務局連絡会議を開催している。地域事務局連絡会ではグループワークを行うが、その時のグループ分けは事前に綿密な戦略を練っている。各まちづくり協議会の課題や弱い点を踏まえた上で、話を聞いて学んでほしいまちづくり協議会と同じグループになるように構成している。

iv) 広報の重要性

- ・ 広報は大事だと思っている。X をうまく活用している校区の例として、「まちづくり協議会」と名乗らず、まちづくり協議会のイベント等の開催を周知するのではなく、日常的にまちの情報を発信して、まちのことを知りたいと思っている人にフォロワーになってもらうという方法をとっているところがある。そのような情報の中に、たまにまちづくり協議会の活動参加者募集を行うことで、それをきっかけに参加する人もいる。
- ・ 他にも、有料プランの公式 LINE を持っているまちづくり協議会は多く、最近では若い人向けに Instagram を始めているまちづくり協議会もある。

市町村の福祉部門等との関わり

- ・ 当会と市町村の福祉部門との関わりは、具体的にはあまりないが、市社協のチームビルディ

ング等の相談を受けたりすることはある。過去には生活支援コーディネーターと当会のスタッフとの合同でファシリテーション研修をしたことがある。

- ・ 2年前までは3か月に1回、市の市民協働推進室と地域共生社会室、市社協、教育委員会のコミュニティ・スクール担当と当会で定例の情報共有会議を開催していたが現在はない。
- ・ まちづくり協議会と生活支援コーディネーター（社協に委託。1層に1人、2層に13人（各中学校区に1人）配置）の現場レベルの関わりは多い。
- ・ まちづくり協議会の活動の中で福祉的な課題を抱える人（認知症など）を把握したら、生活支援コーディネーターにつないでいる。まちづくり協議会も福祉的な課題を抱える人がいたら、生活支援コーディネーターにつなぐという認識になっている。
- ・ コミュニティ・スクールの関係で、学校長とまちづくり協議会が連携している校区もある。支援が必要な子どもがいたら、まちづくり協議会から学校につないだり、コミュニティセンターのフリースペースに来られれば、学校に登校したとみなすことにしたりしている校区もある。

地域福祉との関わり

i) 地域の福祉的な課題の把握

- ・ まちづくり協議会の意見交換の中で地域の福祉課題が話題になることもあるし、コミュニティセンターのまちづくり協議会の事務室に住民の気づきが持ち込まれることもある。
- ・ ある校区では、地域で買い物に困っている人が多いという情報がまちづくり協議会に持ち込まれ、60歳以上にアンケートを実施したところ買い物支援のニーズが高いということが分かった。同時期に「買い物ん行こカー」という買い物支援サービスを始めたコープこうべとまちづくり協議会が連携し、まちづくり協議会と自治会の主催でサービスの説明会を行ったり、まちづくり協議会が利用者数の調整を行っている。
- ・ まちづくり協議会の事務局には、コーディネーターとして、住民のつぶやきを拾うことが重要と伝えている。コミュニティセンターに住民が来たら、お茶を飲んでもらって気軽に話をしてもらうように心がけているまちづくり協議会もある。

ii) 福祉的な活動の例

- ・ 市内にブックスポット（本棚を置いて、本を読めるスペースを作っている場所）が80か所程あり、本を読むという目的でいられるので、地域の方々にとっての重要な居場所になるのではないかと考えた。そこで、まちづくり協議会や企業、公共施設などが作っているブックスポットの情報を当会で集めマップ化した。
- ・ 例えば、ある校区では、子どもの減少で空いた小学校の下駄箱のところにブックスポットをつくっており、教室に行けない子どもの居場所にも地域の方の居場所にもなっている。このマップについて、ひきこもり支援の担当課から情報がほしいと言われて提供したことがある。もともと民生委員など福祉的な視点を持っている方が運営しているところも多く、ひきこもり支援の担当課としても、支援対象者に紹介しやすいということである。
- ・ ある校区には、ふれあい食堂や地域支え合いの家（地域の総合相談窓口の拠点）を運営するNPOがあったが、地域とは距離をとった形で事業を実施していた。まちづくり協議会の事務

局が福祉に取り組む人同士はつながっていた方が良く、福祉の居場所マップづくりをきっかけとして、地域で福祉に関わる活動をしている人同士をつなげた。

- ・ ある校区では、毎週水曜日に子育て支援を行っている NPO が最初のスタートをサポートし、学習支援事業も開始された。そこに来ている子どもの中で支援が必要そうな子どもがいれば、学校の先生と相談するというを行っている。

iii) 地域づくりと個別支援の違い

- ・ 福祉でも地域づくりが議論されているが、福祉分野においても、地域づくりと個別支援は、別々に考えるべきである。
- ・ 個別支援と地域づくりでは、時間軸が違う。地域では、住民が知る、学ぶ、体験することで我が事化されて地域づくりが進んでいく。例えば、藤江校区の「オアシス」のように、90 人のボランティアが集まるような地域になれば、その中で福祉的な課題を抱える人の居場所もできるかもしれない。しかし、90 人のボランティアが集まるようになるまでに 10 年かかっている。個別支援では、目の前の対象者を支援する必要があるため、それを待つことはできないだろう。地域づくりが発展することで、結果的に誰かを支えている状態になる（個別支援につながる）と思うが、地域づくりは個別支援のために行うものではないということを個別支援に従事する人は理解する必要がある。
- ・ 住民主体の地域づくりは、究極的には地域自治を育むことである。生活支援コーディネーターの方は時には、自分で動いてしまっていることもある。しかし、住民が我が事化して考えていくためには、時間がかかってもどういう支援をしていく必要があるのかについて、考えていくことも大切ではないかと思う。

(4) 三股町社会福祉協議会

地域づくりの取組の経緯、現在の取組内容

i) 現在の財源、体制等

ア) コミュニティデザインラボの体制

- ・ 常勤職員が 5 人、パートが 2 人、外部委託（年間業務委託）で 4 人が勤務している。コミュニティデザインラボは、三股町社協の一つの係のような位置づけで、職員はほぼ専従となっている。
- ・ 常勤職員は、専門性資格や年代をとわず、曖昧な事象から論点や問いを導き出せる人を採用した。大学と共同で開発した筆記テストにより、そうした素養があるかを確認し、高い点数を取った人を採用した。松崎所長以外の 4 人の常勤職員は、全員 20 代以下で、保健医療福祉の専門資格は持たない職員である。
- ・ パートは 1 人が古着屋「NAZO」に常駐し、もう 1 人は NAZO の立ち上げの際に一旦パートとして雇い、収支が見込めれば事業化・独立させる予定をしている。
- ・ 外部委託は個人委託となっており、適宜チームメンバーにも入ってもらう。2 人はデザイナー、1 人はライター、1 人はコミュニティや場づくりを行っている。
- ・ 外部委託の比重が増えると、チーム全体の力が弱くなるため、人数としては常勤スタッフ 6 割、外部委託 4 割がバランスがよいと考えている。

イ) コミュニティデザインラボの財源

- ・ 財源は、重層事業と休眠預金事業である。常駐職員 5 人のうち 4 人は重層事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）から、1 人は休眠預金事業から人件費を出している。外部委託 4 人のうち 3 人は重層事業（参加支援事業）、1 人は休眠預金事業から年間委託費を支払っている。

ii) これまでの取組の経緯、議論のプロセス

- ・ 2018 年度：「みまたん宅食どうぞ便（以下「どうぞ便」と表記）」開始
 - どうぞ便とは、三股町に住む家庭のうち、18 歳以下の子どもがいて生活が苦しいと感じている家庭に対して、定期的に無料で食材（世帯の 10 食分）を届ける事業。
 - 社協は元々、事業やフレームに沿ってプロジェクトを実施する考え方だったが、どうぞ便の事例を通して、フレームに捉われない形の支援が持つ力に気づいた。デザイナーという、社協や福祉従事者としては業務上関わることのない人とのプロジェクトを経験したことで、「これまでの支援ではできていない領域」がよく分かった。同質性の高い人とプロジェクトを作る流れをシステム化したいという思いが、コミュニティデザインラボの創設につながった。
 - 「これまでの支援ではできていない領域」とは、例えば、相談に来ない人へのリーチである。社協の職員だけで議論していると、個別支援は相談を受けて初めて発動するものという認識なため、「来た相談にどう対応するか」という問いになってしまう。しかし、どうぞ便のプロジェクトで協働したデザイナーに、「そもそも相談に来れない、来たくない人もいる」と指摘され、専門職が決めたフレーム（＝相談窓口でケースを受け止め

て支援する)よりも、地域住民の「暮らし」はもっと広いこと、ソーシャルワークの領域をもっと広げた方がよいことに気づいた。

- どうぞ便の際は子どもの貧困がテーマだったが、子ども食堂という「来てもらう形式」の事業を開始・実施する中で、より多くの貧困家庭の子どもにリーチするために、食材を届ける事業をして支援の入口を作ったほうがよい考えた。結果的には、想定以上に多くの人に利用してもらうことができ、窓口相談がない＝困っている人がいないと思いい込んでいたがそうではない、ということが分かった。
- ・ 2019 年度(令和元年度):モデル事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)実施
 - モデル事業を活用して、コミュニティデザインラボを創設した。
 - 何をもって地域は強化されるのか、何をもって地域が共生社会化されるのか曖昧であったため、地域住民が地域の課題を自分たちで解決してつながった数をミッションに掲げ、地域づくりの一般化を試みた。一例としてどうぞ便がどうやって発生したのが要素分解すると、「課題検討の場」、「地域活動を楽しくブランディング」、「地域課題と人をつなぐ」の3つが導き出された。これを「考える場」、「魅せる場」、「出会う場」として、地域づくりを進めるためのフレームとした。
- ・ 2020 年度(令和2年度):モデル事業実施(2年度目)
- ・ 2021 年度(令和3年度):重層的支援体制整備事業への移行準備事業
- ・ 2022 年度(令和4年度):重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」と表記)
 - 重層事業については、三股町より、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を受託している。また、包括的相談支援事業のうち、基幹相談支援センターと自立相談支援事業は、三股町社協が実施している。
 - 「考える場」、「魅せる場」、「出会う場」の枠組みで取組を進めていこうと考えていたところ、国の方で重層事業が制度化され、参加支援もアウトリーチ等も全て、この枠組みで実行できると考えた。

iii) コミュニティデザインラボの取組内容

ア) 三股町社協の他部署との役割分担

- ・ コミュニティデザインラボでは、地域福祉の推進に向け、住民主体の活動を広げ、課題解決の輪やコミュニティを広げること为目标に、地域づくりのコーディネート業務を行っている。
- ・ 社協が実施している相談支援事業としては、基幹相談支援センター、自立相談支援事業、支援対象児童等見守り強化事業がある。これらの事業を担当している(個別支援に従事している)職員とは、必要に応じてケースの情報をコミュニティデザインラボと共有し、課題解決のために共に動いている。また、今後同様のケースが発生することを想定し、予防あるいは支えあいの地域づくりを進めている。
- ・ 生活支援体制整備事業も社協が受託しており、生活支援コーディネーターを配置している。生活支援コーディネーターとコミュニティデザインラボは、本来協働した方が良いが、生活支援コーディネーターはリハビリに特化した社会資源の開発を行っている関係で、現状は連

動した動きにはなっていない。

- ・ 個別支援の従事者も地域づくりを意識しながら個別支援をできるようになった方がよいということで、コーディネーターミーティングを定期的開催し、個別支援のケースを共有しながら地域づくりの進め方について議論している。コーディネーターミーティングには、コミュニティデザインラボの職員のほか、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、基幹相談支援センターの職員、自立相談支援事業の職員、支援対象児童等見守り強化事業の職員が参加している。相談窓口業務とコーディネート業務を兼務している人を呼び出している。

イ) コミュニティデザインラボが開催する会議

- ・ コミュニティデザインラボが開催する会議体は主に、エリアごとに行う「地域支援会議」、「テーマ型地域会議」、「社会問題井戸端会議」の3つ。併せて、ケース検討会議が適宜開催されている。
- ・ 3つの会議は、前述の地域づくりを進める枠組みの中で「考える場」として位置付けられているものである。そのため、行政事業としての位置づけが強く意識されているわけではないが、「地域支援会議」は第2層協議体、「テーマ型地域会議」は第1層協議体に位置付けられる。

1) 地域支援会議

- 自治会単位など、エリアごと開催。例えば、家事援助してもらいたいなどといった相談があった際に、そのエリアで住民主体で対応するための協議を行う。随時開催しており、実際には月1回以上開催されている。

2) テーマ型地域会議

- 例えば、洋服が汚れているヤングケアラーの子がいるということをきっかけに、「ヤングケアラー」というテーマで地域での支えあいを協議するなど、エリアに関係なく検討する。随時開催しており、実際には月1回以上開催されている。

3) 社会問題井戸端会議

- 個別ケースへの対応を検討するというより、地域に一定数ありそうなケースに対応するための仕組みを作ること志向し、複数のケースやエリアにまたがって検討する会議。年間4回程度、必要に応じて開催しており、連続して開催することもある。
- どうぞ便での経験から、同質性の高い人とプロジェクトをつくることを目的としており、福祉従事者だけでなく、地域の中で興味のある人には広く声をかけている。また、多様な人が参加しやすいように、エンタメ的な側面も持たせている。
- 扱う事例は、相談窓口で対応しているケースもあれば、コミュニティデザインラボがアウトリーチして把握したケースもある。本会議で取り上げることにについて対象者に同意を得られたケースを対象としている。
- 会議自体に予算はついていないが、会議にゲストを呼ぶ際は社協から謝金を出す。

4) ケース検討会議

- 社協内の相談窓口に入ったケースを中心に、社協の個別支援の担当部署とコミュニティデザインラボで共同開催する。個別支援の従事者は、必ずしも地域づくりに

つなげようと意識しているわけではなく、既存の制度だけでは十分な支援ができず行き詰まりを感じているケースでケース検討会議を開催することが多い。

- また、地域包括支援センターなど、社協以外に設けられている相談支援機関のケース検討会議にコミュニティデザインラボが呼ばれることもあるが稀である。
- 単純に制度の枠組みで支援が入っていて、個別支援の従事者が特に行き詰まりを感じていないようなケースも、課題を捉え直す余白はあると思う。そうした余白を個別支援の従事者が感じ取れるようになるよう、多機関協働を進めていくことが重要と考えている。
- ・ 地域支援会議、テーマ型地域支援会議、社会問題井戸端会議は、個別支援の従事者も入るが、地域にも開かれた会議である。各ケースをどの会議体にかけるかは、ケースの内容に応じて選ぶが、対応の速度を上げた方がよいと思うケースについては社会問題井戸端会議にかけ、様々な場（拠点）で出会った多様な人と一緒に解決策を考えていく。
- ・ 特に社会問題井戸端会議には福祉専門職以外にも多様な人が参加しているが、例えば、デザイナー、絵を描いている人、議員、役場の職員や、中には肩書のない人、当日に初めて会う人もいる。実際にあった例として、日本語教師が場づくりの会議に来て外国人コミュニティに関することを問題提起し、実際に「地球人 BASE」というコミュニティを立ち上げて活動が始まった。社協としても、その活動がしやすいように多文化共生の予算を確保して支援している。地域住民の問題意識から活動を立ち上げ、軌道に乗せて速度を上げる一連のプロセスを、社協として手伝っている。
- ・ 社会問題井戸端会議は、主に SNS を使って広報しており、初めての人は SNS を見てくる人が多い。興味関心で地域住民が集まるので、課題解決の初動が早く、プロジェクト化しやすい。
- ・ 個別支援の従事者が「支援拒否」「困難ケース」と表現するケースの多くは、専門職だけで考えているために先鋭化した思考となっており行き詰まっている。こうしたケースでは、問題の捉え直しが必要である。例えば、ある引きこもりの母親の支援について、専門職だけで検討すると母の会を立ち上げるといったアイデアが浮かぶが、ユーザー目線では参加したいと思わないかもしれない。既存の支援パターンを知らない地域住民の方が、問題の捉え直しがしやすい。
- ・ 社協内の専門職を対象に、“worrygram”（造語）という、心配事を共有する投書（ポストにメモ用紙を入れる仕組み）を社協内の相談窓口に設置し、気になっているケースについてごく簡単に共有できるようにした。ちょっとした心配事でも簡単に共有できる動線ができることで、現在では関係性が構築されて口頭で共有できるようになり、今や“worrygram”はメモ書きになっている。内容に応じて会議を開くこともある。

地域づくりのコーディネート機能

- i) コミュニティデザインラボにおける地域づくりの考え方
- ・ 社会問題井戸端会議では、意見を持ち寄って議論を活性化できる人に声をかけている。場（拠点）が複数あると、そのような人に出会う可能性が高くなる。同質性の高くない場を沢山作

- り、出会った人が場において役割を得ることを、コーディネーターとして意識している。
- ・ コミュニティデザインラボのスタッフは地域に出て、住民が主体的に行う活動に寄り添っている。コミュニティづくりという目的で特定の地区に入った結果、個別ケースに遭遇することもある。個別ケースをスタッフが把握して、スタッフ同士や地域の人とチームを組み、地区に入る場合など、様々なアプローチをとっている。
- ・ コミュニティデザインラボの職員は、頻繁に地域に出向き、地域の活動をしている人と雑談したり、プロジェクトベースで関わったり、定期的に連絡を取ったりしている。コミュニティデザインラボによる伴走の濃度は、地域住民の主体形成の進捗によって変えている。地域住民による活動から、住民伝いで手伝ってくれる人のネットワークが拡大していくこともある。そのような柔軟な広がりを大事にしている。
- ・ 三股町には、co-making space co-me (コメーキングスペースコメ)、NAZO、樺山購買部といった拠点があるが、こうした拠点は、1年あたり1つのペースで新しく生まれている。地域住民の持つ私的な所有物だけでなく、発想などのソフト面を循環させ、地域に開かれた表現の場を作る活動を、コミュニティデザインラボは支えている。
- ・ 社会問題井戸端会議では次々に住民主体の活動が生まれていくが、コミュニティデザインラボとしての役割は、人やモノなどのリソースをコーディネートすることである。例えば、脱出ゲームを考えるのが得意という引きこもりの人と、よる学校という場を組み合わせ、よる学校で脱出ゲームを作るプロジェクトを計画した。課題から解決するためのフレームをつくっていくというよりも、課題とリソース（人や空き家など）を組み合わせながら表現者を増やしていった感覚である。
- ・ 個別ケースを社会問題井戸端会議等で検討する際は、テーマ設定の仕方を工夫している。例えば、多子世帯で母親が就労できていないケースを会議にかけるとき、専門職の発想では「多子世帯の母親の就労支援」というテーマになりがちだが、そうではなく「気ままな働き方について考える」というテーマを設定した。ここでは、母親が就労していないことが課題なのではなく、気ままに働ける環境がないことが課題ではないかという捉え直しを行った。また、なるべくスティグマを感じず、誰でも興味を持てるテーマになるように意識している。コミュニティラボの職員は、松崎所長以外は専門職ではないため、専門職のフレームにとらわれず、課題を捉えなおしやすいのかもしれない。

ii) 地域における活動の具体例

ア) co-making space

- ・ 具体的な困りごとを繋いでいく事例として、co-making space というコミュニティスペースがある。カフェとして飲み物を提供したり、三股町が米どころであることを活かし、米をリブランディングして販売したりしている。カフェの販売利益で事業として成り立たせているが、カフェとしての機能だけでなく、「風呂上がりの音楽会」という、コロナ禍で演奏活動ができなくなった人のための演奏会を行ったり、地域の困り感のある人に co-making space で使えるコーヒーチケットを配ったり、夜は子どもたちの学習支援の場として提供したり、様々な機能を持つ場として利用している。もともと傾聴ボランティアが地域住民の話を聞く場を作ろうとしたところから始まり、多様な人が出会ってプロジェクトが起こる場に

なればという思いで運営されている。

イ) KIMAMA PRODUCTS

- ・ 多子世帯のお母さんの就労支援という、個別のケースから生まれたテーマを社会問題井戸端会議にかけた際、廃業する生産工場のマシンが使える、空き家を借りられそう、セレクトショップと協働してはどうかというアイデアが集まり、気ままにモノづくりをする作業場ができ、気ままにモノづくりをする活動が生まれた。結果として、多子世帯のお母さんは毎日作業場に来れるようになり、同じような課題を抱えるお母さんがここで活躍している。
- ・ 専門職が目指すような就労支援ができただけでなく、地域にも様々な変化を起こした。例えばセレクトショップに参画してくれた商店が地域に出て行ったり、建築資材メーカーが廃材を提供してくれたり、人やりソースがさらに集まるようになった。

ウ) Glocal Guest House WAJIMA

- ・ 名前のとおり宿泊施設で、同時にコミュニティスペースの機能も兼ね備えている。
- ・ WAJIMA ができた経緯は、co-making space で場づくりをテーマに社会問題井戸端会議を開催した際、参加した日本語教師の問題提起から公民館で日本語教室を開く取組が始まり、日本語教室で日本語教師のコミュニティができた。日本語教師同士で話すうちに、公民館を間借りするのではなく日本語教室の拠点が必要という意見で一致し、泊まれる場所が欲しいという要望と組み合わせ、たまたまあった空き家を DIY して Glocal Guest House WAJIMA ができた。WAJIMA の場を日本語教室の機能のみに限定せず、様々な活動を展開できる場として開くことで、地域プレイヤーとの出会いの場にもなっている。

エ) よる学校

- ・ 「よる学校」は、地域のさまざまな人が集まり、「教室」という名前でさまざまなアクティビティをする場づくりをしている。既存の福祉では支援と交流が引き離されているところ、よる学校は基本的に地域住民の交流を主眼に置いている。月間 500 人程がよる学校に来ており、地域で気になる子どもの情報が持ち込まれたり、やってみたい活動が参加者から出てきたりすることがある。こうした弦きをコーディネートし、興味関心で集まり、かつ課題解決にも資するような教室を展開している。
- ・ よる学校は元々不登校の子どもへの支援から生まれた活動である。不登校の子どもを対象とした居場所を一度作ったが、誰も来なかった。なぜ来ないのかコミュニティデザインラボのメンバーで話し合っている途中、たまたま祭りに行くと、高齢者、子ども、外国人など多様な人が来ていた。そこで、祭りに多様な人が集まるのは、祭りに本人の気になることが散らばっているからだ気づいた（家が近い、屋台が好き、友達が来ているなど）。それは祭り自体に目的があって行くのではなく、本人の「気になる」(＝タグ)がたくさんあるから行くのであり、支援を目的とした場づくりでなく、タグをきっかけとした場づくりが必要ではないかと思い、よる学校を作った。既存の制度に当てはめて、支援目的をもった場をつくらうとする専門職的発想から離れ、単純に「音楽が好き」などといったタグで場づくりをすれば、さまざまな人が集まる場になるのではと考えた。
- ・ 昼の時間帯は、場を作っても集まる人が限定的になるが、夕方から夜の時間帯は、学校や仕事終わりの人が集まりやすい。地域の「やりたい」と地域の「コマッタ」をチューニングし、さまざまな「教室」が生まれている。個別的な課題を出発点とした教室も、「やりたい」から

始まって結果として課題への対処になっている教室もある。

- 例えば、自衛隊と子どもたちでかくれんぼしたり、子どもたちが自衛隊の隠れ方を学んだりする教室を開催すると、不登校の子どもたちも参加した。
 - 「森の子麻雀教室」という、別の事業で繋がっていた不登校の子どもが、いつも朝から晩まで図書館でゲームをしていたが、図書館が休みの月曜日に社協の軒先でゲームをしていたところに声をかけ、よる学校に誘った。よく話を聞いてみると麻雀に興味があるとのことで、「森の子麻雀教室」をよる学校の中に作った。今ではその子どもは、麻雀を他の人に教える先生になっている。
 - 「不登校の子どもが運動をしないから心配」という母親の声から、スポーツをする教室を作った。理学療法士が先生として子どもたちを見ている。多いときは70人ほど集まることもある。
 - そば DISCO という、蕎麦作りの得意な地域の高齢者グループと、よる学校の DJ 教室を組み合わせ、ディスコ風に蕎麦を踏む教室もある。これは地域課題を背景とした教室ではなく、高齢者グループがつくる蕎麦を広めたいという声がかきかけでできたものである。こうしたポップなことをやると、今までつながっていなかった人が集まり、プレイヤーになってくれる。
- ・ 支援目的を持った場づくりではなく、様々なタグで場をつくることの意義は、地域の多様な人が集まることで、そこから地域住民主体の活動が生まれることにある。例えばよる学校では、よる学校に来ていた教員経験のある保護者が代表になり、地域住民で「ひる学校」というフリースクールを始めた。ひる学校の説明会では、担い手となる地域の人々が地域住民に向けて説明を行った。

iii) 私的な活動から公的な活動へ変遷を促すための「装置的な場」

- ・ 地域住民が主体的になるためには、装置的な場が必要である。例えば co-making space が日本語教室や Glocal Guest House WAJIMA に繋がっていったように、場で出会った人とリソースをコーディネートすることで、地域住民が主体的に活動できる場を拡大していった。また、よる学校からひる学校が生まれたように、地域住民が出会い交流することで、地域住民自身がアクションを起こすことができるようになる。そうした場が次々に生まれては消えるという生態系が存在する地域になればよいと思っている。その生態系の循環を促すのが、装置的な場である。
- ・ 装置的な場とは、住民の主体性を育む場である。自分の暮らしに主体的に向き合えば、自ずと公共性を帯びてくる。装置的な場の条件は、「コーヒーを飲む」などの暮らしに近く、その場の主目的ではない余白部分があり、つながりを生む仕掛けがあり、受け身ではなく主体性を持って行動することができ、その場所を調和するコーディネーターがいることだと考えている。
- ・ 例えば co-making space にはコーヒーを飲むために人が集まり、「コーヒーを飲む」という主目的から外れた余白から会話が生まれ、誰かと繋がり、プロジェクトが生まれることがある。co-making space は地域住民の活動や表現を実現する場でもあるので、コーディネーターがそれをサポートする。このような場を日常生活圏域に複数作ることが重要である。

- ・ 個別支援領域には、制度はあるがリソースが少ない。専門職だけでとじるのではなく、KIMAMA PRODUCTSのように地域住民がやりたいことを数珠繋ぎのように繋げていくことでそれがリソースとなり、課題解決につながる。地域を2階建ての建物に見立てると、コミュニティデザインラボが行っている「地域の『やりたい』と『コマッタ』のチューニング」とは、支援につなげることを見据えて、地域の課題とリソースが集まる交流の場（1階）を作り、把握した課題と集まったリソースを組み合わせることで個別支援（2階）を行うことである。支援を見据えていない多様な人が集まる場（例えば大型商業施設）に相談窓口を設置することにも意味はあるが、初めから支援を見据えて多様な人が集まる場を作ること、課題もリソースもどちらも拾うことができ、地域住民主体の活動が生まれ、専門職だけでなく地域住民も支援を担うことができ、支えあいの地域につながる。
- ・ 一方で、2階につながずとも、1階で実は相当ケアされているという場合もある。相談窓口に来て課題がうまく解決できず困っている人も、1階で多様なリソースに触れ、一気に改善したり、解決策が見えたりすることもある。具体的な福祉的支援ではなく、誰かとの交流自体がその人にとってのケアになる場合もあり、交流の場で出会った人から情報を得て、より適した福祉的支援につながることもある。
- ・ 多様なリソースが集まる交流の場（1階）を作るのに必要な要素は、まだ特定できておらず議論が必要な部分である。現時点では、日常の暮らしに近く、支援につなげることを見据えた人が運営しているところ、1階を作るのに必要な要素は、支援を前面に出さず、人が集まりやすい場であること、という仮説がある。地域のリソースが出てくるタイミングはバラバラなので、長い時間をかけて関係人口を増やしながら取り組み、課題が出てきたら蓄積したリソースを使ってコミットできるようにしている。プロジェクト化する速度をどれだけ上げられるかで、解決できる課題の数が変わってくる。プロジェクト化を支援する行政の制度等があれば、これを加速化することができる。

iv) 装置的な場から個別支援につなげるための工夫

- ・ 場に集まった多様な人が支援につながるための仕掛けや条件があるというより、支援を見据えた場を沢山作り、さまざまなリソースがつながるように仕掛けることで、結果的に支援につながる数が増えているという状況である。支援につながるような活動が生まれるためには、地域住民が主体性を持つのがキーだと思っている。地域住民は自分の暮らしに対して主体的に向き合えば、必ず公共について考えることになる。例えば自分の子どもに障害がある場合、子どもと真剣に向き合っていけば、障害のある子の地域での暮らし＝公共について考えることにもなる。このように住民の主体が形成されても、他方で、個別支援の従事者が制度内にとどまった支援をし続けてしまうと、支え合いのある地域には結び付かない。
- ・ 社会問題井戸端会議では、専門職が課題設定をすると限定的になるので、もう一つ上位の概念で問題提起するようにしている。例えば、就労して金銭を得るためにどうするかではなく、気ままに働くにはどうしたらよいかという問題設定にする。課題に直線的に対応しようとするのではなく、課題の捉え直しを丁寧にすることが重要で、それがなければ地域共生社会は実現しないと考えている。専門職も含めて課題の捉え直しを訓練しなければ、よる学校のような、一見遠回りに思える交流の場づくりの意義が理解されない。人は生活動線の中で、「こ

の課題を解決する」という動機ではなく、「コーヒーを飲む」や「服を買う」という消費的な動機で動く。消費的な行動を入口に、ソーシャルワークのための地域づくりを設計している。

- ・ 個別ケースの蓄積から地域の福祉的な課題を把握するということは、社協内の専門職も十分できているとは言えない。コミュニティデザインラボ内で、個別ケースからの一般化は常に議論しているが、一般化しすぎると個別ケースに響かなくなるので、具体的なケースを想定して「このケースに実際に届くか」という問い直しもしている。個別ケースと一般化を行きつ戻りつしなければならない。

v) 取組の中で生まれた個別ケースのエピソード

- ・ 統合失調症で、地域住民からも怖がられ、毎日食支援に来て個別支援の従事者が対応に苦慮している B さん。「仕事をしたい」「落語が好き」などのタグを持っていて、うまくリソースとつなげられないか考えたがうまくいかなかった。同じ時期にゆう学校（地域の子どもの遊び場）で相撲を定期的にやりたいという子どもたちの要望があり、相撲を続けるには行司が必要ということで、B さんをお願いしてみた。するととても面白い行司をしてくれ、地域の人気者になった。B さんは、今ではゆう学校のスタッフになっており、ゆう学校のアルバイト代という収入も得られるようになった。福祉の視点であれば困難ケースだが、視点を変え、場とつなげると活躍する人になる。コミュニティデザインラボとしては、B さんを支援対象だけでなく、日中空いているプレイヤー（リソース）として見ていたからこそつながった事例である。
- ・ ゆう学校という場とつなげることで結果的に B さんの課題が解決されたのであって、B さんの課題解決を起点に考えていたら、うまくいかなかったかもしれない。B さんは食支援に今も変わらず毎日来るが、収入を得ることができ、社協と良好な関係ができてくることで、これまでは難しかった制度上の就労継続支援にもつながった。関係性ができることで制度の福祉支援にもつながった好事例である。従来の福祉的視点で行うアセスメント領域が狭いことを痛感する事例だった。専門職の視点としては、生活が苦しいというところから食支援につなげ、日常生活自立支援事業で金銭管理を支援し、就労移行支援・就労継続支援につなげばよいと思っていた。しかし、本人はその日暮らしを好み、その日の食べ物を得るために食支援に来ていた。その日暮らしにはしんどさもあるだろうと当初思っていたが、人気者になった出来事を通じて、本人らしくいられる場があることが重要で、そのような場をつくることも福祉だと気づいた。

自治体との関わり

- i) 取組における自治体の関わりの有無（委託元の部署、その他の部署） 職員の変化
- ・ 重層事業では、町が社協に事業を委託している。町は、コミュニティデザインラボのコンセプトは重層事業が目指す姿であると理解している。
- ・ コミュニティデザインラボができたことで、社協にも変化があった。職員数が増えて活気が生まれたほか、今までは制度による支援にとどまっていたが、様々な発想をもって制度の隙間を埋めることに意識が向くようになった。

- ・ 個別支援の従事者のうち、モチベーションの高い人は、Bさんの事例を通じて意識が変わってきた。単に制度につなぐという思考になりがちだが、Bさんのように場とのつながりで救われるケースがあることを改めて認識したようである。また、ある専門職は、よる学校などの場があることで、課題を抱えた人をリソースにつなぎやすくなったと言っていた。理想的には、専門職はつなぐだけでなく、場をつくる余白を持っているとよいと思う。そうすれば多機関協働もしやすくなる。
- ii) 自治体の役割、支援内容
- ・ 三股町は、コミュニティデザインラボの発想や活動を尊重してくれており、活動しやすい。社協という地域づくりに取り組んできた歴史のある機関だからこそ、地域づくりを任せてもらっているのだと思う。
 - ・ 補助金制度の整備に限定せず、地域住民が地域共生社会の構築に資することをのびのびとやれる環境を作ることが、自治体の役割として重要だと考えている。
- iii) 多機関協働における課題感
- ・ 行政直営の相談支援機関との協議は、個別支援で課題を特定するためのアセスメント思考が定着しているため、ケース検討の場としては適している。一方で、地域づくりを志向するためには、課題の特定の前に「課題の捉え直し」が必要だと感じている。例えば課題の特定においては、アセスメント思考の場合、「骨折している」など、範囲が限定的で分かりやすいところを確定していく流れになり、それ以外の部分は検討対象から外れてしまいがちである。複合的な課題になると対応が難しく、簡単には課題解決しないケースも相当数発生してしまう。多様なケースに対応するためには、課題を特定・先鋭化する思考だけでなく、視野を広く持ち、課題・問題を捉え直すという考え方が必要である。
 - ・ コミュニティデザインラボは、ケースから考える発想を大事にしつつ、問題の捉え直しができる人を採用している。コミュニティデザインラボでは、三股町にある様々な場（拠点）が個別ケースにどう影響するのかを重視している。それぞれの場も、とりあえず作ったものではなく、個別ケースの解決に向けた活動が基となっている。例えば KIMAMA PRODUCTS という活動は、多子家庭で現代の雇用形態に馴染めない母親のケースからスタートしている。場が生まれるプロセスと一緒に見た人は、課題の捉え直しが重要であることに気づく。課題の捉えなおしや場（拠点）が持つ力について、啓蒙的な会議で理解を得ることは難しく、個々のプロジェクトと一緒にすることが重要だと考え、各プロジェクトに専門職を巻き込もうとしている。地域共生社会の実現のためには、フレームに沿って対応する専門職も、フレームからずれた地域の誰にでも届く地域づくりも、どちらもなければいけない。専門職は、フレームも理解しつつ、暮らし全体にも思考を拡張していけるとよい。
 - ・ 地域づくりを属人的にしないためには、個別支援におけるアセスメント手法を見直す必要がある。フォーマル・インフォーマルの二軸を意識しつつ、暮らし領域をアセスメントするノウハウを言語化・可視化できれば、共通フォーマット化することで、個別支援のどの従事者も暮らし領域をアセスメントできるようになる。フォーマット作成に向け、コミュニティデザインラボでも話し合っている。

iv) 自治体に期待する距離感や支援

- ・ 自治体は、地域共生社会の実現を要素として持つ場をつくる意義を理解する必要がある。しかし、実際に場をつくる時には、民間の財源や人材を活用することあれば、スタートアップ NPO のような勢いが必要な時もあるので、行政だけで取り組もうとしないことが重要である。地域づくりは、PDCA サイクルをまわしながら着実にステップを踏んで立ち上げていくものではないことも理解してもらえるとよい。

(5) 豊明市

豊明市の取組体制

i) 重層的支援体制整備事業の体制

- ・ 重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」と表記）の体制は、市民生活部 共生社会課が実働、健康福祉部 地域福祉課が交付金事務を担っている。
- ・ 共生社会課の地域共生係(4 名)が参加支援事業、地域づくり事業、重層支援センター(5 名)が多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実働部隊となっている。
- ・ 竹田氏・坂上氏を含む地域共生係の職員 4 名が重層事業の地域づくりコーディネーター（以下、「重層コーディネーター」と表記）として活動している（常勤換算で 2.5 名程度）。なお、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（以下、「SC」と表記）は、健康福祉部長寿課 地域ケア推進係に 2 名及び社会福祉協議会に 2 名配置されている。
- ・ SC と重層コーディネーターの役割分担は、基本的には高齢とその他となっており、重層コーディネーターは、地域共生社会に向けた地域づくりのコーディネーターとして、生活困窮者や多文化共生や多国籍児童の問題も取り扱う。
- ・ 包括的相談支援事業に関しては、地域包括支援センター（以下、「包括」と表記）障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援事業を委託している。

ii) 重層支援センターの体制

- ・ 令和 6 年度の重層支援センター設立時、医療法人、協同組合、大学、社会福祉協議会（以下「社協」と表記）社会福祉法人から 5 名の職員に出向してもらい、うち 1 名を管理職として配置するため、職員として採用（任期付職員）し体制を構築した。いずれも包括や自立相談支援事業等で個別支援に従事している専門職であり、社会福祉士 2 名、作業療法士 2 名、FP（ファイナンシャルプランナー）1 名による体制となっている。
- ・ 重層支援センターは庁内連携を機能させるために、委託はせず直営で体制を構築したかったが、前述の通り、各相談支援機関は委託しており、庁内では個別支援のノウハウが蓄積されておらず、マンパワーの確保も難しかった。そこで、委託先の相談支援機関から市役所に出向してもらうことにした。
- ・ 重層支援センター 5 名の職員の人件費には、重層事業の多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用している。

iii) 共生社会課の体制

- ・ 共生社会課には、地域共生係、重層支援センターのほか、協働推進係があり、ここでは、共生社会課が重層事業を担当する前からの市民協働部門の事業として、区町内会、市民活動支援、多文化共生、都市交流、男女共同参画・LGBT、豊明まつり等を所管している。
- ・ 協働推進係では、市民活動支援として、財政面では区町内会への交付金、市民活動に対しては市民提案型まちづくり事業の補助金、設備面では備品や公用車等の貸出、場所については多世代交流施設カラット（後述）の運営業務を行っている。

重層的支援体制整備事業の実施経過

i) 重層事業の所管等に関する変遷

- ・ 令和 3 年度、松本氏が長寿課（地域包括ケアの所管課）から市民協働課（現・共生社会課）に異動。同年 4 月、協働推進係の職員として坂上氏が採用される。当時、第 2 次豊明市協働推進計画の中間見直しの時期であり、カラットのコンセプトづくりも進めていた。
- ・ 令和 4 年度に重層事業を地域福祉課の所管で開始。令和 4 年 5 月、市民活動支援、多世代交流の拠点であるカラットが供用開始された。
- ・ 令和 5 年 4 月に市民協働課が共生社会課に改名し、同課に地域福祉課から重層事業の一部（参加支援事業、地域づくり事業）を移管した。
- ・ 令和 6 年 4 月には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業も共生社会課に移管され、両事業を担う係として、同課内に重層支援センター（全世代・基幹型地域包括支援センター）が設立された。包括等の一次相談支援機関の後方支援として位置づけられている。

ii) 地域福祉課による重層事業の実施（令和 4 年度）

- ・ 令和 4 年度より重層事業を実施。当初は、地域福祉課が重層事業の全事業（包括的相談支援事業を除く）を所管しており、全て社協に委託していたが、事務室が市庁舎と離れているため、委託元の地域福祉課とのコミュニケーションがしにくく十分に機能していなかった。
- ・ 重層的支援会議・支援会議は、毎月第 3 木曜日に定期開催されており、検討するケースを各課から出してもらった形を取っていた。しかし、会議の目的が事例検討なのかケース対応の方針検討なのか不明瞭で、参加者からも不満が出されていた。

iii) 共生社会課での地域づくり事業、参加支援事業の移管（令和 5 年度）

- ・ 令和 5 年度からは、共生社会課が重層事業の一部（参加支援事業、地域づくり事業）を所管することとなった。以降、地域づくりや参加支援に取り組む中で、一次相談支援機関の抜け漏れのようなものが見えてきた。いわゆる複雑・複合ケースではなく、生活課題がシンプルであっても、既存の制度で支援できず取り残されてしまうケースが圧倒的に多いことに気が付いた。
- ・ 加えて、複数の相談支援機関が関わっているケースの場合、各相談支援機関はそれぞれの支援対象者のみを見ており、世帯全体の福祉課題を捉え、支援機関の役割分担を調整する旗振り役がおらず、誰もそれになりたがらないという問題点にも気が付いた。
- ・ 短期的に課題を解決することが難しい場合に伴走することは重要だが、解決につなげる社会資源がなければ伴走し続けるしかない。継続的な相談支援体制と社会資源の開発は両輪で進めなくてはならないことに気づいた。
- ・ そんな中、地域福祉課が庁内全部署を招集し、あるケースの検討会議を実施したが、ケースの対応を巡って部署間で押し付け合いがあった。それを見た副市長が、重層事業は庁内の縦割りの弊害を取り除くために始めたもののそのようになっていないと指摘し、事業の実施体制を見直すこととなった。結果的に、共生社会課で、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業も所管することとなった。

- ・ 当時、共生社会課では、重層コーディネーターである坂上氏や竹田氏が就労支援の対象者に付き添って事業所に行く等、地域づくりや参加支援が進むにつれ、個別支援の対象者に直接関わる機会が増えていた。しかし、重層コーディネーターは専門職ではないため、障害や疾患を抱えた対象者への適切な接遇が分からなかった。これはリスクであり、専門職のチームが必要と考え、共生社会課の中に重層支援センターを設置し、そこで多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を所管することとした。
- iv) 共生社会課での多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の移管（令和6年度）
- ・ 各課で行われている地域ケア個別会議などの各分野のケース検討会議は、従来通り実施されている。ただし、多分野にまたがるようなケースの場合は、重層支援センターに相談が来る。相談元と重層センターそれぞれでケース検討会議に必要な出席者を決めて招集し、役割分担を調整する。ケース検討会議は、相談元が開催する場合もあれば、重層支援センターが開催する場合もある。
 - ・ この時に、重層的支援会議・支援会議なのか、各課のケース検討会議なのか、明確に区別する必要がないよう、共生社会課に多機関協働事業が移管された際に、重層的支援会議・支援会議の要綱を改定し、各課のケース検討会議も重層的支援会議・支援会議に位置付けた。
 - ・ また、移管前は、会議参加者があて職の固定メンバーになっており、現場の従事者でない職員も出席していた。移管後は、相談元である一次相談支援機関の担当者が説明を行うこととし、ケースの内容に応じて必要なメンバーを招集する形とした。また、移管前は定例開催だったものを、随時開催に変更した。
 - ・ 共生社会課では、地域共生係と重層支援センターで毎朝ミーティングを行っている。個別ケースの情報共有を目的としており、新規ケースの内容と継続ケースの状況共有を行っている。ここでは、重層コーディネーターが直接拾い上げたケースも共有している。
- v) 支援者支援のあり方
- ・ 令和5年度以降、重層コーディネーターと重層支援センターの職員が分担して、地域ケア個別会議など各分野のケース検討会議に出席している。そこでケースを拾い上げてインフォーマル資源につなぐこともあり、一次相談支援機関から喜ばれている。つまり、多機関協働事業の担当として、一次相談支援機関から相談があがってくるのを待っているだけではないということだが、本来、支援者支援はそういうものではないかと考えている。
 - ・ 他自治体では、多機関協働事業で取り扱う条件を事前に決定し、ケースが持ち込まれ過ぎないようにしていると聞くと聞くと、本市では、多機関協働事業の適用の可否を事前に判断する発想はない。
 - ・ 支援者支援というのは、打ち手がない（既存の制度で十分に支援できない）人にインフォーマル資源による手立て提供するという価値提供、ケース担当者を一人にしないことの両輪ではないかと考えている。
 - ・ 本市の多機関協働事業で行う支援者支援では、一次相談支援機関からケースを丸ごと引き取るのではない。応援しに行くような感覚であるため、ケースが投げ込まれるようなことは起

こらない。支援者支援＝ケースをまるごと引き取ることと発想してしまえば、多機関協働事業は機能しないし持続可能にもならないだろう。

共生交流プラザ（愛称：カラット）と市民活動支援の考え方

i) カラットのコンセプト構築の背景

- ・ 松本氏は以前にも市民協働課に所属していたが、当時は 2000 年代、NPO 法（特定非営利活動促進法）ができたばかりで官民協働がうたわれ始めた頃。小さな任意団体を育て、事業型の NPO 法人に成長させるのを目的として、各種団体を支援したが、多くの場合そうはならなかった。
- ・ 市民協働課の地域づくりは、団体支援や自治会・町内会などの支援であり、支え手を支えるものであった。その後、長寿課（地域包括ケアを所管）に異動し取り組んだのは、個別支援の対象者を支えるネットワークをつくるための地域づくり＝受け手側の地域づくりであった。
- ・ 長寿課で SC による地域づくりに携わり、令和 3 年度に再び市民協働課（現・共生社会課）に異動。長寿課では、福祉から始まる地域づくりがうまくいっているにも関わらず、市民協働課では地域づくりを誰のためにやっているのかわからない状態で、存在意義がなくなっていると感じた。
- ・ 自治会・町内会の活動では、祭りや運動会、バス旅行等の行事を開催することが目的となっており、地域の実情に合わない行事が開催されることもある。1 年交代の役員のため前例踏襲型で、住んでいる人の福祉増進までは着手できない、それが限界であった。
- ・ また、市民活動支援においても、非営利公益的活動とは何かわからなくなっていた。たとえば、少年野球は青少年の育成等、社会貢献的な要素もあるが、社会貢献団体ではない。高齢者サロンも、内容がヨガや太極拳の場合、福祉的な意味を持つ活動なのか、趣味活動にとどまるのか、行政が非営利公益的かという判断を下すことは難しく、支援や優遇措置の線引きにも限界を感じた。
- ・ 時を同じくして、国では地域共生社会の議論が行われており、「興味・関心から始まるまちづくり」の絵を見たときに「そうだな」と思った。これをきっかけに、市民活動の捉え方が地域共生寄りになった。すべての市民活動は、困難を抱えた住民の参加や生きがいになる等、誰かのため（公益）になる可能性を秘めていると考え、豊明市としてはすべての市民活動を支援していくという方針とした。
- ・ 令和 3 年度に、第 2 次豊明市協働推進計画の中間見直しやカラットのコンセプトづくりを進める中で上記のような議論をしていた。そして、すべての市民活動を支援するという方針が、カラットのコンセプトとなった。

ii) カラットの利用規定

- ・ カラットの開設は、旧市民交流センターの移転集約も兼ねていた。旧市民交流センターでは、市民活動団体の利用料減免があったが、カラットではすべての市民による活動を等しく支援するというコンセプトのもと、施設利用料は一律の料金設定とした。

- ・ その理由については、以下の通り説明した。これまでは、非営利公益的活動を行政が線引きして決めてきたが、すべての活動には福祉的・社会貢献的な意味がある。行政としては等しく応援していきたいので、一律の料金設定とする。
- ・ 約 200 の団体を対象に、カラットの利用に関する説明会を開催し、上記の理由を説明したところ、拍手喝采で受け入れてもらうことができた。

iii) 余白への期待

- ・ ある新聞店のオーナーが、新聞店の 2 階に息子とミニ四駆のコースを作って遊んでいた。地域の子ども達がきて遊ぶようになると、PTA 役員仲間の子どもに不登校の子がいたので、学校がある時間帯に来てみないか誘うと、口コミで他の不登校の子もくるようになった。ただミニ四駆を走らせるだけだったが、だんだん他の子と時間を被らせ一緒に走らせるようにすると会話が生まれた。今は 2 か月に 1 回、ミニ四駆大会を開催し、優勝すると新聞本社の大会に出場できる。不登校支援をするつもりは全くない想定で始まった活動だが、結果的にそうになっている。
- ・ 重層コーディネーターと重層支援センターの活動を通じて、住民が市民活動に出会うチャンスをつくっていると言えるが、究極的には、一人ひとりの住民に何がマッチするかはわからない。だからこそ、SC はミニ四駆の話聞きに行き、大会を開催する場所としてカラットを提供するし、重層コーディネーターの坂上氏がミニ四駆のコースを設営するために土日にカラットへ行くことを休日出勤として認めている。それは、そこに余白（専門職が知らないところで勝手にケアされる環境）があることを期待しているからである。
- ・ 活動団体に入って話をしながら信頼関係を築いていくと、「坂上さんが言うのなら」と受け入れてくれるようになる。まさにそれがコーディネーターの役割であると思っている。

iv) 私的活動（利己的活動）が公益性（利他性）を持つことについて

- ・ 市民活動は、私的活動から公的活動へと転換するのではなく、見方によっては公益的なものや誰かのため（利他）になるが、本人は楽しく好きなことをやっているだけ（利己）ということではないか。
- ・ 例えば、鉄道模型を走らせる趣味活動をしている社会人グループに、家庭に問題を抱えた子どもが参加したことがある。本人たちは好きでやっているだけであるが、いつのまにか社会貢献をしていた。
- ・ 当課では、利己活動が利他性を持つという意味付けや見方をしているといえる。団体支援を通じて、市民活動は好きでないと続かないという脆さがあることを認識するとともに、ゆるさがあることがよい活動であると認識した。
- ・ 自宅の売却時に地価を落とさないための庭や花壇の手入れへの注力が自然とまちづくりに寄与することや、ある老舗和菓子屋が競合他社を意識して洗練した建物を建設することにより町おこしの着火剤となった事例を見ても、同様のこと（利己が利他になっている）を感じた。
- ・ 福祉の専門職は利他に特化していて、福祉のまちづくりは利他を求めすぎているのかもしれない。利己と利他は同時にあってよく、利己ではじまったことが利他になればよい。

- ・ カラットのコンセプトも、こうした発想のもとにある。すべての市民活動は誰かのためになる（利己活動が利他性を持つ）可能性があるため、すべての活動を支援することがいつか何かにつながると考えている。

重層コーディネーター

i) 採用・育成

- ・ 令和３年度、協働推進係の職員として坂上氏が採用された。翌年度に開設する予定のカラットの準備のため、市民活動や地域活動を把握し人脈を作ってほしいとの思いから、坂上氏には長寿課のＳＣに同行して現場経験を積んでもらった。
- ・ 当時の坂上氏は、毎朝９時にＳＣのもとに行き、毎月２０日程度はともに外回りをした。まずは市民活動団体を訪問し、何をやっているのかを教えてもらった。
- ・ 当時市民活動支援を所管していた協働推進係は、団体を訪問する活動をあまりしていなかった。ＳＣの方が活発に動いており、地域で把握した団体の活動を、市が実施している市民活動支援策に繋ぐため協働推進係につなぐこともあったくらいである。そのため、坂上氏が訪問すると団体の人に喜ばれた。次第に、団体の活動内容も分かってきて、顔見知りになっていった。
- ・ カラットの開設にあたっては、住民に対するプロモーションを行った。カラットの平日昼間の利用は高齢者がメインになると思い、市のマイクロバスを活用した送迎付きのカラット見学バスツアーを北部・中部・南部の住民ごとに開催した。ツアーでは、館長からの案内と、高齢者ボランティアカフェで最後にお茶を飲んでもらった。

ii) 現在の業務

- ・ 通常、カラットにいるか地域に出向いているかで、庁内にはほとんどいない。
- ・ 現在は、主に、就労支援のつなぎ先の開拓のため、市内企業の訪問を行っている。
- ・ 子育て支援や自立相談支援においても就労支援はしていたが、ハローワークに同行するかウェブ上に掲載されている求人情報を紹介する程度で十分に機能していなかった。市内の企業を開拓できればと考え、共生社会課が所管している豊明まつりでつながりのある企業を中心に訪問している。
- ・ 当初は正社員での採用を前提に開拓しようと考えていたが、自立相談支援事業の相談員から、支援対象者には短時間勤務がなじむのではないかという助言をもらったため、１～２時間の短時間勤務での雇用を企業に依頼している。
- ・ 企業は良い取組だと共感してくれており、相談してくれれば検討すると言ってもらえている。現時点で、累計１０名程度が就労に結びついている。今後のステップアップとして１日１～２時間の雇用・勤務形態から、正規のパートやアルバイトに切り替えていくとなると、本人にとってもチャレンジングになるし、企業にも負担がかかるので、どのような形がよいか現在検討している。
- ・ 受入れ企業には、売上に直接関わらないバックオフィス業務等を切り出してもらっている。相手にとってのメリットを考えることは、坂上氏の前職の営業経験と長寿課ＳＣへの同行経

験から得られたものである。重層のコーディネーターとして、win-win になるよう意識して調整している。

iii) 重層コーディネーターによる支援者支援

- ・ こうした坂上氏等の重層コーディネーターの活躍により、個別支援の従事者からは、インフォーマル資源や手立てを調達してくれる人と認識されるようになった。相談すれば何かつないでもらえるという認識から、最近はランドセル、学校の制服、ちゃぶ台、ベビーカー、布団、家電等などモノの調達依頼が来るようになり、頼られるようになってきた。まさに支援者支援の機能を発揮している。
- ・ エアコンの工面にあたって、坂上氏はまず商工会につないでもらって、地元の家電販売業者に相談し、エアコンを買い替える人からエアコンを譲渡してもらえるようにした。本来であれば、買い替える人は家電リサイクル費用を払う必要があるが、譲渡により廃棄にかかる費用負担の必要がなくなり、譲渡を受ける側も、エアコン設置費用の負担のみでエアコンを入手できるようになった。
- ・ 上記のように、相談や依頼が増え、かつ、リクエスト内容が高度化していくにつれて、個別に対応しきれないものはスキーム化するようにしている。

地域づくりと個別支援の接続

i) 重層コーディネーターの個別支援への関わり

- ・ 前述の通り、重層コーディネーターは、重層支援センターの職員と分担して、地域ケア個別会議などの各分野のケース検討会議に出席している。また、参加支援等で対象者に関わっているケースに関しては、必要に応じて重層的支援会議・支援会議にも出席する。
- ・ また、地域共生係と重層支援センターの毎朝のミーティングでは、重層コーディネーターから支援に活用できそうなインフォーマル資源や手立ての提案をすることもある。
- ・ 個別支援で気づきを地域づくりに反映することは当然のこととして実施している。実践例としては、不登校の中学生に対する学習支援の取組がある。通信教育についていけず支援を受けられないかと相談があったが、対応できる資源がなかったため、坂上氏自身が勉強を教えることにした。しかし、開始一週間で3人の中学生からの依頼があり、対応できなくなってしまった。SC と地域を回る中で高齢者とのネットワークができていたため、勉強を教えてくれる元教員の方がいないか各方面に相談したところ、民生委員を通じて、医療生協病院の研修医が学習支援活動を行っている情報を得た。
- ・ その活動では、元々は学習支援を目的としていたものの、今は医学部を目指す子どもが集まる場になってしまっていたため、本来の目的に戻そうということで、不登校の子どもたちの学習支援に協力してもらうことになった。勉強を教えるだけでなく、レクリエーションや雑談も交え、関係づくりから始めて、人生相談等も行われている。

ii) カラットでの個別ケースの気づき

- ・ 重層コーディネーターや SC が住民のところへ行くのを「釣り」に例えると、カラットは「定置網」のようであり、地域づくりのリソースに加え、個別のケースや課題も自然に集まってくる場所となっている。
- ・ 実際に、学校や修学旅行に行っているはずの児童が、なぜかカラットの人工芝スペースにいたことがあり、指定管理者が気付いたことがある。
- ・ カラットの子育て支援センターには行かないが、カラット内の遊び場にのみ毎日来る母親と子どもがいた。スマホばかり見ている様子で、ネグレクトの可能性も否定できなかった。指定管理者の職員が子育て支援センターの職員に共有し、声掛けをしてもらったこともある。
- ・ 個別支援では、どうしても支援対象者にのみ着目してしまうため、複数の子どもがいる世帯の場合、支援対象者ではない子どもが不登校等の問題を抱えていても、見落としてしまうこともある。カラットでは、そのようなケースを拾うことができている。
- ・ 指定管理者の職員は、気になる利用者を見つけたらつなぐことを意識している。カラットが市民の多様な活動とそれを必要とする人をつなぐ場であるという市の考えを共有しており、その考え方は施設の条例に明確に記載されており、パンフレット等の文言にも反映されている。

取組による変化

i) 取組の中で生まれた個別ケースのエピソード

- ・ 就労継続支援 B 型に通う 30 歳男性。坂上氏が地域を回っている時に、障がい者のサロンで出会った。日頃、自宅と就労先の往復のみであり、友人も少なく、土日の過ごし方を充実させたいとの相談があった。
- ・ 男性は、発達障害があるものの、ゆっくりと話せばコミュニケーションに問題はなかったため、高齢者の駅前花壇の手入れ活動に参加してもらった。最初のうちは坂上氏が同行したが、現在は一人で通っている。
- ・ 支援を受ける側だった男性が、高齢者から重いものを運んでほしい等で頼られることにより、自己肯定感の向上につながっている。

ii) カラット開設による市民活動の可視化

- ・ カラットでは、高齢者だけでなく、子育て世代や現役世代の活動が展開されているので、ありとあらゆる市民活動が可視化されている。
- ・ 指定管理者のもとに、ママ友の誕生日会や高校生のたこ焼きパーティーができるかなど、「カラットでこんなことをしたいが利用できるか」という相談が来るようになったことで、市民のやりたいことが見えてきた。SC が見ていた市民活動は、高齢者の一部の活動であったと気付いた。

iii) 取組による職員の变化

- ・ 高齢分野はフォーマル資源が充実しており、インフォーマルな資源も開拓されてきているため、組み合わせて支援することが当然になっている。一方、他分野（ネグレクトや引きこも

り、児童生徒等）では、フォーマル資源が学校しかなく、学校という接点を失うとつながりもなくなり、追うこともできない。個別支援に従事者はこれでいいのかという疑問があったと思う。だからこそ、重層支援センターを頼りにしてくれているのではないか。

- ・ 児童発達支援の相談員が、県の相談支援員の研修に参加した際にエコマップを作成したところ、他自治体と比較して、当市にはインフォーマル資源が豊富にあり、活用できていることが分かったと言っていた。個別支援の従事者のアセスメントも変化してきているのではないか。
- ・ 最近では、協働推進系の職員も、重層コーディネーターのような動きをするようになり、生活課題を抱えがちな人のニーズを拾うようになってきている。例えば、団地で外国人住民が無断で粗大ごみを出してしまった場合、その出し主を探して支援につなげたり、UR にトラブルがないか聞き取りに行ったりしている。子どもに関しては、カラット近隣の小学校が統合され、児童数の約 3 割が外国人児童を占めるようになったため、日本語初等教室の場を活用して、悩み等がないか拾っている。

(6) 株式会社グランドレベル (喫茶ランドリー)

喫茶ランドリーを始めた経緯、現在やっていること

i) 株式会社グランドレベル、喫茶ランドリーについて

- ・ 日本のグランドレベル (街中の、歩行者の目線に入る範囲) を良くしたいという思いから、2016 年に株式会社グランドレベルを設立。同社では、クライアントとともにコンセプトやビジョン (人々のどのような活動やコミュニケーションを促したいか) を考え、それが実現するような空間をデザインしている。また、完成後も、その空間がよりコンセプトやビジョンに沿って機能するよう、運営面の助言などアフターサポートも行っている。
- ・ 喫茶ランドリー森下・両国は、築 55 年のビルの 1 階をリノベーションしたランドリー付き喫茶店である。「どんなひとにも、自由なくつろぎ」をキャッチコピーに、性別や年齢などにかかわらず誰でも過ごせる空間をつくっている。大きくは、「キッチン」「フロア席」「大テーブル席」「モグラ席 (半地下の座席)」「まちの家事室 (全自動洗濯機やミシンなどがある)」の 4 つのスペースで構成されている。「フロア席」「大テーブル席」「モグラ席」では、コーヒーや食事を注文することもできるし、仕事をしたり休憩したり、お客さんがそれぞれ好きに過ごすことができる。店舗のスペース貸し出しも行っている。
- ・ 喫茶ランドリーは現在 3 か所 (墨田区、川崎市、座間市) あり、すべて株式会社グランドレベルがデザインを行い、運営も行っている。そのほか、株式会社グランドレベルは全国各地でグランドレベル作りを手掛けており、帯広市、江東区、福岡市など 6 か所で、株式会社グランドレベルがデザイン等に関わった「私設公民館」の機能を持つ場所が運営されている (運営者は別)。

ii) 喫茶ランドリーを始めたきっかけ、背景にあった問題意識

- ・ 2016 年、不動産コンサルティング会社から、元工場だったビルの 1 階でどんな事業をすればよいかという相談を受け、「ランドリーカフェをつくる」という提案を行った。
- ・ 念頭にあったイメージは、コペンハーゲンで見た「ランドロマットカフェ」である。全自動洗濯機とカフェが一緒になった店舗で、まちのあらゆる人が滞留する場になっていることに感銘を受けていた。洗濯機があることにより、あらゆる人にとって利用可能性のある場となっており、いわば街の縮図のようになっていた。
- ・ 他方、日本では、実際の住民は多種多様であるのに、公共施設でも商業施設でも、「高齢者向け」「30 代女性向け」など細やかにターゲットイングされ、棲み分けが行われている。そのことに違和感があった。そこで、様々な人が様々な目的で来る場所、お互いに様々な人が暮らしていることを認識できる場所をつくれなかと考えた。
- ・ 誰かのため、地域のため、といった動機よりも、こういうグランドレベルをつくりたい、どうしたらつくれるのか試してみたい、という気持ちが強かった。2014 年から街中の屋台でフリーコーヒーを配る (全く知らない通行人に声をかけ、無料でコーヒーをふるまう) という活動をしていた中で、「私設公民館」 (民間が運営する、多様な人が居合わせる場所) をつくりたいという気持ちが強まっていた。

- ・ 誰しも、ある日突然孤立する可能性もあるし生活課題を抱える可能性があるが、そうなっても誰も驚かず、平然としていられる場所をつくりたかった。こちらの価値観でその人が幸せかどうかを判断しない、誰がいてもおかしくない場所をつくる。それが公共の場であるのが望ましいが、現実はそうっていない。
- ・ 場もサービスも消費者が望むままにデザインしては、毒にも薬にもならない。なぜなら、人間は合理性だけでできているわけではないからである。私設の公民館なら自分が主導権をにぎれるし、私設の公共だからこそ属人性を出せると考えた。

iii) 現在に至るまでのプロセス

- ・ オープン当初は、近隣住民にオープンのお知らせの手紙を配った他、店内の入口付近でフリーコーヒーを配り、店内に入ってもらいやすい工夫をした。居心地の良い空間をしっかりとデザインしていたため、一度入ってもらえればリピートしてもらえる自信があった。
- ・ フリーコーヒーをきっかけに、近隣住民が店内で集うことが増えていった。また、貸しスペースを行っていることが知られるにつれ、「家族で忘年会をしたい」「ママ友とパン作りをしたい」といった声が寄せられるようになった。オープンから 10 か月の間に、200 件弱の展示会やワークショップなどのイベントが行われた。イベントは多種多様で、「犬を愛でながらおでんを食べる」といったユニークなものもあった。
- ・ 知り合い同士の口コミはもちろん、公園で子どもを遊ばせている母親が 1 人でベンチに腰かけている高齢者を店に連れてくるなど、店の存在が数珠つなぎ的に知られるようになっていった。

iv) 大切にしていること・ビジョン

ア) こちらからは呼びこまないが、どんな人でもウェルカム

- ・ 喫茶ランドリーでは、属性（性別や年齢など）のターゲティングをしていない。どんな人であっても気楽に立ち寄れる場所にするため、若々しすぎず、他方で若者から見ても可愛いと思えるようなデザインにしている。お洒落で洗練されすぎた場だと、立ち寄りにくいし緊張するので、敢えてきちんとしすぎない、実家のような居心地の良い「雑然さ」を作り出している。子どもが食器を割ってしまうなど、ハプニングが起きたとしても面白いと思えるような、失敗を恐れなくていい場にしたい。本来、公民館とはそのような場であるべきだとも思っている。
- ・ 今の世の中は、「正しい」「素敵」ではない状態を隠さなくてはいけない風潮があるが、それは健全ではない。無防備でも文句を言われない場所にしたい。しかし、どんなに弱っている人にもプライドがあるので、抱えていることを話さなくてもいいし、話してくれたとしても「かわいそう」と騒いだりもしない。そんな場所をつくりたいと考えている。
- ・ 居住地についてもターゲティングをしておらず、オープンに当たり周辺地域のマーケティングも行わなかった。地域＝「物理的なご近所さん」だとすれば、必ずしも気の合う人同士が地域に住んでいるわけではない。居住地にかかわらず、気の合う人、この場所を良いと思う人（＝「精神的なご近所さん」）に来てもらえればよい。実際、遠方からのお客さんも多い。ただ、「物理的なご近所さん」同士で偶然意気投合することがあれば、もちろんそれは素晴ら

しいことである。そうした偶然が起きる可能性を最大限高められるよう工夫している（詳細は2．参照）。

- ・ 喫茶ランドリーでは、「うっかり目にする」というのが起きるとよい。個人宅に風呂も洗濯機もなかった時代は、皆必要に迫られて銭湯やランドリーにきて、そこで地域の色々な人や出来事を自然と目にしてきた。喫茶ランドリーでも、思わぬものを見たり、思わぬ人に出会ったりしてほしい。そのために、その気がない人をひっかける仕掛けをしている。
- ・ 喫茶ランドリーはどんな人も歓迎だが、かといって、全ての人に気に入ってもらえる場所を目指しているわけでもない。公設公民館の場合、公平性を重んじるために、誰の印象にも残りにくい特徴のない場にデザインされがちである。それに対し喫茶ランドリーは、全ての人ではないとしても、誰かにとっては魅力ある・ワクワクする場所になればいいと思っている。そういう場所が世の中にたくさんできていけば、誰にとっても、どこかには自分に合った場所がある状態になるかもしれない。

イ) 自分のやりたいことに気づき、実現できる場所

- ・ 店内をデザインする際、「この空間でこんなことができるのではないか」という想像力を刺激するデザインにしているので、訪れた人が自分の内なるやりたいことに気づき、言葉にしてくれる。どんなことにも店を使ってもらってよいと考えており、家族イベントであっても行政事業であっても、スタッフが企画をサポートしてイベントを実施している。

偶発性を高める主な工夫

- ・ 喫茶ランドリーで「うっかり目にする」「思わぬ人と出会う」といったことが生じるのは、株式会社グランドレベルが初めから、そうした偶発性の高い空間を設計しているためである。偶発性を高めるにはスキルが必要であり、当社はまさにその専門家である。
- ・ 喫茶ランドリーを設計するにあたり、自分たちが居心地がよいと感じる喫茶店を徹底的に分析した。雑然とした雰囲気を目指しつつも、デザインのクオリティを落とさないように心がけた。また、どんな仕掛けをすればどんな人がやって来るのか、常に実験をして観察している。例えば、フリーコーヒーの活動をしている時も、どうしたら通行人がうっかり声をかけてくるか、場数を踏んで確かめていた。そうした実験的・観察的な努力の成果として、当社では偶発性を高めるための工夫として、主に以下のようなポイントを重要と考えている。

i) ハードのデザイン

- ・ 近隣住民や通りがかかる人から見て、街の風景に人気（ひとけ）が生まれたと感じてもらえるよう、壁をガラス張りにし、外から店内の様子が見えるようにしている。入り口のドアを開けると、フロア席が軒先スペースを経て道路につながっているため、通りがかった人とスタッフ、店内のお客さんで自然に会話に発展することもある。
- ・ 喫茶ランドリーはランドリーではあるが、重要なのはリラックスして過ごせることなので、店内で思うままに過ごす人たちの光景が一番目に入るよう、フロア席を入り口側にし、ランドリーは奥に設置した。スタッフとお客さんの会話が生まれるように、キッチンとフロア

席の距離感にも配慮した。敢えてキッチンの内部を客側から見えるようにすることで、家の台所のような親しみを持ってもらえる。

- ・ 「どんな人にも、自由なくつろぎ」を目指しているが、これは「誰でも」という意味だけでなく、1人の人にも多様な側面があることを踏まえ、「どんなあなたでも」という意味も持たせている。喫茶ランドリーの4つの空間はどれも、その人の個性やその日の気分によって、使う人が自由に使い方を決めてよい。どんな使い方をしようかと自由に想像をしてもらうため、どの空間も用途を限定していない。
- ・ 配色について、モノトーンなどの無難な色ではなく、できるだけ色々な色や柄を使用している。それを嫌だと思う人もいるだろうが、誰の印象にも残らない無難な空間ではなく、一癖もたせることで、それを良いと思ってくれる人を惹きつけようとしている。

ii) ソフトのデザイン

- ・ 基本となる機能やサービスは持っておきつつも、それを固定化せず、状況に合わせて柔軟に発展させていくことが重要である。喫茶ランドリーでは、スタッフやお客さんとの会話から新たな企画が生まれ、それに合わせて新たな機能を持つようになった部分も多い。例えば飲食メニューは、初めは数種類しか用意がなかったが、のちに採用したキッチンスタッフの提案で拡充されていった。また、お客さんのやりたいことに合わせて、洗濯機だけでなくミシンや工具を置いたり、子どもの利用が増えたため、おもちゃや絵本を増やすなど、臨機応変に変化させてきた。
- ・ 喫茶ランドリーでは貸スペースを行っているが、会社側でイベント企画・実施はしないようにしている。喫茶ランドリーは私設公民館であり、お客さん自らに空間を使いこなしてもらわねば意味がない。何気ない会話の中から、その人の個性や内なる夢を見出し、よかったら喫茶ランドリーを使ってほしいと声をかける。どんな内容であっても、自分のやりたいことを実現できたという経験が、人生の糧になると考えている。

iii) コミュニケーションのデザイン

- ・ 店員と客という力関係が生まれないう、スタッフには敢えて、店員としてではなく、個人として自分の家に招き入れるつもりで店頭に立ってもらっている。接客について一律にお願いしていることはなく、個性を生かし、自分がその時々で、そのお客さんにとってよいと考える対応をしてもらっている。そっとしておいてほしいような人はそっとしておき、話したような人には話しかけるなど、居心地のいい関係性をつくってもらっている。同じスタッフでも日によって気分が違おうだろうが、元気のない時に無理に元気を出してもらう必要はないと伝えている。なお、職場に子どもを連れてきていいし、コーヒーは飲み放題、洗濯機も使い放題にしている。

喫茶ランドリーをきっかけに起きた変化

i) 個別ケースのエピソード

- ・ 別の店舗（喫茶ランドリーホシノタニ団地）でのエピソードだが、精神疾患のあるお客さんが店を気に入り、店舗を借りて大喜利イベントをしたいとのことだった。スタッフからどう

対応すべきか相談があったが、その人のやりたいことを応援しようと助言し、イベントを開催した。結果、観客が2人、その人の主治医と看護師が来てくれた。その人がやりたいと思ったことを実現できたこと、それを応援しに来る人がちゃんといたことに驚き、感動を覚えた。コロナ後、その人が久しぶりに来店した際、スタッフが「前より格好よくなった」と感想を言っていたのだが、このような俗っぽい感想が出てくるのは、「精神疾患の人」というレッテルを貼らずに接している証左であり、良い変化だと思った。

- ・ 喫茶ランドリーは現在、こども110番の店舗になっているが、それ以前から「まちの逃げ場」の役割も持っていた。例えば、夜の時間帯に、家出をした小学生の子どもが駆け込んで来たことがある。また、90代の女性が娘と喧嘩をして家を出て、夜間に店の前を歩いていたところを呼び止めたこともある。いずれのケースでも、それぞれ母親、娘が後でやってきて家族の話し合いをし、クールダウンして無事帰宅していった。密室で抱え込まず、クールダウンできる場所があること、第三者に立ち会ってもらえることは、重要だと思う。
- ・ 既に深刻な課題を抱えている人が喫茶ランドリーに来るのは、ハードルが高いと思う。しかし、喫茶ランドリーを訪れる人たちについては、日々のかかわりがあるからこそ、深刻な状態になるのを防いでいる感覚がある。困っている人に直接支援をしているわけではないが、間接的には誰かのためになっていると思う。例えば、お酒を提供することは、親をリラックスさせ、子育てのストレスを軽減することにつながっているかもしれない。

ii) その他

- ・ 喫茶ランドリーで新たなつながりが生まれ、新しい活動に発展しているケースも多いと思う。この店を参考に、別の場所で店を立ち上げたという人もいた。数珠つなぎ的に色々な化学反応が起きている。

行政とのかかわりについて

i) 現在のかかわり、望ましいかかわり

- ・ 墨田区の担当課が喫茶ランドリーを気にかけてくれており、行政事業のために店を貸したこともある。行政に色々な場面で店を活用してもらえるのは嬉しい。今はどちらかというと、こちらから協力することが多く、助成金などの公的資金による支援は受けていない。
- ・ 地域関係者から、こども110番などのチラシを置かせてほしいと頼まれたこともあるし、地域イベントのために場所を提供したこともある。
- ・ もし福祉関係者から、孤立している人の居場所としてつなぎたいと頼まれたら、こちらとしては歓迎である。また、お客さんの中に困りごとを抱えている人がいたら、福祉の相談窓口や担当部署を案内することはできるし、積極的にやりたいと思う。理想的には、街のいたるところに役所の分室のような場所があって、それぞれ行きやすい場所で話ができればいいのに、と考えており、喫茶ランドリーがそうした場所の一つになるとよい。
- ・ 喫茶ランドリーの他にも、売り上げよりも、お客さんをエンパワーすることに重きを置いている事業者（「エンパワーメント系」と呼ぶ）は存在する。お客さんはお茶を飲む、お酒を飲む、料理をするなどの目的で来るが、その行為を介してコミュニケーションが生まれる。そのことこそが重要だと考え、お客さん一人一人と向き合い、個性を発揮しやすい空間・コ

コミュニケーションが生まれやすい空間を作り出そうとしている事業者もいる。しかし、そうではない一般の飲食店のほうがコストパフォーマンスが良いため、より安いサービスを求める消費者はそちらに流れてしまう。行政にお願いしたいこととしては、エンパワーメント系の事業者が生き残れるよう、財政援助などをしてもらいたい。そういうものがなければ、まちに属人性を残していくのは難しいと思っている。

ii) 行政主体の「地域づくり」や「福祉施策」について思うこと

- ・ 行政では、特定の対象層向けの居場所を積極的につくる傾向があるが、実際の住民は多様であり、細かくターゲティングされた場所ばかりでは、自分に合った場所は見つからない。施策にジャストフィットしている人でなければ、利用できないことになってしまう。
- ・ 人それぞれ好みも感覚も違う中で、ある人を好きな人もいれば、嫌だと思う人もいる。それは年齢などの属性が近い人かもしれないし、全く違う人かもしれない。自分のことを好意的に見てくれる人が増えるほど、セーフティネットがレイヤー状に増えていく。そうした社会のほうが、「支援する人」「支援される人」という二軸しかない社会よりもずっといい。
- ・ 支援が必要な「可哀そうな人」のことを知ろうとか、そうした人と交流しよう、といった上から目線の取組ではなく、様々な人が自然と集まる中で、社会に多様な人がいることを自然に理解できるような環境づくりが重要だと思う。

(7) つなぐば家守舎株式会社等

シェアアトリエつなぐば、つなぐばもどき、ふくらむフクシ研究所

シェアアトリエつなぐば

i) 取組の概要

- ・ つなぐば家守舎は、草加市が平成28年度に開催した「リノベーションスクール」⁵から誕生した「家守会社」⁶で、草加市内において、「シェアアトリエつなぐば」(平成30年度)、私設図書館「さいかちどブンコ」(令和4年度～)「シェアアトリエにわのば」(令和6年11月～)を運営している。
- ・ シェアアトリエつなぐば(以下「つなぐば」)は、築38年のアパートをリノベーションした建物で、建築、古材利活用、グラフィック、DIY賃貸などを展開している。「仕事につながる/母親につながる/地域につながる」の3つを軸に運営している。
- ・ 公園の前に立地し、1階に子ども連れで働けるシェアアトリエと、子どもが遊ぶスペースのあるカフェがある。2階には、テナント業者として産後の親子の居場所(ton ton's toy ちいさな木のおへや。以下「トントン」という。)⁷、美容室がある他、小嶋氏の設計事務所、展示室も設置されている。
- ・ シェアアトリエは、1階のクラスルーム(和室)又はテーブルスペースを利用でき、多岐にわたる団体がオンラインのカレンダーで事前予約のうえ、利用している。カフェは複数の事業者が共同で運営しており、日によって異なるメニューが提供される。
- ・ スタッフについては、小嶋氏(代表取締役)、松村氏(取締役)の他、業務委託のアトリエスタッフが10人いる。アトリエスタッフは、場所の運営(カフェの営業、ワークショップ用スペースの貸し出し、図書館の受付、利用者のとりまとめなど)を担っている。
- ・ シェアアトリエを利用するどの団体についても、メンバーの子ども同伴を可としてもらっている。もちろん、子どもを同伴する必要がない人もいるが、全ての利用者に対して、子どもを同伴することへの理解や、利用者の皆で一緒に子どもを見守ってほしいことを伝えている。

ii) 取組が生まれた背景

- ・ 小嶋氏は平成24年度に建築事務所を設立し、戸建て物件やリノベーションなどを手掛けていた。平成28年度に草加市のリノベーションスクールに講師として呼ばれた際、小嶋氏のチームのメンバーから、女性が子連れで働ける仕事場が必要という意見があった。その意見を元に、チームでアイデアを膨らませ、シェアアトリエの企画を行った。
- ・ 松村氏は元々、都内のデザイン会社で空間ディスプレイの仕事をしていた。平成23年度に草加市に引っ越したのを機にフリーランスとなり、自らの働き方・暮らし方を見直すように

⁵ 草加市が平成28年度から年1回開催するもの。参加者が6人程度の「ユニット」に分かれ、公共空間や遊休不動産、実際のビジネスプラン等をテーマに、地域経営課題を解決する事業計画を3日間かけて作成する。最終日には、地域の方々や不動産オーナーに事業化を前提とした公開プレゼンテーションを行う。

⁶ 草加市リノベーションまちづくりの担い手である民間自立型まちづくり会社。補助金に頼らず、エリアマネジメントや事業企画、不動産マッチング等を行う。

⁷ 木のおもちゃを揃えた部屋で、子育て相談や親子を対象としたワークショップが行われている。シェアアトリエや美容室、カフェを利用中に託児をすることも可能。

なった。平成 26 年度に草加市女性創業スタートアップ事業「私たちの月 3 万円ビジネス in 草加」(やりたいことでビジネスを立ち上げ、地域にアクションを起こすことを目標とする講座)に参加した際、元々は働いていたが出産を機に仕事を離れ、社会とのつながりが切れてしまった女性に多く出会った。高いスキルを持っていても、子育てとの両立のハードルを感じて働くことに踏み出せない人が多いという認識から、子連れで働ける場所ができれば、仕事・子育てなどの負担をシェアしたり、スペースを借りる資金を軽減できたりするのではと考えていた。平成 28 年度にリノベーションスクールに参加し、小嶋氏に出会った。

- ・ リノベーションスクール後にプロジェクトを本格始動させ、借りる空き家も決まったのだが、その空き家が契約前日に火災に遭い、そこからまた 1 年かけて他の空き家を探した。そんな折、現つなぐば(元々はアパート)の大家が、アパートが空き家になっていることを市役所に相談した。小嶋氏・松村氏はリノベーションスクール終了後も市役所とつながりがあったため、市役所経由でアパートの大家とつながることができた。大家に活動の内容や思いなどを説明した結果、平成 29 年度冬にアパートを契約し、工事を経て平成 30 年度につなぐばをオープンすることができた。

iii) オープンからこれまでの経緯

- ・ 当初から、つなぐばを地域にオープンな場として運営する想定だった。カフェ機能を入れることで、アトリエでありながらオープンな場が実現できると考えた。
- ・ カフェの事業者やテナント事業者、シェアアトリエの利用団体について、SNS(Facebook)で利用募集の告知を行い、集まった人に対して利用説明会を開催した結果、8 か所から手が挙がった。その後、口コミにより、利用団体がどんどん増えていった。活動場所を探していた団体や、自分の店舗を持ちつつも、つなぐばでしかできないことをやりたい事業者など、様々である。
- ・ シェアアトリエという場所は全国的にも珍しく、利用上のルールや利用料は手探りで決めてきた。初めは一般的なコワーキングスペースなどを参考にしたが、つなぐばのメインターゲットである子育て中の方には合わない部分もあり、利用しづらいという声も多々あった。そこでルールを一旦白紙に戻し、利用者視点でどのような設備・料金設定がよいか、半年～1 年かけて仕組みを考えた。
- ・ 利用者の意見の中には、こちらが想定していなかった場の使い方を提案するものもある。それに対して、こちらからも「それなら、こういうこともできないか」とアイデアを出すなどして、相手のやりたいことを一緒に実現していくこともある。利用者と一緒にルールや取組をつくっていくという姿勢は、活動を進める中で育まれてきたものだと思う。

iv) 地域の関係者との協働

- ・ 市内の色々な店舗とつながりがあり、必要な時にお互いの力を借りている。例えば、コーヒー店につなぐば専用のブレンドを作ってもらったり、イベント時にパン屋にパンを作ってもらったりする。コーヒー店とはオープン時期が近いので、合同でオープン記念イベントをしたこともある。

- ・ 市内だけでなく、全国で同様の取り組みをしている団体等とつながり、お互い訪問したり、意見交換をしたりしている。
- ・ リノベーションスクールで一緒だった他のチームメンバーは、本業が別にある人が多いが、つなぐばに時々来て、ソフト面や資金面での協力や助言をしてくれたり、一緒にイベントをすることもある。メンバーの1人にホームセンターで勤務している人がおり、一緒にワークショップの企画をしたことがある。金融機関で働くメンバーとは、他エリアのまちづくりに協力したことがある。
- ・ 町内会ともよい関係を築けており、地域で講演会やハロウィン等のイベントをする際は町内会の理解や協力を得ている。また、つなぐばとしても、町内会のイベントに協力をしている。
- ・ 利用者の中に障がいをもつ人がいるなど、福祉支援が必要という点で自分たちだけでは対応できないケースがあれば、ふくらむフクシ研究所等と協働することもある。

v) 取組が利用者や地域にもたらした変化

- ・ つなぐばで、それぞれ異なる業種の利用者が会うことで、新しいビジネスにつながることもある。例えば、理容師、カメラマン、着物の着付けの団体の三者が「つなぐば写真館」として集まり、つなぐばを会場として、成人式の着付けから撮影を行っている。
- ・ 子どもたちにとっても、つなぐばに来ることによっていろいろな仕事に触れ、学ぶ機会になっている。
- ・ 活動を通じて、地域の人たちとの顔の見える関係が広がってきている。例えばハロウィンの時に、地域の子育て家庭を訪問し、お菓子を配る活動をしているが、訪問を希望する家庭が増えてきている。
- ・ つなぐばが存在することで、地域の中に、自分もやりたいことを実現しようとする母親が増えたように思う。お客さんとして来ていた人がワークショップをする側になることもある。つなぐばの存在が、ここを利用する人たちの働き方・暮らし方を発信し、地域の人たちが自分らしく働く・暮らすことを後押ししているように思う。

vi) 自治体や福祉との関わり

- ・ 現在、運営資金は日本政策金融公庫等から確保しており、自治体の補助金や助成金は利用していない。そもそもリノベーションスクールでは、補助金にできるだけ頼らない経営が目標の1つとなっていることもあり、つなぐばを立ち上げるに当たっても、補助金を活用するという発想がなかった(補助金を活用する必要のない事業として企画していた)。最近では自治体から補助金の案内をもらうこともあるが、書類の作成が煩雑で負担が増えるので、あまり活用することはない。ただ、今後活動を続けていく上では、事業の収益だけでは難しい部分もあり、補助金の活用も検討し始めている。
- ・ 市とは現在もつながりがあり、こちらが何かやりたいと伝えた時に、それができる環境を整えてくれるのがあるがたいと思っている。ふくらむフクシ研究所とつながりを持てたのも、市の紹介によるものだった。
- ・ 数年前に市の社会福祉協議会(以下「社協」)から、ひきこもり状態にある若年女性の紹介を受けたことがある。その女性が外出するきっかけづくりとして、週1回、2階のトントンで

受け入れてもらえないかという相談だった。女性は絵を描くのが得意だったため、トントンの毎月発行する新聞に挿絵を描いてもらうようになり、本人はその体験を通して自信をつけていったようだ。つなぐば側としても、このエピソードにより、自分たちが福祉的な支援の一部を担える場合があると気づいた。その他、行政から高齢者の居場所として利用できないかという相談もあったと聞いている。自分たちが気づいていない場の使い方を見つけてもらい、使ってもらうのは歓迎である。

- ・ ただし、つなぐばは、利用者が自分らしい働き方・暮らし方を実現することをコンセプトにしている場であり、福祉支援を直接の目的とはしていない。生活課題を抱える人が、つなぐばに来ることで自分らしく働き暮らせるきっかけになるならよいが、誰でもつなぐばに来ればそうなるわけではない。行政の担当者にはまず、つなぐばがどのような場所なのか、そのコンセプトや運営者の思い等をよく理解した上で、個々の対象者にとって、つなぐばの利用がプラスになりそうかなどを考えながらつなげていただけるとよいと思う。
- ・ 逆に、つなぐばを運営する中で、利用者が生活課題を抱えていることに気づくこともある。孤独な子育てで思いつめている母親が、2 階のトントンのスタッフと関わる中で癒されているケースもある。不登校の子どもや食事に困っている子どもがいれば、つなぐばもときに案内したり、行政の支援につないだりする。ただ、課題を抱えている人を誰でもすぐ行政の支援につないだほうがよい、とは思っていない。すぐ行政につなぐというのは、病気で例えれば、ちょっとした不調がある時にいきなり病院を受診するような感覚である。専門家に相談することで安心できるならばそれでもよいが、生活の中の身近な場所で改善できるならそれがよい人も多いのではないか。
- ・ 行政との信頼関係は、「〇〇課」ではなく「〇〇さん」という個人との間に築かれていると思う。異動で担当者が変わった際は、同じ課の後任の方であっても、個人として一から関係性を築くことが大事だと思っている。

vii) 今後の展望

- ・ 7 年間活動を続けてきたが、つなぐばの在り方も時の流れと共に変わってきたと感じている。
- ・ 小嶋氏・松村氏の本業である建築・デザインという軸があってこそ、つなぐばが地域とのつながりも含め、うまく機能しているのだと思う。だからこそ、今後も軸がぶれないよう、本業の活動も増やしていきたい。
- ・ 以前は、シェアアトリエという場が他になく、つなぐばを是非利用したいと思う人が多かった。最近は、市内にも同様の場所が増え、住民にとっての選択肢が広がってきている。利用者が減って収益も減ると、場の継続が難しくなるので、つなぐばならではの魅力を作っていく必要がある。
- ・ 元々は、地域のためというよりも、自分たちが置かれている状況を変えたい、自分らしい働き方・暮らし方が実現する場をつくりたいという動機から、つなぐばを始めた。年月が経つにつれ、自分たちの興味関心も変化していくと思うので、それをまた形にしていきたい。自分らしい働き方・暮らし方を実現させる中で、その延長線上にまちづくりが実現するとよいと思っている。

つなぐばもどき

i) 取組の概要

- ・ なつかしいミライは、「ミノリテラス草加」(住居と店舗、アトリエが入ったリノベーション賃貸住宅)の1階で、地域とつながるこどものアトリエ「つなぐばもどき」というこどもの第三の居場所を運営している。代表理事は大塚氏で、小嶋氏・松村氏も理事となっている。
- ・ つなぐばもどきは、不登校の子どもや孤食をしている子どもも含め、どんな子どもにも安心して食事をしてもらえる、第三の居場所である。
- ・ 小学校教諭、公認心理師、放課後児童支援員などの経験・資格を持つスタッフを中心に、ボランティアスタッフとともに居場所を開放し、食事や会話や遊びを提供している。
- ・ 平日は地域の誰でも気軽に立ち寄れるようにドリンクと焼き菓子の提供、午後3時からおかえりチャイムまでの間、安価な駄菓子も提供している。また、学校給食のある期間は、『団地ごはん』として毎週土曜日に子どもが作った味噌を使って、地域のお母さんがつくる味噌汁とおむすびを提供している。長期休暇で学校給食がない期間は、子どもカレー(無料または100円)を大人にも提供している。
- ・ 大人も子どもも誰でも500円で食事できるが、子どもだけで来た場合は無料としている。大人と来た子どもも100円でパチンコをしてコインを手に入れ(ハズレなし、1枚以上もらえる)コインと交換でご飯が食べられる。

ii) 取組が生まれた背景、これまでの経緯

- ・ 20代の頃、友人の紹介で児童館でのアルバイトを始めた。そこで子どもについて、小さくても1人の人間であり、大人と同様に色々な気持ちを抱えていることを感じた。同時に、周囲の大人が子どもに接する様子を見ながら、もっとよい関わり方があるように思った。その頃から、子どもがいきいきとした人生を選択できるようにしたい、子どもは周りの環境や大人に影響を受けながら育つのだから、大人として何かできないか、と考えるようになった。
- ・ 世田谷区のプレーパーク(冒険遊び場)に出会い、影響を受けた。プレーパークは子ども達が自分の責任で遊びをつくることをコンセプトとした、禁止事項を極力設けない遊び場である。運営やルール決めに地域住民も関わっているのを見て、自分たちの地域に責任をもって関わるのが暮らしやすさにつながるのだと認識した。
- ・ つなぐばでメンバーを募集していることを偶然知って手を挙げ、「ごはん係」として働くことになった。つなぐばの利用者の中には不登校の子どもがいる家庭も少なくないため、そうした子どもに対してできることを、つなぐばで出会った仲間と共に考え、軒先で駄菓子屋をして子どもが集まるきっかけを作ったり、不登校の保護者の会などを開催した。令和5年度、小嶋氏・松村氏と共になつかしいミライを立ち上げ、令和6年度秋につなぐばもどきをオープンした。
- ・ 現在も大塚氏はつなぐばによく立ち寄っており、不登校等の子どもがいる保護者から相談を受けることもある他、タイミングを見て子どもをつなぐばもどきに案内することもある。

iii) 今後の課題

- ・ 地域課題の解決に貢献している民間団体は、地域にとっても価値があるし、行政としても頼りにしたいものだと思うが、(つなぐばもどきも含め)事業の収益性が低いことが多く、経営維持が課題となる。行政においては、そうした民間団体の活動を理解し、つながっていただけるとよい。

ふくらむフクシ研究所

i) 取組の概要

- ・ 岩淵氏と大森氏は、市の障がい福祉課の「福祉プラスのまちづくり」⁸で立ち上げたプロジェクト「ふくらむフクシ研究所」(以下「ふくフク研」)に携わっている。ふくらむフクシ研究所(=「福」祉の世界に新しい価値を「膨」・「含」ませていく)は、多様な暮らし手が「ともに生きる」ことをゴールとして、地域の関係者(福祉関係者、市民、企業等)が地域の課題について主体的に検討し、解決策を考えて実現していく「研究・活動」のプロセスを伴走支援している。
- ・ 研究活動とは、研究活動とは、障がい福祉をテーマとしたトークライブや勉強会、ワークショップ等のさまざまな活動のことを指している。講演会のように一方的に情報を伝えて啓発するのではなく、双方向の対話の場で学び表現することを重視しており、ふくフク研としてはそのような場を設計することを役割としている。

ii) これまでの経緯

- ・ 市の福祉プラスのまちづくり事業は3年間の事業として受託している。1年目(昨年度)は、市域調査や、各種啓発・交流事業(計5企画)の他、コンセプトブック「ふくフクブック」の作成を行った。コンセプトブックは、参加者がふくフク研で実施した各種イベントの様子や、ふくフク研との出会いが参加者にもたらした変化等をまとめたもので、参加者同士で制作したものである。つなぐばの小嶋氏も参加していた。
- ・ 2年目(今年度)は、相談支援(計4回)、プロジェクト支援(計4企画)、リンクワーカー育成講座を実施した。相談支援については、市内各所(立ち寄りやすい駅近のカフェ、つなぐばもどき等)に「ふくフク相談室」という相談支援の場を設けた。「コミュニティナースをやりたい」「地域で場づくりをしたい」など様々な相談を寄せてもらった。それに対して、「ここでコミュニティナースをしたらどうか」など助言し、ふくフク研としてその後の活動を把握できるようにした。

iii) 取組がもたらした変化

- ・ 以前は、住民から「障がい者と働くのは難しい」と言われることもあったが、話を聞いてみると、その背景には、障がい者への誤解や先入観があることが分かってきた(例えば、精神障がい者はみな、急に叫んだり暴力をふるう、と思い込んでいるなど)。イベント等の活動を

⁸ 市民参画型障がい者社会参加促進等創発事業。障がい者・家族が福祉の本来の意味である幸せをより感じられ、障がいの有無にかかわらず地域で豊かに生活できるようにという観点から、福祉にこのような考え方や取組を意識的に付加したまちづくりを進めていく事業。

通して、障がい者を含め様々な人が交わることで、ふくフク研に関わった人の中では、障がい者への見方が変わってきたように思う。

- ・ 活動の成果の一つとして、ある強度行動障がい者（自分の体を叩くことがある）について、パン屋から「印影が曲がってもいい」という条件でスタンプ押しの仕事を依頼されることにつながった。また、堅いパンを食べられない咀嚼力の弱い人のために、パン屋が柔らかいパンを作り、「ふくフクパン」として売り出す予定である。このように、ふくフク研の活動を通じて、雇用促進や商品開発が実現している。

iv) 自治体が地域の取組に関わる際にポイントとなること

- ・ ふくフク研の活動では、「障がい者」ではなく「〇〇さん」、「公務員」ではなく「〇〇さん」というように、肩書や属性のラベルを貼り替えながら対話することが多い。福祉は専門職でないと関われないというイメージもあるが、実際は一般市民でも関われる。また、専門職であっても、常に専門職としてアドバイスをしなければならないとすれば疲れてしまい、一市民として関わりたいときもあると思う。1人の人間にも多くの側面があるので、ずっと同じラベリングをしないことが大事である。仕事として関わるのが有効な場面もあれば、仕事以外で関わるからこそうまくいく場合もある。

草加市

草加市の他、草加市社会福祉協議会、社会福祉法人福祉楽団への聞き取りを行った。

地域づくりに関する市の組織体制

i) 福祉部福祉政策課

- ・ 福祉部には福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、障がい福祉課がある。子どもに関することは、こども未来部（こども政策課、こども青少年課、こども育成支援課、こども家庭課、保育課）が所管している。
- ・ 福祉政策課は、地域福祉計画、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という）民生委員、避難行動要支援者、福祉避難所等に関することを所管している。重層事業はつながり推進係が所管しており、業務に直接関わる人員としては、係長含め計5人である。

ii) その他の庁内他部署、関係機関との連携

- ・ 庁内の関係部署としては、福祉部、こども未来部、健康推進部の他に、自治文化部産業振興課もある。同課が所管する「そうかりノベーションまちづくり」（後述）から、様々な取組が生まれている。
- ・ 社会福祉協議会（以下「社協」という）に、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」という）多機関協働事業、生活支援体制整備事業を委託している。社協は、重層事業の開始前からコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という）がアウトリーチに取り組んでおり、現在もCSWが引き続きアウトリーチと多機関協働に取り組んでいる。

地域づくりの取組内容

i) 「そうかりノベーションまちづくり」と地域づくり

- ・ 産業振興課の「そうかりノベーションまちづくり」は、草加市の地域の再生のため、「現代版家守」(民間自立型まちづくり会社。補助金に頼らず、エリアマネジメントや事業企画、不動産マッチング等を行う)が遊休不動産のリノベーションを通じてまちを再生し、都市型産業の集積を図ることにより、雇用の創出やコミュニティの活性化などにつなげていく取組である。平成 27 年度に開始され、当時産業振興課に所属していた長堀氏が担当していた。
- ・ リノベーションまちづくりから生まれた地域の取組は色々あり、その多くは店舗(レストラン、カフェなど)であるが、コミュニティビジネスを行っているものとしてはシェアアトリエつなぐば(以下「つなぐば」という)が該当する。
- ・ 長堀氏がリノベーションまちづくりに関わっていた当時は、地域課題を解決することを目的としており、地域課題として福祉、教育、文化など幅広い分野を視野に入れていた。福祉に特化した取組ではなく、福祉以外にも様々なテーマでの活動が生まれている。

ii) 社協の取組

- ・ 社協は長年、自治会・町内会等の地縁組織と一緒に地域づくりに取り組んできた経緯があり、地域課題も含め地域の情報が入ってきやすい。また、生活支援体制整備事業を委託されているため、従来から必要な地域資源を開拓・創出していくことを行っていた。生活支援体制整備事業は高齢分野の取組ではあるが、高齢者のみを対象とする資源だけで高齢者を支えることはできないので、多様な資源をつくることが重要と感じている。
- ・ 従来から、CSW がアウトリーチを行う中で制度の狭間にある人たちの多さを認識していたのだが、令和 4 年度にアウトリーチ等事業を受託してからは、CSW が把握している課題を改めて整理し、居場所などの資源づくりに繋げることが大切と感じている。
- ・ 今後も、CSW と生活支援コーディネーターが連携して地域課題を整理し、解決できる地域づくりをより一層進めていく予定である。

iii) 地域ケアそうかの取組

- ・ 社会福祉法人福祉楽団は、千葉県・埼玉県において社会福祉事業を展開している。地域ケアそうかは同法人が草加市内で運営している事業所であり、市の参加支援事業、地域づくり事業を受託している他、訪問介護、居宅介護支援事業の実施や、地域食堂「みんなの食堂おせんべ」の運営を行っている。
- ・ 元々千葉県の中核地域生活支援センター事業を受託し、分野横断的・包括的な相談支援や、関係機関へのコーディネートを行っていた。令和 4 年度に市から参加支援事業・地域づくり事業を受託するまで、法人として草加市に地縁はなかった。
- ・ まずは地域住民と顔なじみの関係を作ることが重要と考え、令和 4 年度は福祉政策課とともに、地域にある様々な場や団体を訪問した。印象として、草加市は地域活動に自分事として取り組んでいる人が多く、若い担い手も多いと感じた。草加市では、以前からリノベーションまちづくりの取組も行われ、都市計画においてもハード面だけでなくソフト面のまちづくりを

重視している。また、障がい分野はじめ様々な部署で地域づくりの取組を行っており、そうしたことが影響しているのかもしれない。

- ・ また、地域住民と一緒に活動することを通して、地域ケアそうかの存在や役割を知ってもらっている。具体的には、令和 5 年度に、住民と一緒に運営する「みんなの食堂おせんべ」(毎週水曜日 16 時～19 時に、世代を問わずみんなで一緒にご飯をたべる場所) を開始した。今では食堂の知名度が上がり、利用者の口コミで様々な人が来るが、中には家庭に居場所がない人など、個別の課題を抱えた人もいる。支援者(社協、ケアマネジャー、地域住民等) がそうした人を食堂に連れてくる場合もあるし、利用者と関係を築くにつれ、徐々に課題が見えてくる場合もある。
- ・ 社協が地縁をベースとする地域づくりに強みがあるのに対し、地域ケアそうかはテーマベースの活動団体との連携が得意であり、草加市の地域づくりにとっては両者それぞれ重要な役割を果たしている。

地域づくりにおける自治体の役割

i) 市による地域づくりの支援

- ・ つなぐばは福祉を目的とした活動ではないが、シェアアトリエを運営している中で福祉的な相談が寄せられることがあり、どう対応するとよいか悩んでいるようだった。また、つなぐばは三股町社協のコミュニティデザインラボの取組を知り、自分たちのやりたいことに近いと感じたとのことだった。
- ・ 市としては、つなぐばの活動を福祉課題への対応にリンクさせることは、重層事業の枠組みの中で十分可能だと考えた。そのことを市からつなぐばに説明して理解を得た上で、お互い情報共有や意見交換をする関係性を築いてきた。

ii) 社協による地域づくりの支援

- ・ 地区社協や民生委員、ボランティア団体等から把握した課題や、生活支援体制整備事業の協議体から出てきた課題について、生活支援コーディネーターが地域住民とともに解決策を考えていける仕組みづくりをしている。例えば、高齢者支援の担い手として若い世代を取り込む時に、どんなことであれば関心を持ってもらえるのか、若い世代と一緒に考えている。また、ボランティア団体に対し、生活困窮者を自立に向けたステップアップとして受け入れてもらえないか、といったことを地域の施設や事業所等と検討している。このように、他分野や一見違う目的で活動している団体など、斜め上の位置にある資源に目を向ける姿勢が重要と考えている。

iii) 地域ケアそうかによる地域づくりの支援

- ・ 地域ケアそうかは場(活動のスペース)を持っているので、地域の活動団体と協働する際、その団体に場所代を気にせず活動してもらえるのが強みである。数人からでも活動を始めてみることで、活動の意義を実感し、継続・拡大していくことにつながる。

- ・ 地域ケアそうかとしてこれから注力したいと考えているテーマ(包括的性教育、再犯防止など)については、関連の活動をしている団体のところに出向いて関係性を築いている。例えば、地域ケアそうかの場を使って勉強会を共催してもらうなど、小さな取組から始めていけるように促している。

今後の方向性

i) 地域づくりの取組を継続・発展させていく上での課題、必要な支援

- ・ 市では、重層事業の地域づくり事業において、各分野(高齢・子ども・障がい・生活困窮等)の既存の地域づくりの現状を理解することから始めて、分野横断的な取組として何ができるかを考え、各部署に働きかけている。例えば不登校の問題について、スクールソーシャルワーカーが把握している地域課題について勉強会を開催したり、教育支援委員会に参加したりすることを通して、教育分野での取組を把握するとともに、他分野と連携して取り組みそうな部分を個別にプロジェクト化するということをしている。こうした働きかけを通じて、各部署も、他分野と連携して地域づくりを行うことの意義や必要性を実感してきているように思う。

ii) 今後の展望

(草加市)

- ・ 重層事業の意義は、既存の各分野の財源を一本化し、柔軟に活用できることである。しかし草加市の現状として、重層事業が一つの新たな分野のように捉えられがちである。重層事業は福祉政策課が単独で実施するものではなく、庁内全ての部署に関わりがあり、皆で実施していく必要があることを、粘り強く説明している。
- ・ 生活支援コーディネーターがより一層、高齢分野以外の資源や地域課題に目を向けていく必要性を感じている。また、地域づくりを進めていくに当たり、個別支援との連動を意識し、個別課題のアセスメント等を強化する必要もある。高齢以外の分野や個別支援との接続を意識しながら地域づくりを行えるよう、来年度から生活支援コーディネーターとCSWを兼務にする予定である。
- ・ つなぐばについては、市との間に福祉関連の補助金や委託契約の関係性はないが、普段からコミュニケーションを取っており、適宜連携できる関係にある。市として、ちょっとしたことも含め悩みを自然と言える環境が暮らしのより近い場所にあることは、住民にとって非常に重要だと思っているからである。他方で、つなぐばは自分らしい働き方・暮らし方をテーマにコミュニティを作っており、福祉の個別支援と連動させたいといった行政側の事情を押し付けるべきではないと考えている。地域の活動団体側が本来何をやりたいと思っているのか、その中で行政の取組とどう連携できるのかを、対話を通して考えていく必要がある。
- ・ ふくらむフクシ研究所に委託しているふくしプラスの事業(現在2年目)では、実態として、障がい分野の地域づくりが行われていると思っている。今後は対象を障がい分野以外にも拡大したいと考えており、来年度から、ふくらむフクシ研究所の取組を重層事業の枠組みで実施する予定である。

- ・ 福祉的な課題の中には、行政だけで対応してもうまく解決できないことも多い。例えば、聴覚障がいの方が買い物時に手話が通じず困っているとする。聴覚障がいに関する啓発など、行政にできることももちろんあるが、地域の店舗や市民がちょっとした工夫で対応したほうが効果的な場合もあると思う。そうした時に、ふくらむフクシ研究所のような行政と地域の間に立つ存在があると、地域で主体的に取り組むことが効果的な部分について、地域に対し伝えやすくなる。
- ・ 地域の取組が持続的に行われていくためには、いくつかポイントがある。一つは、つなぐばのように、地域づくりを行い続けることで収益を確保できる形の事業であること。もう一つは、一方的に支える・支えられる関係性を前提とせず、担い手にとってもメリットのある活動を行うことである。具体的には例えば、夫を亡くした高齢女性が、自分のためだけに料理ができず、栄養価の偏ったものばかり食べているとする。もし、料理をすることで地域の誰かの役に立つ仕組みがあれば、その女性にとっても健康維持や生きる力につながる。実際に、あるショッピングセンターでは、センター内にあるデイサービスの利用者がキッチンで作った総菜が販売されている。例えばこの総菜を、栄養のあるものを安く買いたいと思っている母子世帯に向けて原価で提供した場合、母子世帯にとっても高齢者にとってもメリットがある。

（社協・地域ケアそうか）

- ・ 地域づくりを進めていく上で、市の庁内で重層事業の理念が十分に浸透していないと感ずることがある。各地域づくりの事業で対象者が縦割りになっており、分野横断的な取組が進めづらい。
- ・ 行政が地域資源を把握する際は、行政が直接的に関わっていない活動（補助金や委託の対象ではないもの）も含めて把握する必要がある。ただ、そうした活動は、行政の事業の制約を受けないからこそ良さを発揮している部分も多いので、行政から「〇〇をしなければならない」といった制約をかけるべきではないと思う。

2．地域づくり事例集

ヒアリング調査で聞き取った情報を元に、7団体の取組について、次ページ以降の通り、地域づくり事例集を作成した。

地域づくり事例集

目 次

事例タイプ1 福祉部門による地域づくりの取組事例

兵庫県養父市 あらゆる人が担い手になれる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ p.98

宮崎県三股町社協 地域の間から住民主体の活動を生み出す・・・・・・・・ p.102

事例タイプ2 市民協働部門による地域づくりの取組事例

愛知県豊明市 インフォーマル資源による支援者支援・・・・・・・・ p.106

明石コミュニティ創造協会 多様な人が関われるまちづくりを支援・・・・・・・・ p.110

日向コミュニティ振興会 ワークショップを軸とした多様な地域活動の展開・・・・・・・・ p.114

事例タイプ3 民間企業による地域づくりの取組事例

シェアアトリエつなぐば まちづくりの取組と福祉の連動・・・・・・・・ p.118

喫茶ランドリー 民間ならではの属人性のある居場所づくり・・・・・・・・ p.122

用語解説

人口 : 住民基本台帳に基づく人口（令和6年1月1日現在）

略語一覧

重層事業 : 重層的支援体制整備事業

移行準備事業 : 重層的支援体制整備事業への移行準備事業

社協 : 社会福祉協議会

包括 : 地域包括支援センター

あらゆる人が担い手になれる地域づくり

地域の人同士の緩やかなつながりが地域づくりの実践であり、ひいては個別支援に結び付くという信念のもと、専門職・非専門職の双方を対象とした研修や住民主体の実践創出のための仕掛けづくりを実施している。また、地域の団体や医療機関をはじめとした機関と連携し、個別支援の対象となる人・世帯とつながる仕組みをつくっている。

この事例からの学び

● 本人・世帯を中心とした支援

専門職の中には、個別支援の対象者を既存の制度や事業に当てはめるのではなく、本人・世帯を中心に、制度の枠を超えて包括的に支援しようとしている人もいる。包括的な支援を属人的なものではなく、組織としてできるようにするため、「制度に縛られない考え方の浸透」、「社会的処方に対する共通理解」、「専門職同士の顔の見える関係づくり」の3点を目標とした「リンクワーカー研修」を実施している。

● 地域住民の緩やかなつながりが「気づき」を「支援」に

相談援助等の専門性を持たない地域住民であっても、日常で気に掛けることや声を掛けることが、支援を必要とする人の存在の「気づき」になり、専門職に伝えることで個別支援につながる可能性がある。

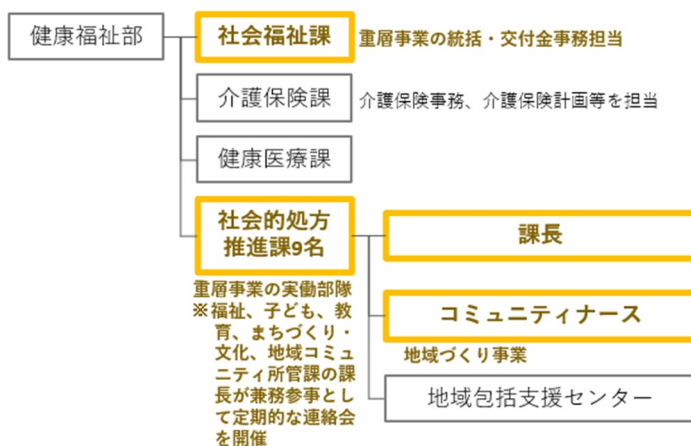
● 文化としての「リンクワーカー」

リンクワーカー研修の受講者にリンクワーカーの缶バッジを配るなど、誰でもリンクワーカーになれることを実感できる仕組みをつくっている。リンクワーカーは難しいことをするものではないことを地域住民に知ってもらい、文化として広げていきたい。

事例の基本情報

(兵庫県養父市) 人口 21,489 人 高齢化率 40.0%

兵庫県養父市の組織図



令和5年度に移行準備事業、令和6年度に重層事業を実施

地域づくりの取組に活用している制度等

令和4年度の社会的処方モデル事業から、かかりつけ医とリンクワーカーの連携による疾病の重症化予防と社会生活面への支援の取組を続けている。また、重層事業のうち参加支援事業を一般社団法人猫の手くらぶへの委託に活用している。KANAU カレッジの企画・運営にかかる合同会社 Roof への委託費には市の財源を充てている。

地域づくりの取組体制、関係機関

リンクワーカーを相談援助等の専門職の「ヘルスコネクター」、非専門職の地域住民が該当する「コミュニティコネクター」に分け、社会的処方推進課で両者の養成研修を行っている。

ヘルスコネクターとして、第1層生活支援コーディネーター（以下、「SC」と表記）を包括の保健師、第2層 SC を社協が担う。日常生活圏域毎に各1名、合計4名配置されている。また、社会的処方推進課所属のコミュニティナースと、地域おこし協力隊の1名の計2名が、コミュニティナースとして地域を回り、暮らしの延長上の相談を受けながら、つながりを作ることを意識した地域づくりを行っている。

新たな市民活動を立ち上げることを狙いに、一般市民を対象とした KANAU カレッジを開始。養父市で実行するプランの作成を主眼としている。企画・運営は合同会社 Roof に委託。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

令和4年度

- 当時の保険医療課と健康課にて、厚生労働省保険局の「かかりつけ医との協働による予防健康づくり事業」を実施

かかりつけ医とリンクワーカーの連携による疾病の重症化予防と社会生活面への支援の取組は、公立病院や診療所を含む市内の全 14 医療機関が対象となっており、9 医療機関で実績がある。



担当者の声

令和5年度に社会的処方推進室を開室し、高齢・障害・子ども・生活困窮で横ぐしを刺して社会的処方の推進を行おうとしましたが、縦割りや包括のマンパワー不足という課題に直面しました。そこで、令和6年度から社会的処方推進室を課に移行するとともに、地域支援事業を社会的処方推進課の所管とすることで、包括と一体化し、意識改革を行おうとしています。

令和5年度

- 保険医療課と健康課が健康医療課に統合
- 社会的処方推進室を開室
- 移行準備事業の実施

健康医療課への統合後も、引き続きモデル事業の仕組みを継続。

社会的処方の推進 = 重層事業と位置づけ、健康福祉部社会福祉課が所管課となり、移行準備事業を開始。

令和6年度

- 重層事業を開始
- 社会的処方推進室を社会的処方推進課に移行
- KANAU カレッジの開始
- 参加支援事業を猫の手くらぶへ委託開始

健康福祉部社会福祉課を所管課とし、重層事業を開始。高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課の連携体制を構築。

室から課になる際、介護保険制度の地域支援事業（包括を含む）の所管を、介護保険課から社会的処方推進課に変更。

重層事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課が連携して取り組む体制としつつ、交付金事務は社会福祉課が担当。

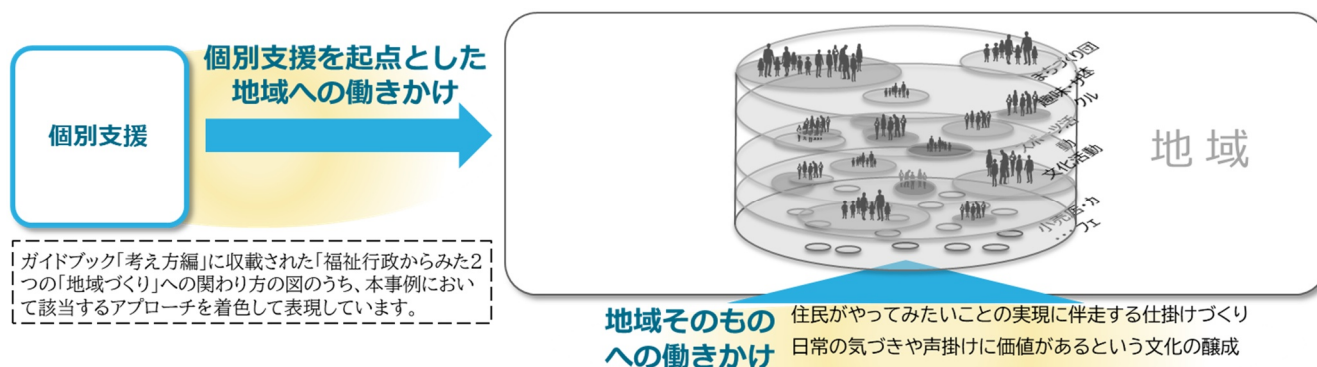
地域で生活に関するさまざまな支援を行っていた一般社団法人猫の手くらぶに対し、市から重層事業のうち参加支援事業を委託する形で、地域の支援団体の取組を強化し、個別のニーズに対応した支援、地域の民間団体との共創、役割づくりを促進している。



担当者の声

現時点では、包括職員は包括の本来業務を担当し、社会的処方の取組はその他の職員が中心となって進めていますが、属人的な体制にならないよう、いずれは包括職員も含めて課の職員全員で実働していければと考えています。包括で対応しているケースの中にも、世帯全体で見る必要があるケースや困難ケースがあり、伴走支援も含め、重層事業の必要性を包括職員がより理解し、連携意識がますます高まっています。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ

地域資源を知る

- ・老人クラブなど地域の集まりに出向く。
- ・社会的処方ポータルサイト「つながる DAY YABU」上で実施するアンケートをきっかけに、地域で活動する団体取材する。

関係性をつくる

- ・相談援助等の専門職を集め、ヘルスコネクターとして養成するための研修の実施。
- ・非専門職の地域住民を集め、コミュニティコネクターとして養成するための研修の実施。
- ・既に関係性のある職員と1年程一緒に地域の活動に参加し、支援者・参加者双方と顔なじみになる。

得られたアウトカム

コミュニティコネクター養成研修を通じて、普段何気なくしている挨拶や声掛けが社会的処方につながっていることを実感することができる。
気になる人が近くにいと、地域住民が市役所の窓口に伝えに来てくれるようになる。
顔の見える関係ができることで、住民からも支援者からも相談してもらいやすくなる。

個別支援において協働する

- ・かかりつけ医から、もしくはMSW、クリニックの看護師、医療事務からかかりつけ医経由で、生活上の課題があるケースやキーパーソンがいないケースを社会的処方推進課につないでもらう。
- ・市でつながっている人を猫の手くらぶにつなぐ。

得られたアウトカム

医療機関を受診する人だけでなく、その家族も含めて行政につながるができる。

地域そのものへの働きかけ

- ・普段もやもや課題を感じている人、何とかしたいが一歩踏み出せない人を対象に KANAU カレッジを開催。起業塾のようにプランを必ず実現させることを前提とするのではなく、まずはプランを作ってみることを目標とする。地域づくりは、住民主体で住民が関心あることを基軸に生まれるものなので、そこを掘り起こす仕掛けとして機能することを期待している。
- ・専門職（ヘルスコネクター）非専門職（コミュニティコネクター）を問わず、あらゆる人が社会的処方を担う可能性を持つ人＝リンクワーカーとして、日常の声掛けや、気に掛けることそのものを継続するよう、研修で呼びかける。個別支援をより機能させるため、「気づき」と「支援」を増やす取組である。

取組の特徴、今後に向けて

○地域資源につながりひきこもりの社会参加を後押し

30代のAさんは、20代の頃からひきこもりで、養父市の社会的処方推進課につながっていた。市職員によって、地域で参加支援や生活支援を行う猫の手くらぶにつながった。

Aさんは猫の手くらぶで、生活支援の登録支援員として、できることを起点とした活動を開始している。例えば、Aさんは洗濯物をコインランドリーに持ち込むことはできるが畳むことはできないため、洗濯物を畳んでくれるコインランドリーに生活支援の利用者の洗濯物を運び、畳まれた洗濯物を持ち帰るというお手伝いを最近始めた。

また、猫の手くらぶの利用者が参加するスマホ教室の講師を務めるなど、できることを起点とした社会参加活動を行い、継続することができている。



(写真)猫の手くらぶ提供

○地域住民向け研修を通じ、リンクワーカーについて知ってもらう

地域住民の中には、隣人を気に掛けるなど、すでに緩やかなつながりを実践している人もいます。隣人を気に掛ける、声をかけるといった行動や気づきには価値があると伝えることが、行動を継続する動機づけにもなる。他方で、周りに気になる人がいても、どう対応すればよいのか分からず、何も行動せずにいる人も多い。

非専門職の地域住民に対して市が実施しているコミュニティコネクター養成研修では、コミュニティコーピングの手法を用い、社会的処方を知ること、周りの状況を再認識してもらい、気になる人がいたときにどうしたらよいのかを知ってもらおうとしている。コミュニティコネクターの研修後、実際に気になる人がいると市の窓口で相談に来た住民もいた。日常の心がけと行動で誰もがリンクワーカーになれることを知ってもらい、リンクワーカーという文化を地域の中に醸成していきたい。



(写真)養父市提供

取組による地域の変化

社会的処方モデル事業について知る前から、個別支援の中で、対象者を制度にあてはめようとすることに元々疑問があった。社会的処方モデル事業の話をもった時に、日頃大事に思っていることを伝えられる機会になると考えた。

介護事業者や医療機関等を訪問して社会的処方の考え方を伝えると、内容は理解してもらえたものの、専門職同士の横のつながりが弱いという課題が見えてきた。専門職が相談できず抱え込む状況を作らないためにも、非専門職も含めてあらゆる人が担い手になれる地域づくりとして、リンクワーカーという考え方が重要だと考えた。

リンクワーカー研修は、制度にあてはめようとする専門職の思考回路を変えるきっかけだけでなく、専門職同士の横のつながりづくりにもなっている。

(社会的処方推進課のコメント)

今後の課題

課題を持つ人を同じ場所や組織につなぎ続けるとどちらにとっても疲弊してしまうため、つなぎ先をつくり続ける必要があるが、その仕組み(相談できる先や後押ししてくれる場所)がないという課題感がある。つなぎ先を再生産する仕組みとして、市内に18ある地域自治組織が新しい場づくりに取り組む可能性があると考え、地域自治組織の機能強化に人権協働課と取り組んでいる。

他方で、地縁組織には参加しにくいと感じる住民もいるため、市域でのテーマ型の市民活動の立ち上げ支援にも取り組んでいきたい。多様なつながりの場を形成していくことで、皆がどこかにつながっているという状態ができていくとよい。さらに、市と意識を共有したコミュニティナースのような個人が関わることで、市民を元気にするような活動が盛り上がりれば理想である。

(合同会社 Roof のコメント)

地域の中から住民主体の活動を生み出す

地域福祉の推進に向け、住民主体の活動を広げ、課題解決の輪やコミュニティを広げることを目標に、地域づくりを行っている。地域のさまざまな住民とつながり、職員が課題とリソースをマッチングさせることで、専門知識や制度・事業の枠を超え、個別支援も見据えた住民主体の活動を次々に誕生させている。

この事例からの学び

視野を生活全体に広げ、課題を捉え直す

多様なケースに対応するためには、課題の特定・先鋭化だけでなく、視野を広く持ち課題・問題を捉え直すという考え方が必要である。行政職員自身が、地域住民の課題だけでなく生活全体に視野を広げ、できること・やりたいこと・楽しいことを基軸とした活動につなぐことで、結果的に課題が改善することがある。

地域の多様な人と協働する

専門職だけでなく、デザイナーなどといった非専門職と一緒に課題を捉え直すことで、制度や事業の枠にとらわれない活動が生まれ、地域住民の更なる参加や個別支援への新たなアプローチの発見につながる。

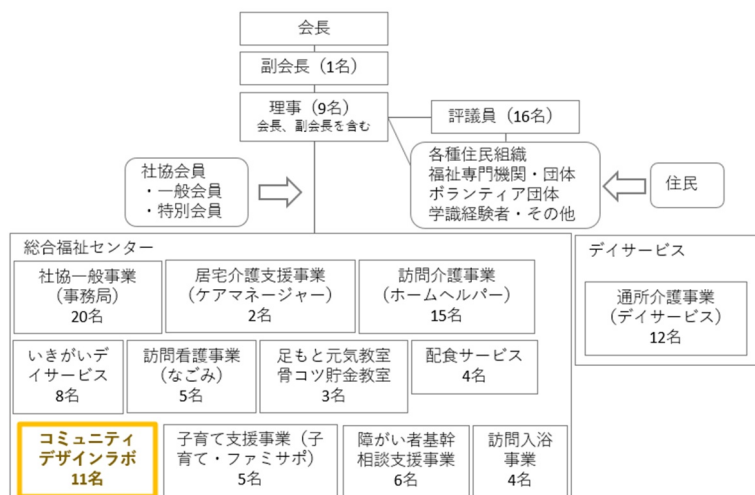
地域住民が自然と集まる場をデザインする

地域住民が集まる場所の要素は「課題検討の場」、「地域活動を楽しむブランディング」、「地域課題と人をつなぐ」の3つであり、これらの要素が揃った場から住民主体の活動が生まれる。

事例の基本情報

(宮崎県三股町) 人口 25,878 人 高齢化率 28.3%

三股町社協の組織図



地域づくりの取組体制、関係機関

常勤職員が5名、パートが2名、外部委託(年間業務委託)で4名が勤務している。コミュニティデザインラボは、三股町社協の1つの係のような位置づけで、職員はほぼ専従となっている。松崎所長を除く4名の常勤職員は、全員20代以下で、保健医療福祉の専門資格を持たない職員である。

パートは地域の拠点の1つである古着屋「NAZO」のスタッフとして働いている。

外部委託は個人委託となっており、適宜チームメンバーにも入ってもらう。2名はデザイナー、1名はライター、1名はコミュニティや場づくりを行っている。

令和3年度に移行準備事業、令和4年度より重層事業を実施

地域づくりの取組に活用している制度等

コミュニティデザインラボの常駐職員5名のうち4名は重層事業(多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)から、1名は休眠預金事業から人件費を出している。外部委託4名のうち3名は重層事業(参加支援事業)、1名は休眠預金事業から年間委託費を支払っている。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

平成 30 年度 ~

- みまたん宅食どうぞ便を開始

三股町に住む家庭のうち、18歳以下の子どもがいて生活が苦しいと感じている家庭に対して、定期的に無料で世帯の10食分の食材を届ける事業。



担当者の声

社協は元々、事業やフレームに沿ってプロジェクトを実施する考え方でしたが、どうぞ便の事例でデザイナーさんとのプロジェクトを経験し、フレームに捉われない形の支援が持つ力に気づきました。同質性の高くない人とプロジェクトを作る流れをシステム化したいという思いが、コミュニティデザインラボの創設につながりました。

令和元年度

- モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）実施
- コミュニティデザインラボ創設

モデル事業を活用して、コミュニティデザインラボを創設。モデル事業は令和2年度まで実施。

令和3年度

- 移行準備事業を実施

令和4年度

- 重層事業を開始

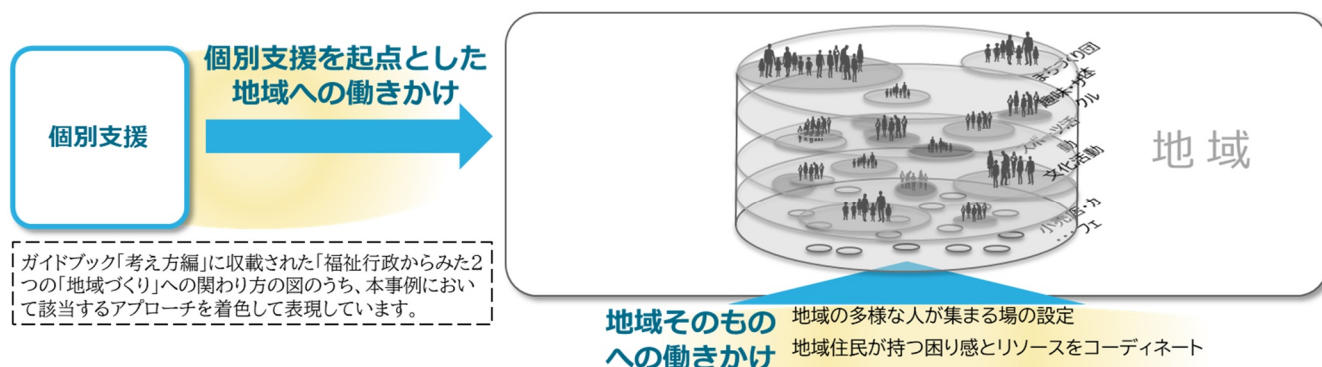
三股町から三股町社協に参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を委託し、コミュニティデザインラボが重層事業を実施している。包括的相談支援事業のうち、基幹相談支援センターと自立相談支援事業は、三股町社協が実施している。



担当者の声

モデル事業実施当時、何をもって地域は強化されるのか、何をもって地域が共生社会化されるのか曖昧だったことから、コミュニティデザインラボで地域づくりの一般化を試みました。その結果、地域づくりの枠組みには、「考える場」「魅せる場」「出会う場」という3つの要素があるという仮説に辿り着きました。その後国で重層事業が制度化され、参加支援もアウトリーチ等も全て、この枠組みで実行できると考えました。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ

地域資源を知る

- ・コミュニティデザインラボ職員が、地域のさまざまな拠点を回る。
- ・複数のケースやエリアにまたがり、地域に一定数ありそうなケースを地域住民と共に検討する「社会問題井戸端会議」で、ラボ職員が非専門職を含む地域住民と出会い、地域住民同士も出会う。

得られたアウトカム

福祉の専門職以外の、デザイナーや絵を描く人、議員、役場の職員など、同質性の高いさまざまな地域の人と知り合える。

関係性をつくる

- ・ラボ職員が地域のさまざまな場を回り、拠点スタッフと雑談したり、訪れる人の話を聞いたりする。
- ・ラボが運営するスペース「よる学校」に地域住民が集まり、住民発案のイベントを通じて交流する。

得られたアウトカム

よる学校に来ていた子どもの保護者同士が交流し、課題感を共有した結果、教員経験のある保護者が代表になり、地域住民で「ひる学校」というフリースクールが始まった。

個別支援において協働する

- ・社協の相談支援機関が受けたケースの検討・支援にラボ職員が関わる。
- ・地域のカフェ「co-making space co-me」で社会問題井戸端会議を開き、困り感とやりたいことを拾う。

得られたアウトカム

さまざまな人が課題感ややりたいことを持ち寄る場ができ、場から住民主体の活動が生まれる。

地域そのものへの働きかけ

- ・地域住民が興味を持って立ち寄れるさまざまな場を地域に作っている。例えばカフェでありイベントスペースでもある co-making space co-me、古着屋 NAZO、樺山購買部、Global Guest House WAJIMA、よる学校。
- ・「社会問題井戸端会議」では、同質性の高い人とプロジェクトをつくることを目的としており、福祉従事者だけでなく、地域の中で興味のある人には広く声をかけている。多様な人が参加しやすいよう、エンタメ的な側面も持たせている。

取組の特徴、今後に向けて

○好きなことを起点に場とつながることで、困難を抱える人がプレイヤーに

地域の暮らしの中で生きづらさを抱え、地域とのつながりも薄く、毎日食支援に来ている B さん。「仕事をしたい」「落語が好き」などの「タグ」(好きなことや気になること)を持っていて、うまくリソースとつなげられないか考えたがうまくいかなかった。同じ時期にゆう学校(地域の子どもの遊び場)で相撲を定期的にやりたいと子どもたちから要望があり、行司が必要ということで B さんをお願いしてみると、とても面白い行司をしてくれ、地域の人気者になった。B さんは、今ではゆう学校のスタッフになっており、ゆう学校のアルバイト代という収入も得られるようになった。コミュニティデザインラボが B さんを支援対象としてだけでなく、視点を変えて、日中空いているプレイヤー(リソース)として見ていたからこそ、活躍の場につながった事例である。



(写真) 三股町社協提供

○地域の「コマッタ」と「やりたい」を組み合わせ、住民主体の活動を実現

co-making space で場づくりをテーマに社会問題井戸端会議を開催した際、参加した日本語教師の問題提起から公民館で日本語教室を開く取組が始まり、日本語教室で日本語教師のコミュニティができた。日本語教師同士で話すうちに、公民館を間借りするのではなく日本語教室の拠点が必要という意見で一致し、泊まれる場所が欲しいという要望と組み合わせ、たまたまあった空き家を自分たちでリノベーションして Glocal Guest House WAJIMA ができた。WAJIMA の場を日本語教室の機能のみに限定せず、様々な活動を展開できる場として開くことで、地域プレイヤーとの出会いの場にもなっている。



(写真) 三股町社協提供

取組による地域の変化

個別支援の従事者が「困難ケース」と表現するケースの多くは、制度や事業の中で解決するという発想で行き詰まっている。課題の特定ではなく「やりたいこと」を通じて地域住民とつながることで、制度の中では解決しないケースの状況を改善することができた。

制度で解決できないケースの対応や、そのようなケースを予防するためには、問題の捉え直しが必要である。そのために、非専門職も交えて地域住民がアイデアを出し合う場と機会を設けることで、実際に地域住民主体の活動がいくつも生まれた。

コミュニティデザインラボの役割は、人やモノなどのリソースをコーディネートすることである。例えば、脱出ゲームを考えるのが得意というひきこもりの人と、よる学校という場を組み合わせ、よる学校で脱出ゲームを作るプロジェクトを計画した。課題から解決するためのフレームをつくっていくというよりも、課題とリソース(人や空き家など)を組み合わせながら表現者を増やしていくことで、地域づくりを行っている。

今後の課題

多様なリソースが集まる交流の場を作るのに必要な要素がまだ特定できていない。現時点では、地域の暮らしに近く、支援につなげることを見据えた人が運営し、支援を前面に出さず、人が集まりやすい場であること、という仮説がある。地域のリソースが出てくるタイミングはバラバラなので、長い時間をかけて関係人口を増やし、課題が出てきたら蓄積したリソースを使ってコミットできるようにしている。プロジェクト化する速度が上がれば解決できる課題の数も増える。プロジェクト化を支援する行政の制度等があれば、これを加速させることができる。

自治体は、地域共生社会の実現を要素として持つ場をつくる意義を理解する必要がある。実際に場をつくる時には、民間の財源や人材を活用することもあれば、スタートアップ NPO のような勢いが必要な時もあるので、行政だけで取り組もうとしないことが重要である。地域づくりは、PDCA サイクルを回して着実にステップを踏んで立ち上げていくものではないことも理解してもらえるとよい。

インフォーマル資源による支援者支援

どのような市民活動も誰かのためになる可能性を秘めていると信じ、すべての市民活動を市が応援していくという方針を打ち出す。生活支援コーディネーターのもとで現場経験を積んだ重層事業の地域づくりコーディネーター（以下、「重層コーディネーター」と表記）が地域に日々出向き、あらゆる住民・団体・事業者等と関係性を築くとともに、支援者支援として個別支援にかかわることでインフォーマル資源を活用した課題解決に取り組んでいる。

この事例からの学び

● 相談支援と社会資源の開発は両輪

相談支援において解決の糸口がないことは、本人だけでなく、伴走する支援者にとっても辛いものとなることから、相談支援と社会資源の開発を両輪で進めている。重層事業の地域づくりを担う重層コーディネーターが、支援者支援として、各分野のケース検討会議に出席、ケースを拾い上げてインフォーマル資源による課題解決に取り組んでいる。

● すべての市民活動を支援

上記の取組を通じて、住民が市民活動に出会うチャンスをつくっているが、究極的には一人ひとりの住民に何が合うのかはわからない。行政や専門職が知らないところで自然とケアされることの可能性を信じ、非営利公益的な活動の線引きをせず、すべての市民活動を応援。実際に、社会人の趣味グループの活動が子どもの居場所やコミュニケーションの場になるなど、趣味的活動が福祉的な貢献を果たす例が出ている。

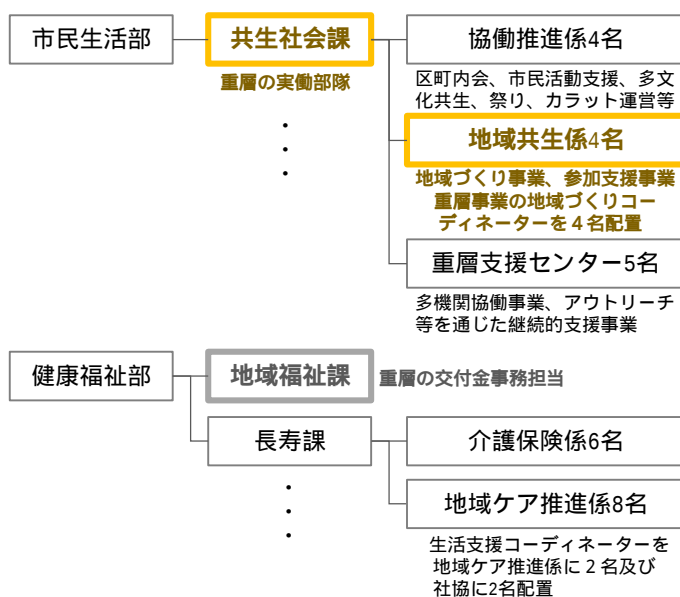
● カラットが“定置網”のように地域のリソースや課題をキャッチ

共生交流プラザ「カラット」を様々な市民が利用する中で、市民のやりたいことが可視化されるとともに、不登校の子どもや課題を抱える母子など、個別ケースや課題がキャッチされている。

事例の基本情報

（愛知県豊明市）人口 68,038 人 高齢化率 26.2%

愛知県豊明市の組織図



令和4年度より重層事業を実施

地域づくりの取組体制、関係機関

共生社会課の地域共生係の職員4名が重層コーディネーターとして活動（常勤換算で2.5名程度）。

なお、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（以下、「SC」と表記）は、健康福祉部長寿課地域ケア推進係に2名及び社協に2名配置されている。

重層コーディネーターとSCの役割分担は、基本的には高齢分野がSC、その他が重層となっている。重層コーディネーターは、地域共生社会に向けた地域づくりのコーディネーターとして、生活困窮者や多文化共生や多国籍児童の問題も取り扱っている。

地域づくりの取組に活用している制度等

重層支援センター5名の職員の人件費に、重層事業の多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用している。なお、重層コーディネーターについては、地域共生係の正規職員4名が充てられているため、国等の財源は活用していない。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

平成 27 年度～

- 長寿課地域ケア推進係にて高齢分野の地域づくりの取組を推進

生活支援体制整備事業を活用し、個別支援の対象者を支えるネットワークをつくるための地域づくり＝受け手側の地域づくりに取り組む。

 担当者の声

長寿課の地域づくりが進む中で、市民協働課の地域づくりの存在意義がよく分からなくなっていました。また、市民活動支援では、「非営利公益的な活動」を対象に支援しますが、趣味活動も福祉的な意味をまったく持たないと言われると否定できず、行政が線引きをすることに限界を感じていました。

令和 3 年度

- 市民協働課にて、第 2 次豊明市協働推進計画の中間見直し、「カラット」のコンセプトづくり

すべての市民活動は、困難を抱えた住民の参加や生きがいになる等、誰かのため（公益）になる可能性を秘めていると考え、すべての市民活動を支援していく方針とした。これを受けてカラットは一律の利用料金設定とし、特定の団体に対する利用料減免は行わないことにした。

 担当者の声

地域づくりや参加支援に取り組む中で、生活課題がシンプルであっても、既存の制度で支援できず取り残されてしまうケースが圧倒的に多いことに気が付きました。短期的に課題を解決することが難しい場合に伴走することは重要ですが、解決につなげる社会資源がなければ伴走し続けるしかない。継続的な相談支援体制と社会資源の開発は両輪で進めなくてはならないことに気が付きました。

令和 4 年度

- 市民協働課協働推進係の職員 1 名を SC 業務に充当（後の重層コーディネーター）
- 地域福祉課にて、重層事業を開始
- 共生交流プラザ「カラット」供用開始

カラット開設準備のため、市民活動や地域活動を把握し人脈をつくるため、長寿課の SC に同行して外回り。高齢者サロンや体操教室などに行き、活動に参加したり、準備や片づけを手伝ったりする。

健康福祉部地域福祉課が所管課となり、重層事業を開始。

廃校した小学校跡地施設に、「カラット」がオープン。後の重層コーディネーターが、高齢者サロンを回り施設の宣伝やイベントの企画、施設と利用者（市民団体）の調整、活動の立ち上げ、活動場所の移転支援を行う。

 担当者の声

当時、共生社会課では、重層コーディネーターが対象者に付き添って参加の場に行く等、個別支援の対象者に直接関わる機会が増えていました。しかし、重層コーディネーターは専門職ではないので、障害や疾患を抱えた方の接遇に関する教育を受けていません。これはリスクになると考え、専門職のチームを立ち上げるために重層支援センターを設置することにしました。

令和 5 年度

- 重層事業の一部を地域福祉課から共生社会課に移管

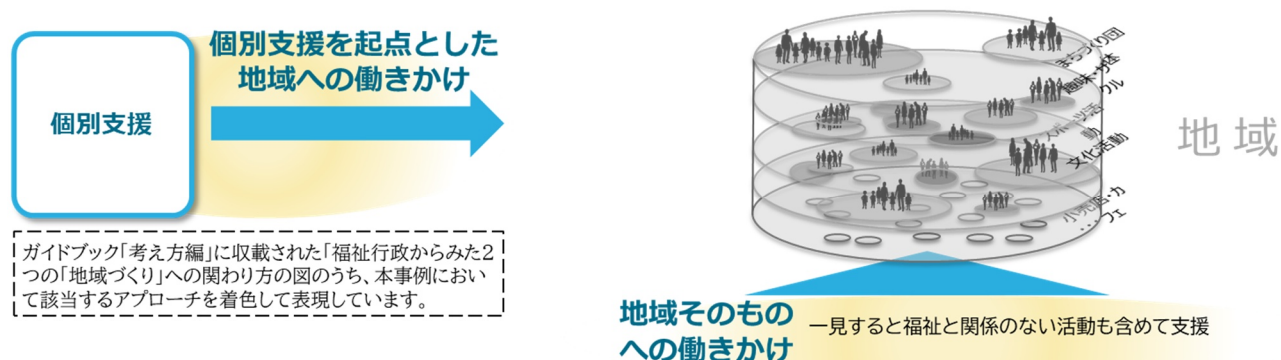
地域づくり事業、参加支援事業を地域福祉課から共生社会課（同時期に市民協働課から課名を変更）に移管。重層コーディネーターを 4 名配置、インフォーマルサービスを活用し課題解決に取り組む。

令和 6 年度

- 共生社会課内に重層支援センターを設置

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を共生社会課に移管。両事業の担当として、全世代・基幹型包括「重層支援センター」を共生社会課内に設置。重層コーディネーターは、就労支援のつなぎ先開拓等に取り組む。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ（重層コーディネーター）

地域資源を知る

- ・（下積み段階）毎朝 9 時に SC のもとに行き、ほぼ毎日 SC と共に外回り。高齢者サロンや体操教室などに行き、活動と一緒に楽しんだり、準備や片付けを手伝ったりする。

🔍得られたアウトカム

市民に顔を覚えてもらい、声をかけられるようになる。

- ・（現在）地域を回る、あるいはカラットにいて、様々な市民活動団体とコミュニケーションをとる。

地域との関係性をつくる

- ・高齢者サロンを回りながら施設の宣伝やイベントの企画を行う。カラットと利用者（市民団体）の調整を行う。
- ・活動の立ち上げ、活動場所の移転支援を行う。

🔍得られたアウトカム

「カラットのことならなんでもわかる人」として相談がくるようになる。活動の立ち上げや活動場所の移転相談がくるようになる。

個別支援において地域と協働する

- ・地域ケア個別会議など各分野のケース検討会議に出席。また、多機関協働事業を担う重層支援センターと毎朝ミーティングを行い個別ケースの情報を共有。そのほか、地域やカラットで直接ケースを拾うこともある。
- ・個別支援の従事者から相談が来たらとにかく受ける。
- ・あらゆるリソースを使い解決にあたる（社会復帰支援のための企業訪問および短時間作業の切り出し依頼、支援者の介入のきっかけづくりのための地域の人脈を活用した物品調達など）

例）困窮家庭や生活保護世帯向けの支援関係機関から「どこかに家電が余っていないか」という相談が寄せられた。商工会に相談して廃棄物リサイクル業の会長の紹介を受けた。まちの電気屋と連携し、買い換え予定の顧客から無償で引き取り必要な方へ設置費用のみで提供するスキームをつくった。

🔍得られたアウトカム

個別支援の従事者から、インフォーマル資源や手立てを調達してくれる人と認識され、打つ手がなかったケースについて何かしらの支援を提供できるかもしれないと相談が集まるようになる。

地域そのものへの働きかけ

- ・行政や専門職が知らないところで自然とケアされることの可能性を信じ、趣味活動など一見福祉とは関係ない市民活動であっても、話を聞きに行ったり支援を行ったりしている。

🔍得られたアウトカム

ある新聞店のオーナーが息子とミニ四駆のコースを設置。PTA 役員仲間に不登校の子がいたので誘うと、口コミで他の不登校の子もくるようになった。そのうちに子ども同士で一緒に走らせるようになり会話が生まれた。現在は 2 か月に 1 回ミニ四駆大会を開催。SC はミニ四駆の話を聞きに行き大会の開催場所としてカラットを提供、重層コーディネーターはミニ四駆のコース設営を手伝っている。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

個別支援を契機に学習支援の資源を発掘

小・中学校で不登校だった子が通信制高校に通い始めたが、課題提出ができないので学習支援をしてもらえないかという相談があった。対応できる資源がなかったため、初めは重層コーディネーターが自ら勉強を教えていたが、同様の依頼が次々と寄せられたため資源を探すことに。重層コーディネーターが持つ地域の人脈を活用して各方面に相談したところ、民生委員を通じて、医療生協病院の研修医が学習支援活動を行っている情報を得た。重層コーディネーターが同病院に対して、不登校の子どもたちが抱える課題を共有し、学習支援に協力してもらうことになった。勉強だけでなく、レクリエーションや雑談も交え、人生相談等も行われている。

このように個別支援を契機に地域資源を発掘する動きは日常に行われている。



(写真) 豊明市提供

カラットが“定置網”となり、個別のケースや地域課題をキャッチ

カラットにある子育て支援センターには行かず、カラット内の遊び場にのみ毎日来る母親と子どもがいた。スマホばかり見ている様子で、ネグレクトの可能性も否定できなかった。指定管理者の職員が子育て支援センターの職員に共有し、声かけをしてもらった。そのほか、学校や修学旅行に行っているはずの児童が、なぜかカラットの人工芝スペースにいたことがあり、指定管理者が気付いたこともある。

指定管理者とは、カラットが市民の多様な活動とそれを必要とする人をつなぐ場であるという市の考えを共有しており、指定管理者の職員は気になる利用者を見つけたらつなぐことを意識している。

個別支援では、どうしても支援対象者にのみ着目してしまい、その家族が課題を抱えていても見落としてしまうこともあるが、カラットではそのようなケースを拾うことができる。



(写真) 豊明市提供

取組による効果、地域・職員等の変化

カラットでは、高齢者だけでなく、子育て世代や現役世代の活動が展開されているため、ありとあらゆる市民活動が可視化されている。指定管理者のもとに、ママ友同士で子どもの誕生日会や高校生のたこ焼きパーティーができるかなど、「カラットでこんなことをしたいが利用できるか」という相談が来るようになったことで、市民のやりたいことが見えてきた。

最近では、同じ共生社会課内の協働推進系の職員も、重層コーディネーターのような動きをするようになり、生活課題を抱えがちな人のニーズを拾うようになってきている。例えば、団地で外国人住民が無断で粗大ごみを出してしまった場合、その出し主を探して支援につなげたり、URにトラブルがないか聞き取りに行ったりしている。

今後の課題

重層コーディネーターの就労支援のつなぎ先の開拓により、現時点で累計10名程度が就労に結びついている。企業は良い取組だと共感してくれており、相談してくれば検討すると言ってもらえている。

自立相談支援事業の相談員から、支援対象者には短時間勤務がなじむのではないかという助言をもらい、1～2時間の短時間勤務での雇用、また、売上に直接関わらないバックオフィス業務等を切り出してもらっている。

今後のステップアップとして1日1～2時間の雇用・勤務形態から、正規のパートやアルバイトに切り替えていくとなると、本人にとってもチャレンジングになり、企業にも負担がかかるため、どのような形がよいか現在検討している。

多様な人が関われるまちづくりを支援

明石市では、旧来の充て職によるまちづくり協議会では活動の量に限界があることから、多様な人が参加できるまちづくり協議会への移行を進めており、明石コミュニティ創造協会は、地域の実情に合わせて、まちづくり協議会の組織強化や事務局の支援、まちづくり計画の策定支援に取り組んでいる。

この事例からの学び

● 多様な人が意見を言える風土を作っていくこと

多様な人が関われるまちづくりを支援していくためには、多様な人が意見を言える風土を作っていくことが重要である。なんでも発言できる雰囲気があることで、自分の意見を言うことができ、そのことによって当事者意識・主体性が生まれる。

● 住民は地域に関心がないのではなく、関わるきっかけがないだけ

多くの住民は、興味関心のあることについて、自分だけで楽しむのではなく、だれかと語りたい、つながりたいと思っている。そこに出会いやつながるきっかけがあれば、活動や場に発展していくし、地域に活動や場が生まれれば、支え合いの場にもなっていく。そのような出会いやつながりを作るために、コーディネート機能が重要となる。

事例の基本情報

(兵庫県明石市) 人口 306,760 人 高齢化率 26.1%

明石コミュニティ創造協会の法人概要

- ・ 創設年：1982 年
- ・ 主な事業：
複合型交流拠点ウィズあかしの運営事業（指定管理事業）協働のまちづくり推進事業（明石市委託事業）生涯学習の推進事業 等
- ・ 協働のまちづくり推進事業（明石市委託事業）の内容：
明石コミュニティ創造協会は明石市の市民協働推進室と連携して、まちづくり協議会が「校区まちづくり組織」から「協働のまちづくり推進組織」へステップアップするための支援を行っている。市は全校区を支援する一方、明石コミュニティ創造協会は特定の校区を対象として地域の状況に応じた個別的な支援を行っている。

地域づくりの取組に活用している制度等

(明石コミュニティ創造協会)

明石市の委託事業として、協働のまちづくり推進事業を実施。

(まちづくり協議会)

条件を満たす協働のまちづくり推進組織に対して、明石市から地域交付金（基礎額、事務局支援事業補助金、コミュニティセンター管理委託費）を支給。

まちづくり協議会について

明石市には各小学校区（28 区）にまちづくり協議会がある。「校区まちづくり組織」では、各種団体の代表を充て職で組織してところが多く、支えあいや見守りといった地域課題を解決するための新しい活動をする余裕がない状態であるため、充て職による「校区まちづくり組織」から脱却し、個人の興味関心から関われるまちづくり協議会にするために、「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップを目指している。

現在、全 28 小学校区の中で、大半のまちづくり協議会が「協働のまちづくり推進組織」となっている。本稿では、「校区まちづくり組織」と「協働のまちづくり推進組織」の総称として「まちづくり協議会」と表記している

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(明石市における地域づくりの経緯)

昭和 46 年

- 明石市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を市政運営の柱に掲げる

昭和 47 年

- 明石市がコミュニティセンターの設置を開始

明石市でコミュニティセンターを拠点とするまちづくりが開始される。



担当者の声

明石市には、児童館や公民館などの社会教育施設はなく、コミュニティセンターがまちづくりの拠点となっています。

平成 17 年

- 全中学校区・全小学校区へのコミュニティセンターの設置が完了

平成 18 年

- 「協働のまちづくり」提言を策定

コミュニティセンターの充実化と、小学校区毎に「校区まちづくり組織」を結成していくことが提言された。



担当者の声

コミュニティセンターは、学校の敷地内にあり、学校の敷地にプレハブを整備している校区もあれば、空き教室を活用している校区、昼間は音楽室として使われている場所を夕方以降にコミュニティセンターとして活用している校区もあります。

平成 22 年

- 明石市自治基本条例が施行

条例で、まちづくりの基本単位は小学校区とする、「協働のまちづくり推進組織」を設立し、協働のまちづくりを推進する、小学校区コミュニティセンターを協働のまちづくりの拠点とする、の3点が示された。

「協働のまちづくり推進組織」は、小学校区を代表して、地域内の意見の集約を行って、市に協働の提案を行う役割を有するもので、民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営がなされる組織と規定されている。

平成 24 年

- 現在の明石コミュニティ創造協会の活動が開始

協働のまちづくりを推進する組織として、明石コミュニティ創造協会が活動を始め、各小学校区に設置されている「校区まちづくり組織」を「協働のまちづくり推進組織」にステップアップしてもらうための支援を行っている。



担当者の声

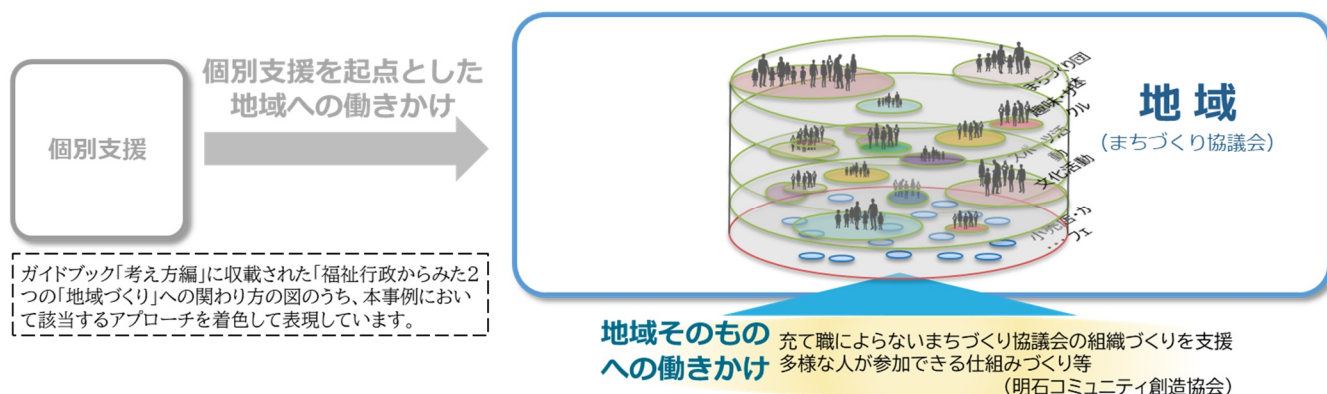
地域事務局支援事業は、234万円の補助金で、2人以上雇用することが条件となっています。正規雇用と無償ボランティアの中間的な存在にすることで、事務局はあくまでもコーディネートに徹することができるようになります。そうすることで、住民の主体性を引き出し、担い手を増やしていけるようにしています。

平成 26 年

- 明石市の地域事務局支援事業の開始

まちづくり協議会の事務局職員の費用補助を開始

この事例で行われている地域への働きかけ



地域そのものへの働きかけ

(明石コミュニティ創造協会からまちづくり協議会への働きかけ)

充て職によらないまちづくり協議会の組織づくりを支援

- ・ 充て職ではなく、多様な人が関われる組織にするため、明石コミュニティ創造協会として、まちづくり協議会に対して、まちづくり協議会の組織強化に向けた話し合い、まちづくり計画策定支援、地域事務局の支援、活動のサポートを行っている。地域事務局の設置後（以降）は事務局が中心となって進めていくため、明石コミュニティ創造協会としては事務局からの要請にこたえる形で、先進事例の情報提供や助言等の支援を行っている。実際の支援は、地域の状況にあわせて柔軟に行っている。

地域づくり（まちづくり協議会における取組）

多様な人が参加できる仕組みづくり

- ・ 各校区の「協働のまちづくり推進組織」では、各種団体を背負わなくても関われる「まちづくり応援隊」、「まちづくりサポーター」などを作っている。例えば、個人参加ができるようにしたり、サークル活動も「協働のまちづくり推進組織」の活動の1つに位置付けて、共通の趣味を持つ人でサークルをつくり、役員会の承認を得れば「まちづくりサポーター」として活動できたりするよう、「協働のまちづくり推進組織」の規約に定めている。

住民の出会いやつながりをコーディネート

- ・ まちづくり協議会の事務局が、住民の興味や関心に合わせて、出会いやつながりをコーディネートしている。そうすることで、参加者が楽しい、学びになる、役に立てている等感じることができ、地域に活動や場が増えていく。

住民のつばやきを拾うことで課題解決につなげる

- ・ まちづくり協議会の事務局は、コーディネーターとして、住民のつばやきを拾っている。コミュニティセンターに住民が来たら、お茶を飲んでもらって気軽に話をしてもらうように心がけているまちづくり協議会もある。

🔍 得られたアウトカム

ある校区では、地域で買い物に困っている人が多いという情報がまちづくり協議会に持ち込まれ、60歳以上にアンケートを実施したところ買い物支援のニーズが高いということが分かった。同時期にコープこうべが「買い物行こカー」という買い物支援サービスを始めたので、まちづくり協議会はコープこうべと連携し、まちづくり協議会と自治会の主催でサービスの説明会を行ったり、まちづくり協議会が利用者数の調整を行ったりした。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

地域のブックスポット（居場所）を可視化

市内にブックスポット（本棚を置いて、本を読めるスペースを作っている場所）が80か所程ある。そこは、本を読むという目的でいられるので、地域の方々にとっての重要な居場所になるのではないかと考えた。そこで、まちづくり協議会や企業、公共施設などが作っているブックスポットの情報を当会で集めマップ化した。

もともと民生委員など福祉的な視点を持っている方が運営しているところも多く、市のひきこもり支援の担当課からブックスポットの情報がほしいと言われて提供したことがある。



（資料）明石コミュニティ創造協会提供

自分の関心あるテーマをきっかけに地域へ参加

ある校区では、自治会等による川の清掃活動を続けていくのが難しくなった。まちづくり協議会の規約を改定し個人参加ができるようにした頃、副会長の近所に環境団体の関係者が住んでいることが分かり声をかけたところ、自治会と環境団体の合同事業として、川の清掃活動と生きもの観察会をセットにして開催することになった。すると、市外も含めて40-50人の参加が得られ、川がきれいになった。その環境団体の関係者は、その後「協働のまちづくり推進組織」の部会長、役員になっていき、自分の関心のある環境をきっかけに、深く地域に関わるようになった。



（写真）明石コミュニティ創造協会提供

取組による効果、地域・職員等の変化

多様な人が参加できるまちづくり協議会にすることで、女性、若者、子ども、障がい者、外国人も関われるようになった。例えば、技能実習生と料理イベントを開催したことで技能実習生が清掃活動に参加してくれるようになったという事例もある。

また、まちづくり協議会に女性や外国人が関わるようになったことで、自治会が多様な参加に向けた工夫を行うようになった校区もある。まちづくり協議会が変われば自治会も変わっていくのではないかと、という仮説を持っていたが、実際にそうになっている。

今後の課題

個別支援と地域づくりでは、時間軸が違う。地域では、住民が知る、学ぶ、体験することで我が事化されて地域づくりが進んでいく。それには10年かかることもある。地域づくりが発展することで、結果的に誰かを支えている状態になる（個別支援につながる）と思うが、地域づくりは個別支援のために行うものではないということを個別支援に従事する人は理解する必要がある。

住民主体の地域づくりは、究極的には地域自治を育むことである。生活支援コーディネーターの方は時には、自分で動いてしまっていることもある。しかし、住民が我が事化して考えていくためには、時間がかかってはどういう支援をしていく必要があるのかについて、考えていくことも大切である。

ワークショップを軸とした多様な地域活動の展開

酒田市日向地区では、平成 21 年 4 月に日向コミュニティ振興会が発足。自治会主体の部門と生涯学習事業主体の部門から構成され、地区のコミュニティセンターを拠点として、地域づくりに取り組む。平成 24 年度以降毎年開催されている地域支え合い研修会（地域ワークショップ）では、地域住民間で話し合い、多様な主体を巻き込みながら除雪ボランティアの仕組みや、居場所づくり、近隣の大学生が地区内の各自治会館を訪問し地域住民と交流する取組等が生まれている。

この事例からの学び

● 地域住民だけでなく、近隣大学や企業等の多様な主体を巻き込んだ活動

公民館活動・社会教育を基盤として行事やイベント等を行う中で、日向コミュニティ振興会では、地域住民を知り、関係性を構築してきた。また、各種取組の検討・実施時には、近隣大学の教員や学生、企業等の様々な関係者と協働している。

● 地域課題や取組を自分ごとにしてもらうための仕掛け

日向コミュニティ振興会では、毎年開催している地域ワークショップの中で、地域課題や地域住民でできることを話し合い多様な取組を生み出してきた。また、取組やイベントはやりっぱなしで終わらず、必ず振り返りを行い参加者の感想や思い等を共有し、皆が参画しているという当事者意識を醸成している。

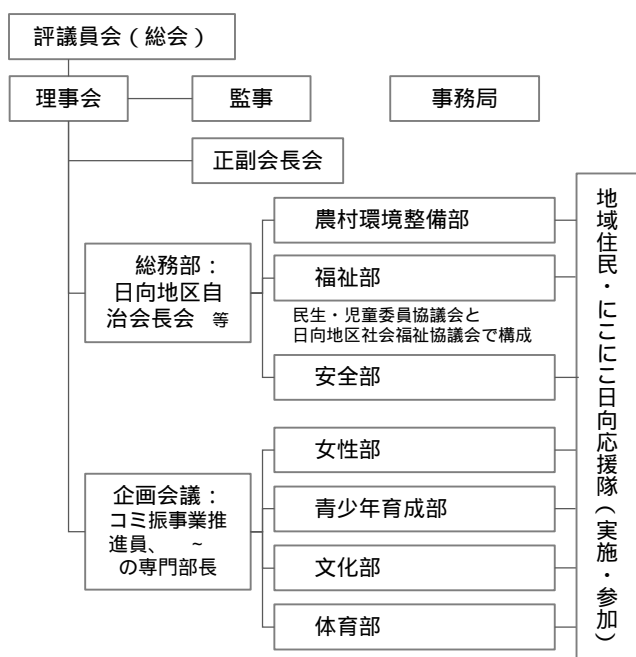
● 地域の特性を踏まえ、福祉的な課題を地域課題の 1 つのテーマとして捉える

地域ワークショップのテーマは、その時々課題を設定。福祉的な課題を特別視するのではなく、数ある地域課題の 1 つに福祉的なテーマがあった時にどのように取り組むかを考えている。

事例の基本情報

（山形県酒田市）人口 95,789 人 高齢化率 37.4 % 日向地区人口 782 人 高齢化率 51.9%

日向コミュニティ振興会の組織図



地域づくりの取組体制、関係機関

大きくは、自治会主体の「総務部」と、生涯学習事業主体の「企画会議」の 2 つから構成される。総務部のうち福祉部は、民生・児童委員協議会と日向地区社協（以下、「地区社協」とする）からなる。地区社協の事務局長は、実際に取組を進める上での相談役となっている。

また、4 名のコミ振事業推進員は地域づくりのコアメンバーとして、活動の企画やコーディネートを担当している。

コミュニティ振興会全体の活動に関しては、事務局がコーディネート役となり、各主体が活躍できるよう調整を行っている。

地域づくりの取組に活用している制度等

コミュニティ振興会の活動は、酒田市の「ひとづくり・まちづくり総合交付金」や会費を財源とする。

また、地域おこし協力隊はこれまでに 3 名着任（現在は、それぞれ市内に移住）。その他、国土交通省「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査事業（平成 27～30 年度）」も活用。平成 30 年度は地区社協にて申請

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(日向コミュニティ振興会の活動の経緯)

平成 17 年

- 酒田市、八幡町、松山町、平田町の 1 市 3 町が合併

市町村合併により現在の酒田市の形となる。日向地区では、市の施策により、平成 21 年 4 月から、生涯学習の拠点である公民館が廃止され、地域づくりの活動拠点となるコミュニティセンターとして活動することとなった。



担当者の声

コミュニティ振興会事務局長として「行事やイベントを開催しているだけでよいのか」「地域の課題を住民で解決していくことができるのか」と悩むようになりました。自治会役員の任期もある中で、住民同士で気持ちを 1 つにし、地域のことに取り組んでいくことに難しさを感じていました。

平成 21 年度

- 日向コミュニティ振興会が発足

同時期に廃校となった小学校跡地を日向地区のコミュニティセンターとして再利用。コミュニティセンターを拠点とした地域づくりの取組を開始。

平成 23 年度

- 市民大学の出前講座の 1 つとして、東北公益文科大学・小関氏による「地域で暮らす幸福感」を開催

地域づくりについて考えるきっかけにしたいと考え、このテーマを依頼し、開催に至る。当該講座では、日向コミュニティ振興会で初めてのワークショップも実施。



担当者の声

当時の講座では、「地域」は多義的な言葉であることや、幸福感も人によって異なることから、違いを前提として、『正解』ではなく協働作業を通じて得る『成解』を目指すことの重要性、「幸福には意志と行動が必要であり、できることから取り組むことが大切」といったことが共有されました。

平成 24 年度～

- 「地域支え合い研修会(地域ワークショップ)」を開催

平成 24 年度以降、地域や行政等が参加し、地域でできることを話し合うワークショップを毎年開催。

平成 25 年度～

- 地域ワークショップを契機として、様々な取組に発展

地域ワークショップをきっかけに、除雪ボランティアや、防災マップ作り、居場所づくり等の活動に発展。

令和元年度

- 日向コミュニティセンター内に「日向里(にっこり)かふえ」を開設

ある企業との偶然の出会いから、コミュニティカフェの開設に至る。開設に向けては、地域住民等も参加する等、地域が一体となって準備を進めた。

令和 3 年度

- 毎年開催する地域ワークショップを通じて、地域づくりビジョンを作成

東北公益文科大学・小関氏より、明治大学・小田切氏が提唱する「主体(人)づくり」「場づくり」「持続条件づくり」の地域づくりの 3 つの柱が紹介され、その柱を参考に作成。



担当者の声

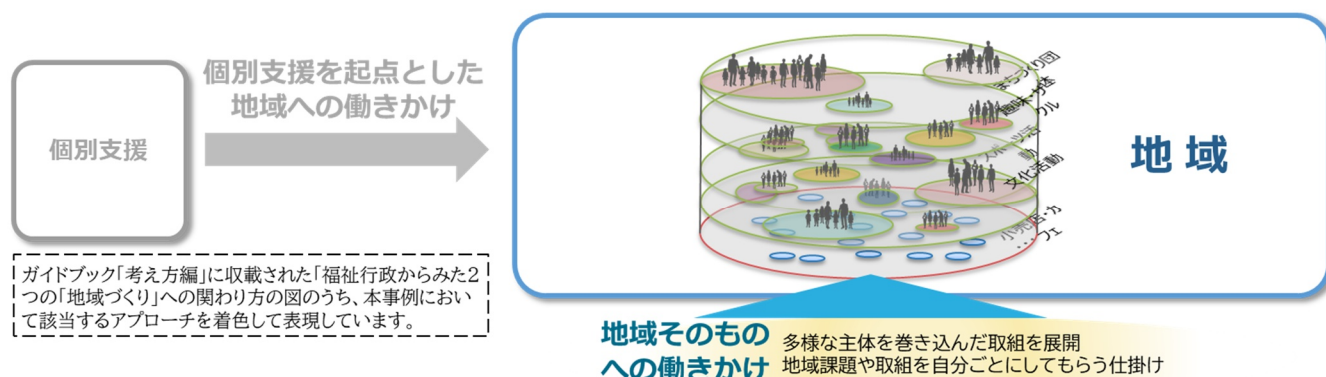
地域住民が閉じこもらないような仕掛けが重要で、コミュニティセンターにきてもらう仕掛け(様々な活動)とこちらから訪問する活動(移動するコミュニティ)を展開しています。参加を呼び掛けるときは、おしゃべりの場等として、目的を福祉的なものにせず、参加のハードルを下げるようにしています。

令和 4 年度～

- 農業・農村振興に向けた取組等にも発展

地域づくりビジョンを基に、取組を発展。農業・農村振興に関する取組の他、大学生が地区内の自治会館を訪問し、地域住民の困りごと等を聞く「移動するコミュニティ」も開始。

この事例で行われている地域への働きかけ



地域そのものへの働きかけ

多様な主体を巻き込んだ取組を展開

- 平成 21 年 4 月のコミュニティ振興会発足前から、公民館主事として活動してきた事務局長は、「人を覚えること」を重視してきた。コミュニティ振興会発足後に取り組んできた行事やイベント等では、住民同士が顔見知りになるような機会を創出してきた。当時は、地域づくりとして、行事やイベント等を行っているだけでよいのか悩んでいたが、それによってできた多くの住民同士の関係性が、現在の地域づくりの活動の基盤になっている。

🔊得られたアウトカム

ワークショップの参加者や実際に活動する住民を募集するに当たり、テーマや内容に応じて、関心を持つ人や参加しそうな人に声をかけることができ、それが多様な活動の展開につながる。

- また、各種取組の際には、東北公益文科大学の教員や学生をはじめ、企業、地域おこし協力隊等の多様な主体が関わりながら、取組を展開している。

地域課題や取組を「自分ごと」にしてもらうための仕掛け

- コミュニティ振興会は、社会教育が基盤になっていることが特徴であり強み。地域ワークショップを含め、活動の際は、情報共有だけでなく、互いに学びあうことを大切にしている。また、地域ワークショップや事業等を行った後には、必ず参加者で振り返りを行う（例：感想を書く、1 人一言発表等）。取組をやりっぱなしで終わらず、振り返って皆で共有することで、皆が参加・参画しているという雰囲気醸成している。

🔊得られたアウトカム

振り返りや共有を大事にしている中で、参加者から「私の意見を聴いてもらえてうれしかった」という方がいた。その方はコミ振事業推進員を務めていたこともあって、現在ではコミュニティセンター内にある日向里かふえの店員も担っている。

福祉的な地域課題を特別視せず、暮らしの課題の中の 1 つのテーマと捉えて取り組む

- 最初のワークショップ開催にあたっては、酒田市福祉課職員と東北公益文科大学教員間で企画し、地域住民が自分たちでできることを考えられるような設計を心掛けた。ワークショップには、コミュニティ振興会の福祉部やコミ振事業推進員を中心として、テーマに応じて声をかける住民や行政・包括等の職員、大学生等が参加する。地域の個別の状況をよく知る人（社協や包括）の職員、民生委員等）が参加者として参加することで、テーマに応じて、自然に地域の課題やケースが共有される。
- ワークショップのテーマは、コミュニティ振興会事務局のほうで、その時々で生じている課題を踏まえて設定している（例：包括が主催する小地域ケア会議で取り上げられた地域課題）。

🔊関係者からの声

色々な分野の地域課題の中の 1 つとして福祉的課題を捉えており、特別視していない。暮らしの課題の中にたまたま福祉的なテーマがあったから、それをどうするか考えるというのが、この地域のスタイル。コミュニティ全体で楽しく豊かになっていけば、その中で個別ケースが自然と包含されていく。その方がレッテルをはることなく皆平等に集えるため、あえて福祉を前面に出さないようにしている。福祉ではないテーマから取り組み、自然に福祉にたどり着くような形も 1 つのあり方だと思う。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

【除雪ボランティア】地域内外からボランティアが集う毎年恒例の活動に発展

日向地区は雪深い地域であり、平成 24 年度の地域ワークショップのどのグループで課題にあがったのが「除雪」だった。ワークショップを踏まえ、平成 25 年 1～2 月頃から、除雪ボランティアの取組を始めた。本当にボランティアが集まるのかと思っていたが、声をかけてみると 50 人ほど集まり、モデル的に 3 世帯への除雪を実施した。参加者からは、最低 2 回は訪問し除雪しよう！という提案があった。

そんな折に、酒田市職員から情報提供があり、「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査事業（国土交通省）」に申請・採択を受け、100 人規模のボランティアの受入体制を整えた。

取組は、酒田市をはじめ、市社協や、自治会、民生委員、包括等で協働して運営している。多様な関係者で運営し、地域内外から多くのボランティアが集う、日向地区を象徴する取組の 1 つとなっている。



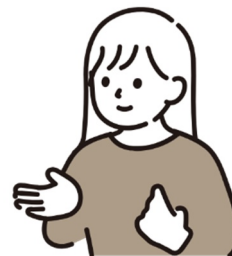
（写真）日向コミュニティ振興会提供

【移動するコミュニティ】大学生との交流で、地域住民が少しホッとできる場に

コミュニティセンターを拠点とした取組を展開してきたが、日向地区では公共交通機関が徐々に撤退し、現在の移動手段はデマンドタクシーのみ。様々な理由からセンターまで足を運べない高齢者等が一定数いた。

そこで、東北公益文科大学の大学生からの提案で、大学生が日向地区内の各自治会館を訪問し、地域住民と交流しながら普段の暮らしや困りごと等の話を聞く取組が始まった。

この取組を通じて、家族の介護をしている男性から、献立を考えるのが大変という話を受け、学生から簡単にできるレシピを共有するという場面があった。もしこの方が家に閉じこもっていたら、こうした悩みを話すことも、簡単なレシピという情報をキャッチすることもなかっただろう。場を作り出でてもらうことで、話を少しほっとしてもらい、問題解決まではいかなくとも気持ちが軽くなる、そういった場の 1 つになっている。



取組による効果、地域・職員等の変化

平成 24 年度から始まった地域支え合い研修会（地域ワークショップ）を基軸として、除雪ボランティアや移動するコミュニティ等をはじめ、様々な地域での取組が生まれている。

新聞が郵便受けにたまっている世帯や、隣の家の枝が伸びてきた等、地域住民が心配な世帯等を見つけた時には、コミュニティ振興会の事務室（コミュニティセンター内）に情報が入るようになってきた。特に用事がなくても、ふらっと事務室に立ち寄る人もおり、地域にとって憩いの場になっている。

今後の課題

日向地区では移動が不便なため、免許返納後も安心して生活できる仕組みづくりが地域課題の 1 つ。除雪に関しては、地域外からの除雪ボランティアの仕組みや、地域内チームによる有償の除雪ボランティアの仕組みができたので、今後は、交通の不便さの解消に取り組みたい。

例えば、買い物支援に関しては、自分で選んで買い物をする楽しみをすることができるよう、外に出る仕組み（社会とのつながりづくり）と、必要なものを届けるという両輪で考えていきたい。

まちづくりの取組と福祉の連動

シェアアトリエつなぐば(以下「つなぐば」)は、草加市自治文化部産業振興課の「そうかりノベーションスクール」から生まれた場。築38年のアパートをリノベートした建物で、1階に子ども連れで働けるシェアアトリエと、子どもが遊ぶスペースのあるカフェ、2階にはテナント業者として産後の親子の居場所、美容室、設計事務所、展示室がある。元々は子育て中の母親等が自分らしく働く・暮らすことを目指して始めたが、活動をする中で福祉ニーズのある人も含め多様な利用者との関わりが生まれていった。現在、市や様々な団体と協働しながら、多様な地域住民の働く・暮らすの後押しをしている。

この事例からの学び

● 福祉行政と地域団体がゆるくつながることの重要性

地域には、福祉支援を主眼としていないものも含め多様な団体があるが、行政は事業委託や補助金等の関わりだけでなく、そうした福祉以外の関連団体とも普段からゆるいつながりを持っておくことが重要である。例えばつなぐばの場合、市から福祉に関連する補助金や事業委託は受けていないが、日常的に情報共有・連携する関係性が築けており、その関係性があるからこそ、適宜個別ケースをつなぐなど、福祉行政との連動ができています。

● 福祉行政側は、地域団体の理念や目的を理解・尊重する

地域団体の中には、行政の取組と連動可能なものが多々あるため、地域資源を幅広く把握しておくことが重要である。一方で、地域団体は福祉支援を主眼としたものばかりではないため、あらゆる個別ケースを地域団体につなげればうまくいくわけではない。例えばつなぐばは、利用者が自分らしい働き方・暮らし方を実現することをコンセプトにした場なので、行政としてはまずそのことを理解・尊重する必要がある。その上で、各個別ケースについて、つなぐばの利用がプラスになるのであれば、つないでいく。地域活動は多様であるほど、誰かがどこかに居場所を見つけやすくなるが、地域活動の多様性を大切にする上では、各団体の思い・やりたいことを尊重することが求められる。

事例の基本情報

(埼玉県草加市) 人口 251,219 人

高齢化率 24.5%

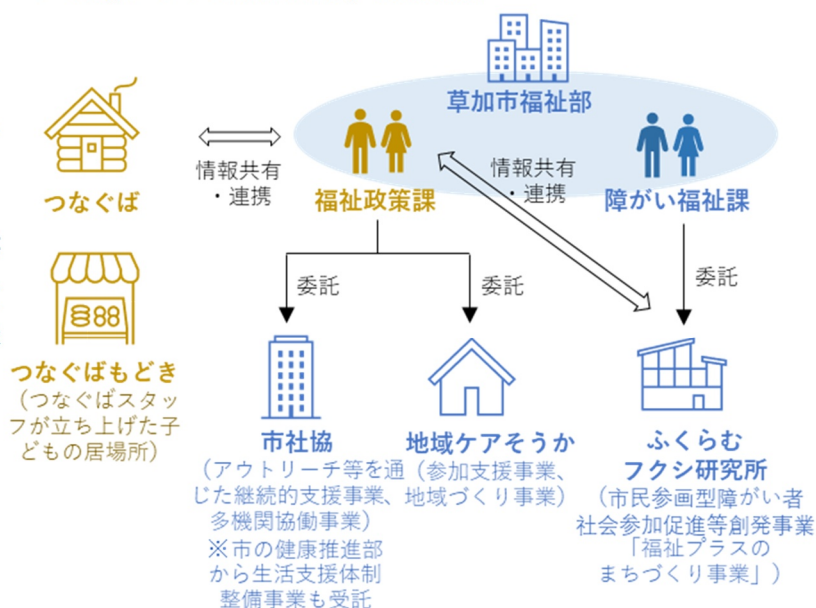
つなぐば家守舎株式会社の概要

- ・ 創設年：2018 年
- ・ 主な事業：草加市内で、つなぐばの他、私設図書館「さいかちどブンコ」、「シェアアトリエにわのば」を運営

地域づくりの取組に活用している制度等

運営資金は日本政策金融公庫等から確保しており、自治体の福祉関連の補助金や助成金は利用していない。

地域づくりの取組体制、関係機関



※事業者同士もそれぞれ情報共有・連携

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(シェアアトリエつなぐばの活動の経緯)

平成 28 年度

- 代表の小嶋氏と松村氏が「そうかりノベーションスクール」に参加

建築事務所でリノベーションを手掛けていた小嶋氏と、フリーランスで空間ディスプレイの仕事をしていた松村氏が、草加市自治文化部産業振興課の主催する「そうかりノベーションスクール」に参加し出会う。2人のチームでは、女性が子ども連れで働ける仕事場として、シェアアトリエの企画を行った。



担当者の声

出産を機に仕事を離れ、社会とのつながりが切れてしまった女性が多いと感じていました。子ども連れで働ける場所ができれば、仕事・子育てなどの負担をシェアしたり、スペースを借りる資金を軽減できたりするのではと考えました。

平成 30 年度

- シェアアトリエつなぐばを開業

スクールの終了後、「つなぐば家守舎株式会社」を設立。



担当者の声

リノベーションスクール終了後も、市役所とつながりがあったからこそ、アパートの大家と出会うことができました。

令和 4 年度

- つなぐばもどきがオープン

SNS で、カフェの事業者やテナント事業者、シェアアトリエの利用団体を募集。最終的に8か所から手が挙がった。その後、口コミにより、利用団体が増えていった。



担当者の声

初めは一般的なコワーキングスペースなどを参考にしたが、つなぐばのメインターゲットである子育て中の方には合わない部分もあり、利用しづらいという声が多々ありました。そこでルールを一旦白紙に戻し、利用者視点でどのような設備・料金設定がよいか、半年～1年かけて仕組みを考えました。

- 草加市が重層事業を開始

つなぐばで「ごはん係」をしていた大塚氏が、令和5年度に小嶋氏・松村氏と共に「一般社団法人なつかしいミライ」を立ち上げ。翌年秋に、「ミノリテラス草加」(住居と店舗、アトリエが入ったリノベーション賃貸住宅)の1階で、「つなぐばもどき」というこどもの第三の居場所をオープン。



担当者の声

小学校教諭、公認心理師、放課後児童支援員等の経験・資格を持つスタッフを中心に、食事や遊び等を提供しています。

令和 5 年度

- 小嶋氏がふくらむフクシ研究所の活動に参加

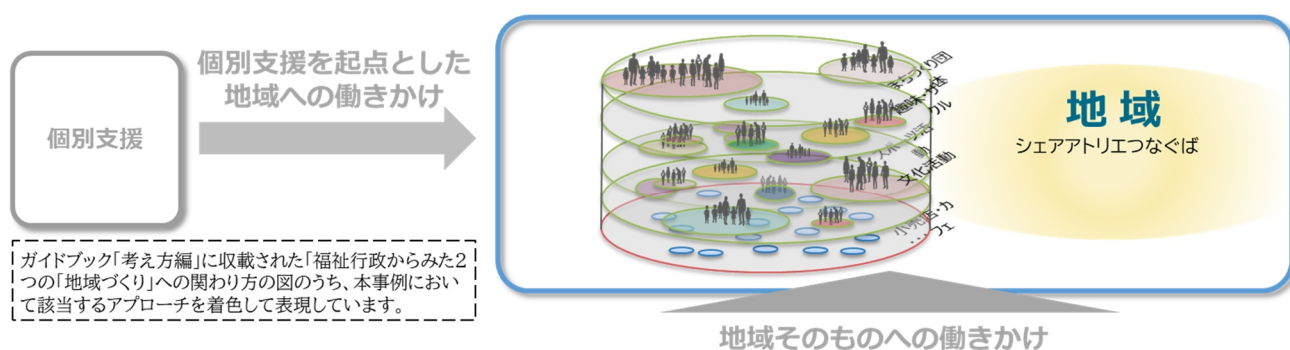
ふくらむフクシ研究所は、障がい福祉をテーマとしたワークショップ等のイベントを開催しており、障がい者への理解や障がい者雇用の促進につながっている。小嶋氏も障がい者について理解を深めるため、イベントに参加。



担当者の声

市の紹介でつながりました。利用者の中に障がいを持つ方もおり、つなぐばだけでは対応できない場合に、ふくらむフクシ研究所と連携することもあります。

この事例で行われている地域への働きかけ



福祉行政・個別支援とのつながりも

福祉行政とのつながりの可能性

(以下は市へのヒアリングをもとに行政側の視点で記述。)

- ・ つなぐばから、活動をしている中で福祉的な相談が寄せられることもあるが、そうした時にどう対応するのがよいかわかっていると話を聞いた。一方、市では令和4年度から重層事業を開始しており、重層事業の中で、つなぐばの活動と福祉課題への対応をリンクさせられるのではないかと考えた。この点について市からつなぐばに説明し、理解を得た上で、適宜情報共有や意見交換をするようになった。つなぐばは市から福祉に関連する補助金や事業委託を受けているわけではないが、市と普段からコミュニケーションを取っており、適宜連携できる関係にある。
- ・ 市としては、つなぐばのように暮らしのより近い場所で悩みや困りごとを自然に話せる環境があることは、住民にとって非常に重要だと考えている。他方で、地域の活動団体に対し、福祉の個別支援と連動させたいといった行政側の事情を押し付けるべきではないとも思う。地域の活動団体側が本来何をやりたいと思っているのか、その中で行政の取組とどう連携できるのかを、対話を通して考えていく必要がある。

個別支援を目的とした場ではないが、つながることも

(以下はつなぐばの視点で記述。)

- ・ 市の社協等から福祉的支援を必要とする人を紹介され、つなぐばを利用してもらったことがある(詳細は次頁)。このような形で行政等と連携するのは歓迎である。
- ・ ただし、つなぐばは、利用者が自分らしい働き方・暮らし方を実現することをコンセプトにしている場であり、福祉の個別支援を直接の目的とはしていない。生活課題を抱える人がつなぐばに来ることで自分らしく働き暮らせるきっかけになるならよいが、誰でもつなぐばに来ればそうなるわけではない。行政の担当者にはまず、つなぐばがどのような場所なのか、そのコンセプトや運営者の思い等をよく理解した上で、個々の対象者にとって、つなぐばの利用がプラスになりそうかなどを考えながらつなげていただけるとよいと思う。
- ・ 課題を抱えている人を誰でもすぐ行政の支援につないだほうがよい、とは思っていない。すぐ行政につなぐというのは、病気で例えれば、ちょっとした不調がある時にいきなり病院を受診するような感覚である。専門家に相談することで安心できるならばそれでもよいが、生活の中の身近な場所で改善できるならそれがよい人も多いのではないかと。

地域の中で目指しているもの

一見福祉とは関係のない活動を通じて人と人のつながりを作る

- ・ 元々は、地域のためというよりも、自分たちが置かれている状況を変えたい、自分らしい働き方・暮らし方が実現する場をつくりたいという動機から、つなぐばを始めた。自分らしい働き方・暮らし方を実現させる中で、その延長線上にまちづくりが実現するとよいと思っている。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

つなぐばが福祉的な支援の一部を担うことも

市社協から、ひきこもり状態にある若年女性が出外するきっかけづくりとして、週1回、2階の産後の親子の居場所（ton ton's toy ちいさな木のおへや。以下「トントン」という。）で受け入れてもらえないかという相談があった。女性は絵を描くのが得意だったため、トントンで毎月発行する新聞に挿絵を描いてもらうようになり、本人はその体験を通して自信をつけていった。つなぐば側としても、このエピソードにより、自分たちが福祉的な支援の一部を担える場合があると気づいた。その他、行政から高齢者の居場所として利用できないかという相談もあったと聞いている。自分たちが気づいていない場の使い方を見つけてもらい、使ってもらうのは歓迎である。

また、逆に、つなぐばを運営する中で、利用者が生活課題を抱えていることに気づくこともある。例えば、孤独な子育てで思いつめている母親が、2階のトントンでスタッフと関わる中で癒されているケースもある。他にも、不登校の子どもや食事に困っている子どもがいれば、つなぐばもどきに案内したり、行政の支援につないだりすることがある。

<シェアアトリエの様子>



（写真）池田英樹撮影

取組による効果、地域・職員等の変化

つなぐばで、それぞれ異なる業種の利用者が出会い、新しいビジネスにつながることもある。例えば、理容師、カメラマン、着物の着付けの団体の三者が「つなぐば写真館」として集まり、つなぐばを会場として、成人式の着付けから撮影を行っている。

また、様々な活動を通じて、地域の人たちとの顔の見える関係が広がってきているとも感じる。例えばハロウィンの時に、地域の子育て家庭を訪問し、お菓子を配る活動をしているが、訪問を希望する家庭が増えている。

さらに、つなぐばが存在することで、地域の中に、自分もやりたいことを実現しようとする母親が増えたように思う。お客さんとして来ていた人がワークショップをする側になることもある。つなぐばの存在が、ここを利用する人たちの働き方・暮らし方を発信し、地域の人たちが自分らしく働く・暮らすことを後押ししているように思う。

今後の課題

最近では、市内にもシェアアトリエと似た機能を持つ場所が増え、住民にとっての選択肢が広がってきている。利用者が減って収益も減ると、場の継続が難しくなるので、つなぐばならではの魅力を作っていく必要がある。

小嶋氏・松村氏の本業である建築・デザインという軸があってこそ、つなぐばが地域とのつながりも含め、うまく機能している。だからこそ、今後も軸がぶれないよう、本業の活動も増やしていきたい。

民間ならではの属人性のある居場所づくり

ランドリー付き喫茶店「喫茶ランドリー森下・両国」は、様々な人が様々な目的で利用する「街の縮図」のような場所。そこでは、人々が「うっかり」足を踏み入れ、思わぬ人と出会ってつながりが生まれたり、自分の内なるやりたいことに気づき、店舗のスペースを活用して自己実現に向けて取り組む人もいる。一般の喫茶店とも行政の公民館とも違う、個性のある「私設公民館」だからこそ、そこを居心地が良く感じる人々が集うという。互いを自然と気にかける空間の中で、子育てで煮詰まりそうな母親が癒されたり、けんかをした親子がクールダウンできたりと、様々なエピソードが生まれている。

この事例からの学び

● 属人性のある居場所をたくさん作る

行政の公共施設はあらゆる人を対象とするがゆえに特徴に乏しいことも多いが、実際のところ、人は個性のある場所に惹かれるもの。全ての人にとっての居場所や、特定の属性の人をターゲットにした居場所を作るだけでなく、誰かにとっての居場所がたくさんある状態を作ることが必要であり、その意味でも民間の取組の多様性は重要である。

● 人と人の出会いや交流が偶然生じる工夫をする

喫茶ランドリーでは、「うっかり」店に入りたくなったり、他の人との交流が生まれたりするような工夫を多々行っている。例えば、他の利用者やスタッフの様子が目につくような場所・距離に座席等の配置を行うといったことである。

事例の基本情報

(東京都墨田区) 人口 284,555 人 高齢化率 21.0%

株式会社グランドレベルの会社概要

- ・ 創設年：2016 年
- ・ 主な事業：
建築設計・デザイン、事業プロデュース・コンサルティング、執筆・編集、飲食店事業（喫茶ランドリー 喫茶ランドリー森下・両国、喫茶ランドリーホシノタニ団地、喫茶ランドリー宮崎台）等
「1階づくりはまちづくり」をモットーに、住宅、オフィス、商店街、商業施設、公共施設の他、公共空間利活用やベンチを増やすプロジェクト等、様々な建物やまちの空間をデザインしている。

地域づくりの取組に活用している制度等

特になし。

< 喫茶ランドリー森下・両国の外観 >



(写真) 阿野太一撮影

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(株式会社グランドレベルによる活動の経緯)

平成 6 年度～

- 建築関係の仕事を開始

代表取締役の田中氏は独学で建築を学び、ライター・建築コミュニケーターとして建築関係のメディアづくりに従事。



担当者の声

誰かのため、地域のため、といった動機よりも、こういうグランドレベルをつくりたい、どうしたらつくれるのか試してみたい、という気持ちが強かったです。念頭にあったイメージは、コペンハーゲンで見た「ランドロマットカフェ」です。全自動洗濯機とカフェが一緒になった店舗で、街のあらゆる人が滞留する場になっていることに感銘を受けました。

平成 26 年度

- フリーコーヒーの活動を開始

街中の屋台でフリーコーヒーを配る（全く知らない通行人に声をかけ、無料でコーヒーをふるまう）という活動をしていた中で、「私設公民館（民間が運営する、多様な人が居合わせる場所）を作りたい」という気持ちが強まった。

平成 28 年度

- 株式会社グランドレベルを設立

あらゆる「1 階」の空間をデザインする設計コンサルティング会社「グランドレベル」を設立。

不動産コンサルティング会社から、元工場だったビルの 1 階でどんな事業をすればよいかという相談を受け、「ランドリーカフェをつくる」という提案を行った。

平成 30 年度

- 喫茶ランドリー森下・両国（墨田区）開業

オープン当初は、近隣住民にオープンのお知らせの直筆手紙を配った他、店内の入口付近でフリーコーヒーを配り、店内に入ってもらいやすい工夫をした。

フリーコーヒーをきっかけに、近隣住民が店内で集うことが増えていった。また、貸しスペースを行っていることが知られるにつれ、「家族で忘年会をしたい」「ママ友とパン作りをしたい」といった声が寄せられ実施していった。

オープンから 10 か月の間に、200 件弱の展示会やワークショップなどのイベントが行われた。



担当者の声

居心地の良い空間をしっかりデザインしていたため、一度入ってもらえればリピートしてもらえ自信がありました。



担当者の声

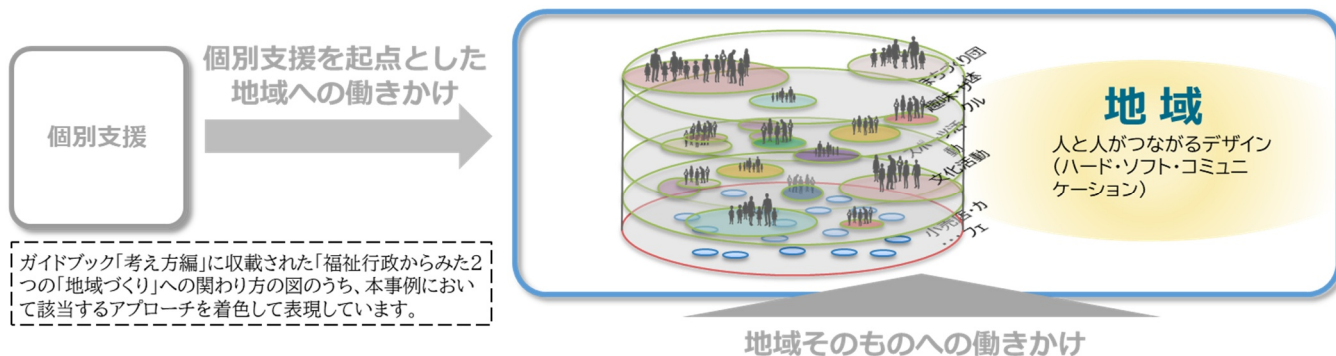
イベントは多種多様で、「犬を愛でながらおでんを食べる」といったユニークなものもあります。

令和元年度～

- 活動の展開

2019 年に宮崎台（川崎市）、2020 年にホシノタニ団地（座間市）にも喫茶ランドリーをオープン。2024 年にはまちのフードコート「オラ・ネウボーノ」（墨田区）をオープン

この事例で行われている地域への働きかけ



福祉行政との今後の関わりの可能性

行政との関係性

- ・墨田区の担当課が喫茶ランドリーを気にかけてくれており、行政事業のために店を貸したこともある。行政に色々な場面で店を活用してもらえるのは嬉しい。今はどちらかというと、こちらから協力することが多く、助成金などの公的資金による支援は受けていない。
- ・地域関係者から、こども 110 番などのチラシを置かせてほしいと頼まれたこともあるし、地域イベントのために場所を提供したこともある。

個別支援における行政との協働の可能性

- ・もし福祉関係者から、孤立している人の居場所としてつなぎたいと頼まれたら、こちらとしては歓迎である。また、お客さんの中に困りごとを抱えている人がいたら、福祉の相談窓口や担当部署を案内することはできるし、積極的にやりたいと思う。理想的には、街のいたるところに役所の分室のような場所があって、それぞれ行きやすい場所で話ができればいいのに、と考えており、喫茶ランドリーがそうした場所の 1 つになるとよい。

人と人がつながるデザイン

- ・人それぞれ好みも感覚も違う中で、ある人を好きな人もいれば、嫌だと思える人もいる。それは年齢などの属性に近い人かもしれないし、全く違う人かもしれない。自分のことを好意的に見てくれる人が増えるほど、セーフティネットがレイヤー状に増えていく。そうした社会のほうが、「支援する人」「支援される人」という二軸しかない社会よりもずっといい。
- ・喫茶ランドリーで「うっかり目にする」「思わぬ人と出会う」といったことが生じるのは、株式会社グランドレベルが初めから、そうした偶発性の高い空間を設計しているためである。

ハードのデザイン：近隣住民や通りがかる人から見て、街の風景に人気（ひとけ）が生まれたと感じてもらえるよう、壁をガラス張りにし、外から店内の様子が見えるようにしている。店内で思うままに過ごす人たちの光景が一番に目に入るよう、フロア席を入り口側にしたり、スタッフとお客さんの会話が生まれるよう、キッチンとフロア席の距離感にも配慮した。

ソフトのデザイン：基本となる機能やサービスは持っておきつつも、それを固定化せず、状況に合わせて柔軟に発展させていく。喫茶ランドリーでは、スタッフやお客さんとの会話から新たな企画が生まれ、それに合わせて新たな機能を持つようになった部分も多い。何気ない会話の中から、その人の個性や内なる夢を見出し、よかったら喫茶ランドリーを使ってほしいと声をかけている。

コミュニケーションのデザイン：店員と客という力関係が生まれないう、スタッフには敢えて、店員としてではなく、個人として自分の家に招き入れるつもりで店頭に立ってもらっている。接客について一律にお願いしていることはなく、個性を生かし、自分がその時々で、そのお客さんにとってよいと考える対応をしてもらっている。

🔗得られたアウトカム

ホシノタニ団地での事例だが、精神疾患のあるお客さんの要望で、喫茶ランドリーで大喜利イベントを開催したところ、その人の主治医と看護師が来てくれた。その人がやりたいと思ったことを実現し、応援してもらおうという成功体験につながった。

取組の中で生まれたエピソード／こだわり、今後に向けて

身近な「他人」だからこそ、困った時に寄り添える

喫茶ランドリーは現在、こども 110 番の店舗になっているが、それ以前から「まちの逃げ場」の役割も持っていた。例えば、夜の時間帯に、家出をした小学生の子どもが駆け込んで来たことがある。

また、90 代の女性が娘とけんかをして家を出て、夜間に店の前を歩いていたらと呼び止めたこともある。

いずれのケースでも、それぞれ母親、娘が後でやってきて家族の話し合いをし、クールダウンして無事帰宅していった。密室で抱え込まず、クールダウンできる場所があること、第三者に立ち会ってもらえることは、重要だと思う。

<「モグラ席」の様子>



(写真) 阿野太一
撮影

敢えて一癖持たせたデザインだから、「誰か」を惹きつけられる

公設公民館の場合、公平性を重んじるために、誰の印象にも残りにくい特徴のない場にデザインされがちである。それに対し喫茶ランドリーは、全ての人ではないとしても、誰かにとっては魅力ある・ワクワクする場所になればいいと思っている。

どんな人であっても気楽に立ち寄ってほしいので、若々しすぎず、他方で若者から見ても可愛いと思えるようなデザインにしている一方で、例えば配色については、モノトーンなどの無難な色ではなく、できるだけ様々な色や柄を使用している。また、お洒落で洗練されすぎた場だと、立ち寄りにくいし緊張するので、敢えてきちんとしすぎない、実家のような居心地の良い「雑然さ」を作り出している。こうしたデザインを嫌だと思う人もいるだろうが、誰の印象にも残らない無難な空間ではなく、一癖持たせることで、それを良いと思ってくれる人を惹きつけようとしている。

<「まちの家事室」の様子>



(写真) 阿野太一撮影

取組による効果、地域・職員等の変化

既に深刻な課題を抱えている人が喫茶ランドリーに来るのは、ハードルが高いと思う。しかし、喫茶ランドリーを訪れる人たちについては、日々の関わりがあるからこそ、深刻な状態になるのを防いでいる感覚がある。困っている人に直接支援をしているわけではないが、間接的には誰かのためになっていると思う。例えば、お酒を提供することは、親をリラックスさせ、子育てのストレスを軽減することにつながっているかもしれない。

喫茶ランドリーで新たなつながりが生まれ、新しい活動に発展しているケースも多いと思う。この店を参考に、別の場所で店を立ち上げたという人もいた。数珠つなぎ的に色々な化学反応が起きている。

今後の課題

行政主体の「地域づくり」や「福祉施策」について思うこととして、支援が必要な「かわいそうな人」のことを知ろうとか、そうした人と交流しよう、といった上から目線の取組ではなく、様々な人が自然と集まる中で、社会に多様な人がいることを自然に理解できるような環境づくりが重要だと思う。

コストパフォーマンスの面で、消費者は一般の飲食店に流れやすい。行政には、お客さん一人一人と向き合い、個性を発揮しやすい空間・コミュニケーションが生まれやすい空間を作り出そうとしている事業者が生き残れるよう、財政援助などをしてもらいたい。

第5章 自治体担当者向けガイドブック

作成したガイドブックは、次ページ以降の通り。

地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究

**包括的な支援体制の整備における
「地域づくり」ってよくわからない
という福祉行政職に向けたガイドブック
～「気にかける」を育む地域への働きかけ～**

令和 7 年 3 月

目 次

1 . <考え方編> 包括的な支援体制の整備に、なぜ「地域づくり」が必要なのか	129
はじめに～福祉行政における「地域づくり」とは何か？	129
（１）「包括的な支援」になぜ「地域づくり」が必要なのか.....	129
「包括的な支援」とは「対象の包括性」と「支援の包括性」のこと	129
伴走支援における地域の必要性.....	130
（２）「生きていくことを支える」ためになぜ地域が大切なのか	131
欠乏への補填ではなく、本人の強みにアプローチする支援	131
地域は専門職にはとらえきれない「入口」を教えてくれることがある.....	133
「気にかける力」を発揮できる住民やグループが増えることを目指す	133
福祉行政の視界を広げる.....	134
（３）福祉行政からみた２つの「地域づくり」への関わり方.....	135
個別支援を起点とした地域への働きかけ	135
地域そのものへの働きかけ	136
2 . <現場実践編> 包括的な支援体制に向けて福祉行政はどう地域に働きかけるか？	138
（１）個別支援を起点に地域にどう働きかけるか？	138
人々の営みをを知る	138
信頼関係を作る	139
協働する	140
（２）地域そのものへの働きかけ～中長期のアプローチ	141
活動の層を増やす／強くする	141
地域活動の「気にかける力」を高めるための働きかけ.....	142
それぞれの地域活動を結び付ける	143
（３）並走する「個別支援起点」と「地域そのものへの働きかけ」	143
3 . <環境整備編> 地域に働きかけるための組織のあり方	145
（１）行政の福祉部門に組織として求められること～管理職へのメッセージ	145
地域づくりにおける「越境」「寄り道」「はみだし」	145
現場での「それ、行く必要ある？」は禁句	146
人材育成	146
（２）事業も財源も「分野横断できる」ことを知る	147
地域支援事業実施要綱も分野横断を後押し	147
厚生労働省による他分野との連携通知.....	148
おわりに	149

< 考え方編 > 包括的な支援体制の整備に、なぜ「地域づくり」が必要なのか

はじめに～福祉行政における「地域づくり」とは何か？

「包括的な支援体制の整備」や「重層的支援体制整備事業」には「地域づくり」が大切だという話をよく耳にします。とはいえ、そもそも「地域づくり」とは何か、そして行政として具体的に何をしたらよいのかわからないという声も聞きます。そこで、このガイドブックでは包括的な支援体制の整備において、なぜ地域づくりが大切なのかを説明するとともに、福祉行政としてどのように地域づくりに関わっていくべきかについて整理しました。

このガイドブックでは地域を「人と人のつながり」とありとし、したがって、地域づくりとは「人と人のつながりを作っていくということ」、地域福祉とは「人と人のつながりを基盤としたセーフティネット」と定義しています。地域づくりは、行政の中でも環境や教育など様々な部署で取り組まれています。何より中心になるのは住民の自発的な活動です。町内会、お祭りの実行委員会、環境保全活動、ビーチクリーン活動、飲食店でのマルシェ開催など、それらの活動は、その町の住民自治であり、日常的な営みそのものです。

このガイドブックは、そうした地域づくりのすべての手法を網羅しようとするものではなく、「福祉行政として」どの範囲で地域づくりに関わるべきなのかを提案しています。幅広い地域づくりの活動の中で「福祉行政」の関係者が、地域住民の「気かけ力」の向上を意識しながら地域に関わっていくという考え方（考え方編）に基づき、その実践（現場実践編）と、組織的な環境づくり（環境整備編）について提案しています。まず初めに、福祉行政に今日求められている包括的な支援に触れ、なぜ地域づくりが福祉行政にとって欠かせないのか考えていきたいと思います。

（１）「包括的な支援」になぜ「地域づくり」が必要なのか

「包括的な支援¹」とは「対象の包括性」と「支援の包括性」のこと

現在、地域福祉の領域では、包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされ、地域づくりは、

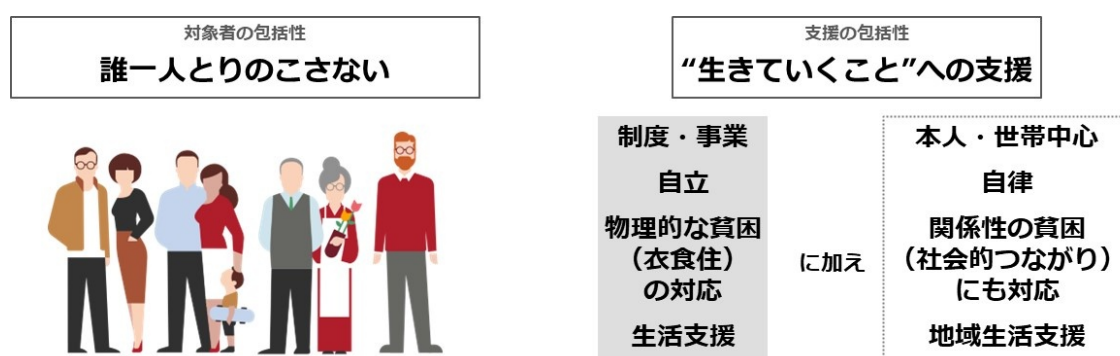
¹ 『「包括的な支援体制」の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック』、「社会福祉法第 106 条の 3 に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」、令和 5 年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）、2024 年 3 月 https://www.murc.jp/houkatsu_09/

その中核的な取組の一つとされています。この「包括的な支援」という表現には2つの意味での「包括性」が意図されています。

一つは、対象者を誰一人取り残さないという意味での「対象者の包括性」です。役所の窓口に来た人だけでなく、その人の家族も含めて包括的に対象と捉えます。また自ら窓口に来ることができない人へのアウトリーチも包括的な支援の重要な要素です。一見すると制度やサービスの利用要件に合わないと思われる人でも支援を必要とするすべての人を包括的に支援しようとするものです。

もう一つの視点は、「支援の包括性」です。サービス提供で物理的な不足を補う支援だけではなく、その人が自律的に「生きていくこと」を「まるごと」支援していく支援も含んでいます。サービスや制度は特定の対象者の複雑な事情にあわせて設計されていませんので、どうしても「制度の隙間」が生まれ生活課題が未解決のまま取り残されます。こうした隙間を埋めるのは、また別の制度やサービスではなく、地域住民による伴走であったり、地域のグループへの参加など柔軟性の高い地域の日常的な営みであることも少なくありません。その日常的な営みこそが「人と人のつながり」なのです。

包括的な支援体制の整備における「包括性」を考える



伴走支援における地域の必要性

もう一つ重要な点は、包括的な支援体制は、必ずしも即時の課題解決を前提としていないことです。何かの不足を補えば生活課題が解決するわけではなく、対象者の生活歴や生活習慣、家族関係など他者とのつながりにも起因している場合があります。何よりも、本人の意欲が重要である以上、一定期間伴走しながら徐々に支援者と対象者の信頼と協働を深め、動機付けを高めていく伴走支援のアプローチとなることもあります。

しかし、専門職が常時寄り添いながら伴走し続けることは現実的ではありません。支援の過程においては変化を求める局面ばかりではありません。対象者が支援者に心を開くまでに時間が必要な場合もありますし、専門職には相談はできなくても近しい知人にであれば本音で話せる場面もあるでしょう。だからこそ、人と人のつながりが大切になります。包括的な支援を行う際に地域づくりが理由の一つがここにあります。

逆に、地域づくりが進まない中で支援しようとするとななるのでしょうか。包括的な支援の対象者には複雑化・複合化した課題を抱える人が少なくありません。こうしたケースは、しばしば「困難事例」と呼ばれ行政の既存の制度や専門職による関わりだけでは対応が難しい場合もあります。

地域づくりがないまま「断らない」ことを前提にした相談体制だけが走り出せば、現場は「対応できない」「こういうケースは無理」となるか、担当チームが行き詰ってしまいます。困難な事例は、経験豊かな専門職でも困難なものであり、少しでも出口に向けた光が差すように地域に選択肢を求めることは必要です。現実的に考えると包括的な支援を実現するには地域が必要ですし、したがって、個別支援と地域づくりは包括的な支援体制の整備における両輪なのです。

(2)「生きていくことを支える」ためになぜ地域が大切なのか

欠乏への補填ではなく、本人の強みにアプローチする支援

ただ、この説明だと地域は個別支援における課題解決のための単なる「資源」になってしまいます。「行政・専門職では手が足りないから資源リストから役に立ちそうなものを探そう」と言っているように聞こえるかもしれません。もう少し「個別支援」における支援の包括性の意味を考えてみましょう。

前頁で包括的な支援を「生きていくことへの支援」と位置付けました。対象者の物理的な欠乏をサービスで補填するだけでなく、対象者が地域の中で人とのつながりを保ちながら自分で自分のことを決める自律的な生活を支えるのが「包括的な支援」です。対象者の主訴、例えば介護負担が厳しい、障害で外出することが難しい、誰とも話すことがなく孤独といった「課題」に、介護保険や障害者自立支援制度をつなぐ、あるいは居場所を紹介することだけでは包括的な支援とはいえません。

「できない」を解消する支援だけでは、“生きていくこと”への支援にならない



「生きていくことを支える」ためには、その人の「強み」に着眼し、本人の「興味・関心」、「願い」、「暮らしのあり方」に焦点をあて、エンパワーする支援が必要になります。エンパワーする場合は、その人の強みを生かしたり、意欲がわく活動や場所、人が必要です。そういった多様性を平均的なニーズにあわせて作られた制度の中に見出すことはできません。その対象者に関わるための「関わりしろ」は、人々の営みの中にこそ見つけられます。だからこそ人と人のつながりが大切なのです。

久留米市では、専門職が得意な領域としての「できないを解消する」フォーマルロードと、非専門職が得意とする「したいを叶える」インフォーマルロードの二車線を行き来しながら支援する「叶え合う支援」を進めています(前頁図及び下記コラム参照)。久留米市の取組は、まさに「生きていくことを支えるための支援」といえるでしょう。

【コラム】 久留米市 「願い」を「叶え合う支援」と「気にかけ力」の向上

久留米市では、フォーマルとインフォーマルの 2 車線の支援のあり方を実現するための考え方として「叶え合う支援」の実装に取り組んでいます。当事者の課題解決だけでなく「願いを叶える」という面にフォーカス。さらに「合う支援」として、支える側と支えられる側に分かれぬ関係性も大切にしています。

「叶え合う支援」の一環として、課題を抱える人が一歩を踏み出すための希望の実現に市内の企業も一緒に関わってもらってプロジェクトを展開しています。その一つが「企業教室」。社員の趣味や特技を誰かの願いを叶えるために生かしてもらいます。これを業務時間に行ってもらうことで企業としての地域への関わりと位置付けています。この理念に共感してくれた「久留米ガス株式会社」が協力を買って出てくれました。

マラソン大会出場という目標ができた引きこもり気味の若者に対して、河川敷のサイクルロードに給水所を設けた模擬コースでの練習会を開催。母親の心の状態を心配した女兒がケーキを作ってあげたいという願いに料理教室。男児のキャッチボールがしたいという願いに社員を始め多くの人が集まって小さな野球大会を開催。タロット占いで人にアドバイスがしたいという女性の願いを叶える「占いの館」を 1 日限定で社内に設置。願いや希望を叶える過程を共に経ていくことで、本人の意欲や自己肯定感に変化が生まれ、後に課題にも向き合えたり、そうでなくとも周りの誰かが変化の兆しに気づけたりするといった変化が生じていきます。

企業内の職員にも変化がみられるようになります。企業教室の取組を知った社員の一人が、窓口担当者に自分の家族の課題を打ち明けてくれたことで新たな個別支援につながるようになりました。他者への支援を通じて、生活課題が我が事になるなど社員の「気にかけ力」の高まりは顕著です。

この取り組みは、「2 車線の図」(前頁)の右車線から分岐している部分になります。多様な主体の「関わりしろ」を作るプロジェクトという位置づけです。その際に大切なのは「企業の主体性」。願いにフォーカスした関わりで「誰もが楽しみながら関われる」設計したことやプロジェクトの目指すものや地域の姿を共有してきたことが成功のポイントといえるでしょう。

地域は専門職にはとらえきれない「入口」を教えてくれることがある

また、個別支援では「課題の捉え直し」が功を奏する場面もあります。専門職から見ると正しいと思える課題設定が、当事者にとってはピンとこない場合や、その段階では本人が触れてほしくない課題へのアプローチとなっていることもあります。特に、複雑化・複合化したケースでは、課題に対する直接的なアプローチでは本人の気持ちに届かないことがあります。

ところが、一見すると元の課題設定とは関係がなさそうに見える側面からアプローチしたら（課題が解決するわけではないですが）、当事者の気持ちや姿勢に変化が生じるということもあります。目に見えやすい「正面玄関」の課題から支援しても鍵がかかっていて呼び出しベルを押しても反応がないけれど、家の裏手に回ってみたら、勝手口の扉は鍵がかかっていないというイメージです。

たとえば、40代の閉じこもりの男性の母親からの相談ケース。閉じこもりの解消に向け本人が関心を持ちそうな場所を探しますが、なかなか男性の心は動かない。ところがよくケースを理解すると、男性は自分のペースでそれなりにうまく生活をしており、実は母親の心配がやや過剰で、そのことが親子関係に悪循環をもたらしているとします。この場合、息子の閉じこもりという課題設定を捉え直し、母親の興味・関心にも注目しアプローチして母親のストレスを軽減することで、親子関係に好循環が生まれ、息子の行動が好転する場合があります。そうであれば必要なのは母親の興味・関心からのアプローチが必要になるわけです。

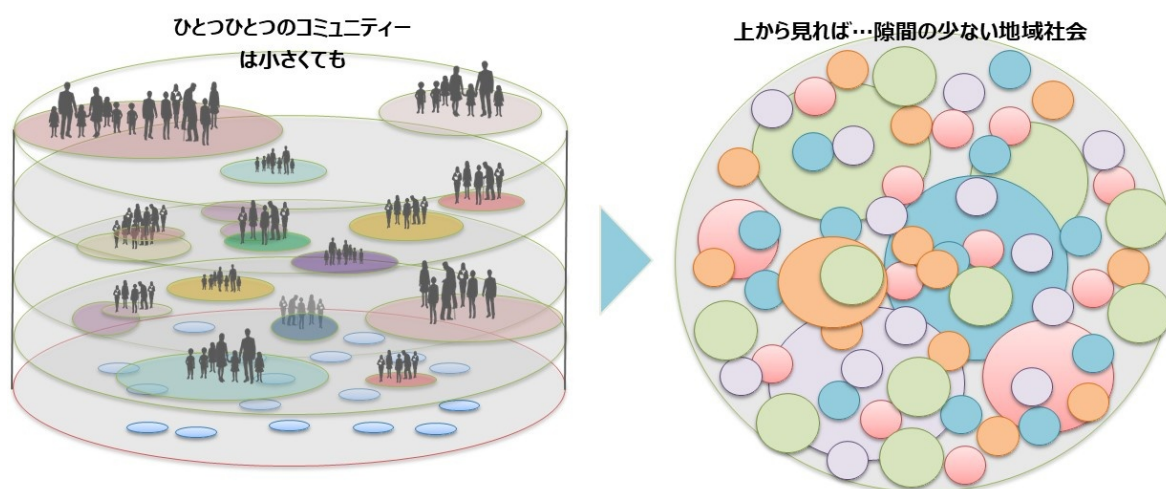
こうした「課題の捉え直し」、「視点替え」のようなプロセスは、課題解決への最短距離となる入口からではなく、対象者の「引っ掛かる」ポイントからのアプローチが必要になります。専門職だけで議論するよりも、地域の非専門職の人たちの様々な「関わりしろ」からアプローチした方が気づきも広がるでしょう。このように包括的な支援においては、人と人のつながりが重要になるのです。

「気にかげ力」を発揮できる住民やグループが増えることを目指す

「地域」はビジネス、趣味、余暇、文化、表現、自治など住民の営みの結果として浮かび上がるもので、活動の内容も規模もそれぞれであり、その全体像を正確に描写することはできません。しかし、ひとつひとつの取組に人々が関わり合いながら活動をしており、程度の差はあっても参加者同士には親密性があり、お互いを気にかける存在として一緒に行動している点は共通しています。

こうした気にかげあうような「人の塊」が多層的に存在し、複雑に組み合わせられているのが「地域」であり、福祉行政にとっては主たるフィールドであると同時に、対象者への支援において大きな助けになっています。なぜなら、地域が多層的になればなるほど、誰もがどこかの「人の塊」に関わる可能性が高くなるからです。つまり、「近くにいる人の変化や異変に気が付く」「他人を気にかける」あるいは

は「隣のだれかに手を差し伸べる」ような「関わりしろ」がずっと増えるのです。こうした「気かけ力」が「制度の隙間」や「人と人のつながりの隙間」を埋める上で大切になるのです。



そして、地域のこのメッシュ(網の目)をできるだけ細かくして重ねていくことで、ひとつひとつの取組や人のつながりが小さくても、誰ひとりとして「底」に抜け落ちない地域になるのです。福祉行政が、地域の活動の層をすべて用意することはできませんが、「気かけ力」を地域の営みの中に植え込んでいくことは、福祉行政の目指すべき方向性といえます。

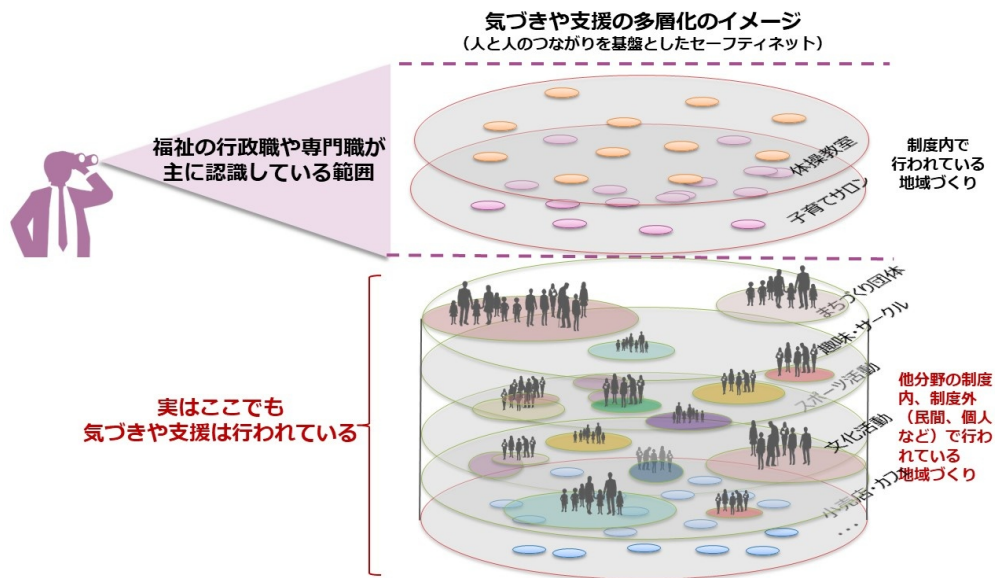
福祉行政の視界を広げる

一方、行政も地域の人のつながりを作る取組を「地域づくり」に政策として取り組んできました。子育てサロンや障がい者の当事者グループの活動、高齢者による介護予防のための体操教室やサロンなどです。高齢者の住民主体の通いの場は全国で10万か所を超えるといわれています²。確かに、こうした居場所が地域のセーフティネットとしての役割を果たしたことは事実です。

しかし、すべての住民が行政の支援している通いの場に関心を持つわけではありません。ご近所とのお付き合いはほどほどにしたいという人もいますし、実際に行政が支援する場所とは全く関係のないカフェや雑貨屋さんがその人によつての「地域や人とのつながりの場」になっていることもあります。行政が企画して支援する地域活動は、どうしても最大公約数的な活動になりやすいものです。しかし住民の自発性に基づく活動は、自然に多様性を帯びてきます。

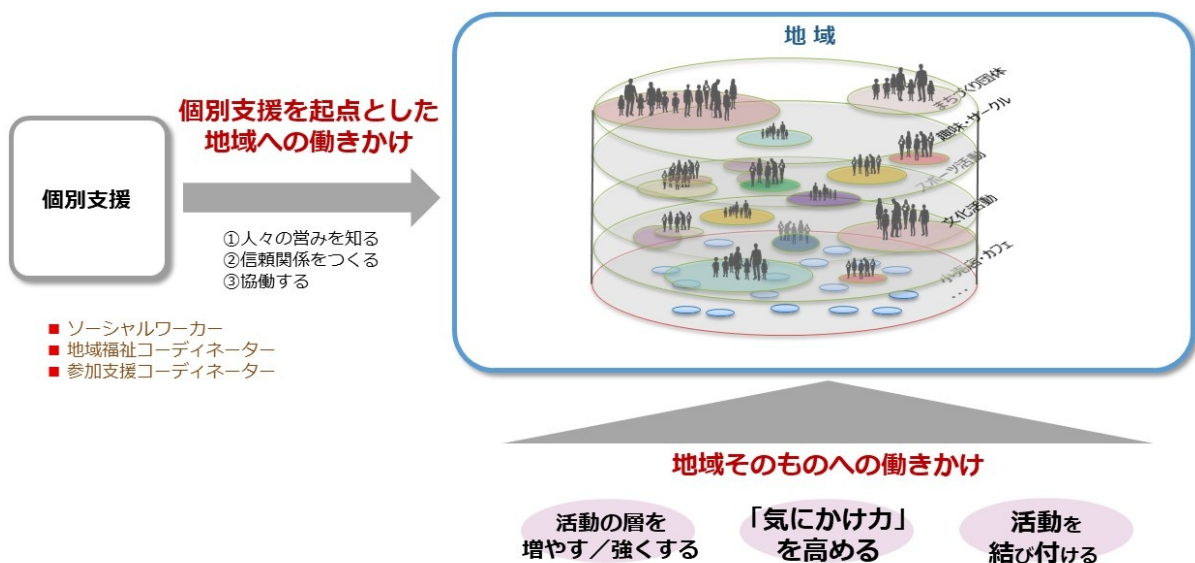
行政が支援している場は、地域全体のごく一部に過ぎないということ、そして、行政の支援がない場所でも、その場所にいる住民同士が「気かけ力」を発揮して支え合っていること、それこそが包括的な支援が求めている地域の姿であるということを認識することが大切になります。

² 令和4年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和4年度実施分）に関する調査結果



(3) 福祉行政からみた2つの「地域づくり」への関わり方

では、こうした多層的な地域に対して福祉行政はどうかかわっていけばよいのでしょうか。本ガイドブックでは、大きく2つの関わり方をご紹介します。「個別支援のための地域への働きかけ」と、「地域そのものへの働きかけ」です。



個別支援を起点とした地域への働きかけ

個別支援は、福祉行政及び専門職の中核的業務です。生活課題を抱えている特定の個人に対して、ソーシャルワーカーとして伴走し、協働しながら課題に向き合います。ソーシャルワークの過程では制度適用だけでなく「参加支援」が重要になります。

例えば、「ひきこもり」は、制度の適用だけでは解消しない課題です。対象者が日常的につながる場所や人が必要ですが、何らかの居場所につなぐにしても、その場所が本人にとって興味・関心の持てる場所なのか、楽しい場所なのかという問題が常にあります。一方で地域は、特定の対象者のために活動をしているわけではありませんので、福祉行政側が住民に特定の対象者のための支援を地域に突然依頼するのは無理があります。そこで、個別支援を起点に地域に関わる際には、地域における人々の営みを知り、信頼関係を作り、協働するというプロセスが必要になります。こうした「つながっていく過程」において「対象者と地域の人々のつながりを支援することは、まさに「個別支援を起点とした地域への関わり」であり、福祉行政としての地域への関わり方の中心的なアプローチといえます。

また、参加支援の過程で地域の多様な人達と協働し、対象者を支援していくことで地域側も変化する可能性があります。個別支援を起点とした関わりは、対象者個人を中心点に地域内の様々な特定の場所や人に線を引くような形で広がっていきます。その結果、その対象者に関わった地域の人々も、生活課題を抱えている人の存在を知り、他者に対する「気かけ力」を獲得していきます。

地域そのものへの働きかけ

一方、地域そのものへの「育ち支援」も求められています。包括的な支援体制の整備において「地域づくり」が大切と言われますが、冒頭にも触れたように地域は多様な営みで作られている以上、福祉行政が地域づくりのすべてに関わることは実態からもかけ離れています。それでも福祉行政が地域住民にとって住みやすい地域づくりに貢献することはできますし、そうした努力は長期的には地域住民の生活課題の複雑化・複合化の予防にもつながります。

ここで福祉行政が貢献できる地域への関わりは主に「活動の層を増やす / 強くする」「気かけ力を高める」「活動を結びつける」の3つがあります。「活動の層を増やす / 強くする」は、既存の活動を側面的に支援することで活動の量的・面的な広がりを支えたり、活動の継続が難しくなっている団体等に支援を行うものです。

「気かけ力を高める」観点からは、既存の活動団体に福祉行政として新しい視点や気づきを促すという関わり方があります。住民活動は、それぞれの目的をもって活動が行われていますが、その活動に「他者を気かけ力」を持ってもらうための関わりです。そして「活動を結びつける」側面からは、団体・グループ間のつなぎ役となり、それぞれの団体の力を引き上げたり、新しい気づきをもたらすなどの貢献が考えられます。

なお、この図が示しているのは、福祉行政が地域関わっていく際の出発点の違いを示しているに過ぎません。個別支援を入口に地域のグループと関わることがあって、その後の関係性から団体を積極的に応援して地域を豊かにする働きかけとなることもあるでしょうし、地域を豊かにするための

働きかけの中で出会った人や場所が最終的に個別支援に活かされることもあるでしょう。(具体的な動き方については、＜現場実践編＞を参照してください)

包括的な支援体制に向けて福祉行政はどう地域に働きかけるか？

(1) 個別支援を起点に地域にどう働きかけるか？

ここからは「個別支援のために地域に働きかける」福祉行政の担当者がどのように「地域」に関わっていくべきか、その実践を考えていきましょう。個別支援に従事している専門職が地域にアクセスする際は、普通の住民が地域に関わるのとは事情が違います。このガイドブックでは地域への関わりの実践を、大きく3つの段階に分けています。

- 「人々の営みを知る」
- 「信頼関係をつくる」
- 「協働する」

これら3つの段階は、連続的であったり重なって同時に進む場合もありますが、個別支援を起点として地域に関わる際には大切なポイントです。

人々の営みを知る

まず、第一段階は「人々の営みを知る」ことです。地域は人と人のつながりだと定義していましたが、人と人のつながりを知るということは、言い換えれば、人々の営みを知ることといえます。ただし、それは事業や団体名を知ることではなく、地域の「ヒト・トコ・コト」(人・所・事)を知ることです。制度や事業とは違い、人々の営みは、そこに参加している住民でなければ認識できないものも多数あります。決まった曜日に公園に集まってラジオ体操する人達も、オンラインゲームを楽しみに自然発生的に公園に集まる人たちもいずれも人々の営みの姿です。

民間企業の営みも、人々の営みです。地域の保育園や介護サービス事業者が本来業務とは別に地域住民と関わっていることもよくあります。事業者がバザーやマルシェを開いてそこに地域の人が集まっているといったことや、事業所内の空きスペースに住民が出入りして小さな顔見知りのコミュニティができていることもあるでしょう。福祉とは関係のないカフェや雑貨店の空きスペースで定期的にワークショップをしている、相談会が開かれている、イベントが行われているといったこともあります。

こうした活動は福祉行政側からみれば、特に対象者一人一人の個別性に基づいた参加支援において、とても大切な場所となります。これらの(行政から見ると「隠れた」)地域活動を知るためには、まず街に出ていく、地域見学が第一歩になります。もちろん、闇雲に地域を歩いても、それが何かの役に立つかどうかの想像力がなければ、地域の力を認識することはできません。人々の営みを知る

ことで「これはあの人の向いているかも」「この活動なら関心を持ってくれるかも」といったことに気づく「目利き能力」も福祉行政側には求められます。

そして何よりもこうした「目利き」能力は、日常的に個別支援に従事していることで獲得する側面が大きいと思います。個別性の高い個々の対象者の困りごとや、嗜好、生活のスタイル、得意なことの記憶がソーシャルワーカーの引き出しにたくさん入っているほど、多様な地域の活動を見たときに「あ、これはいいかも(使えるも)」と思えるのであって、決して普遍的に福祉行政に活用できる地域資源が存在するわけではありません。

こうした能力は多様な地域の方や人を発掘・発見するコーディネーター³に求められる資質でもあります。たくさんの地域の営みと触れながら事後的に獲得していく技術でもあります。また自分自身が目利きでなくても、地域の「目利きさん」を通じて把握していくことも一つの方法です。

信頼関係を作る

協働にむけては相互の信頼関係を作ることも大切です。福祉行政や専門職から見ると参加支援につながる魅力的な地域「資源」に見えても、地域で活動する住民は、それぞれ自分たちの自発性の基つき「好きなことを」しているわけで、「資源」という認識はありません(そういわれたくもないかもしれません)。地域住民は福祉行政の依頼を待っているわけでもありません。そのような地域の活動に行政がいきなり何かを依頼すると唐突な印象を与えますし、なにより地域側から見ると「都合のいいときだけ頼みに来る」という感覚を持たれる可能性もあります。

行政側の職員やコーディネーターは、まず何かをお願いしたり相談する前に、自らの名前を憶えてもらい、その場所への出入りを通して相手先との信頼関係を作ることが大切です。世間話ができるような関係までもっていくこと、活動をよく理解するため SNS などでもつながってみる、活動の背景や目的、価値観などを活動を行っている活動当事者の目線で理解すると、様々な段階があると思います。また、ここで意図する関係性は「見守り協定」を締結するとか、「地域の見守りステッカー」を貼ってもらうというような外形的な関係性の構築を言っているわけではなく、より率直に対話できる、相互に信頼できる関係性を作ることです。

ここまで整理した「人々の営みにを知る」「相互の信頼関係をつくる」というプロセスを踏まえると、一般的に地域づくりでよく言われる「地域資源の把握」というプロセスとは少し印象が違ふと思います。単に地域資源マップを網羅的に把握して完成させることではないということがわかりただけ

³ ここでは特にコーディネーターの名称を特定しませんが、地域づくりにはすでに各分野で多様なコーディネーターが配置されています。また重層的支援体制整備事業にも参加支援事業の中でコーディネーターを配置している場合もあります。ここでは、地域と個別支援をつなぐ役割を担っているすべての関係者と考えてください。

と思います。福祉行政が地域づくりに関わる際に大切なのは、「協働できるような信頼関係のある場所や人を地域の中でどれだけ知っているか」という視点なのです。

協働する

地域の場所や人との信頼関係ができれば個別支援での協働が始まることがあります。具体的な協働のイメージは、すでに参加支援の具体例やガイドブックが示されているのでここでは詳細は省きます⁴。

現実には個々の支援の場面において、十分な関係性がなくてもうまく機能する場合もあれば、どれだけ日常的な関係性があってもうまく協働できない場合もあるでしょう。相手のあることすし、対象者の意向も大きい以上、確実性のある協働は難しいでしょう。解決策を決め打ちしないで、関係性のできている場所や人に相談を持ち掛ける形で関わるのがよいでしょう。

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動できるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用する機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報紙へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

資料) 地域の社会資源を活用した参加支援の取組例(厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会参加に向けた支援について」)

また協働は、個別支援の中で人々も営みと接続するという観点に限定されません。次項の「地域

⁴ 「重層的支援体制整備事業『参加支援』推進のための手引き」厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業、重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業、株式会社 Ridilover https://www.mhlw.go.jp/content/sankashien_tebiki.pdf

そのものへの働きかけ」でも解説するように、地域の場合や人に「気づきの力」を持ってもらうことや、場や人のネットワークづくりなども福祉行政による地域づくりに欠かせない機能です。類似の活動をしている団体を紹介したり、全く異なる活動をしていても、運営の考え方や価値観などに共通点があるのであれば引き合わせるといった協力関係もあるでしょう。またそうした場の参加者の中に生活課題を抱える人がいて、その場所の運営者も悩んでいる場合もあります。そうした場合にも、相互に相談しあえる状態、それが協働できる状態といえます。いずれにせよ、福祉行政と地域は、Win-Winの関係を維持することが大切なのです。

(2) 地域そのものへの働きかけ～中長期のアプローチ

私たちの地域づくりには、個別の対象者に合った場所をその都度探すだけでなく、より長期的な視点から、人のつながりの豊かな地域社会を積み上げていく努力も求められています。こうした取組は、結果的に住民を孤立させない地域を作っていきますし、人のつながりの強い地域社会は、専門職がいなくても住民間のつながりで多くの生活課題を解消・緩和していく力を持っています。そして、そのことは生活課題を複雑化・複合化させない予防的な機能を持っていると言い換えることもできます。

ただし、地域づくりは広範囲にわたる住民の日々の営みそのものでもあり、「福祉行政が創る」ものでは決してありません。福祉行政ができるのは、住民の主体性、当事者性の中で作り出される住民自治の一側面に対して、福祉の視点から「気づき」や「情報」を提供できるだけです。

また、こうした地域そのものへの働きかけは、福祉行政に特有の業務ではありません。むしろ、地域を豊かにする取組は、環境や教育の関連団体や、まちづくり協議会など、福祉とは異なる領域の団体や活動が中心になっている場合の方が圧倒的に多いという点に留意しましょう。この点は、個別支援が原則として福祉行政と専門職を起点に行われるのとは決定的に異なります。

活動の層を増やす / 強くする

福祉行政の地域づくりの関わり方として、最もイメージしやすいのは、地域の活動の種類や拠点を増やすような、言ってみれば量的な側面での多層性を高めるような働きかけです。すでにこうした取組は、行政の政策としても長年にわたって取り組まれてきました。自然な状態ではコミュニティが形成されにくい、あるいは技術的にサポートした方がうまくいく活動は、福祉行政が積極的に支援をしてきました。

例えば、介護予防に効果の高い体操教室の多くは、最終的に住民が運営していますが、立ち上げ時の行政からの技術的なサポートによってより効果が高い活動になりました。子ども食堂や地域食堂の運営において、未利用食材の寄付を一括して行政が募るといった方法で地域食堂の広がりを支援しています。こうした取組は、行政の強みを生かしたものですし、面的に地域の活動を支援するうえで効果的でしょう。

また運営面で課題を抱えている団体への支援も有効です。広報面での支援や、補助金の紹介などの資金面での支援、場所の提供や紹介なども行われています。また行政として迅速に問い合わせに対応する、イベント会場での準備などで一緒に汗をかくといった地道な支援は、単に団体を支えるだけでなく、信頼関係の構築にも大きく影響します。

ただし、こうした関わりで地域の多層性を高められるのは、行政側の人的資源に限度があることから、その範囲は限られたものになります。いうまでもなく、「考え方編」で触れたように、地域の多層性は、行政の視界に入っている活動以外の部分が大半を占め、そうした住民自治の中で行われる活動こそが重要です。福祉行政における地域づくりが、層を増やす活動に限定されるのは決して好ましい状態ではありません。行政が関わることに強みがある部分に絞り込んだ取組が重要です。

地域活動の「気にかけ力」を高めるための働きかけ

地域で活動をしている人たちの「気にかけ力」を高めることも、地域を豊かにする大切な福祉行政の貢献です。地域の活動は、自分たちの楽しみや、ごみ問題や治安、文化の継承というように、それぞれの「私的」な目的をもって活動していますので、「誰かを支えよう」といった福祉的な目的をはじめから持っていることは極めて稀です。地域の活動は、楽しい、一緒に頑張りたい、同じ志をもって——といった「引っ掛かり」あるいは「接点」のようなものがあればこそ、他人同士で協働しているわけです。こうした「私的」な活動が、ある段階で「公共的な」性質を帯びることがあります。

公共的な性質とは、自分たちの活動の目的とは別に、その活動に参加している人やその周辺にいる人が困っていることに気づき、そこに何らかの形で配慮したり、自分たちの活動をそうした支援を必要とする人たちのために活用するといった方向に転換するという意味です。そうした公共性を持つ方向に活動が少しでも動いた時、その活動グループの他者への「気にかけ力」が高まったと考えることができます。

「気にかけ力」が高まることの目的は、決して「最終的には福祉のサービス提供者になってもらう」というものではありません。自分たちの半径数メートルにいる一緒に活動している他者に少しでも配慮するような「気にかけ力」が高まり、そのような人の集まりが地域に増えていくと、「人とひとのつながりを基盤としたセーフティネット」としての個々の活動がよりそのキャッチできる範囲を広げ、メッシュの目が詰まっていくイメージです。

そのためには、具体的な事例を持ち込み、実はあなたの周辺で一緒に活動している人の中にも、こういう困りごとや悩みを抱えている人がいるということを知ってもらうこと、そのために情報を提供すること、など多様な方法で気づきの契機を提供することができます。「気にかけ力」を高める方法は、地域の中に形成される地域団体のプラットフォームの中でも実現できますし、研修会や、各種団体のイベントなどに参加させてもらって伝えていくなど、面的な働きかけでも可能です。ここでは「地

域そのものへの働きかけ」の文脈で説明していますが、個別支援を起点に働きかける場合であっても、協働先となった地域の人々が「こうすることで困っている人がいたんだ」と気が付くことで、その後の「気にかける力」が向上していきます。

こうした地域への貢献は、福祉行政が必ず中心にならなければならないということではありません。社会福祉協議会でもまちづくり協議会でも、NPO 団体でも、それぞれの地域で多様な主体が取り組んでいるように、誰が担うかは地域の状況によるでしょう。しかし地域がよりセーフティネットとしての機能を高めようとするのであれば、「気にかける力」を高める仕掛けは地域のどこかに必要となるはずです。

それぞれの地域活動を結び付ける

もう一つ、地域づくりへの働きかけとして「結びつける」働きがあります。よく似た活動をしている団体同士は地域の中で比較的容易に認知することができますが、一方でスポーツ活動をしているグループが、高齢者の支援をしているグループとつながるには、何かきかけが必要です。取組の異なる団体同士がつながると、それぞれの団体にとってWin - Winな状態が生まれるような化学反応が起こることがあります。

例えば、東京都豊島区で行われている「としま会議」は、地域で面白い活動をしている人を数人招聘して自分の活動を話してもらうことで、地域で同じ関心や興味を持ってくれる人をつなぐ場として機能しています。また、鎌倉市を拠点に活動する面白法人カヤックの「Kamakon(カマコン=鎌魂)」は、地域をよくしたい、面白いことをしたいと考える人達が集まりプレストを繰り返す取組を行い、新しい化学反応を追求しています。こうしたプラットフォームづくりも、必ずしも行政が行う必要はないものの、地域活動を結び付ける働きかける取組として有意義です。

明確なネットワークを形成しなくても、団体同士が集まる場所をつくり「まぜあわせる」だけで、新しい化学反応が起こるかもしれません。こうしたプラットフォームで、生活課題を抱えている人たちの存在を共有することによって地域活動の「気にかける力」を高める効果も期待されます。

(3) 並走する「個別支援起点」と「地域そのものへの働きかけ」

この現場実践編では、地域づくりへの関わり方として、「個別支援を起点とした地域への関わり」とそのための3つの段階を説明しました。そして、もう一つの関わり方として「地域そのものへの関わり」について3つの関わりの視点を説明してきました。

こうした機能は、別々に排他的に、また単発で発揮されるわけではありません。福祉行政としていずれかを選択するという種類の概念でもありません。両アプローチは、現実の福祉行政においては、取組の時間軸の違いでもあり、同時並行的に発生していますし、同時に進めていなければならない

取組です。地域そのものへの関わりは、長期的な取組の蓄積によって成果が地域に浮かび上がってきます。一方で、個別支援を起点とした関わりは、関係者が明確であることもあり、比較的短期間で変化や成果が生まれてくることがあります。

<環境整備編> 地域に働きかけるための組織のあり方

(1) 行政の福祉部門に組織として求められること～管理職へのメッセージ

地域づくりの実践に向けてに向けて、福祉行政はどのような組織マネジメントが求められているのでしょうか。最後の環境整備編では、特に福祉行政が組織として「地域づくり」にうまく関わっていくための環境整備のあり方について、特に管理職へのメッセージを残したいと思います。

地域づくりにおける「越境」「寄り道」「はみだし」

地域づくりの過程には「越境」「寄り道」「はみだし」がつきものです。本研究事業における「分野横断」も、全対象者に使える地域資源を分野横断で意図的に作るという意味ではなく、「結果的に分野横断している」という状態を想定しています。本籍地は子ども・子育て支援だったけど、気が付いたら現住所地は高齢者支援になっていたという状態です。常に本籍地の分野に住み続けるコーディネーターでは幅広い人々の営みを知り、目利きになるための経験を積むことはできません。

しかし、同時に行政の管理職層としてはどうしても「事務所掌」に目が行き、「越境」や「はみだし」に消極的になってしまう場面がでてきます。例えば、今後の参加支援の助けになるかもしれないということでミニ四駆のレース会場を覗いてみるといったコーディネーターの行動も、「地域づくり担当の業務というよりは職員個人の趣味ではないか」という外部からの批判が頭をよぎります。財源の特性にこだわりすぎるあまり、コーディネーター活動が「本籍地」に限定され、他分野への越境が制限されるかもしれません。

地域づくりにおける「越境」「寄り道」「はみだし」は、最終的な目的があってこそ正当化されます。周囲の理解を得るためには、地域資源マップができたとか、資源が増えたというだけでは不十分であり、「地域の人々の営みが個別支援に活かされている実績」を積み上げ見せていくことが大切になります。地域づくりに関わっていくにあたって管理職がこうした「腹をくくった」マネジメントを行っていくためには、福祉行政の管理職が「いま取り組んでいる業務が、最終的にどういう形で包括的な支援に役立つ」のかについて明確な目的意識とビジョンを持っていることが大切です。

実際には目の前の地域活動が個別支援で誰かの役にたつかどうかは予測困難です。まさかと思う活動が個別支援に活かされることもあるなど、専門職の予想を乗り越えてくるのが現場の常だからです。地域を豊かにする取組が何年か先の誰かの生活課題を予防するかどうか誰もわかりません。だからこそ、福祉行政としてどこに重点をおいて取り組むのか、どこに働きかけていくのか、その最終判断を行うのが福祉行政を預かる管理職の役割といえます。そうした腹をくくった判断は、現

場のソーシャルワーカーやコーディネーターにとって力強い「支援者支援」になるという点を強調しておきたいと思います。

現場での「それ、行く必要ある？」は禁句

また、「越境」、「寄り道」、「はみだし」を受け入れる職場の雰囲気づくりも大切です。積極的に現場に出ていく職員にとって最も辛いことは、正解が分からない中で地域の人々の営みを知り、信頼関係を作ろうと試行錯誤している時に、組織の上司や周囲から「それ、行く必要ある？」「それ、うちの業務？」というような言葉をかけられることです。「あの人、なんで関係ない場所ばかり見に行ってるの」というような周囲の理解が得られない雰囲気を職場に作らないようにすることが求められます。

積極的に「地域内放浪」する人が組織の中で「浮かない」ようにするには、例えばコーディネーター業務の委託仕様書に「業務時間の一定割合の時間は、必ず、通常業務の範囲外の地域関係者とのコミュニケーションをとる活動に費やすこと」を明記するといった方法や、業務時間の中に余白となる時間を意図的につくるように業務の配分を変えるなどの方法があります。

コーディネーター業務は、役所の外で地域の関係者をつなぐことである以上、こうした所管に縛られた指示によって行動範囲が狭くならないようマネジメント職は十分に配慮する必要があります。また、こうした「行政の堅い掟」と「民間の柔軟性」をつなぐ必要性があるからこそ、中間の触媒としてコーディネーターが存在していると考えてみるとよいでしょう。

人材育成

管理職にせよ現場の最前線にいるソーシャルワーカー・コーディネーターにせよ、最初から地域への関わりがうまくできるものでもないでしょう。地域との関わりは、相手のあることですし、それもその相手は様々な前提や考え方の違う人たちの集まりです。基本的なコミュニケーションスキルを身に着けることに加え、場面や相手、関係性の段階にあった関わり方を身に着けていく必要があります。むしろそうした技術は、スキルではなく、ソーシャルワークにおける技術のように、アートと称される種類のものでしょう。

また、人材育成は最前線の現場での経験の積み上げによる部分も大きいと思いますが、あわせて都道府県や近隣市町村で同じ立場で働く専門職との交流も大切な意味をもっています。特に地域づくりに関わるコーディネーターには常に越境の可能性があることから、同一職種内の研修だけでなく、他業界の類似職との交流にも大きな意味があります。介護領域の生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、地域福祉領域における地域福祉コーディネーターをはじめ、地域おこし協力隊など、多様な職種のかさなりしを意識した研修などは、広域行政においても、また当該市町村内においても効果的です。

(2) 事業も財源も「分野横断できる」ことを知る

ここまでで、私たち福祉行政が目指す地域づくりが、その目的を果たしていこうとすると、結果的に取組が分野を横断することがあることを理解していただけたと思います。他方、行政の事業の区分や財源についてもこうした結果的に分野横断する取組に対して親和性のある改正が様々な部分で行われています。社会福祉法の改正以降、地域づくりに資する事業については分野を越えて一体的に実施できること、また費用の面では、支援が一体的に実施される場合は按分が必要がなく補助金の目的外利用にもならないことなどが通知されています。

－ 相談支援 －

社会福祉法第106条の2 平成29年改正により新設 (地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり**自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは**、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、**支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに**、必要があると認めるときは、**支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。**

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

出典) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

－ 地域づくり －

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」 (平成29年3月31日課長通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、市区町村は、**事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。**この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。なお、合理的な方法の例としては、以下のやが挙げられるが、**これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。**ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

～(中略)～

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場合や、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、**支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。**この場合、補助金等の目的外利用とはならない。

出典) 厚生労働省「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」(平成29年3月31日課長通知), <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184513.pdf> (2024/11/8参照)

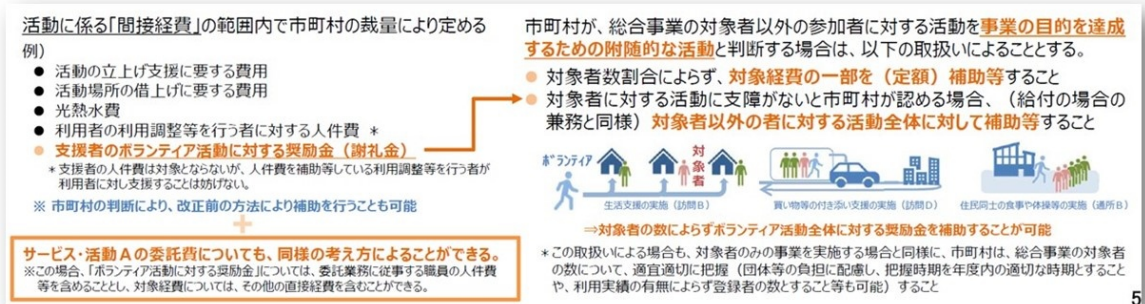
地域支援事業実施要綱も分野横断を後押し

令和6年8月の地域支援事業実施要綱・ガイドラインの改正は、こうした分野横断的な取組をこれまで以上に明確に後押しする内容となっています。(生活支援コーディネーターによる他分野へのはみだしが、改正以前から推奨されていた点については誤解がないように書き添えておきます。)例えば、生活支援コーディネーターについても、他分野の対象者への支援に資する活動に参画していくことや、他分野の多様な主体と協働することを求めています。

【地域支援事業実施要綱改正における追記部分(下線部分)】住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと(が望ましい(改正で削除))。したがって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場

など、高齢者の支援のみならず、その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである⁵。

また、総合事業における多様なサービス・活動における委託や補助の方法についても、その支援対象は、総合事業の制度上の直接的な支援対象に限定されず、事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、他分野の対象者に対するサービス提供も含めて補助の対象とできることがこれまで以上に明確に示されました。



出典）厚生労働省「令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

厚生労働省による他分野との連携通知

厚生労働省からも、令和3年以降、他分野との積極的な連携を促進するため、福祉行政の内外の諸制度との連携の必要性について通知を発出しています（下図の通り）。なお、厚生労働省のこれらの通知は、重層的支援体制整備事業の実施における連携の位置づけで整理されていますが、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制の整備を進める自治体にも広く適用されるものであることに留意してください。

この点については、本ガイドブックも同様で、このガイドブックで取り扱った包括的な支援体制の整備は、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、すべての市町村の努力義務であることから、どの地域においても「地域づくり」への関わりが必要になります。

⁵ 地域支援事業実施要綱の「2 生活支援体制整備事業」「(3) 実施内容」「力留意事項」「(エ) の項において、従来は「様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくことが望ましい」ととされていた表現も文末が「取組を進めていくこと」に改められた。



「重層的支援体制整備事業に係る他分野との連携通知」
の中で重層事業との連携を求められている制度・事業等

- 関係制度等
 - ひきこもり支援
 - 自殺対策
 - 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
 - 公共職業安定所等
 - シルバー人材センター
 - 生涯現役促進地域連携事業
 - 水道事業
 - 保護観察所等
 - 地域生活定着促進事業
 - 教育施策
 - 子供・若者育成支援施策
- 関係制度等
 - 高齢者向け施策
 - 障害保健福祉施策
 - 子ども・子育て支援施策
 - 生活困窮者自立支援制度
 - 生活保護制度
 - 成年後見制度利用促進に係る取組
 - 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等
- 地域若者サポートステーション事業
- 消費者安全確保協議会 ※消費者庁
- 地域力創造施策 ※総務省
- 地方創生施策 ※内閣府
- 農林水産施策 ※農林水産省
- 地域循環共生圏に関する施策 ※環境省
- 孤独・孤立対策
- 犯罪被害者等施策

おわりに

このガイドブックでは、福祉行政の領域で地域づくりに関わる職員の方に向けて、地域づくりとは何か、そして地域づくりとは何をすることなのかについて整理してきました。福祉行政における地域づくりの難しさの一因は、地域づくりの実践が、行政がしばしば固執してしまう「事務分掌」や「事業担当」とは対極にある仕事だということです。

今、地域福祉には、包括的な支援が求められています。制度や事業だけでなく、柔らかな人のつながりの中で対象者を支援する必要性がますます高まっています。そうした中で、福祉行政が「気にかかけ力」を持った「人と人のつながりに基づくセーフティネットづくり」、つまり福祉行政の働きかける地域づくりを進めるには、本籍地にこだわらずに、越境し、はみ出す勇気が求められているということを最後に改めて強調しておきたいとおもいます。

資料編

- 文献・資料調査結果
- 都道府県アンケート調査結果 概要版

世界が進むチカラになる。



「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」

各省庁の地域づくり関連施策・制度 (ガイドブック資料編)

第2回検討委員会

2024年12月10日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

文献・資料調査の実施概要

■ 調査目的

- 各省庁（小さな拠点、地域運営組織の形成、農村RMO、脱炭素地域づくり等）の地域づくりに関する制度・施策等を整理し、市町村の福祉部門担当者に情報提供できるよう資料化する。

■ 調査対象

- 厚生労働省「重層的支援体制整備事業に係る他分野との連携通知」のうち、以下の通知の中で言及されている施策・事業に関連して設けられている地域づくりの支援メニューの中で、地域福祉関連の活用事例があるもの。
 - 重層的支援体制整備事業と地域力創造施策との連携について（令和3年10月1日付）※総務省
 - 重層的支援体制整備事業と地方創生施策との連携について（令和3年12月1日付）※内閣府
 - 重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携について（令和4年3月1日付）※農林水産省
 - 重層的支援体制整備事業と地域循環共生圏に関する施策との連携について（令和4年6月30日付）※環境省
- 「地域共生社会の在り方検討会議」で報告された制度等

■ 調査の実施方法

- 文献・資料調査（各省庁のHPからの情報収集）

■ 調査項目

- 制度の概要
- 支援内容等
- 地域福祉関連の活用事例（コミュニティ形成、参加支援等）
- 詳しく知りたい場合のURL等



出典）厚生労働省HP＞重層的支援体制整備事業に係る他分野との連携通知、
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikiyosei/enkei.html（2024/11/27参照）

地域おこし協力隊

所管省庁：総務省
分類：人材確保

制度の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

支援内容等

地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置を講じる

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
- ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
- ③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費
- ④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費
- ⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

地域福祉関連の活用事例

- 高齢者の見守り活動を企画・運営するほか、地域の方が気軽に集まることが出来る文化イベントを主催（奈良県奈良市）
- 地域の規格外食材の販売をメインとしたマルシェを定期的に開催、地域の住民や小学生が、手作りの飲食物や物品の販売なども行っている（高知県四万十町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 地域力の創造・地方の再生

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html

総務省HP> 地域おこし協力隊

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

出典)

総務省 地域力創造グループ「令和5年度 地域力創造グループ施策について」（令和5年4月），
https://www.soumu.go.jp/main_content/000874075.pdf（2024/8/16参照）
総務省 地域力創造グループ「地域おこし協力隊事例集」（令和6年8月），
https://www.soumu.go.jp/main_content/000961257.pdf（2024/8/16参照）

2 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業

所管省庁：総務省
分類：財政支援

制度の概要

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援する事業。

支援内容等

- 対象地域
過疎地域をはじめとした条件不利地域
- 事業主体
集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
- 対象事業
集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- 交付対象経費の限度額
1,500万円（定額補助）
※ただし、専門人材を活用する事業、ICT等技術を活用する事業については限度額を上乗せ

地域福祉関連の活用事例

- 高齢化率が約57%の山間部の集落において、旧農協施設を改修して地域拠点施設を整備。拠点にて、日用品の販売、地域食堂の実施、オンライン診療の実証等を実施（島根県津和野町）
- 買い物支援など既存の6つのコンテンツをプラットフォーム化し、支え合い人材研修会を実施。災害対応の備品を整備するとともに、地域づくりにつながるワークショップを開催（山形県川西町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 過疎地域持続的発展支援交付金による取組支援

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm

出典)

総務省 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の事業概要，
https://www.soumu.go.jp/main_content/000854804.pdf（2024/9/24参照）
総務省 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の主な活用事例（令和3年度），
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm
（2024/9/24参照）



集落支援員

所管省庁：総務省
分類：人材確保

制度の概要

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

支援内容等

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
集落支援員の報償費、活動費等
- 措置額
集落支援員1人あたりの上限額 専任485万円、兼任40万円
※国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

地域福祉関連の活用事例

- 地域の巡回、地区住民からの聞き取りを行い、地域の課題を記す「集落カルテ」を作成。地区の状況を話し合う会議で住民から課題を聞き取り、市の担当職員と情報を共有。コミュニティカの強化や認知症予防のため高齢者サロンを開催（新潟県糸魚川市）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 集落支援員

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html

出典)

総務省「集落支援員の概要について」，
https://www.soumu.go.jp/main_content/000941716.pdf（2024/9/24参照）
総務省HP> 集落支援員> 最近の取組事例紹介> 令和5年度，
https://www.soumu.go.jp/main_content/000941718.pdf（2024/9/24参照）

3 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

特定地域づくり事業推進交付金

所管省庁：総務省
分類：財政支援

制度の概要

「特定地域づくり事業」とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等のこと。「特定地域づくり事業協同組合制度」は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合。

支援内容等

特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援を受けることができる。

- 【国庫補助】
 - 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
 - 対象経費
 - ①派遣職員人件費（上限額400万円/年・人）
 - ②事務局運営費（上限額600万円/年）
 - 【地方財政措置】
 - 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担（措置率1/2）
 - 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担（対象経費の上限額300万円、措置率1/2）
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置（措置率1/2（財政力補正あり）等）も活用可能。

地域福祉関連の活用事例

- 9事業者の仕事を組合せ年間の仕事を創出。組合で雇用した職員を各事業者に派遣（マルチワーカー）することで移住・定住を促進、地域づくりや地域産業の担い手を確保・育成（鹿児島県与論町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html

出典)

総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度，
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html（2024/9/24参照）
総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室「特定地域づくり事業協同組合制度について」（令和5年4月），
https://www.soumu.go.jp/main_content/000877313.pdf（2024/9/24参照）
総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度> 特定地域づくり事業協同組合 優良事例集（10組合），
https://www.soumu.go.jp/main_content/000932025.pdf（2024/9/24参照）



地域運営組織の設立・運営に対する支援

所管省庁：総務省
分類：組織づくり

制度の概要

地域運営組織とは、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

支援内容等

地域運営組織の設立・運営に対し、地方財政措置を講じる。

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援（市町村）
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
(1) 地域運営組織の運営支援
① 運営支援（措置対象：事務局人件費等）…普通交付税
② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費等）…特別交付税
(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
(措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費等）…普通交付税
2. 地域運営組織の経営力強化支援（都道府県・市町村）
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費等）…特別交付税

地域福祉関連の活用事例

- 放課後児童クラブが社協やJAなどと連携して地域食堂を開催するなど、多世代交流の機会創出に取り組む（岩手県奥州市）
- コミュニティカフェを運営するほか、夏休み期間の子どもの居場所づくり等に取り組む（兵庫県三田市）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 地域運営組織

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiihi_unneisiosiki.html

出典）
総務省HP> 地域運営組織、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiihi_unneisiosiki.html（2024/9/25参照）
「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する事業・制度（令和6年度）」、https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/meeting/pdf/r06-0718_seidoannnaisiyou.pdf（2024/9/25参照）
総務省 地域力創造グループ「地域運営組織の持続的な運営に向けた取組事例集」（令和6年3月）、https://www.soumu.go.jp/main_content/000939008.pdf（2024/9/25参照）

小さな拠点・地域運営組織について詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 小さな拠点・地域運営組織の形成（小さな拠点情報サイト）<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/index.html>
※同サイト内に支援メニューとして「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する事業・制度（令和6年度）」が掲載されている。

小さな拠点税制

所管省庁：内閣府
分類：税制措置

制度の概要

「小さな拠点」づくりとは、中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組。

支援内容等

中山間地域等において、地域の雇用の確保や生活サービスの提供を行う小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対して、個人が出資（新規発行株式を払込みにより取得）した際に、出資額に応じて、所得税の優遇措置（寄付金控除の適用）が受けられる。

地域福祉関連の活用事例

- 道の駅内に、村内唯一のスーパーの移転開設などにより地域住民の生活拠点を形成、道の駅をはじめ農家レストラン、農産物直売所・加工所の開設により約50人の雇用を創出。道の駅施設は村が整備、村と地域住民が主体となった株式会社「豊かな丘」を立ち上げて運営。同社が道の駅運営に必要な経費を賄うために新たに増資を行い、増資により株式を取得した地域住民等の個人に対して、小さな拠点税制を適用（長野県豊丘村）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 小さな拠点税制

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/zeisei/index.html>

出典）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～」（平成28年3月発行、令和6年3月一部改訂）、<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/tebiki.pdf>（2024/9/25参照）
内閣府地方創生推進事務局「地方創生『小さな拠点』税制活用本」（令和6年4月）、<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chisanakyoten/katsuyobon.pdf>（2024/9/25参照）

デジタル田園都市国家構想交付金

所管省庁：内閣府
分類：財政支援

制度の概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、各地方公共団体の意欲的な取組を支援する。

支援内容等

- 4つのタイプのうち「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）」では主にソフト事業、「地方創生拠点整備タイプ」では主にハード事業を支援（いずれも補助率は1/2）。
- 「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）」
：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援
- 「地方創生拠点整備タイプ」
：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地域福祉関連の活用事例

- 民間事業者が整備する賃貸住宅に子育て世帯が安心して入居できるコミュニティの構築を支援、共助の担い手のマッチングや地域活動のコーディネートを行う共助コミュニティプラットフォームを立ち上げ（富山県舟橋村）
- 就労相談・利用者託児など子育てから交流、就労まで一貫してワンストップの支援機能を有する多機能・分野横断型（コミュニティスペース・カフェ・コワーキングスペースなど）の中核拠点を整備（長野県須坂市）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> デジタル田園都市国家構想交付金

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

出典）
内閣官房・内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金について」（令和6年4月）、https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/denenkohukin_2024_gaiyou.pdf（2024/8/16参照）
内閣官房・内閣府「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）採択事例集」（令和6年8月）、https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r6_katuyoujirei-suishin.pdf（2024/8/16参照）
内閣官房・内閣府「地方創生拠点整備タイプ 採択事例集」（令和6年6月）、https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r6_katuyoujirei-kyoten.pdf（2024/8/16参照）

地域再生エリアマネジメント負担金制度

所管省庁：内閣府
分類：財政支援

制度の概要

エリアマネジメントは、特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組。

支援内容等

3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。
複数の市町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市町村で協働・連携し、連担した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能。

地域福祉関連の活用事例

- エリアマネジメントの活動として、地域ルールづくり・コミュニティづくりに取り組んでいる事例あり。自主的な地域ルールをつくる活動のほかに、関係者の交流を促進するとともに、地域づくりの担い手を育成する新たなコミュニティを生み出す取組も進められている。

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 地域再生エリアマネジメント負担金制度

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html>

出典）
内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 地域再生エリアマネジメント負担金制度
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html>（2024/9/25参照）
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生まちづくりエリアマネジメント」（平成29年3月）、https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/areamanagement_panf.pdf（2024/9/25参照）

地方就労・自立支援事業

所管省庁：内閣府
分類：財政支援

制度の概要

都市のひとり親家庭や若者無業者が希望に応じて地方に住み、地域で能力開発を進め、ワーク・ライフ・バランスが確保された安定的な就労を得ることを支援する。自治体間の連携等により、地方で就労しながら自立した生活を送りたい方々に対し、人材を求める地方圏へのつながりや、就業面を中心とした相談支援等を行う。

支援内容等

地方就労・自立支援事業に関する経費は、所定の要件を満たす事業であれば地方創生推進交付金（現行の「デジタル田園都市国家構想交付金」）を活用できる可能性がある。

地域福祉関連の活用事例

- 関西圏の若年無業者等を(株)泉州アグリ（母体＝泉州地域若者サポ）と泉佐野市が受け入れ、農作業体験等を経て、就農の選択肢を増やしたい希望者を、就労支援を共通化する弘前市のリンゴ園に送り出し、実地研修を繰り返し就農を支援（泉佐野市・弘前市）
- 人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるひとり親家庭の受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成（島根県浜田市）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会
https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/tihouseisei_setumeikai/r02-07-21.html
内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> デジタル田園都市国家構想交付金
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

出典)

地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会 資料22「地方就労・自立支援事業について」（令和2年7月21日）、
https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/tihouseisei_setumeikai/pdf/r02-07-21-shiryuu22.pdf（2024/9/25参照）

食品ロス削減総合対策事業のうち 食品事業者からの 未利用食品提供の推進等

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援等

制度の概要

食品事業者からフードバンク等への未利用食品の提供による食品ロス削減を図るため、食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等、フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援する取組。

支援内容等

「専門家派遣等」：

国から民間団体に委託

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品事業者の食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施。

「先進的な取組支援」：

民間団体等に補助（上限額250万円/年、補助率1/2以内）

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的な取組に必要な経費を支援。

地域福祉関連の活用事例

- 専門家派遣の助言を受け、市と社協による既存のフードドライブの仕組みとともにフードバンク活動を発展させ、市・社協・地域包括支援センター・食品企業等を集めた地域連携検討会を実施した。（認定NPO法人葵風（愛知県岡崎市））

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> フードバンク

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html?fbclid=IwAR2-YJ6ogIYG4ksCkEu0fNMHye5BBcax_C6wPzBly8xpqDwzrzbJkJEV8

出典) 農林水産省フードバンク活動強化に向けた専門家派遣等委託事業 委託者（株式会社マイファーム）ホームページ「2023年度フードバンク活動事例集」、
https://myfarm.co.jp/foodbank/jigyo/jirei/pdf_2023.html（2024/12/5参照）



農村型地域運営組織 (農村RMO)形成推進事業

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援等

制度の概要

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

支援内容等

「農村RMOモデル形成支援」と「農村RMO形成伴走支援」の2種類。

「農村RMOモデル形成支援」：

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））

「農村RMO形成伴走支援」：

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援

地域福祉関連の活用事例

- 高齢者の見守り支援に向けた検討や生活支援の体制づくりを検討するために一人暮らし世帯等へのアンケート調査を実施。（長野県栄村）
- 農産物の集出荷と併せた高齢者の見守りなどの実施に向けた検討、試行を実施。（高知県梼原町）

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

出典)

農林水産省「農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）令和6年度予算の概要」、
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/attach/pdf/chusankan_suishin-7.pdf（2024/8/22参照）
農林水産省「農村RMOモデル形成推進事業の実施地区」（令和6年1月）、
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/attach/pdf/jirei-1.pdf>（2024/8/22参照）

農山漁村発イノベーション 推進事業（農福連携型）

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援。

支援内容等

「農福連携支援事業」：

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援
事業期間：上限2年間、交付率：定額（簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算）※農業法人、社会福祉法人、民間企業等への支援

「普及啓発・専門人材育成推進対策事業」：

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援
事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）
※民間企業、都道府県等への支援

地域福祉関連の活用事例

- 自社栽培ホップを使ったクラフトビール、干し芋を製造・販売するほか、市内社会福祉法人と連携してホップソルトを製造・販売することで、農福連携による就労支援に貢献（宮城県石巻市 一般社団法人 イシノマキ・ファーム）
- 高齢者向けの居宅介護支援事業や通所介護事業、障がい者向けの就労継続支援事業の一環として、地域の遊休棚田で蓮を栽培（滋賀県長浜市 認定特定非営利活動法人つどい）
※上記は、本制度の前身である農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用した事例

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 農山漁村発イノベーションの推進
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/>

出典)

農林水産省「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）令和6年度予算の概要」、
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-185.pdf>（2024/8/26参照）
農林水産省「農山漁村発イノベーション事例集」（令和6年4月）、
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-182.pdf>（2024/8/26参照）



多面的機能支払交付金

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする制度。

支援内容等

「農地維持支払」：

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援（支援対象となる取組）

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等

「資源向上支払」：

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援（支援対象となる取組）

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等

地域福祉関連の活用事例

- 地域内交流を目的として、町内会や老人クラブと連携した清掃活動や植栽活動を実施したことを機に、町内会や老人クラブなど団体間の交流が活発化した。（北海道厚沢部町当路地区環境保全会）
- 他団体との交流を積極的に行い、多様な世代の参加者が増えたことで、住民同士の交流が深まり、地域が活性化した。（青森県平川市八農会）

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 多面的機能支払交付金
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

出典）
農林水産省「多面的機能支払交付金実施要綱」，
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-120.pdf（2024/9/19参照）
農林水産省「多面的機能支払交付金 優良事例集」（令和6年5月），
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html>（2024/9/19参照）

8 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

中山間地域等 直接支払交付金

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援する取組。

支援内容等

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

（支援対象者）

中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）における集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

地域福祉関連の活用事例

- 集落協定と社会福祉協議会が連携して、地域の高齢者の見守りを行う「見守り隊」を結成（新潟県佐渡市下川茂集落協定）
- 高齢者の見守り活動やサロンの開設により地域内のつながりを醸成（青森県平川市古懸集落組合）
- 独居高齢者世帯や、障がい者世帯への生活支援として、除雪や声掛けを実施（福井県高浜町山中農地保全組合）
- 地区住民の体調や介護の状況を把握するため、全戸に「あんしんチェックシート」を配布し、見回り活動等を強化（京都府京丹後市布袋野集落協定）

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 中山間地域等直接支払制度
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

出典）
環境省「農村集落の課題解決アイデア集」（令和5年1月），
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html（2024/9/25参照）



消費・安全対策交付金 （地域での食育の推進）

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するための財政的支援を行う取組。

支援内容等

民間団体等（都道府県、市町村を含む）に対して、下記7の事業に関する支援を行う（いずれも補助率は1/2）

- ① 食育を推進するリーダーの育成
- ② 農林漁業体験機会の提供
- ③ 地域における共食の場の提供
- ④ 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及
- ⑤ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上
- ⑥ 食品ロスの削減
- ⑦ 地域食文化の継承

地域福祉関連の活用事例

- 近年、少子高齢化の進展とともに、核家族・共働き世帯・ひとり親世帯・高齢者単身世帯等が増加し、家庭内で共食する（一緒に食べる）機会が減少（孤食する人が増加）していることが課題となっていた。そのような中、コロナ禍で活動が縮小されていた子ども食堂の再開、新規設立等の支援を行い、共食の場を通じた食育活動の推進を図った。（熊本県熊本市 子どもから地域へ広がれネットワーク）

※上記は、支援内容等「③ 地域における共食の場の提供」に該当する事例

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 地域の食育の推進（委託費・交付金）
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi.html>

出典）
農林水産省「令和6年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」，
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r6.html>（2024/9/25参照）
農林水産省「地域における食育活動の取組事例」（令和4年度），
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/torikumi2-142.pdf>（2024/9/25参照）

9 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

食品アクセス 緊急対策事業

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する事業。

支援内容等

<Ⅰ型>

民間団体等（都道府県、市町村を含む）に対して、以下の事業に関する支援を行う（定額（上限額1,000万円／年、上限額1,500万円／地域）

※2年目は3/4、3年目は1/2補助）

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
2. 地域の関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
3. 地域における食品アクセス・食品ロスの現状・課題の調査

<Ⅱ型>

都道府県に対して、下記の事業に関する支援を行う（いずれも補助率は1/2）

4. 課題解決に向けた計画の策定・実行
(1) 食品アクセス困難者への食料提供を行う団体の新設又は既存の当該団体の取組の拡充
(2) 国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進

地域福祉関連の活用例 ※実施要綱の活用用途を参考に記載

- 市町村や社会福祉協議会が中心となり、食品事業者とフードバンク等との連携について話し合う協議会を設置する場合
- 地域における買い物困難者等の分布やその原因を調査する場合
- 地域内の食品事業者とフードバンク等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 令和6年度 食品アクセス緊急対策事業(令和5年度補正繰越分)の取組内容等
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/torikumi.html>

出典）
農林水産省「食品アクセス緊急対策事業」，
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-16.pdf>（2024/12/5参照）
農林水産省「食品アクセス緊急対策事業実施要綱」，
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-5.pdf>（2024/12/5参照）
農林水産省「説明用チラシ」，
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-12.pdf>



地域循環共生圏づくり 支援体制構築事業

所管省庁：環境省

分類：財政支援

制度の概要

各地域での地域循環共生圏づくりを推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とて、地域循環共生圏づくりに取り組む地方公共団体、民間団体又は協議会（活動団体）及び活動団体に対して地域循環共生圏づくりの中間支援を行う団体等（中間支援主体）に対して財政的支援を行う取組。

支援内容等

参加団体（中間支援主体及び活動団体）に対して、200万円（税込、採択1～2年目）、400万円（税込、採択3年目）を上限に財政的支援を行う。
経費の種目は、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定。

地域福祉関連の活用事例

- 「人々と自然の共存」という理想の村の実現に向けて、様々なプロジェクトを企画。
そのうちのひとつとして、民家を改装して、村民同士の交流数の増加、テレワークなどの新たな働き方の創出、子育て環境の向上という3つの狙いを持つ地域交流拠点を生み出した。1階はシェアキッチン／託児所／コインランドリー、2階はテレワークができるスペースが設けられている（長野県 根羽村 一般社団法人ねばのもり）

※上記は、本事業の前身である地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業を活用した事例

詳しく知りたい場合は・・・

環境省HP> 地域循環共生圏ポータルサイト
<https://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/#a-tsukuru-shien-kouchiku>

出典）
環境省「地域循環共生圏事例集 ローカルSDGsを生み出す地域のかたち」（令和4年3月），
<https://chiikijunkan.env.go.jp/assets/pdf/shiru/localsdgs.pdf>（2024/9/18参照）

地方消費者行政 強化交付金

所管省庁：消費者庁

分類：財政支援

制度の概要

地方公共団体が実施するSDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等の支援、配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用の支援等。

支援内容等

「重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化」：

地方公共団体に対し、原則補助率1/2（一部1/3補助率を導入）

①情報化対応の推進（消費生活相談のデジタル対応、新たな相談支援システム移行経費等）・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げ等）

②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備運用

③消費者教育・啓発への取組

④SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）

⑤法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保へ取組

「国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ」：

消費者行政に関わる消費生活相談員・行政職員・教員に対し、原則補助率1/2

①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応

②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応

③消費者教育・消費者政策の普及啓発

④消費者政策に関連する法改正等への対応

地域福祉関連の活用事例

- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費 等
- 消費生活相談を受けるための体制（テレビ電話通訳、手話通訳等）整備に係る費用
- 配慮を要する消費者を見守る人に対しての消費生活相談窓口を周知するための経費

詳しく知りたい場合は・・・

消費者庁> 地方消費者行政強化交付金等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/

出典）
消費者庁「地方消費者行政強化交付金交付要綱」，
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_240405_10.pdf



世界が進むチカラになる。



「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」

包括的な支援体制の整備に向けた 地域づくりに関する 都道府県アンケート調査結果

第1回検討委員会

2024年9月30日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査の実施概要

全都道府県の包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業担当者を対象に、アンケート調査を実施した。

- 調査名
 - 包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりに関する都道府県アンケート調査
- 調査目的
 - 都道府県が市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況について、どこまで情報収集しているかを把握する
 - 【仮説】重層事業を実施している市町村の把握にとどまっているのではないかと相談支援に関しては具体的に把握しているが、地域づくりに関しては十分に把握していないのではないかと。
 - 都道府県が包括的な支援体制の整備に向けて、どのような取組を行っており、また今後の取組をどのように検討しているかを把握する
 - 【仮説】相談支援に比べて地域づくりに関する取組は低調、今後の取組も具体的な検討ができていないのではないかと。
 - 包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組事例を把握する。
- 調査対象
 - 都道府県の包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業担当者 47件
- 調査の実施方法
 - WEBアンケート調査による実施（Microsoft Formsを利用）
- 調査期間
 - 2024年8月26日（月）～9月13日（金）
- 配布・回収数
 - 配布47件・回収45件（回収率95.7%）
- 調査項目→次頁参照

調査項目①

全7問の設問を設定し、選択式の設問は必須回答とした。

設問	設問	選択肢	回答形式
問1	回答者の都道府県名、連絡先のメールアドレス	—	必須回答、自由記述
問2	貴都道府県では、包括的な支援体制の整備(社会福祉法106条の3第1項)に向けた各市町村の取組状況をどのくらい把握していますか。 ※相談支援および地域づくりについて、それぞれ回答	1. 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している 2. 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している 3. 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない 4. その他(自由記述)	必須回答 単一回答、一部自由記述
問3	貴都道府県では、包括的な支援体制の整備のために、どのような取組を行っていますか。	1. 法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供 2. 市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催 3. 福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供 4. 福祉部門以外を含む市町村間の意見交換の場の提供 5. 各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集 6. 各市町村の個別の課題に応じた支援(アドバイザー派遣など) 7. 精神保健、刑務所出所者、難病患者等、都道府県が支援関係機関となる分野での取組 8. 都道府県庁内での関係部署間の協議 9. その他(自由記述) 10. 取組は、特に行っていない	必須回答、複数回答
問4	(問3「地域づくりについて」で1.～9.のいずれかを回答した方)問3「地域づくりについて」の回答内容のうち注力している取組について、具体的な内容をご記載ください。	—	任意回答、自由記述

2 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



調査項目②

取組事例の具体例、包括的な支援体制の整備に向けた課題については、自由記述式とし詳細な回答を収集した。

設問	設問	選択肢	回答形式
問5	包括的な支援体制の整備に向けては、分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進が重要ですが、そうした観点で注目している都道府県内の地域づくりの取組事例があればご回答ください。※行政だけでなく、住民や団体、事業者等が実施している取組も含めてお答え下さい。	【回答項目】 ・ 市町村名(取組が行われている場所) ・ 地域づくりの取組の概要 ・ 当該市町村における重層事業等の実施の有無 ・ (重層事業・移行準備事業を実施している場合)事業実施前後の取組内容・体制等の変化	任意回答、一部自由記述 最大2例まで
問6	包括的な支援体制の整備に向けて、貴都道府県の今後の取組として検討していることはありますか。 ※相談支援および地域づくりについて、それぞれ回答	1. 今後の取組として具体的に検討しているものがある 2. 考えはあるものの、取組内容を具体化できていない 3. どのような取組をしていけばよいのか分からない 4. 今後の取組を検討する予定は、特にない	必須回答、単一回答
問6-1	(問6「地域づくりについて」で1.もしくは2.を回答した方)「地域づくりについて」検討している今後の取組内容や考えをご回答ください。	—	必須回答、自由記述
問7	包括的な支援体制の整備に向けては、分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進が重要ですが、そのために都道府県あるいは市町村においてどのような取組が必要、あるいはどのようなことが課題になるとお考えですか。ご意見をお聞かせください。	—	任意回答、自由記述

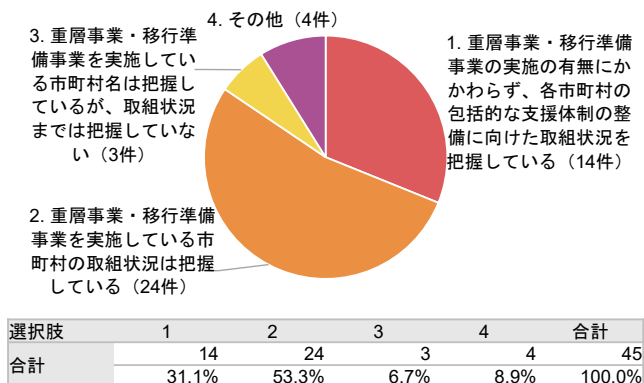
3 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



問2 包括的な支援体制の整備に向けた市町村の取組状況をどのくらい把握しているか

- 相談支援も地域づくりも、「重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」という都道府県が最も多い。
- 一方で、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組を把握している」という都道府県も一定数確認されたが、相談支援に比べると、地域づくりはやや少ない。

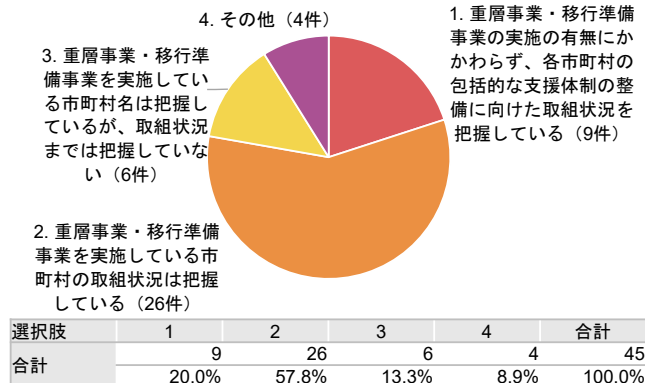
相談支援について(単一回答、n=45)



その他 自由記述

- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している区市名は把握していますが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しいと考えています
- ・ 重層事業は取組状況を把握しているが、移行事業は把握できていない
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、すべての実施市町村の取組状況は把握していない

地域づくりについて(単一回答、n=45)



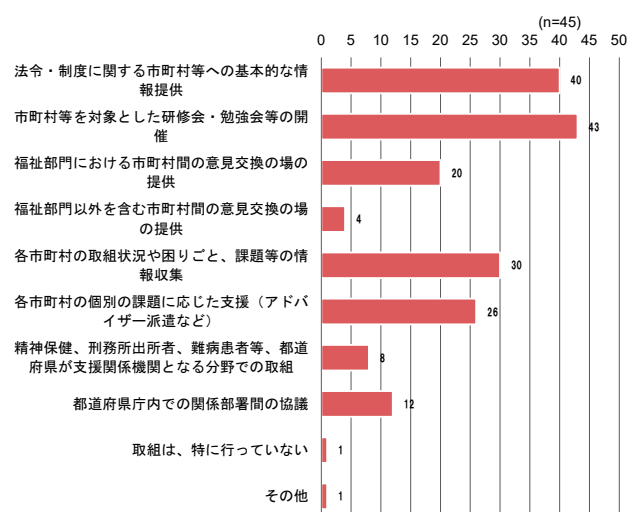
その他 自由記述

- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している区市名は把握していますが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しいと考えています
- ・ 重層事業は取組状況を把握しているが、移行事業は把握できていない
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、すべての実施市町村の取組状況は把握していない

問3 包括的な支援体制の整備のために、どのような取組を行っているか

- 相談支援と地域づくりの間で、取組内容の傾向は大きく変わらず、「法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供」「市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催」が多く、次いで、「各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集」「各市町村の個別の課題に応じた支援（アドバイザー派遣など）」となっている。

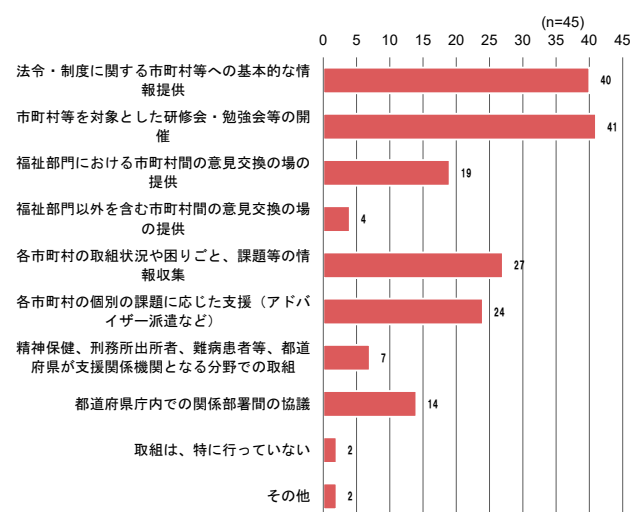
相談支援について(複数回答、n=45)



その他 自由記述

- ・ 県庁内における関係部署間での情報共有等

地域づくりについて(複数回答、n=45)



その他 自由記述

- ・ 県庁内における関係部署間での情報共有等 / 等

問4 地域づくりについて注力している取組の具体的な内容

■ 問3で、地域づくりについて何らかの取組を実施していると回答した43都道府県を対象に、注力している取組の具体的な内容を自由記述形式で質問したところ、34都道府県から回答が得られた。

① 法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供(4件)

- ・福祉分野以外で活用できそうな補助金や支援制度の情報提供を行っている。
- ・住民主体の地域福祉活動の推進のための事例提供
- ・国のキャラバン事業を活用して先行事例の紹介。
- ・国等からの情報提供を随時市町村へ共有している

② 市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催(19件)

- ・市町村研修会の開催
- ・今年度、研修を実施予定
- ・セミナー開催、事例検討会を実施
- ・包括的な支援体制の整備に関する研修会の開催
- ・市町村担当者及び関係機関を対象とした情報交換会の開催
- ・研修会において地域づくりに関する実践報告を設定している。
- ・その年のテーマによるが、毎年研修を行っている。
- ・県社会福祉協議会と協働し、研修会を開催している。
- ・市町村を個別に訪問して意見交換を行ったり、研修会を開催して先行自治体による事例発表等の場を設けている。
- ・各自治体のお困りごとを把握し、その声をもとに研修会を企画している。
- ・地域づくりに限らないが、重層的支援体制整備事業の後方支援事業を社会福祉協議会に委託して実施しており、研修会や意見交換会を開催している。
- ・地域づくりについてのみでなく、相談支援・参加支援・地域づくり全般の研修会を実施

②(続き) 市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催

- ・国の予算、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」も活用しながら、区市町村職員、区市町村社会福祉協議会職員を対象としたシンポジウムを開催するなど、機運の醸成に努めています。
- ・外部講師を招へいし、座学＋グループワークを内容とする研修を行っており、相談事業や地域づくり事業についてデザインする視点を持って、事業の実施状況を見直すよう伝えている。
- ・市町と市町社会福祉協議会(地域づくりの担い手として)が合同参加する、包括的支援体制の構築に向けた研修を実施している。
- ・包括的な相談支援体制に関わる人を対象として、地域づくりなどをテーマとした研修会を開催している。
- ・地域づくりの取組を具体的にイメージしてもらえらる場として、市町村職員等を対象とした意見交換会及び学習会を実施。
- ・県においては、市町村ごとの個別の勉強会等(アドバイザー派遣を含む)を通して、「包括的な支援体制の整備」や「地域づくり」についての説明とともに、当該市町村の取り組み事例を通して、「地域共生社会の実現」の周知理解を得よう取り組んでいる。
- ・市町村職員・相談支援機関の職員向けに地域共生社会の普及・啓発に関するセミナーを実施している。令和6年度の研修では重層事業に取り組む市町や他県の先進事例の講義等を予定している。

問4 地域づくりについて注力している取組の具体的な内容(続き)

(続き)

③ 福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供(7件)

- ・意見交換の場の提供
- ・市町村担当者間での状況共有
- ・市町村向け研修にて市町村同士でのグループワークを行っている。
- ・各市町の情報交換の場の提供
- ・地域づくりに特化したものではないが、先進自治体の取組共有や市町村・社協間での情報交換
- ・市町村関係課同士でのワークなどを行う研修会を実施
- ・「重層的支援体制整備事業に向けた都道府県後方支援事業」の一環として、重層事業関係者(市町行政、市町社協等)を集めた情報交換会または研修会を開催し、市町担当者間のネットワークづくりや、重層事業のメリデメ共有等を行っている。

④ 福祉部門以外を含む市町村間の意見交換の場の提供(0件)

⑤ 各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集(1件)

- ・各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集

⑥ 各市町村の個別の課題に応じた支援(アドバイザー派遣など)(11件)

- ・市町からの要望に応じて、アドバイザーを派遣し近隣市町を含めた意見交換会などを行うことで、市町の支援を行っている。
- ・地域活動に関するアドバイザー派遣の事業をしている。
- ・地域の実践者等派遣による支援
- ・アドバイザーを派遣し他市町の好事例の共有等を行うことで各市町の個別課題に応じた支援を行っている。
- ・個別課題に応じた支援
- ・社会資源の状況等が地域によって異なることから、各市町の個別の課題に応じた助言等の支援を行う事業を実施。内容は次のとおり。
 - 県、県社協、市町社協などのコアメンバーによる打合せ
 - 市町の関係機関のセルフチェックによる課題の抽出及び共有(目標の設定)
 - 目標達成に向けた取組の検討及び実行(大学講師などの有識者による助言を含む。)
- ・アドバイザー派遣による個別支援
- ・各市町村の課題に応じた助言等を行うアドバイザーを派遣している。
- ・市町村へのアドバイザー派遣
- ・重層的支援体制の整備に向けて取り組む市町へアドバイザーを派遣し、地域づくりを含む重層事業の取り組みに関する困りごとや課題に対する支援を行っている。／等

問4 地域づくりについて注力している取組の具体的な内容(続き)

(続き)

⑦ 精神保健、刑務所出所者、難病患者等、都道府県が支援関係機関となる分野での取組(0件)

⑧ 都道府県庁内での関係部署間の協議(0件)

⑨ 福祉部門以外との連携(2件)

- ・ 他業種や福祉以外の機関との連携について
- ・ 農村RMOの協議会に参画するなど、庁内連携も進めている。

※その他(3件)

- ・ 地域づくりとして注力している取組はない。
- ・ 今年度から、社会福祉協議会と連携し、「重層的支援体制整備促進事業」を実施して、重層事業について実施や実施を検討している区市町村、区市町村社会福祉協議会を支援するため、電話相談、訪問による情報提供、助言等のほか、「体制構築に係る手法の分析と展開」、「事例発表(報告)会」、「先行自治体情報交換会」、「報告集の作成」の4つの柱からなる事業を展開して、自治体の後方支援に取り組んでいる。
／等

問5 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりとして注目している都道府県内の取組事例

取組事例として、次の市町村の名前が挙げた。

A県 A市 (重層事業を実施)	取組内容	校内居場所カフェ
	事業実施前後の変化	—
B県 B市 (重層事業を実施)	取組内容	地域づくりトークセッション(住民座談会)…地区ごとに開催。該当地区に関係のある方であれば誰でも参加することができ、「こんなことに困っている」「地域にこんなことがあるといい」「地域でこんなことがしたい」など、地域について話し合う。
	事業実施前後の変化	移行準備では2名体制だったところ、重層開始に伴い3名体制となった。
C県 C市 (重層事業を実施)	取組内容	地域づくりミーティング…重層的支援体制整備事業第3号「地域づくり事業」担い手たちが集い、互いの活動内容、課題、やりたいことを共有。コラボレーション企画を発案・実施
	事業実施前後の変化	重層事業は市民の生の声が聞ける場として様々な部署に活用されており、庁内の関係職員は事業実施の効果を感じている模様。重層事業実施検討の過程が、専門職含めた職員が本気で地域福祉を考える機会となり、人口減や限界集落といった現状を踏まえ、住民の暮らしを守るために必要なのか、職員が考えるきっかけとなっていた。
D県 D村 (重層事業を実施)	取組内容	お互い人や顔を知り合っていること、声をかければ集まってくれるフットワークのよさ(=担い手)を活かして、“かさなる会議”等を通じた事業を展開重層事業を実施している
	事業実施前後の変化	不明

問5 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりとして注目している取組事例(続き)

(続き)

E県 E市 (重層事業を実施)	取組内容	■ 高校生や大学生が地域福祉課題の解決に取り組む市民活動団体と協働し、地域活動の活性化を図っていたり新しい枠組みでの地域作りに取り組んでいる。
	事業実施前後の変化	■ 地域づくりの拠点先に必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員(エリアマネージャー、コーディネート推進員等)を配置、また、まちの課題解決に向けた他分野との情報共有・連携を強化する等、重層事業実施を大きなきっかけとして、取組内容と体制の充実が図られた。
F県 F市 (重層事業を実施)	取組内容	■ 漁福連携
	事業実施前後の変化	■ 参加支援メニューの充実
F県 G市 (移行準備事業を実施)	取組内容	■ 地域の交流拠点
	事業実施前後の変化	■ 市内他地域への展開(2か所目が開所予定)
H県 H市 (重層事業を実施)	取組内容	地域食堂ネットワークを活用した孤独・孤立対策プラットフォームの立ち上げ
	事業実施前後の変化	—
I県 I市 (重層事業を実施)	取組内容	不登校児や子育て家庭の受け皿として、地域センターの平日昼間(第1・3水 9:30~13:00)を全館貸し切りにして、多世代、多分野の方が自由に居心地の良い地域の場所を提供。
	事業実施前後の変化	ない

問5 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりとして注目している取組事例(続き)

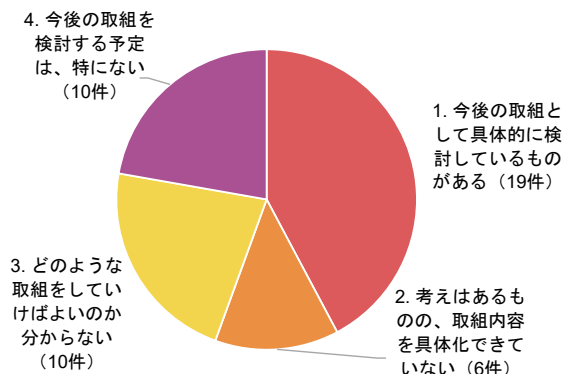
(続き)

J県 J市 (重層事業を実施)	取組内容	住民に身近な小学校区を活動圏域とする団体へ支援を行い、住民が主体となって地域課題の把握やその解決に取り組む事業を推進する。
	事業実施前後の変化	地域の見守りネットワークの中で把握した複雑・複合的な課題を抱える住民やその世帯について、地域の中での解決が難しい場合は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業へとつなぐことで、役割分担しながら支援を行えるようになった。
J県 K町 (移行準備事業を実施)	取組内容	地元のNPO法人と連携し、人と人、商店・企業と地域、人とモノをつないでいく「地域循環型コラボ」の登録制プラットフォームを構築し、それぞれがコラボレーションできる環境を整えている。
	事業実施前後の変化	移行準備事業の受託を契機に、新たな拠点を設立し、それまで実施していた様々な居場所づくり等の取組を統合
L県 L市 (重層事業を実施)	取組内容	市内の旧小学校区の18校区すべてに地域振興協議会を設置。世代や属性を超えた取り組みに対して補助を実施している。
	事業実施前後の変化	ない
M県 M市 (移行準備事業を実施)	取組内容	地域おこし協力隊やeスポーツとの連携による取組み
	事業実施前後の変化	事業実施関係者の多様化、関係団体等での連携強化
N県 N町 (いずれも実施なし)	取組内容	年金支給日に金融機関での相談窓口の設置(年金支給日は、多くの高齢者がお金を引き出すために金融機関を訪れていることから、それに合わせて金融機関に相談窓口を設置し、生活面・健康面の相談受付や各種情報の周知、特殊詐欺被害の防止につなげるため、モデル的に8月より実施。参加機関(包括支援センター、保健センター職員))。今後は他の関係機関とも連携して、相談窓口の拡大や周知の情報充実などを図っていくこととしている。
	事業実施前後の変化	—

問6 包括的な支援体制の整備に向けて、都道府県の今後の取組として検討していること

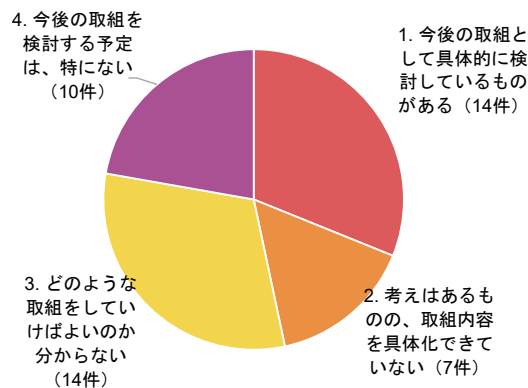
- 相談支援は、「今後の取組として具体的に検討しているものがある」と答えた都道府県が19件と最も多い。
- 地域づくりは、「今後の取組として具体的に検討しているものがある」と「どのような取組をしていけばよいか分からない」が同数で14件となっている。
- 相談支援、地域づくりのいずれも、「今後の取組を検討する予定は、特になし」が10件となっている。

相談支援について(単一回答、n=45)



	合計	1. 今後の取組として具体的に検討しているものがある	2. 考えはあるものの、取組内容を具体化できていない	3. どのような取組をしていけばよいか分からない	4. 今後の取組を検討する予定は、特になし
合計	45	19	6	10	10
	100.0%	42.2%	13.3%	22.2%	22.2%

地域づくりについて(単一回答、n=45)



	合計	1. 今後の取組として具体的に検討しているものがある	2. 考えはあるものの、取組内容を具体化できていない	3. どのような取組をしていけばよいか分からない	4. 今後の取組を検討する予定は、特になし
合計	45	14	7	14	10
	100.0%	31.1%	15.6%	31.1%	22.2%

問6-1 地域づくりについて、検討している今後の取組内容や考え

- 問6で、地域づくりについて、「今後の取組として具体的に検討しているものがある」、または「考えはあるものの、取組内容を具体化できていない」と答えた21都道府県に対し、検討している今後の取組内容や考えを自由記述形式で質問したところ、21都道府県すべてから回答が得られた。

① 法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供(6件)

- ・ 事業アセスメントと地域アセスメントの重要性を市町村へ伝え、それぞれ実施する意向がある市町村に対しては支援を行う。
- ・ 県で把握している地域資源の現状把握・整理を行い、市町村での包括的な支援体制への活用に向けて情報提供・支援を行う。
- ・ 地域づくりを含めた包括的支援体制に係る研修の実施、住民主体の地域福祉活動に係る事例提供等
- ・ 地域づくりに特化したものではないが、総合相談支援体制構築のプロセス等をまとめた報告書を作成し、市町村等へ周知する予定。
- ・ 地域づくりの好事例を実践している市町村と連携して、実践事例の紹介や課題の共有等を行う。
- ・ 「包括的な支援体制の整備」に係る都道府県キャラバンにおいて、県外及び県内の先行自治体から報告をいただき、県内市町村へフィードバックする予定

② 市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催(8件)

- ・ 重層事業実施のきっかけを作る研修(全県)の実施
- ・ 引き続き、自治体の状況を把握し、お悩みに応じた研修会を開催する。
- ・ 研修等の内容について、新たな内容を導入できないか検討中
- ・ 研修を継続的に実施する予定である
- ・ 福祉分野以外の地域づくりに携わる関係者も対象とした研修会の開催。
- ・ セミナー等を通して、重層事業先行事例の共有や実施にあたっての評価活動の共有等を行う予定。

② (続き)市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催

- ・ 地域づくりを含めた包括的支援体制整備に関する市町村職員等の理解促進(研修会実施等)
- ・ 県社会福祉協議会と協力してのセミナー開催

③ 福祉部門における市町村間の意見交換の場の提供(1件)

- ・ 県内地域間での情報共有等による連携強化

④ 各市町村の取組状況や困りごと、課題等の情報収集(3件)

- ・ 県内市町村の取組事例の収集
- ・ チェックリストによる各市町の実態把握。
- ・ 県内市町村のニーズを把握し、県として可能な支援を考えていきたい。

⑤ 各市町村の個別の課題に応じた支援(アドバイザー派遣など)(4件)

- ・ 引き続き市町村間での情報共有や専門家の派遣を通じ、市町村への支援を行う。
- ・ 引き続きセミナーの開催やアドバイザー派遣、研修を通して地域と連携して課題解決できるような人材の育成を行う。
- ・ 現在実施している取組を継続しつつ、市町村の規模や現状、ニーズに応じた支援を随時展開する。
- ・ 市町村担当者への直接的な伴走支援(定期訪問による事業の検討や関係機関等との協議への支援)の実施を検討。

⑦ 福祉部門以外との連携(1件)

- ・ 現在、各市町の個別の課題に応じた助言等の支援を行う事業を実施しており、今後は、福祉分野だけでなく、様々な関係者が参画しながら取組を協議する体制の整備に向けた後押しができるような事業展開としていきたいと考えている。

問7 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進に必要な取組、課題

■ 包括的な支援体制の整備に向けた、分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進に必要な取組、想定される課題について、自由記述形式で質問したところ、32都道府県から回答が得られた。

■市町村の理解促進(2件)

- ・市町村に具体的な例を提示し、各市町村でも実現可能な取り組みである認識を持たせること。
- ・地域づくり推進の前段階として、包括的支援体制整備に係る社会福祉法上の規定や概念(重層的支援体制整備事業の位置づけも含む)および必要性を市町村が理解すること

■多機関連携(9件)

- ・県や市町それぞれの行政内でも福祉の部署だけでなく、まちづくりの部署を含めて検討するなど様々な部署を巻き込んで地域づくりを進めていく必要があると思う。
- ・庁内においてもなかなか縦割り意識が抜けないことに加え、地域資源とのつながり作りを苦手とする行政職員は多いと思います。
- ・重層事業や地域共生社会の担当だけではなく、関係分野の職員が自分の仕事の一部としてとらえ、一体となって包括的な支援体制を整備に向けて取り組める組織づくりが肝なのではないかと感じています。
- ・包括的な支援体制の所管が厚労省であるため、いかに他部局(特に企画部門(まちづくり))に主体性をもってもらうかが課題。
- ・関係する部局・各課の具体的な連携方法(特に福祉部門以外)
- ・既存の制度や仕組み、補助金等との棲み分けや分担の整理
- ・新たな機能強化のみならず、既存の資源での連携強化に関する取組
- ・各自治体の各所属間内での連携や理解が課題になると考えられる(実際、そういった御意見をよくうかがう)。
- ・市町村における課題として、他分野を担当する部局との連携の難しさや、小規模自治体においてはマンパワー不足などがあると考えられる。

■包括的な支援体制の分りにくさ(4件)

- ・包括的な支援体制の整備(第106条の3)については、その手法として位置づけられている重層的支援体制整備事業(第106条の4)と比べ、残念ながら、わかりにくい概念となっている。つまり、何を、どのようにすれば、包括的な支援体制の整備が行われているか、当該自治体が自ら評価することや、外部からその取組を評価することが難しいものとなっている。
- ・重層事業のスキームがまさに重層的であり、制度に対する理解が得られにくい課題がある。(担当者が異動等で変わるたびに「重層＝単なるワンストップ化」というイメージを持つ職員が絶えないという声を市町村から聞く。)そのため、都道府県においては市町村等向けの研修、市町村においては庁内関係課や市町村社協との連携を図るための会議や勉強会を定期的に開催することが必要だと考える。
- ・異なる分野の所属や機関、団体への制度理解が進んでいないことにより連携体制を整備するのに時間がかかることが課題と考える。今後は、住民も含めた周知・啓発により制度や目的の理解を図り、参加協力を得やすくする取り組みが必要と考える。
- ・「地域づくり」という概念が抽象的なため、課題や必要な取組が具体化しにくいことが課題。どうすれば「地域づくり」ができていないか、できているかどうかの設定が曖昧なため、新しい取組の要否や具体的にどのようなことを取り組むべきかについて判断しがたいと思われる。

問7 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進に必要な取組、課題(続き)

(続き)

■持続可能な体制づくり(2件)

- ・分野を超えた連携や、地域資源との連携が進んでいる自治体においても、属人的になっている場合が多いと感じている。
- ・継続的に取り組みを進めるため、異動があっても引き続き中心となって取り組みを進めることができる人材の育成と、組織として包括的な支援を行う連携体制の整備が課題と考える。

■細やかな支援(2件)

- ・市町村ごとに取り組みの進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、全体研修により取り組みを推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつあると感じており、アドバイザー派遣等の取り組みを行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。
- ・県内市町村のニーズを把握し、県として可能な支援を考えていきたい。

■地域住民との協働(4件)

- ・地域住民に対し、福祉活動への参加をどのように促していくかが課題となっている。
- ・地域づくりは庁内連携だけではできず、社協をはじめ住民や民間支援団体等の地域の力が不可欠であるが、地域と行政が同じ方向を向いて取組を行うことは、庁内連携よりも難しく時間もかかり、どう地域の理解を得るかが課題である。行政が目指すところを示すだけでなく、生活支援コーディネーターや自治会、子ども食堂等の既存の制度や支援を活用して住民のニーズや地域課題を把握し、適切な支援につなげることで、1件1件成果を着実に積み上げることが必要である。
- ・携わる分野や属性等を問わず人と人をつなぎあわせていく場の形成、住民の参加促進、住民と市町村との関係構築
- ・福祉相談のデジタル化等により現在県内8市と検討会を実施。今後もデジタル化の枠にとらわれず情報共有等を進めていきたい。

■地域資源、取組事例の把握(8件)

- ・市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価(事業アセスメント)するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価(地域アセスメント)し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する(新規、継続、組み換え、廃止の検討)のことが重要だと考えている。県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行うべきだと考えている。
- ・自治体の規模に応じた先進事例の共有。
- ・市町において、まずは、社協を含む社会福祉法人、NPO法人、任意団体など、地域の多様な主体による取組(社会資源)を把握することが必要と思われる。その後、必要に応じ、どのような連携、協働が有り得るかなどを関係者間で検討することが望ましい。なお、県においては、そうした市町の取組に関して、横展開を図ることや助言を行うことなど、後方支援の視点で継続的に働きかけることが求められると考えている。
- ・各市町がそれぞれの課題と強みをまず把握し、主体的に事業をデザインできるように段階取りや進め方の共有に向けた推進活動が重要であると考えています。
- ・他県自治体の取組事例の情報収集
- ・まずは、市町の強み、弱みを把握することが必要と考えます。その上で、地域の社会資源をどれだけ取り込んでいけるかが重要になると考えます。
- ・地域においてどのような資源があるか把握していない、把握して結びつける人材の不足
- ・まずは、各地域での現在の取組状況を自治体職員とともに確認していくことが重要であることを痛感しているものの、現時点で一部市町村の一部分しか確認できていない。県においてもマンパワー不足が課題であり、市町村と密に情報共有を図るための人員配置体制等の見直しや委託事業の予算確保などが課題となっている。

問7 分野や制度の枠組みにとらわれない地域づくりの推進に必要な取組、課題(続き)

(続き)

■重層事業実施のための体制確保(マンパワー不足等)(5件)

- 事業の必要性や有用性は理解しながらも、現状の業務に忙殺されており、新たな取り組みに踏み出せないところが多いのではないか。
- 地域の相談者が様々な支援ニーズを抱えている場合、アウトリーチ等を通じた支援を要するため、各相談支援事業から多機関協働事業につながる体制を構築することが必要
- 地域福祉支援コーディネーターの担い手不足、相談支援員のスキルアップ、新たな事業に関わることにに対する負担感の軽減
- 包括的な支援体制の構築に向けては、地域づくりを推進していくための人員体制を充実させることが課題と考える。
- 都道府県や市町村に必要な取組は、県域のスケールメリットを活かし、福祉分野にとどまらない(住宅、まちづくり、農業部局等)取組の模索、県庁内の福祉部局を超えた分野横断化、市町村への長期的な支援を見据えた県の体制の構築・維持。課題は、人口減少による担い手不足。それに伴う地域資源の少なさ。県として、市町村の主体性を引き出せるような働きかけ方

■財政支援(2件)

- 重層事業の実施に向けた人員確保(専門職の派遣などによる増員)や財政支援(意向によるインセンティブの付与)が、とりわけ小規模自治体には必要
- 包括的な支援体制の整備(第106条の3)を推進するためには、従来の少子、高齢、障害、生活困窮の枠組みにとらわれない予算制度が必要だと考える。社会福祉法の改正に向けた「地域共生社会の在り方検討会議」が国で組織されており、重層事業について、「財源の在り方を含む持続可能な制度設計」が「議論の視点」として挙げられている。自治体からは、目玉であるはずの交付金事務が複雑であるとともに、煩雑であることを懸念した声が聞かれる。包括的な支援体制の整備(第106条の3)に向けて、概念だけではなく、予算が執行しやすいこと、体制整備に向けた予算措置が行われること、が必要と考える。(また、包括的な支援体制の整備と重層事業とで、財源面で、重なり合う部分があるのか、合わないのか、自治体がわかるように説明する必要があると思う。)

■その他(3件)

- 特になし
- 既存分野の「地域づくり」に留まっている。
- 本県では包括的な支援体制の整備について、体制整備市町村数がKPIとなっているが、何をもって包括的な支援体制が整備できたとするのか、県としての指標の設定が課題となっている。

令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

地域共生社会の実現に向けた
分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究

報 告 書

令和7（2025）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2